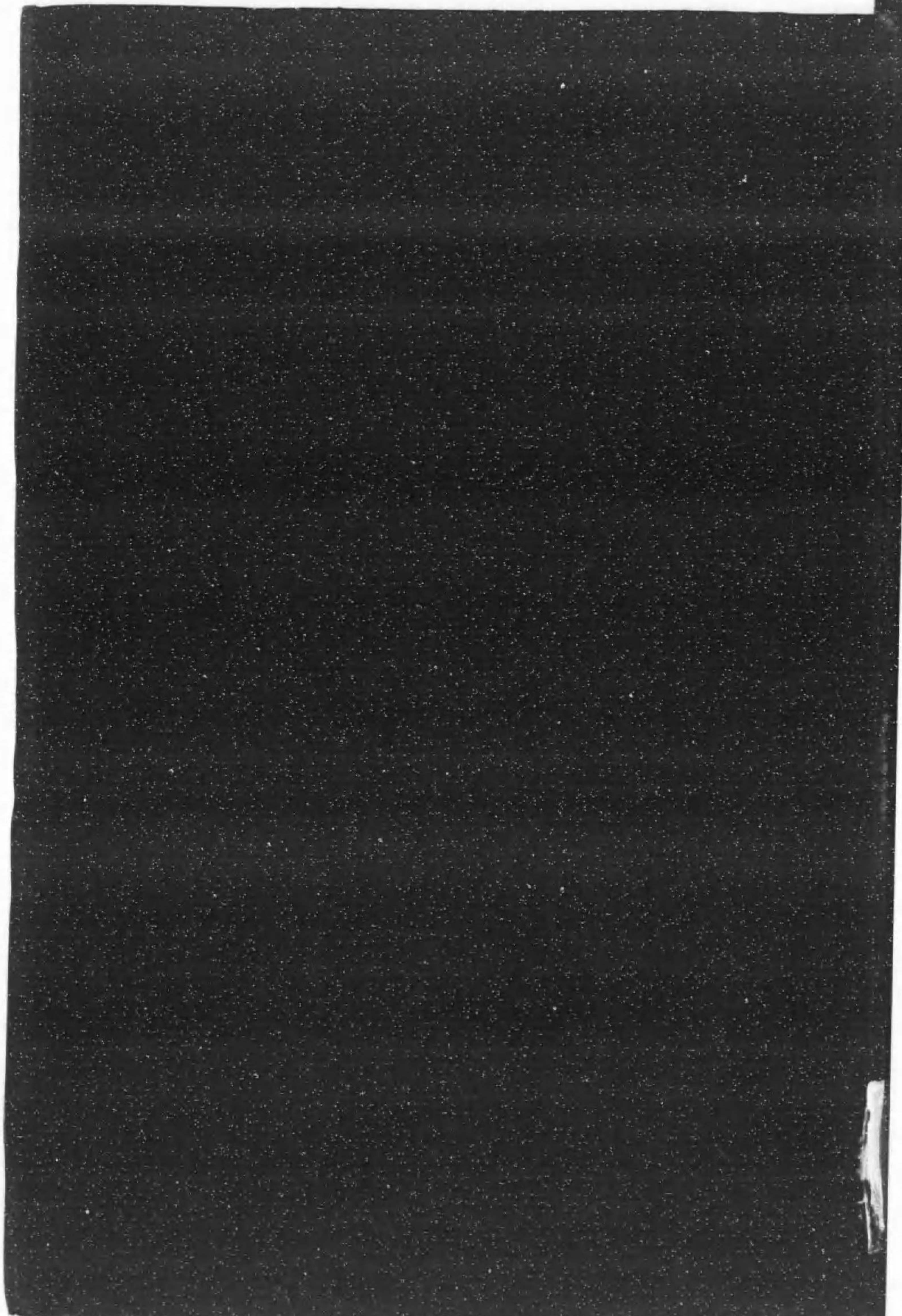


始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ¹⁸/₁₀ 1 2 3 4 5



特216
702



新修女子

于帝國小史上級用教授參考



凡 例

- 一本書は、新修女子帝國小史の上級用を用ゐて、國史の中等教育に當られる方々の参考に供するが爲めに編纂したものである。
- 一本書は、各章毎に、總説と解説との二部に分ち、總説に於ては、先づ、如何なることを理解せしめるのが、その章の主旨であるかを説明し、解説に於ては、本文中の重要な史實、并に時代語、術語等の説明と挿入せる圖版に就いての解説を加へた。
- 一各章の標題の下に註した括弧内のゴチックの數字は、教科書の頁を示した。
- 一圖版には、一々その典據を示しておいた。
- 一本書の解説は、簡要を旨としたものであるけれども、必要に應じて特殊の説明をなし、または、古今の文獻を掲載するなど、出来るだけの注意を拂つた。

昭和十四年八月

著 者 識

目次

第一章	肇國と國體の精華	一
第二章	社會組織と國民道德	九
第三章	大陸文化の攝取	二五
第四章	外來文化の醇化	六五
第五章	武士の勃興	八三
第六章	建武中興	一〇八
第七章	東山文化	一二四
第八章	社會の革新	一三六
第九章	文教の復興	一五四
第十章	勤王思想と明治維新	一八一
第十一章	帝國憲法と教育に關する勅語	二〇九
第十二章	現代の大勢と女性の覺悟	二二四
	——終——	

新修女子帝國小史教授參考

第一章 肇國と國體の精華 (一)

總說

○我等日本人は、同一の民族であり、また、その總本家たる皇室を上を戴き、別家、分家など、數多く分れて、おの／＼一部族を爲し、その族長を奉じたけれども、各族長は、共に、皇室を中心として、君臣の義を守るが故に、その關係は、極めて濃厚であつた。従つて皇室と國民とは、宗支父子の緣故がある上に、君臣の義をも兼ねてゐる。さればこそ雄略天皇は、御遺詔の中に、「義乃君臣、情兼父子」と仰せられた。(日本書紀、雄略天皇二十三年八月丙子、崩御の條)即ち日本國民は、皇室と同じく神の御末であり、多數の家族團體が、皇室を中心として國家を組織してゐる。これが我が國體の基くところである。勿論國內には、蝦夷、熊襲などの異つた種族があり、後には、支那、朝鮮の歸化人もあるけれども、日本民族の鞏固な團結と、國家の發展とにより、年月を経ると共に、自然これを同化して、全く同一の思想、感情、性格、體質の下に融和し、溶解した。もはや異つた種族としての存在でない。我が皇室は、日本民族の族長におはします。族長におはしますが故に、萬世一系の皇統が、天地と共に窮まるところなく、永久に、この國に、君臨あらせられるのである。國體の精華は、かやうな君民同祖の關係に立つ國家なればこそ、實現せられた。

解説

○肇國 肇は、はじめ、肇國は、國をはじめること。即ち國家のはじめである。

○三度の御聖業 伊弉諾尊、伊弉冉尊二柱の神が、大八洲國を御開きになつたことは、古事記に、

於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固三成、是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也。

とあるが如く、漂へる國を修理固成し給はんが爲めの御聖業である。また天照大神は、日本書紀に、伊弉諾命、伊弉冉命が、

吾已生大八洲國及山川草木、何不生下天下之主者歟。於是共生日神。

とあるが如く、天下の主たる神として、生れましたのである。書紀に、

光華明彩、照徹於六合之内。

と見えて、宏大無邊の御稜威は、六合の内至らぬくまもなく、萬物を化育あらせられ、更に國家の發展を望ませ給ふが爲めに、天孫の降臨となり、また特に神勅を賜はつて、君臣の大義を定め給ひ、我が國の基礎を確定せられた。また神武天皇の御事業は、御東征の時の勅語に、遼遼之地、猶未盡於玉澤、遂使三邑有君、村有長、各自分疆、用相凌躐。抑又聞於鹽土翁一曰、東有美地、青山四、周……余謂、彼地必當足下以恢弘天業、光宅天下とあり、御即位の時の勅語に「上則答乾靈、授國之德、下則弘皇孫、養正之心」(日本書紀)と仰せられたやうに、天業を弘めて、平らげく安らげく、天下を統治し給ふが爲めに、しましたのである。かやうに三たびの御聖業によつて、國家としての體制が茲に定まり、帝國の存在が、立派に價值づけられた。中にも天照大神の御神徳は極めて高く、天壤無窮の皇運もまた、大神の御稜威に淵源してゐる。また神武天皇の御事業があつて、社會の不安が一掃せられ、萬民悉く平和を樂しむことが出來た。故に我が皇室では、天照大神を皇祖、神武天皇を皇宗として、御崇敬あらせられるのである。

○教育勅語 御下賜のことに就いては、詳しく下文第十一章に説明してある。

○宏遠 宏は廣い、遠は遠いこと。宏く遠い、弘大にして悠久なるをいふ。

○皇太神宮(圖版) 伊勢參宮名所圖會所載。寛政年間に拜寫したものである。

○國體の淵源 淵源の淵は深い、源は物ごとはじめ、深くして遠いことをいふ。國體の基く所の義。抑我が國民は、總て同一民族であり、また同一民族を基礎とする多數の家族團體が集まつて、國家を爲したものであり、その中心が、申すまでもなく皇室であらせらる。一家を率ゐるものは、一家の尊族たる家長であると共に、總ての家族團體を通じての最高の尊族は、皇室にまします。皇室が我國に君臨あらせられるのは、これが爲めである。君臣の關係は、父子の關係の延長であり、我が國家は、各家族の延長である。君臣の義は、父子の親を兼ねるといふのも、その意味である。かやうな温い情愛を以て結ばれてゐるのは、我が國以外にはない。それが國體の淵源である。

○國體の尊嚴 皇室を總本家として成立つた我が國では、一家に於ける父子と同じ關係によつて、皇室の御血統が君臨あらせられる。萬世一系の皇統は、その自然の結論である。即ち皇室があつて、然る後に國民があるので、國民の爲めに立てまゐらせた主權者でない。子供があつて、親があるのでなく、親があつて、はじめて、子供があるので同一である。即ち皇室の尊いのは、全くその御血統が尊いからである。外國のやうに、偉いものが、天下を取るといふのは、全く國家の成立ちが違ふ。本居宣長は、葛花の中に、これを説明して、次のやうに述べてゐる。

皇國は、神代より、君臣の分早く定まりて、君は本より眞に尊し。その貴きは、徳によらず、もはら種による事にて、下にいかほど徳ある人あれ共、かはることあたはざれば、萬々年の末の代までも、君臣の位動くことなく、嚴然たり。故に下に觀觀の心をいだく者もなく、上に位を失ひ給はんの恐れもなし。異國は、徳を尊ぶ俗にて、庶人といへ共、徳だにあらば、貴しと思ふ故に、おのづから上をあたざる心有りて、つひに篡奪の禍をまねけり。

簡にして要を得てゐる。要するに、我が國の君臣の關係は先天的であり、外國の君臣關係は後天的である。自然のままの君臣の關係と、人爲による君臣の關係とが、日本と外國との間における國體の相違である。誠に宣長のいへるが如く、徳のあるものが、帝王となる習慣のある所には、必ず宜くない現象が伴ふ。第一に徳のあるものを定める標準がない。自分は、お前よりも徳があるから、帝王となる資格がある。速にその地位を譲り渡せといはれた場合、力に於て及ばないと曉れば、已むを得ずこれを譲り渡す。支那では、これを禪讓といふ。またその要求を否定した場合には、武力の争が起る。要求者が敗れた時は、亂臣賊子といはれるけれども、幸にして勝つた時には、舊勢力に代つて帝王となる。支那では、これを放伐といふ。かくして幾度か革命が行はれた。幸にして我が國には、國家の中心としての皇室がまします。皇室は、國民から撰ばれたものでもなければ、國民を征服せられたものでもない。皇室の御立場は、極めて自然の間に導かれたので、一家の長一族の長たる御身柄から、更に一家一族の集りである國家の主權者に御なりになつた。君臣の關係が、親子の關係の延長だといふのは、その意味である。故に、國民の心は、常に皇室に葵傾し、また皇室に葵傾することの大なるほど、國家の組織が鞏固になるのは、決して偶然でない。皇室を中心として仰ぎ奉る精神生活こそは、我等の最も正しい生活様式であり、幸福の源である。

○天壤無窮の神勅 この神勅は、日本書紀の一書に記され、その原文は左の如くである。

葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。神から「汝がウシハケル（領有）葦原の中國は、我が御子の治らさん（統治）國なり」との神勅を拜した時、直ちに恭順の意を表して、「此葦原中國者、隨命既獻也」といはれ、命の御子事代主命も「恐之、此國者、立奉天神之御子」（古事記）と、父の命に進言せられてゐる。我が國民が、如何なる場合においても、神勅に對して、絶対に服従するといふ確

固たる信念は、既に早く、この時に現はれ、また國體に關する十分の理解のあつた事が、證明せられるであらう。明治時代の國學者飯田武郷が、明治維新の際、幕府最後の將軍徳川慶喜の政權返上に比し、その業績を讚美したのも、決して誤まつた考察でない。

○神武天皇の國內統一の御事業 天皇は、日向を御出發になつてから、約二十年の歲月を開し、千辛萬苦の後、國內を統一遊ばされた。日本書紀に載せられた御即位の時の詔勅は次の通りである。

己未年春三月辛酉朔丁卯、下令曰、自今我東征、於茲六年矣。賴以皇天之威、凶徒就戮。雖邊土未清、餘妖尙梗、而中洲之地、無復風塵。誠宜恢廓皇都、規摹大壯、而今運屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常。夫大人立制、義必隨時。苟有利於民、何妨於聖造。且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位。以鎮元元。上則答乾靈授、國之德、下則弘皇孫養、正之心。然後兼六合、以開都、掩八紘、而爲宇、不可一乎。

かくて二年の後には、愈々準備が整ひ、宮殿も造營せられたので、嚴かに即位の大典を御擧げになつた。

辛酉年春正月庚辰朔、天皇即位。帝位於橿原宮。是歲爲天皇元年。尊正妃爲皇后。……故古語稱之曰、於畝傍之橿原也。太立宮柱於底磐之根、峻峙轉風於高天之原、而始敷天下之天皇號。曰神日本磐余彥火火出見天皇焉。

と日本書紀に記るされてゐる。「始敷天下之天皇」とは、初代の天皇と申す事である。天皇は、この時に於て、天壤無窮の神勅を奉じ、萬世一系の皇統を傳へ給ふ初代の天皇として、動きなき大日本帝國の基礎を御作りになつた。因にいふ。御東征に要せられた歲月は、日本書紀には六年とあるが、古事記には二十年と見えてゐる。今は古事記に従ふ。

○大和畝傍山（圖版） 奈良縣高市郡にあり、山麓畝傍町に鎮座まします橿原神宮（御祭神神武天皇、皇后踏躰五十鈴媛）は、

皇居の跡といはれる所に、造營せられてゐる。流布の寫眞に據る。

○玉の宮居(圖版) 二重橋を拜寫したもの。流布の寫眞に據る。

○國民性 我が國では、神代の昔から、既に不淨不善を忌み嫌ふ心が強かつた。不淨不善は、總てこれを穢と稱し、これに觸れないやうに希望して已まない。穢を忌むことは、即ち心神の清淨を希ひ、罪惡を避けようとする意志の現れである。かやうな意志が、おのづから明るい、朗かな氣持ともなつた。我が國民性は、心神の清淨といふことが中心となつてゐる。平和を愛するの、やはり同じ思想から導かれた。しかし平和を愛するには、平和を亂すものを膺懲するだけの實力の存在が必要である。如何に自分だけが平和を愛する考でも、外部から攪亂するものゝあつた時、これを制壓することが出来なければ、平和の維持が不可能であり、時に或は、自滅を招くやうになる。武勇を尙ぶ氣性は、これが爲めに起つた。尙武と平和とは、車の兩輪の如きものである。國富み兵強くして、いまだ嘗て、外國から陵侮せられた例を聞かない。今日世界の地圖を按じて、歐米諸國の植民地を見ても、悉く皆尙武の氣性に乏しかつた國土に限られてゐる。眞に平和を愛する國民は、必ず尙武の國民でなければならぬ。神武天皇の御東征の如きも、平和を求め給ふが爲めの聖戰である。殊に天皇は、「吾必不假鋒刃之威、坐平天下」(日本書紀)と仰せられた。然るに御聖業を妨げる賊徒があつたればこそ、已むを得ずして、武力を御用ゐになつた。神功皇后の新羅御征伐は、新羅が熊襲と通じて、平和を亂すからであり、日清日露の戰爭も、滿洲專變も、支那事變も、東洋の平和を亂すものを討つ爲めの聖戰であることは、神武天皇の御精神と少しも異なるところがない。この精神は、肇國以來、國民性の一部となつて、今日に及んでゐる。我等は、また、神武天皇が、御東征の勅語(上文五頁参照)を拜し、進歩、發展、向上の途を辿るべき御理想を御示しになつた事に、注意しなければならぬ。皇恩いまだ四方を被ふことの出来ない姿を慨歎あらせられ、はじめて、御東征の御決心を遊ばされた御有様を拜察しても、これを伺ひ奉ることが出来る。御先祖の神々の御遺業を受けつがれて、これを進展せられるのが、天皇の御志であつた。社會人類の進

歩發展向上は、天皇の御理想であり、この御理想を事實として具體化遊ばされたのが、前後二十年に亙り、御辛苦を重ねられた國內統一の御事業である。天皇が進取の御氣性に富ませ給へることは、申上げるまでもない。我が國民が、如何なる困難に遭遇しても屈托せず、いつも、その前途に横はる希望と光明とに邁進する氣性は、天皇の御指導の下に發達したのである。偉大なる同化力も、その一つの現れに過ぎない。かやうな國民性があればこそ、幾度かの非常時を迎へたけれども、常にこれを克服して、國威を發揚し、また、外來文化を攝取し、醇化して、現在の躍進日本の姿を見出し得たのである。國史を學ぶには、まづかくの如き國民性に就いて、十分に理解しておかなければならぬ。

○國體の精華 精は勝れたもの、華は、美なるもの、即ち國體の上に現はれた、美點長所をいふ。

○山はさけ云々の歌 源實朝の歌。その歌集、金槐和歌集雜の部に載つてゐる。假令山が崩れ、海が淺くなるやうなことがあつても、即ち如何なる場合に於ても、皇室に對し奉り、不忠の心を起すことはないといふので、正しい尊王の精神が現はれてゐる。ふた心は忒心、あだし心、不忠の意。「あらめやも」は、「ありはしない」といふこと。

○海行かば云々 萬葉集卷十八、大伴家持の賀陸奥國出金詔書歌一首并短歌とある長歌の一節。(もと萬葉假名、漢字は、萬葉集古義に據る。)

大伴の遠つ神祖の、其名をば大久米主と、負ひ持ちて仕へし官、海行かば水漬く屍、山行かば草生す屍、大君の方にこそ死なめ、願りみはせじと異立て、丈夫の清き其名を、古よ今の現在に、流さへる先祖の子等ぞ、大伴と佐伯の氏は、人祖の立つる異立、人の子は祖の名絶たず、大君に奉仕ふものと、言ひ繼げる言の職業ぞ、梓弓手にとり持ちて、劔大刀腰にとり佩き、朝衛り夕の衛に、大君の御門の衛、我を指きて又人はあらじと、彌立て思ひし増さる、大君の御詔の幸の、聞けば貴み、

大久米主は「大伴氏の遠祖、天忍日命、道臣命たちの、大久米といふ部を帥て、軍事に功勳しく仕奉りしによりて、即ち其

名を大久目主と負持ちて、仕へし職といふなるべし。水漬く屍は、「水に漬る屍といふなり」草生す屍は、「屍の上に草の生るをいふ」さてこの語のすべての意は、天皇の御從に仕奉て、もし海を行時に事あらば、天皇の御爲に命をすて、海中にも沈みてむ、山を行時あらば、即山にて命をすてんといふなり、辭立は、平常に異りて、殊なることをするをいふ言なり。……かくてこそは、赤心不變の志を立ること、常人に異りて、いみじく堅きよしを云ふなるべし、古よは「從古なり、流さへるは」所流なり、所傳有といはむが如し、人祖は、「祖先なり、」人の子は、「これもたゞ子なり、」言の職業は、「大伴佐伯二氏は、其先祖の常人に異りて、殊なる功を立てれば、其子孫は、先祖の嘉名を斷ず、天皇に勤く仕奉らう物ぞと、先祖代々より、言繼來れる職業ぞよと云なるべし、彌立は、「上に異立といへるを受て、彌其を立るよしなり、」思ひし増さるは、「心に歡み彌念を増て、一すぢに勇むよしなり、」大君の御詔の幸云々は、「天皇の御詔の幸の貴さに、彌思増ると云意なり。……幸とは、御恩恵を施して、臣等を幸へ饒しめ賜ふよしにていへり」と萬葉集古義に見えてゐる。なほこの言葉は、續日本紀卷十七、孝謙天皇天平勝寶元年四月の宣命の中にも、「汝たちの祖とも云來らく」として御宣べになつてゐる。それには、「願みはせじ」を「のどには死なじ」となつてゐる。「のど」は徒らの意。蓋し大伴佐伯の兩氏に、古來から傳はる信念であつた。物部氏と共に、朝廷守護の任に膺れる武人である。

○戊申詔書 日露戰後、明治四十一年十月十三日に御下賜になつた。茲に謹載して置く。

朕惟フニ、方今人文日ニ就リ、月ニ將ミ、東西相倚リ、彼此相濟シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス。朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ、友義ヲ悖シ、列國ト與ニ、永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス。願ミルニ、日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル、固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ。戰後日尙淺ク、庶政益々更張ヲ要ス。宜ク上下心ヲ一ニシ、忠實業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ實ニ就キ、荒怠相誡メ、自強息マサルヘシ。抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、我カ光輝アル國史ノ成跡トハ、炳トシテ日星ノ如シ。定ニ克ク恪守シ、淬礪ノ誠ヲ輸サ

ハ、國運發展ノ本近クスニ在リ。朕ハ方今ノ世局ニ處シ、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ、維新ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ。爾臣民、其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ。

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

○國史の成跡 成は、物事の出來上る事、跡はアト、即ち成し遂げた事業、國史上に現はれた立派な出來事をいふ。

第二章 社會組織と國民道德 (七)

總說

○上代の社會は、氏を單位として組織せられてゐる。氏は血族團體であり、またそれ等の血族團體は、氏の上と稱する首長によつて統率せられ、世官世職を以て皇室に仕へた。これを氏族といふ。氏族は、多數に分れてゐるけれども、共に等しく神の御末であり、皇室がその中心に立たせ給ふ。皇族は各氏族の族長にましまし、氏族の首長に姓を賜はり、各氏族を統率して大政をみなはした。これを氏族制度といふ。従つてその社會組織は、政治組織でもあつた。要するに、君民は同祖であり、總ての國民は、同一の民族である。これが爲めに、一致團結の力は極めて強く、やがてまた、皇室を中心とする敬神崇祖の思想が涵養せられ、氏神の信仰となり、忠孝の一致となり、明確なる國體觀念となつて、國民道德の基礎を築いた。今日の家族制度は、氏族制度に淵源するものであり、敬神、尊王、愛國を以て、終始一貫せる國民道德は、君民同祖による民族の構成に由來することを、特に注意しなければならない。

解説

○皇別神別蕃別 新撰姓氏錄に、「天神地祇之胃、謂之皇別、天皇皇子之派、謂之皇別、大漢三韓之族、謂之諸蕃」とあるので、その意味は明かである。諸蕃、またこれを蕃別といふ。姓氏錄は、畿内に於ける氏族の自由を記したもので、嵯峨天皇の弘仁六年、中務卿萬多親王、右大臣藤原園人、參議藤原緒嗣等六人が、勅命を奉じて撰んだ。

○高天原 日本人の故郷、何處であるかは詳かでない。(一)大和とするもの、山崎闇齋(風水草菅窺)谷重遠(神代卷鹽土傳)吉見幸和(國學辨疑)、河村秀根(書紀通釋)、伊勢貞丈(神道獨語)等の江戸時代の學者を始め、白鳥庫吉博士(考古學雜誌)、津田左右吉博士(神代史の研究)、高橋健白博士(考古學雜誌)等の説である。(二)常陸とするもの、新井白石(古史通)の説である。(三)伊勢とするもの、久米邦武博士(大日本時代史)の説である。(四)朝鮮とするもの、横山由清(食貨志略)、金澤庄三郎博士(日鮮同祖論)の説である。(五)バビロンとするもの、ケンベル(日本誌)の説である。(六)馬來半島とするもの、ドエニイツ(日本人種新論所引)の説である。しかしまだ、これを決定すべき時期に達してゐない。従つて學者の假定説を教へる事は、寧ろ避けた方がよいと思ふ。

○氏 血族團體を區別する爲めの稱呼である。その混同を避けたり、指示を明確にするには、當然それが必要であつた。しかし同一の血族團體即ち或る氏族が繁榮すると、やはり同じ作用が起る。かくて中臣氏は、藤波、香取、鹿島の諸氏に分れ、大伴氏は、太田、平松、富永、甲賀、設樂の諸氏に分れ、物部氏は、榎井、石上の諸氏に分れた。これを苗字といふ。即ち氏は、血族團體の稱、苗字は、家の稱である。苗字は、平安時代の末からはじまり、鎌倉時代から隆んになり、室町時代になつて一般に行はれた。かくして氏を稱することが廢れ、今では、苗字ばかりが行はれてゐる。但佐伯、滋野など、氏がそのまま苗字となつたものもある。なほ氏も苗字も、他と區別する必要から起つたのであるから、これを區別する必要のない

皇室には、御氏も、御苗字もない。天照大神の御直系であり、最高最貴にましますからである。たゞ皇族の方々は、區別する必要があるので、有栖川宮、伏見宮などと申上げることになつてゐる。

○中臣氏 神別。津速魂命三世の孫天兒屋根命から出てゐる。天孫降臨の際、天照大神の詔を受けて輔弼の臣となり、祭祀を掌つた。またその孫天種子命も、神武天皇に仕へて祭祀を掌つてゐる。その後直系の子孫は、鎌足の時、藤原氏を賜はり、傍系の子孫が、大中臣氏を稱して、世々神祇官の職員となつた。

○齋部氏 神別。高皇產靈尊の子天太玉命から出てゐる。はじめ忌部といひ、後に齋部と改めた。天太玉命は天孫降臨の際に供奉し、天兒屋根命と共に祭祀を掌つた。その後中臣氏ばかりが盛んであり、齋部氏は遂に衰へたのである。

○大伴氏 神別。高皇產靈尊五世の孫天押日命から出てゐる。天押日命も、天孫降臨に供奉し、またその三世の孫道臣命は、神武天皇に仕へて軍功があり、大伴部を率ゐて宮門を衛り、爾來武を以て現はる。淳和天皇の時、御諱を避けて伴と改めた。

○物部氏 神別。饒速日命から出てゐる。命は、早くから大和の地方に住し、長髓彦の妹を娶りて可美眞手命を生む。神武天皇の御東征の時、長髓彦の奉する所となり、一時王師に抗したが、その後長髓彦を殺し、可美眞手命と共に歸順した。天皇これを賞して、寵遇あらせられ、遂に大伴氏と共に、軍事を掌らしめ給ふ。物部守屋は、その子孫である。

○品部 各氏に隸屬せる私民。また部曲ともいふ。部曲は、トモベともカキベとも訓む。姓序考に、「部曲は、既云し如く、各氏の下にありて、其職業を爲せるものを云り」と見ゆ。中臣氏に中臣部、忌部氏に紀伊忌部、阿波忌部、讃岐忌部、筑紫忌部、大伴氏に大伴部、佐伯部、物部氏に物部、土師氏に土師部、田部氏に田部が隸屬せるなど、その一例である。大化改新の時に廢止せられた。

○氏上 氏族の長をいふ。同族及び品部を率ゐて朝廷に仕へた。氏神を祭るのも氏上の任務である。同族の人々を氏人とい

ふ。

○姓 尊卑の階級を叙し、貴賤の別を定める爲の稱號。神別の諸氏には、連姓を賜はり、皇別の諸氏には、臣姓を賜はつたやうに思はれる。しかし、その順序は詳かでない。

○大臣大連 古事類苑の解釋が、要領を得てゐるから、左に抄出して置く。

大臣ハ、オホオミト訓ジ、臣姓ノ諸氏ヲ統領シ、大連ハ、オホムラジト訓ジ、連姓ノ諸族ヲ統率ス。而シテ共ニ、臣連ニ造ノ上ニアリテ、天下ノ庶政ヲ總攬スルコト、後世ノ左右大臣ノ如シ。今其始ヲ尋スルニ、大臣ハ、成務天皇ノ朝ニ、武内宿禰ガ大臣ト爲リシニ起リ、其子孫相繼ギテ世々ニ任ジ、大連ハ、垂仁天皇ノ朝ニ、物部氏ヲ以テ之ニ任ジ、仲哀天皇ノ朝ニ、大伴氏ヲ以テ之ニ任ゼシヨリ、常ニ此二氏ヲ以テ此職ニ居ラシメタリ。時ニ大臣ヲ置ケバ大連ヲ置カズ、大連ヲ置ケバ大臣ヲ置カザリシニ、雄略天皇ノ朝、始テ大臣大連相並ビテ朝政ヲ執レリ。用明天皇ノ朝ニ物部氏夷滅セラレ、大伴氏亦勢ヲ失ヒ、蘇我氏獨リ大臣トナリシヨリ、又大連ヲ置カズ。皇極天皇ノ朝ニ、蘇我氏亦亡ブルニ至リ、大臣モ亦廢セラレ、孝徳天皇ノ朝、更ニ左右大臣及ビ内臣ヲ置ケリ

なほ古事類苑に、武内宿禰の子孫が、相繼ぎてこれに任ずとあるのは、許勢、平群、蘇我、葛城の諸氏をいふ。

○國造 朝廷から一國を賜はり、その地方を統治し、人民を支配するものをいふ。國と稱しても、後世行政區劃の整理確定した時の一國の如く、廣大な地域でなく、また大小廣狭なども區々であつた。要するに地方の領主であり、江戸時代の大名に類似してゐる。神武天皇が、國內を平定して、都を橿原に定められた時、珍彦を倭國造に、劍根を葛城國造に封ぜられたのがはじめである。その後、國造を増置せられたことが多い。國造の増置は、朝廷の御威光が、次第に遠い國々にまで及んだ事、及びその地方の開けた事を意味する。今参考として、神武天皇この方の國造表を掲げておく。これを見ても、皇威伸張の有様が、想像せられようと思ふ。大化の改新の時に廢止せられ、概ね郡司に任命せられた。授業の際、それ／＼の地方

で、郷土史的の教材に使用せられたい。

御代	國造の名	現代地名
神武天皇	大倭國造	大和國
同	葛城國造	大和國葛城郡
同	凡河内國造	河内國
同	山代國造	山城國
同	伊勢國造	伊勢國
同	素賀國造	遠江國素賀村(今、小笠郡曾我村)
同	紀伊國造	紀伊國
同	宇佐國造	豊前國宇佐郡
開化天皇	三野前國造	美濃國本巢郡
崇神天皇	知知夫國造	武藏國秩父郡
同	科野國造	信濃國
同	久比岐國造	越後國頸城郡
同	高志深江國造	越後國頸城郡深江村
同	出雲國造	出雲國
同	石見國造	石見國
同	吉備中縣國造	備中國

同	同	同	同	同	同	成	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
						務																					
						天																					
						皇																					
廬	珠	遠	參	尾	島	伊	山	葦	阿	穴	吉	上	那	甲	阿	火	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波	波
原	流	淡	河	張	津	賀	背	分	武	門	備	毛	須	斐	蘇	國	多	久	岐	國	國	國	國	國	國	國	國
國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造

備後國の北部地方(?)
 土佐國幡多郡
 肥後國
 肥後國阿蘇郡
 甲斐國
 下野國那須郡
 上野國
 備後國安那郡(今、深安郡の内)
 長門國
 長門國阿武郡
 肥後國葦北郡
 山城國
 伊賀國
 志摩國
 尾張國
 三河國
 遠江國
 駿河國駿河郡(今、駿東郡)
 駿河國廬原郡(今、廬原郡)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
相	師	无	須	馬	上	伊	武	菊	阿	新	筑	仲	久	高	近	額	三	斐	陀	陀	陀	陀	陀	陀	陀	陀	陀
武	長	刺	惠	來	海	甚	社	麻	波	治	波	波	自	自	淡	野	野	陀	陀	陀	陀	陀	陀	陀	陀	陀	陀
國	國	志	國	多	上	甚	國	國	國	國	國	國	國	國	海	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造	造

相模國
 相模國餘綾郡(今、中郡の内)師長郷(?)
 武藏國
 上總國周准郡(今、君津郡の内)
 上總國望陀郡(今、君津郡の内)
 上總國海上郡(今、市原郡の内)
 上總國夷隅郡
 上總國武射郡(今、山武郡の内)
 上總國市原郡菊麻
 安房國
 常陸國新治郡(今、眞壁郡)
 常陸國筑波郡
 常陸國那珂郡
 常陸國久慈郡
 常陸國多珂郡(今、多賀郡)
 近江國野洲郡
 美濃國池田郡(今、揖斐郡の内)額田郷
 美濃國
 飛騨國

成 務 天 皇
 阿 尺 國 造
 思 國 造
 伊 久 國 造
 染 羽 國 造
 浮 田 國 造
 信 夫 國 造
 白 河 國 造
 石 背 國 造
 石 城 國 造
 高 志 國 造
 三 國 造
 角 鹿 國 造
 能 等 國 造
 伊 彌 頭 國 造
 佐 波 國 造
 丹 波 國 造
 但 遲 麻 國 造
 二 方 國 造
 稻 葉 國 造

陸奥國(後の岩代國)安積郡
 思は思太の落字にて陸奥國(後の陸前國)志太郡(今、志田郡)?
 陸奥國(後の陸前國)伊具郡
 陸奥國(後の磐城國)標葉郡(今、雙葉郡)
 陸奥國(後の磐城國)宇多郡(今相馬郡の内)
 陸奥國(後の岩代國)信夫郡
 陸奥國(後の岩代國)白河郡
 陸奥國(後の岩代國)岩瀬郡
 陸奥國(後の磐城國)磐城郡(今、石城郡)
 越後國古志郡
 越前國坂井郡
 越前國敦賀郡
 能登國
 越中國射水郡
 佐渡國
 丹後國丹波郡(今、中郡)
 但馬國
 但馬國二方郡(今、美方郡の内)
 因幡國

成 務 天 皇
 伯 岐 國 造
 針 間 鴨 國 造
 針 間 鴨 國 造
 吉 備 品 治 國 造
 阿 岐 國 造
 大 島 國 造
 熊 國 造
 長 國 造
 伊 余 國 造
 都 佐 國 造
 筑 志 國 造
 筑 志 米 多 國 造
 豐 國 造
 國 前 國 造
 比 多 國 造
 末 羅 國 造
 天 草 國 造
 葛 津 國 造
 久 努 國 造
 哀 天 皇

伯耆國
 播磨國
 播磨國賀茂郡
 備後國品治郡(今、蘆品郡の内)
 安藝國安藝郡
 周防國大島郡
 紀伊國牟婁郡熊野
 阿波國那賀郡
 伊豫國
 土佐國
 筑前國
 肥前三根郡(今、三養基郡の内)米多郡
 豐前豐後二國地方
 豐後國埴郡(今、國東郡)
 豐後國日高郡(今、日田郡)
 肥前國松浦郡
 肥後國天草郡
 肥前國藤津郡
 遠江國山名郡(今、周智郡)久努郷

不	明	大分國造	豊後國大分郡
同		多櫛國造	大隅國多櫛郡
同		千葉國造	下總國千葉郡
同		近淡海國造	近江國

○玉作湯神社(圖版) 島根縣史所載。

○砥石(圖版) 玉作湯神社所在地附近から發見せられたもの。島根縣史所載。

○御縣縣主 縣は、國よりも小さい地域を指す稱呼、その朝廷に屬するものは、御の字を附して御縣といふ。延喜祝詞式祈年祭の祝詞に、

御縣座皇神等前白、高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布、御名者白、此六御縣生、甘菜、辛菜、持參、來、皇御孫命、長御膳能、遠御膳能、聞、食、故、皇御孫命、宇豆、御幣乎、稱、辭、竟、奉、久、宣。

とあるが如く大和の高市(高市郡)葛城(南葛城郡)十市(十市郡)磯城(磯城郡)山邊(山邊郡)添(生駒郡)の地方が主要な御縣であつた。御縣を支配するものが縣主で、その職を世襲した。神武天皇の二年、國造を置かれた時、弟猪を猛田縣主、黒速を磯城縣主としたのが始である。大化改新の時に廢せられた。御縣は諸國に散在し、大和の外、山城、河内、和泉、攝津、筑後、筑前、周防、丹波の各地にあつたことが、古文獻に見えてゐる。

○屯田部 屯田は、朝廷の御料地で、官田をいふ。屯田から獲るところの米穀を藏める倉廩が即ち屯倉である。後には、その事を掌る役所の稱となつた。田部は品部、これを率ゐるものが、田部氏である。

○祭政一致 皇室の御祭は、國家平穩、萬民豐樂の爲めであり、御祭によつて、御政を行はせ給ふ。これを祭政一致といふ。

大嘗祭、新嘗祭、祈年祭なども御祭であり、御政であつた。古語拾遺に、

逮于神武天皇東征之年、……建都橿原、經營帝宅。天富命率諸齋部、捧持天璽、鏡、劍、奉安正殿。……當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共床、以此爲常。故神物官物、亦未分別、宮內立藏、號曰齋藏、令齋部氏、永任其職。又令天富命、率供作諸氏、造作大幣、訖、令天種子命、(天兒屋命之孫)解除天罪國罪。……是以、中臣、齋部二氏、俱掌祠祀之職。

とあるのを見ても、祭即ち政であつた實際を知ることが出来る。故に北畠親房の職原鈔神祇官の條に、同じ事を記して、此時天兒屋根命孫、天種子命、專主祭祀事。是乃執朝政之儀也。

と説明した。なほまた續日本紀、光仁天皇、寶龜七年四月己巳の條の勅に、「祭祀神祇國之大典」と仰せられてゐるのも、これが爲めである。今左に、帝國學士院編纂皇室制度史第二卷國體の條から、祭政一致の一節を抄出して參考に供しておく。

敬神崇祖の精神は、具體化せられて祭祀となり、皇室及び國家の祭祀としては、皇祖を始め奉り、歷代天皇及び天神地祇を祭り、國民の間には、氏神祭の儀を生ぜり。上代に在りては、祭祀と政治とは、一にして二なく、神武天皇皇居を橿原に定めたまひし時、神器を正殿に奉安して、同牀に坐し、神宮皇居の別なく、宮中には、齋藏を立て、神物、官物亦別無かりき。同天皇の朝、中臣氏の祖天種子命、齋部氏の祖天富命、相並びて祭事を掌りしも、亦政治を行ひたるに外ならず。當時に在りては、祭祀即ち政治にして、祭政一致の實ありしなり。

○氏神 氏神の事は、古事類苑神祇部氏神の條の解説が、要領を得てゐるから、左に抄録しておく。
氏神トハ、氏ノ祖神ノ義ニシテ、之ヲ「ウチガミ」又「ウチノカミ」ト云ヒ、之ヲ祀レル社ヲ「ウチノヤシロ」ト云ヘリ。凡諸神ノ裔ニハ、各其氏アリ。諸氏ノ人、各其同族ヲ稱シテ、之ヲ氏人ト云ヒ、氏人ヲ統治スルモノ、之ヲ氏ノ長者ト云フ。

故ニ祭祀アルトキハ、氏ノ長者タルモノ、必ズ氏人ヲ率キテ、各其祖神ヲ祭ル。例ヘバ中臣氏ハ、其祖天兒屋命ヲ祭リ、忌部氏ハ、其祖太玉命ヲ祭リテ氏神トナセルノ類是ナリ。又コレヨリ一轉シテ、ソノ祖神ナラザルモ、殊ナル由緒アル神ヲバ、汎ク之ヲ氏神ト稱スルモノアリ。即チ藤原氏ハ、春日神社ノ外ニ、鹿島香取ノ二宮ヲモ、其氏神トナセルガ如キ是ナリ。鹿島宮ハ武甕槌神ヲ祭リ、香取宮ハ、經津主神ヲ祭リテ、共ニ藤原氏ノ祖神ニアラズ。……後世ニ及ビテハ、其祖先ノ神ニモアラズ、又其氏族ニ由緒アルニモ、アラザルモノヲ尊崇シテ、氏神ト稱シ、更ニ一轉シテ、各地ノ産土神ヲ以テ、其氏神ト爲シ、其地ニ生ル、モノヲ以テ、氏子ト稱スルニ至レリ。

○鎮守神 序に鎮守神の事をも説明しておく。古事類苑神祇部鎮守神の解説に、

鎮守神ハ、一ニ鎮主神ニ作ル。其土地ヲ鎮安守護シ給フ神ナリ。……後世ニ至リテハ、氏神ト産土神トヲ擇バズ、總テ其地ヲ守護シ給フ神ヲバ、廣ク之ヲ鎮守神ト稱セリ。

かくして鎮守神と産土神と氏神社との混同があり、今日いふ所の町村の鎮守の社には、鎮守神もあれば、産土神もあり、氏神氏子の關係に大きな變動を來した。産土神は、「ウブスナノカミ」と訓じ、人々の生れた土地を守護し給ふ神の事である。

○吉備津神社(圖版) 岡山縣吉備郡眞金村に鎮座。祭神吉備津彥命。命は孝靈天皇の皇子。崇神天皇の御代四道將軍の一人として、この地方を平げ給ひ、その御子孫が世々吉備國造となつた。また吉備國造が、命を御祭りしたのが吉備津神社である。延喜の制名神大社に列し、明治四年五月國幣中社に列せられた。圖版は、流布の寫眞に據る。

○忠孝一致 帝國學士院編纂帝室制度史第二卷國體の條に、忠孝一致の説明がある。最もその要を得てゐるから左に抄出しておく。

皇室を中心とする敬神崇祖の念は、上古より常に、我が國民精神の根柢を爲せり。祖先を尊崇するの念は、蓋し祖先の恩義を追慕し、其の遺志を紹述するの精神に出づ。父母敬愛の至情を、其の祖に及ぼし、更に溯りて、國の宗家たる皇室を

敬仰するの念と爲る。父母に孝なることは、同時に皇室を敬仰する所以なり。我が國に於ける忠孝一致の大義は、實に此に存す。祖先の尊崇は、更に祖先を神として祀るの風を爲し、崇祖は、即ち敬神と相一致す。記紀に見ゆる我が神話傳説に、祖先の靈又は其の遺物を神として祀ることを骨子とせるもの多きによりても、皇室を中心とする敬神崇祖の思想が、上代に於いて、既に國民精神の根柢たりしことを推知すべし。

續日本紀、聖武天皇天平八年十一月丙戌の條に、葛城王(後の橘諸兄)、佐爲王が、橘氏を賜はらんことを奏請せる上表に、その生母縣大養三千代の功績を述べた中に、「上歷淨御原朝廷下逮藤原大宮、事君致命、移孝爲忠、夙夜忘勞、累代竭力」と見ゆるが如く、「移孝爲忠」のが、忠孝一致の精神であつた。また岡田正利の神學承傳記に、吉川惟足の説を載せて、「吾國は、忠を五倫の第一とし侍れば、……君の爲めに、親を捨るの道はあれども、親の爲に君を捨るの道なし」といへるも、日本人の間に傳はる信念である。

○家庭生活 手工業は、概ね氏族に屬する品部の仕事である。しかし家庭内の機織養蠶が、高貴の婦人、良家の子女の手に成つた事は、日本書紀に「天照大神方織神衣居齋服殿」とあり、その一書にも「稚日女尊坐于齋服殿而織神衣」とあるが如く、また雄略天皇、繼體天皇の皇后が、御親ら養蠶を遊ばされた事實に徴しても明かである。裁縫も、古事記崇神天皇の條の三輪の神婚傳説に、活玉依毘賣が、糸を神の衣の裾に縫ひ付けてあつたことの見えてゐるのを思へば、やはり婦人の仕事であつた。結婚に父母の同意を得る習慣のあつたのは、瓊瓊杵尊が日向に降臨の後、大山祇神の御女木花開耶姫に婚を求め給ひし時「僕不_レ得_レ白_レ、僕父大山津見神將_レ白」と答へられたと古事記にあり、操の正しかつた事は、大國主命の妃須勢理媛が、

我が大國主こそ、男にいませば、打ち見る鳥のさきく、かき見る磯のさきおちす、若草の妻もたせらめ、我はよも女に
しあれば、汝をきて男はなし、汝をきて夫はなし。

と御詠みになつたのでも推測せられる。

○弟橘媛 古事記に次のやうに見えてゐる。

渡ニ走水海之時、其渡神興、廻船不レ得進渡。爾其弟橘比賣命白之、妾易御子而入海中。御子者、所遣之政、遂應覆奏。將入海時、以管疊八重、皮疊八重、繩疊八重、敷于波上而、下坐其上。於是其暴浪自伏、御船得進。

日本書紀にも、同じ事を記して

啓王曰、今風起浪、王船欲沈、是必海神心也。願以妾之身贖王之命而入海、言訖、乃披溲入之。暴風即止、船得著岸。

とあり、明瞭に、媛の御心事を拜察する事が出来る。日本の女性には、昔から義烈の精神に富んでゐた。なほ上代には、妻を陣中に伴ふ風があつた。弟橘媛もその一例である。また景行天皇が熊襲御征伐のをりにも、神功皇后が御供遊ばされた。

○神功皇后 御事蹟は、餘りにも有名であるから詳しくは述べない。御名は、氣長足姫命。「幼而聰明睿智、貌容壯麗」と

日本書紀に記されたやうに、御幼少の頃から御聰明であつた。抑も新羅の御征伐は、新羅が屢々熊襲と通じて、叛亂を起さしめる不義を討たれるが爲めの聖戦である。然るに、御軍を進め給ふ時「奸暴勿聽、自服勿殺」と三軍に令せられた。(日本書紀) かやうな美しい御精神を拜察し、ますく御仁義の御軍であつた事が理解せられるであらう。應神天皇の御代には、永い間、攝政として國務をみそなはした。我が國の女性の中、最も御功績があり、また御坤徳の高い御方である。

○香椎宮(圖版) 福岡縣糟屋郡香椎村にあり。御祭神仲哀天皇、神功皇后。八幡愚童訓、香椎宮編年記などに、聖武天皇の

神龜元年の創建とあるけれども確かでない。續日本紀天平九年四月の條に、香椎宮に奉幣の事が記るされてゐるのが初見である。明治十八年官幣大社に列した。

第三章 大陸文化の攝受(一四)

總說

○我が國には、勝れた精神文化がある。しかし學問藝術及び物質文化に關しては、支那大陸から學ぶべき事が多い。されば三韓の我が國に服屬するや否や、直に三韓を経由してこれを攝取し、尋で、また支那と交を結んで、直接輸入することに努めた。これが爲めに産業が起り文化が進んだ。中にも、國運の發展と密接な關係を有するものが、學問と佛教との傳來である。而も大陸に於ける學問宗教の本質と、我が固有の精神とは異同が多い。進取の氣性に富む國民は、巧にこれを適用して、生活の様式を向上せしめ、或はまた、推古時代を中心とせる絢爛たる藝術たらしめると共に、外國の文化を、國民精神の範疇の内に陶冶することを忘れなかつた。その端緒を開かれたのが、聖德太子にまします。我が國民の偉大なる同化力の現はれは、この頃から漸く著しくなり、遂に奈良時代の文化として、表現せられてゐる。殊に光明皇后は、聖武天皇の御遺詔により、孝謙天皇を輔けて政をみそなはし給ひ、社會事業にも御心を盡され、更に美術の寶庫として、世界に誇るべき奈良正倉院の御物のもとを御つくりになり、額田女王は、萬葉集に名歌を留め給ひ、和氣廣蟲は、弟清麻呂と共に、奸僧道鏡を挫き、國分尼寺の尼僧は、地方民衆を教化するなど、社會國家并に文藝に對する女性の貢獻もまた、注意しなければならぬ。

解説

○素戔嗚尊の三韓地方との御往來 日本書紀の一書に、素戔嗚尊が、御子五十猛尊と共に、新羅國に赴き給ひ、曾尸茂梨に

居ましたことが見えてゐる。また出雲風土記には、尊四世の孫津野命が、出雲は、國が狭いからとて、新羅から土地を引き來り、縫ひ合はせたといふ名高い國引きの傳説が載せてある。當時彼我の間に、交通往來の行はれてゐた一端が想像せられる。吉田東伍博士は、韓地は、神代の昔、我が國の一部であつたと考證した。(日韓古史斷)とにかく密接な關係のあつたのは、疑のない事實であらう。

○天日槍 播磨風土記には、神代の昔に歸化したとあり、日本書紀には、垂仁天皇三年のこととしてゐる。また書紀に、「近江國鏡谷陶人、則天日槍之從人也」とあるから、日槍の歸化の際、朝鮮式の製陶法が傳はつた。陶法は、その後、次第に進歩したことが想像せられる。この外にも、新文化を招來したものがあつたに相違ないけれども、傳はつてゐない。

○九州豪族の支那との交通 漢書地理志に、

夫樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見。

後漢書東夷傳の中に、

倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國。自武帝滅朝鮮、使譯通於漢者三十許國。國皆稱王、世々傳統。其大倭王居耶馬臺。

建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀。使人自稱大夫。倭國之極南界也。光武賜以印綬。魏志倭人傳に、

在帶方東南大海之中、依山島爲國邑。舊百餘國。漢時有朝見者。今使譯所通三十國。其國本以男子爲王。住七八十年、倭國亂、相攻伐歷年。乃共立一女子、名曰卑彌呼。

景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等、詣郡、求詣天子朝獻。太守劉夏遣吏、將送詣京都。其年十二月詔書報倭

女王曰、……今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封附帶方太守假授。汝其綏撫種人、勉爲孝順。

などあるので、その一斑を知る事が出来る。なほ魏志によれば、耶馬臺は、女王の都する所であつた。耶馬臺に關し、内藤虎次郎博士(藝文)、三宅米吉博士(考古學雜誌)、高橋健自博士(同上)は大和とし、白鳥庫吉博士(考古學雜誌)、橋本増吉博士(史學雜誌)、吉田東伍博士(日韓古史斷)は九州と推定してゐる。まだ結論に達しないけれども、九州とするのが妥當であらう。また天明四年に、筑前國那珂郡滋賀島から、「漢委奴國王」と刻した金印が發掘せられた。委は倭と同じである。委奴國は所謂儼縣で、即ち金印發掘の地方であると、三宅米吉博士が考證してから後、遂に學界の定説となつた。

○農業 應神天皇の七年、高麗、百濟、任那、新羅の人を役して韓人池を作り、ついでまた劔池、輕池、鹿垣池、厩坂の池を作られた。池は、灌漑用の貯水池である。その後歷朝、池溝を開かれたことが多く、土地が開け、農業が進んだ。

○養蠶 應神天皇の時に歸化せる秦氏及びその部民は、諸國に散在して、蠶を飼ひ、絹を織る事を掌つた。雄略天皇の御代には、殊に蠶桑の業を勵まし給ひ、秦氏の部民一萬八千餘人を集めて、養蠶織絹の事に従はしめらる。幾もなく絹を貢進すること、山の如くであつたので、太秦の姓を賜ふ。養蠶の法は、これから進み、絹織物が開けた。

○織物裁縫 織物は、應神天皇の三十七年、吳の國から兄媛、弟媛、吳織、穴織が來朝して、はじめて支那の法を傳へ、雄略天皇の七年には、百濟から新漢錦部定安那を貢してから、ますく錦、綾の製法が進み、裁縫は應神天皇の十四年、百濟から縫衣の工女を貢するに及び、はじめて外國の術を學んだ。裁縫は、古くから女子の仕事である。

○陶器 雄略天皇の七年、百濟から新漢陶師高貴が來朝して、はじめて支那の陶法を傳へた。

○刀劍 應仁天皇の御代に、百濟から鍛工卓素を貢したのが、外國の鍛法の傳はつたはじめである。これから我が國の古法を傳へるものを倭鍛と稱し、外國の法を傳へるものを韓鍛と稱して、區別するやうになつた。

○貿易 三韓との交通が開けてから、貿易も行はれた。博多は交通往來の要樞に當つてゐるので、賑やかなことはいふまで

もない。またその貢船は、博多から難波に入港するのが例である。

○度量權衡 秤(權衡)は、崇峻天皇の時に、吳の國から傳はり、斛(量)は、舒明天皇の十二年に、斗、升、斤、兩を定められたことのあるのが初見である。尺(度)は、詳でないけれども、相前後して傳はつたに相違ない。

○阿直岐王仁の來朝 三韓内附の後、半島から、我が國に歸化する者が非常に多い。日本書紀、應仁天皇の條に「七年秋九月、高麗人、百濟人、任那人、並來朝。」八年春三月、百濟人來朝」などと記るされてゐる。漢學の傳來は、應仁天皇の五年に、百濟の貢馬使として來朝した阿直岐が、學問に長じてゐたので、皇子菟道稚郎子がこれに師事せられ、更に阿直岐の言によつて、王仁を招かれたことにはじまる。日本書紀に、「十五年秋八月壬戌朔丁卯、百濟王遣阿直岐、貢良馬二匹。……阿直岐亦能讀經典。菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶。對曰、有王仁者、是秀也。時遣上毛野君祖荒田別、巫別於百濟、仍徵王仁也。」十六年春二月、王仁來之。則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍。於王仁、莫不達。……と見え、また古事記には、「百濟國王照古王、以牡馬壹疋、牝馬壹疋、付阿知吉師以貢上。……又科賜百濟國、若有賢人者、貢上。故受命以貢上人、名和邇吉師。即論語十卷、千字文一卷、并十一卷、付人。即貢進」と見えてゐる。阿直岐は、百濟の魯王の後といはれ、王仁は、漢の高祖の後裔の百濟に移住したものの子孫といはれる。共に相當身分のある人達であつた。阿直岐の子孫は、代々文筆の業に携はり、阿直岐史氏と稱し、王仁の子孫は、代々朝廷に仕へて、記録のことに携はり、河内に住して、西文首氏と稱した。

○文字の使用 我が國には、もと文字が無かつた。(古語拾遺の卷頭に、「蓋聞、上古之世、未有文字」と見えてゐる。神代文字が有つたと説く者もあるが、それは明かに後世の僞作である。)従つて學問の開けやうがない。然るに今、新たに文字が傳へられて、種々の文化の進展を促したのは、誠に劃期的な史的現象である。これから、文字の使用は、政治、經濟をはじめ、あらゆる方面に利用せられて、日本人の文化生活は、頓に、その面目を革めた。單に學問の開けたといふやうな狹

義に解すべきものでない。

○論語 孔子の弟子や、そのまた弟子の人々が、孔子及びその高弟の言行所説を集録したもので、儒教の經典といはれる。

○千字文 四言、二百五十句、凡て一千字から成る古詩。千字中、一字も同じものが使つてない。梁の周興嗣の撰する所。但それでは古事記、日本書紀の記載とは、年代が合はないので、或は、それ以前に出來た魏の鐘繇撰の千字文であらうといひ、或は後に傳はつたのを、誤つて應神天皇の御代にかけたのであらうといひ、また或は、記紀の年代には錯誤があるから、それに拘泥する必要はないといひ、まだ定説がない。

○仁王の墓(圖版) 河内名所圖會所載。

○天文地理曆學 欽明天皇の十四年、百濟に勅して、曆博士を交番して貢進し、曆本をも獻せしめた。翌年命に應じ、曆博士王保孫の來朝したのがはじめである。尋で推古天皇の十年、百濟の僧觀勒が來り、曆本及び天文地理等の書を獻上した。この時書生數名を選び、觀勒に就いて、これを傳習せしめられたが、まだ世上には行はれない。持統天皇の四年、宋の元嘉曆を用ひ、尋で唐の儀鳳曆を用ひてから、曆學が盛んになつた。

○醫學 允恭天皇の三年、御病あり、醫師を新羅から召されたのが、外國の醫術を用ひるはじめてである。その後欽明天皇の時、百濟から、醫博士王有倭陀を貢して、前人に代らしめたのを見れば、これより先、百濟の醫師が來朝してゐたことが想像せられる。この時また、梁武帝の後裔智聰が、醫書百六十卷を齎らして歸化した。支那醫學の傳來したはじめである。尋で推古天皇の十六年に、倭漢直福因が唐に留學し、十六年を経て歸朝した。これから醫學は、次第に開けたけれども、醫師には、外國人及び歸化人の子孫が多い。

○音樂 允恭天皇崩御の後、新羅から樂人八十人を貢したのが、新羅樂の初見である。また欽明天皇の十五年、百濟から樂人を貢し、前人と交代してゐるのを見れば、これまで既に、百濟の樂人の來てゐたことが分る。敏は、聖德太子が、諸子の

子弟に、吳の法を學ばしめられたのが初見であり、百濟樂は、天武天皇の十二年、庭中に奏したのが初見である。隋唐の音樂は、遣唐使の派遣と共に將來せられた。

○儒學 孔子、孟子などの唱へた教を儒教といひ、儒教を研究する學問を儒學といふ。儒教では、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり(五倫)と教へ、仁、義、禮、智、信(五常)を説き、身を修め、家を齊へることを述べたので、おのづから、忠孝を重んずる我が國の風と合ふところがあり、國民道德の助けになつた。

○佛教の傳來 佛教が公然傳來したのは、欽明天皇の十三年である。當時の百濟王聖明は、熱心なる佛教の信者であつたが、遂にこの年、金銅の釋迦像、幡蓋、經論等を獻じ、「是法於諸法中、最爲殊勝、難解難入。周公孔子尙不能知、此法能生無量無邊福徳果報、乃至成無上菩提。譬如人懷如意寶、逐所須用盡依情、此妙法寶亦復然。此祈願依情無所乏。且夫遠自天竺三寶、依教奉持無不尊敬。由是百濟王、臣明、謹遣陪臣怒喇斯致契奉傳帝國。流通畿内、果佛所記我法東流。」(日本書紀)と述べて、その功德を讃へた。この時、蘇我氏と物部氏との間に、信仰の争が起つたが、それには、政權の争奪を伴うてゐる。

○氏族制度の弊害 (一)身分と職業との一致に由來するもので、人材登庸の途が鎖されてゐたこと。(二)土地人民の私有に由來するもので、土地を兼併し、また人民を驅使して、これを苦しめてゐたこと。(三)一、二の總和によるもので、大氏族の跋扈、專横を來し、朝廷の威令が、十分に行はれなくなつたこと、殊に大氏族の專横は、蘇我氏の時、その極に達したと。(四)氏族の繁榮に伴ひ、姓氏が互に混亂して、不明になつたものが多く、氏族制度の崩壞に近づいてゐたことなどが數へられる。

○聖德太子 御名は厩戸皇子、また豐聰耳皇子とも申上げる。用明天皇の第一皇子。推古天皇の元年皇太子となり、且勅命により萬機の政を攝せられた。因にいふ、太子の薨去は、日本書紀には、推古天皇の二十九年となつてゐるが、法隆寺にあ

る釋迦如來光背の銘及び天壽國曼荼羅繪帳の記文によれば、三十一年が正しい。

○聖德太子御自筆法華經疏(圖版) 法華經義疏をいふ。圖版には、卷頭の一部を示した。もと法隆寺に傳はり、今は帝室の御物となつてゐる。太子の御著述には、この外に、勝鬘經義疏、維摩經義疏がある。

○佛法興隆の詔 日本書紀、推古天皇二年の條に、「春二月丙寅朔、詔皇太子及大臣、令興隆三寶」と見えてゐる。皇太子は聖德太子、大臣は蘇我馬子、三寶は、佛、法、僧、即ち佛教をいふ。

○四天王寺 大阪市天王寺區にあり、荒陵山と號す。難波寺、難波大寺、御津寺、法花園堀江寺ともいふ。もとは、八宗兼學、今は天台宗。推古天皇の元年、聖德太子の御建立である。

○法隆寺(圖版) 奈良縣生駒郡法隆寺村にあり、鶴寺、鶴大寺、鶴本寺ともいふ。もと三論宗で、法相宗を兼ねたが、今は、法相宗の大本山。推古天皇の十五年に、聖德太子と共に、用明天皇の御遺願を果し給はんが爲めに御建立になつた。建物の中で、金堂、中門、五重塔が、昔のままに傳はつてゐる。但それが天智天皇の九年に焼失し、和銅年間の再建であるといひ、或は、これを否定するものもあり、再建論と、否再建論とが、學界の問題になつてゐるけれども、まだ解決を見ない。いづれにしても、現存する世界最古の木造建築物たることは事實である。金堂は、本堂をいふ。圖版は流布の寫眞に據る。

○施藥院 藥草を植ゑ、藥物を貯へ、病者にこれを施與する所。四天王寺の垣外にあつた。

○療病院 一切の男女無縁のものを寄宿せしめて、療治せしめる所。四天王寺の垣外にあつた。

○悲田院 貧窮、孤獨のものを收容して、これを養ひ、使役に堪へるものは、悲田、療病、施藥三院の雜事に勤仕せしめた。四天王寺の垣外にあつた。

○十七箇條憲法 憲法の本文は、日本書紀、推古天皇十二年四月戊辰の條に、「皇太子親筆作憲法十七條」として載せ

一曰、以和爲貴、無忤爲宗。人皆有黨、亦少違者。是以或不順君父、乍違于隣里。然上和下睦、諧於論事、則事理自通。何事不成。

二曰、篤敬三寶。三寶者、佛法僧也。則四生之終歸、萬國之極宗。何世何人、非貴是法。人鮮尤惡能教從之。其不歸三寶、何以直枉。

三曰、承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行、方氣得通。地欲覆天、天則致壞耳。是以君言臣承、上行下靡。故承詔必慎。不謹自敗。

四曰、群卿百寮、以禮爲本。其治民之本、要在乎禮。上不禮而下非、齊下無禮以必有罪。是以君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治。

五曰、絕饗。饗、棄欲、明辨、訴訟。其百姓之訟、一日千事。一日尙爾、況乎累歲。須治訟者、得利爲常。見賄聽讞、便有財之訟、如石投水。乏者之訟、似水投石。是以貧民、則不知所由。臣道亦於焉闕。

六曰、懲惡勸善。古之良典、是以無匿人善、見惡必匡。其詔詐者、則爲覆國家之利器。爲絕人民之鋒劍。亦佞媚者、對上則好說、下則則誹謗。失其如此人、皆無忠。於君無仁於民。是大亂本也。

七曰、人各有任。掌宜不濫。其賢者任官、頌晉則起、奸者有官、禍亂則繁。世少生知、刻念作聖。事無大小、得人必治。時無急緩、遇賢自寬。因此國家永久、社稷勿危。故古聖王、爲官以求人。不求官。

八曰、群卿百寮、早朝晏退。公事靡盬。終日難盡。是以遲朝、不逮于急、早退、必事不盡。

九曰、信是義本。每事有信。其善惡成敗、要在乎信。君臣共信、何事不成。君臣無信、萬事悉敗。

十曰、絕忿棄瞋、不怒人違。人皆有心、心各有執。彼是則我非、我是則彼非。我必非聖、彼必非愚。共是

凡夫耳。是非之理、誰能可定。相共賢愚、如鏡無端。是以彼人雖瞋、還恐我失。我獨雖得、從衆同舉。

十一曰、明察功過、賞罰必當。日頃賞不在功、罰不在罪。執事群卿、宜明賞罰。

十二曰、國司國造、勿斂百姓。國非二君、民無二兩主。率土兆民、以王爲主。所任官司、皆是王臣、何敢與公賦斂百姓。

十三曰、諸任官者、同知職掌。或病或使、有關於事。然得知之日、和如會識、共以非與聞、勿防公務。

十四曰、群臣百寮、無有嫉妬。我既嫉人、人亦嫉我。嫉妬之患、不知其極。所以智勝於己、則不悅、才優於己、則嫉妬。是以五百之、乃令遇賢、千載以難待一聖。其不賢聖、何以治國。

十五曰、背私向公、是臣之道矣。凡夫人有私必有恨、有憾必非。同非同則以私妨公、憾起則違制、害法。故初章云、上下和、其亦是情歟。

十六曰、使民以時、古之良典。故冬月有間、以可使民。從春至秋、農桑之節、不可使民。其不農何食、不桑何服。

十七曰、夫事不可獨斷。必與衆宜。論少事是輕、不可必衆。唯遠論大事、若疑有失。故與衆相辨、辭則得理。

以上十七箇條の中、第三條に、「承詔必謹」、第十二條に、「國非二君、民無二兩主」とありて、君臣の分を匡し、天皇の神聖にましますことを教へ、第七條に、「人各有任掌、宜不濫」、第十二條に、「國司國造勿斂百姓」、第十五條に、「背私向公、是臣之道矣」、第十六條に、「使臣以時」、第十七條に、「夫事不可獨斷、必與衆宜論」とありて、氏族の專横を戒め、第四條に、「治民之本、要在乎禮」、第五條に、「絶饗棄欲、明辨訴訟」、第六條に、「無匿人善、見惡必匡」とあ

り、第十二、第十六の兩條と共に、民を安んずることが、政治の要諦たるを説き、第一條に、「以和爲貴、無忤爲宗、第十條に、「絶忿棄瞋、不怒人違」、第十三條に、「諸任官者、同知職掌」、第十四條に、「群臣百寮、無有嫉妬」とあり、和の精神の重んずべきことを説き、また第四條に、「群卿百寮、以禮爲本」、第八條に、「群卿百寮、早朝晏退」とあつて、官吏服務の要件を示し、更に第二條に、「篤敬三寶」とありて、佛教の信仰により、正しい生活に入るべきことを諭された。要するに、君臣の分を匡し、人民を安んずるのが、憲法の精神であつて、政治の肅正、國力の充實、社會の安定が、その目的であつた。これ實に、時弊の存するところ、匡救の必要に迫られてゐたからである。また、この憲法は、専ら儒教に據り、佛教を參考せられたが、日本精神を以てこれを貫き、その中に外來の二教を織込まれたところに、外國文化の輸入に關する太子の御用意が伺はれる。

○冠位十二階 日本書紀、推古天皇の條に、「十一年十二月戊辰朔壬申、始行冠位。大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并十二階、並以當色、純、纒、之。頂攝、摠、如、囊、而著、緣焉。唯元日著、髻華。」(髻華、此云于孺)。「十二年春正月戊戌朔。始賜冠位於諸臣」と見えてゐる。當色純とは、それ／＼の位に相當する色の純をいふ。純はアシギヌ、太い糸で、純く織つた絹をいふ。龜絹の意である。髻華は、冠に挿す裝飾品。位は、朝廷に仕へる人が、身分に應じて、着座の定めがあるので、これを示す爲めの標である。冠を用ゐるから冠位といふ。孝德天皇の大化三年、大織冠以下七色十三階としたのはじめ、幾度かの改定があり、文武天皇の時、大寶令の制、位記を賜はることとして、冠位が廢止せられた。この時、冠位制定の意義に就いては、坂本太郎博士が「大化改新の研究」の中に論じたところが、最も要領を得てゐるから、左に抄出して置く。

冠位の精神は、これまでの姓に對して、明白に對立する。姓は、原則として、氏に屬するが、冠位は、個人に屬する。彼は、族姓を標準として存するが、これは、全く勳功によつて授けられる。彼は、世襲であるけれども、これは、一身限りである。思ふに、當時既に顯著になつた社會の混亂が、貴族の權權を重大なる原因とし、貴族の權權は、又榮譽と權力との世襲を重大なる原因としたならば、こゝに、あらゆる世襲的關係を拒否した新しき榮譽表示の方法を定められたことは、おだやかに、然も根本に於て、社會の情弊を匡正せんとする遠大の目的に出づるものと、解せらるゝのではなからうか。こゝにまづ、冠位制定の意義の第一は、門閥打破、人才登庸の新政策の、當代社會の昏迷に、最初に放たれた一聲であることに見出される。次にこの制度の意義の第二は、文化意識の昂揚、政治形態の組織化ともいふべきものに求められる。……これらが、やがて、大化の改新に、又は律令の諸規定に具現せられたるものゝ先驅であることは、周く人の認め得る所であらう。

○國史の編纂 聖德太子が、蘇我馬子と共に編纂せられたものである。蘇我氏の私宅に置いてあつたのを、同氏滅亡の際、蝦夷が焼却したので、傳はつてゐない。恐らくは完成しなかつたのであらう。たゞその目録だけは、日本書紀に、天皇記及び國記、臣、連、伴造、國造、百八十部并に公民等の本記と載せられてゐる。國史の編纂は、祖國に對する明確なる認識の發露である。國家并に國體に關しての、太子の御精神が拜察せられる。

○隋との國交 聖德太子が、小野妹子を遣はされて、支那と交を開かれたのは、推古天皇の十五年で、隋の煬帝の大業三年に當つてゐる。この時の國書に、「日出處天子、致書日沒處天子、無悉」と書かれた。國書は、我古典には載せられてゐない。却て隋書に記されてゐる。翌年隋の使節裴世清が、妹子と共に來朝し、その歸國に際し、再び妹子を遣はされた。國書には、「東天皇敬曰西皇帝」と書かれ、前書と共に、對等の禮を守られた。抑支那は、東晋以後國內が分裂して、南北朝の争となり、互に攻伐を事としてゐたのを、崇峻天皇の御代に至り、隋の文帝が、はじめて之を統一してから後、次第に榮え、煬帝の時隆盛の極に達した。然るに太子が、少しも憚る所なく、能く國家の體面を維持して、自主的外交の模範を示されたのは、驚くべき御見識である。因にいふ、第二回の國書は、日本書紀に載せられてゐるが、第一回の國書は、傳はつてゐない。

い。隋書に、日出處天子云々の句だけが載つてゐる。

○留學生留學僧 小野妹子が二度目の遣使の時、倭漢直福因、奈羅譯語惠明、高向漢人玄理、新漢人大國の四人が留學生として、新漢人曼、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、新漢人廣齊の四人が、學問僧として隨行した。これが學問僧、留學生派遣のはじめである。また太子薨去の後、同天皇の二十年、大上御田敏を遣はされたが、間もなく、隋が滅びて、唐の時代を迎へた。唐にも、朝廷から使を遣はされた。それが遣唐使である。遣唐使にも、留學生、留學僧が隨行した。彼等の中には、永い間唐に滞在して、研鑽したものが多い。殊に妹子に隨行せる僧曼は、二十五年、玄理、請安は、三十三ヶ年の久しきに及んだ。深遠な蘊蓄と、遠大な抱負とを以て歸朝したであらうことは、容易に想像せられる。されば請安は、中臣鎌足と共に、中大兄皇子にも、周公孔子の教を授け奉り、鎌足は僧曼の講筵にも列してゐる。中大兄皇子と鎌足とは、これが爲めに當時の新知識であり、やがて大化改新の際には、僧曼と高向玄理とは、國博士に撰任せられ、改新事業の立案者となつた。因にいふ、聖德太子が使を隋に遣はされたのは、隋書によれば、佛法を學ぶ爲めであるやうに見えるけれども、その實、三韓地方を征服しようとする唐の情勢を探るのと、今一つは、新文化の輸入に、重きを置かれたものといはれる。

○聖德太子御木像(圖版) 法隆寺聖靈院安置。鳥羽天皇の天仁年間の製作といはれる。

○大陸勢力の威嚇 三韓地方附屬の後、我が國は、任那を直轄して、日本府を置き、半島を統治したけれども、高麗にまで充分の威力が及ばない。正確なる勢力範圍としては、百濟、新羅に限られてゐる。然るに我が半島經營の政策は、常に機宜を失するもの多く、加ふるに氏族跋扈の餘弊を受けて、雄略天皇の時には、任那國司吉備田狹が謀叛を企て、顯宗天皇の時には、紀生磐が高麗に通じて、三韓に王たらん事を企て、繼體天皇の時には、大連大伴金村が、百濟の賄賂を容れて、任那の四縣を割いて、百濟に與へたことがあり、また筑紫國造磐井が、新羅に通じて、謀叛を企てたことがある。かやうな經營上の失敗が、我が國威を傷けたことは少くない。この時に當り、新羅には、歷世賢王が出て、國力が次第に盛んになり、欽

明天皇の時、遂に任那を併合して、日本府も滅亡した。神功皇后以來扶植せる半島經營の基礎は、全く破壊せられたのである。爾來御歴代の天皇は、日本府の回復を圖られたけれども、遂にこの目的を達し給ふことが出来ない。この時に當り隋は、支那を統一して、餘力三韓の地方に及び、新羅、百濟、高麗など、いづれも入貢して、その正朔を奉じてゐる。會々高麗が、隋の版圖を侵した爲に、隋の大軍は高麗征代の軍を發した。而も不成功に畢つてゐるけれども、半島が、その影響を受けるであらうことは疑ふべくもない。聖德太子が、小野妹子を隋に遣はされたのも、這般の情勢を視察せしめ給ふにあつたことは、上文に述べた通りである。殊に隋が滅び、唐の興るに及び、我が國は、なほ更大陸の脅威を感じた。半島における利權を全然放棄しない限り、日支勢力の衝突は、到底免れることが出来ない。國防上から見ても、政治の改革は必要であつた。この改革があつてから幾もなく、天智天皇の時には、唐が大軍を派して新羅を助け、相共に百濟を滅ぼし、百濟を救ふ爲めに派遣せられた皇軍は、遂に唐兵と衝突して、戦を交へたことがあり、尋で唐新羅の連合軍は、高麗をも滅ぼしたのである。大化改新の際における國際關係が、如何に切迫してゐたかを知ることが出来る。

○蘇我氏の滅亡 皇極天皇の四年六月五日、宮中大極殿において、中大兄皇子が、中臣(藤原)鎌足と共に、蘇我入鹿を誅せられた。入鹿は、中大兄皇子が、「鞍作盡滅天宗、將傾日位。豈以天孫一代鞍作耶。」(蘇我臣入鹿、更名鞍作)と御前に伏奏せられた如く、(日本書紀)國體をも亂さうとしたのである。翌日入鹿の父蝦夷も、また誅に伏した。

○大化の改新 この改革は、土地人民を氏族の手から解放して、直接に朝廷の御支配を受ける公地公民とし、官職世襲の弊を打破して、新たに八省百官をおき、人材登庸の途を開き、班田收授の法を定めて、貧富の懸隔から生ずる社會上の不安を一掃し、租庸調の制を布いて、財政の基礎を固め、中央集權による政治組織の下に、國利民福を進めるにあつた。かくして氏族制度に伴ふ大小の弊害が除かれ、海内悉く天皇親政の治を仰ぎ、永く皇恩に浴することが出来た。明治維新と共に、肇國以來の一大改革といはれる。併し八省百官の制は、詳かでない。後の令の制度と似たものであらう。但内臣、左大臣、

右大臣を置いたことは、文獻に記されてゐる。この時、中臣鎌足が、内臣に任ぜられた。内臣の職掌は、古來疑問とせられてゐるが、まだ定説がない。

○公地公民 土地人民の收公は、氏族專横の基礎たる經濟力の破壊が目的であり、また中大兄皇子が「天無二日、國無二王、兼併天下、可レ使萬民唯天皇耳」(書紀)と仰せられた如く、國體意識の發動でもある。品部や屯倉は、此時に廢せられた。

○班田收授 詳しいことは傳つてゐない。大體、令の制度と同じであらうといはれる。四七頁以下参照。

○國司郡司 郡司は、大領、少領、主政、主帳の四部官とし、大領、少領、は國造の中から撰ぶことになつてゐる。しかし國司には、別に説明がない。やはり、令の制度と同じであらう。

○租庸調 租は、田に課するもの、即ち田租。田一段につき、二束二把、庸は、戸に課するもの、五十戸から仕丁一人、廩丁一人を出し、またその糧として、一戸から庸布一丈二尺、庸米五斗を出す。仕丁は、即ち身役であるから、後の令制の、人に課するものとは、形式の相違に過ぎない。調には、田の調と戸の調とがあり、田の調は、田一町に繩一丈、または繩二丈、戸の調は、一戸に布一丈二尺である。

○戸籍 詳しいことは傳はつてゐない。六年一回の造籍など、大體、令の制度と同じであつたらうといはれてゐる。

○中央集權 政治的機能、殊に行政的機能を、中央の權力の下に集中して行使すること。郡縣政治において、特にそれが顯著であるが、封建政治においても、それではなければ、社會の統一が保てない。中央の權力の衰へる時には、必ず社會の混亂が導かれる。平安時代の末期がそれであり、室町時代がそれであつた。

○郡縣政治 中央政府において萬機の政を統べ、土地人民は、悉くその治下に立ち、地方官を任命して、全國に劃一の政を行はしめる政治形態をいふ。

○國體に關する理解 土地人民の私有は、久しい間の習慣であり、また經濟的な根據である。一朝にしてこれを抛つが如きは、容易に實現せられるものでない。然るに、この時、大小の豪族が、勅命のまゝに、土地人民を奉還したのは、我が國土は悉く皆天皇に屬するものであり、それを私有してゐるのも、その實は、天皇から御預りしてゐるに過ぎないといふことが、明確に理解せられてゐたからである。この理解があればこそ、大改革も、平穩無事の間に行はれた。明治二年の諸大名の版籍奉還と共に、日本精神の輝かしい發露であることを、特に注意しなければならぬ。

○三韓地方の放棄 是より先、齊明天皇の時、新羅は唐の援軍を得て、相共に百濟を侵し、遂に都城を陥れ、義慈王を捕へた。百濟の王族福信等回復を圖り、且援を我國に求め、王弟豐璋を立てんことを請ふ。天皇はその請を容れて、出師準備を命じ給ひ、御親らも九州まで御出陣になつたが、幾もなく崩御遊ばされたので、自然中止の姿となつた。天智天皇は、御遺志を繼がれ、我國に質として滞在せる豐璋を、國王として本國に護送し、引つゞいて救援の軍を發せられた。然るに我が舟師が、白村江(錦江河口附近)に於て、唐の水軍と衝突して大敗したので、百濟は遂に亡び、諸將も兵を收めて歸る。實に天皇の二年である。然るにその翌年、百濟を攻略せる唐將劉仁願が、使を我が國に送つて物を獻じた。蓋し新羅と共に、百濟を滅ぼしたけれども、遺棄なほ服しないものがあるので、我が國と好を結び、これを輯服せしめるにあつた。尋で四年には、唐の使劉德高等もまた來りて表函を進め、その歸國に際し、境部石積等を送使として派遣せられ、六年にも、劉仁願との間に使節の往來がある。かくて七年には、新羅の使金東嚴もまた來り、調を進めたが、その滞在せる間に、新羅唐の連合軍は、遂に高麗を亡ぼした。而も天皇は、東嚴を優遇して、新羅王に物を賜はり、尋いで道守麻呂等を新羅に御遣はしになつてゐる。その後、唐新羅との間に、屢々使節の往來があり、交戦状態から一變して、好を結ぶやうになつた。この時天皇は、頻りに國防を整へてゐられるけれども、進んで唐と戦ふことを御好みにならない。唐新羅の二國も、また平和を希望してゐたので、おのづから妥協が成立したものだと思はれる。かくして天皇は、遂に三韓の地方を放棄せられた。蓋し新興の機運に乗せる唐新羅と戦つて、必勝を期するのは容易でない。而も大化の改新の後を受けて、これを整理し、これを完備する必要に

迫られてゐるので、寧ろ内政に御力を盡される御考が、ましましたからであらう。内外の情勢に鑑みて、三韓の放棄は、誠に已むを得ないものであつた。その結果が、即ち近江令の編纂である。

○律令 律は、罪人を處罰する法を定めたもの、令は、政治運用に關する諸般の制度を定めたものをいふ。天智天皇の御代、藤原鎌足が、僧旻、高向玄理等と共に、勅を奉じて令を撰んだ。世に近江令といふ。近江の大津に都せられてゐたからである。總て二十二卷。今傳はつてゐない。天武天皇の御代に、これを修正せられた。やはり二十二卷であるが、同じく傳はつてゐない。尋で文武天皇大寶元年、刑部親王、藤原不比等、粟田真人、下毛野古麻呂、伊吉博德、伊余部馬養、藤原弘格、土師駒、坂合部唐、白猪骨、黄文備、田邊百枝、道首名、狹井尺麻呂、額田部林、山口大麻呂、調老人等が、勅を奉じて重修し、律六卷、令十一卷を撰んだのが、即ち大寶律令である。これも傳はつてゐない。最後に、元正天皇の養老二年、藤原不比等、矢集虫麻呂、大和長岡、鹽屋吉麻呂、山田白金等が、勅を奉じて更にこれを改訂した。律十卷十二篇、令十卷三十篇、養老律令といふ。現在世に傳はつてゐるのがそれである。しかし律は、早く散逸して僅に四篇を存し、令も二篇を失ひ、共に完璧のものでない。かやうに幾度かの修正を経たけれども、實質的には、近江令が基礎になつてゐる。左にその内容を示しておく、

- 律
- 第一名例上 第二名例下 第三衛禁 職制 第四戸婚 第五厩庫 擅興 第六賊盜 第七鬪訟 第八詐僞 第九雜 第十捕亡 斷獄
 - 令
 - 第一官位 第二職員 後宮職員 東宮職員 家令職員 第三神祇 僧尼 第四戸 田 賦役 學 第五選叙 繼嗣 考課 祿 第六官衛 軍防 第七儀制 衣服 營繕 第八公式 第九倉庫 厩牧 醫疾 假寧 喪葬 第十關市 捕亡 獄 雜

この中、律は、名例、衛禁、職制、賊盜の四篇を存し、令は、倉庫、醫疾の二篇を失つた。また名高い石原正明が、古書に散見する養老律の逸文を輯めたのが、律逸八卷であり、稻葉正邦も逸令考を著はして、その闕を補つてゐる。なほ最近瀧川政次郎博士が、更にその闕を補ひ、律令の研究を著はした。

因にいふ、日本書紀、天武天皇十年二月の條の詔に、「朕今更欲定律令改法式」とあり、律令共に編纂の思召であつたが、同書、持統天皇三年六月庚戌の條に、「班賜諸司令一部二十二卷」とあり、令の施行のことは、見えてゐるけれども、律のことは見えてゐない。恐らくは、完備しなかつたのであらう。しかし續日本紀、文武天皇元年壬十二月庚申の條に、「依淨御原朝(天武天皇)制決罰」といふ文があるから、一部分は實施せられたやうに思はれる。

○神祇官 天神地祇を祭祀し、諸國の官社を總管し、祝部、神戶の名籍等を掌る。八省百官の上に位するのは、神祇を重んずるからであつた。長官を伯といふ。

○太政官 八省諸司を總管し、政務を統理する。長官を太政大臣、左大臣、右大臣といひ、これを三公と稱した。太政官は今の内閣の如く、三公は、國務大臣の如きものである。世上或は、諸省の卿を、今の大臣に當るものと考へてゐるけれども、性質が全く違ふ。遙に身分の卑い行政官に過ぎない。

○太政大臣 天皇の御師範となり、一世の儀表となる。故にその人を得なければ任じないので、則關の官とも稱した。内規として、皇族に限られてゐる。藤原氏が勢力を得てからその制度が壞れ、文徳天皇の時、藤原良房がはじめて任ぜられた。

左大臣 太政官中の政務一切を統理する。

右大臣 掌る所、左大臣と同じである。

中務省 至尊に侍して可否を獻替し、詔勅の文案を簽署し、上表を受け、國史を監修し、女官の考選及び五位以上の位記を掌る。長官を卿といふ。

式部省 文官の考選、朝儀、位記、祿封、學政の事を掌る。長官を卿といふ。
 治部省 五位以上の婚姻、繼嗣を正し、陵墓、喪葬、雅樂、僧尼及び外人來聘の事を掌る。長官を卿といふ。
 民部省 諸國の戶籍、租、調、庸、課役、道路、田畝の事を掌る。長官を卿といふ。
 兵部省 武官の考選、位記、兵士の徵發、兵器、城隍の事を掌る。長官を卿といふ。
 刑部省 罪人を裁判し、刑名を定め、疑獄を決する事を掌る。長官を卿といふ。
 大藏省 諸國調物の出納、貨幣の鑄造、度量衡、賣買の估價の事を掌る。長官を卿といふ。
 宮内省 諸國の調物、官田を管し、内廷の供御、用度の事を掌る。長官を卿といふ。
 國司 守、介、掾、目の四等に分れ、總稱して國司といふ。守は國司の長官で、任國の政務を統轄した。役所を國衙といひ、國衙のある所を國府といふ。任期は、はじめ六年であつたが、後に四年となつた。(但陸奥、出羽は五年)。
 ○國府の所在地 國司の政務を執る役所を國衙といひ、國衙の所在地を國府といふ。今全國の國府所在地を、參考として擧げておく。郷土史的材料として取扱はれたい。現在の地名に、國府、府中、國府臺、または某府などといふのは、皆國府のあつた所である。特に學校の附近に存在する場合には、説明しておきたい。

國名	地名
山城	初、京都府葛野郡京極村 次に同乙訓郡乙訓村 後に同大山崎村大字山崎
大和	奈良縣高市郡高取町大字土佐
河内	大阪府南河内郡道明寺村大字國府
和泉	大阪府泉北郡國府村

攝津 伊賀 伊勢 志摩 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐 伊豆 相模 武藏 安房 上總 下總 常陸 近江 美濃

初、大阪市天神橋南(舊名渡邊) 後に大阪府東成郡玉造町
 三重縣阿山郡府中村
 三重縣鈴鹿郡國府村
 三重縣志摩郡國府村
 愛知縣中島郡稻澤町
 愛知縣寶飯郡國府町
 靜岡縣磐田郡中泉町
 靜岡縣靜岡市(舊名駿府)
 山梨縣東八代郡英村
 靜岡縣田方郡三島町
 神奈川縣中郡國府村
 東京府北多摩郡府中村
 千葉縣安房郡國府村
 千葉縣市原郡市原村
 千葉縣東葛飾郡市川町
 茨城縣新治郡石岡町(舊名府中)
 滋賀縣栗太郡瀬田村
 岐阜縣不破郡府中村

伯	因	但	丹	丹	佐	越	越	能	加	越	若	出	陸	下	上	信	飛
耆	幡	馬	後	波	渡	後	中	登	賀	前	狹	羽	奧	野	野	濃	驛
鳥取縣東伯郡社村	鳥取縣岩美郡宇倍野村	兵庫縣城崎郡國府村	京都府與謝郡府中村	京都府船井郡富本村	新潟縣佐渡郡真野村	新潟縣中頸城郡直江津町	富山縣射水郡伏木町	石川縣鹿島郡矢田郷村	石川縣能美郡國府村	福井縣南條郡武生町	福井縣遠敷郡今富村	山形縣東田川郡廣野村	宮城縣宮城郡多賀城村	栃木縣下都賀郡國府村	群馬縣群馬郡國府村	長野縣松本市	岐阜縣吉城郡國府村

筑	土	伊	讚	阿	淡	紀	長	周	安	備	備	備	美	播	隱	石	出
前	佐	豫	岐	波	路	伊	門	防	藝	後	中	前	作	磨	岐	見	雲
福岡縣筑紫郡水城村	高知縣長岡郡國府村	愛媛縣越智郡櫻井町	香川縣綾歌郡府中村	德島縣名東郡國府町	兵庫縣三原郡市村	和歌山縣海草郡紀伊村	山口縣豐浦郡長府町	山口縣佐波町防府町	廣島縣安藝郡府中村	廣島縣芦品郡國府町	岡山縣吉備郡總社町	岡山縣上道郡高島村	岡山縣苫田郡西苫田村	兵庫縣姫路市	島根縣周吉郡西郷村	島根縣那賀郡下府村	島根縣八束郡出雲郷村

筑後	福岡縣三井郡御井町
豐前	福岡縣京都郡祇郷村
豐後	大分市
肥前	佐賀縣佐賀郡春日村
肥後	熊本縣飽託郡白坪村
日向	宮崎縣宮城郡佐土原町
大隅	鹿兒島縣始良郡國分町
薩摩	鹿兒島縣薩摩郡高城村
壹岐	長崎縣壹岐郡那賀村
對馬	長崎縣下縣郡嚴原町(舊名府中)

○郡司 大領、小領、主政、主帳の四等に分れ、總稱して郡司といふ。大領は郡司の長官で、任那の政務を統轄した。概ね世襲である。役所を郡家といふ。

○太宰府 國司の上にあつて、九州全體を統べ、かねて國防及び外人との應接などを掌る。地方官の中、第一の重職であつた。長官を帥といひ、多くは親王を以て任ずる。その下に權帥があり、納言以上を以て任ずる。大臣左遷の時は、權帥に任ずる例である。その下に大貳、少貳以下の職員が置かれた。

○太宰府の遺址(圖版) 福岡縣筑紫郡水城村字觀世音寺にある。往時の太宰府廳は、南大門、東集殿、西集殿、本殿、都府樓以下の建物が並び立ち、その規模頗る壯大であつた。寫眞は都府樓の址で、外客を接待した正廳である。都府樓とは、都

督府の樓閣の義。都督府は、太宰府の唐名である。天智天皇の御代に創建せられた。東西十四間、南北六間、圖に見る如き大きな礎石が三十餘箇あり、その直徑は六尺に餘つてゐる。數箇の碑石は、いづれも後世建てられたものである。流布の寫眞に據る。

○租庸調 租は土地に課するもの、田の獲稻毎年平均百束の内から、四束四把を納めしめる。これを租といふ。庸調は人に課するもの、男子一人ごとに、絹、綿、布の類を納めしめる。これを調といふ。男子一人ごとに、毎年十日づつ夫役を課す。もし役に就かなければ、布二丈六尺、または土地の産物を代納せしめる。これを庸といふ。この租庸調が、國庫の財源である。租は主として地方經濟の支辨に宛て、租の一部と庸調とが、京都におくられて、中央政府の費用となつた。

○班田收授 人生れて六歳に至れば、男女の別に從つて田地を給與し、租として納める以外の獲稻を賜はる。これを班田といひ、その土地を口分田といふ。男一人に二段、女はその三分の二を授ける。死亡すれば、返上しなければならぬ。これを收授といふ。六年ごとに戸籍をつくり、死生を調査して、收授することになつてゐる。

○戸籍 男女老幼の別、年齢、子弟、妻妾等の事を記したるもの。六年ごとに、一回つくることになつてゐる。

○徴兵 一國の正丁の内から三分の一を取る。正丁とは、二十一歳以上、六十歳以下の男子をいふ。その服役期間の中、一年は京都に赴いて、皇居を守り、三年は九州に赴いて、邊疆の守備に當る。皇居を守るものは衛士であつて、邊疆を守るものは、太宰府の防人である。兵種に歩兵と騎兵とがあつた。軍團参照。

○衛府 宮闕守護の軍衛。衛門、左右衛士、左右兵衛の五府に分れてゐる。總稱して五衛府といふ。衛門府は宮門を守り、左右衛士府は宮掖を守り、左右兵衛府は閤門を守る。閤門は、禁裏の諸門をいひ、宮門は、その外廓にある諸門をいふ。宮掖は、令義解の注に、「正門傍之小門也」と見えてゐる。兵衛府が、最も御傍近く奉仕するものであつた。されば行幸の際には、鳳輦の前後を分衛し、左右衛士府が、前驅後殿の役を勤める。また五衛府共に、時を定めて、京中を巡檢した。衛門

府の兵士は、門部といひ、大伴、佐伯諸氏の氏人であつた。衛士府の兵士は衛士といひ、軍團から上京した兵士であり、兵衛府の兵士を兵衛といひ、八位以上の子弟及び郡司の子弟である。その長官は、并に督といふ。聖武天皇の時、中衛府をおき、はじめて六衛府となる。淳仁天皇の時、また新たに授刀衛をおく。尋で稱徳天皇の時、授刀衛を近衛府と改め、平城天皇の時、更に近衛府を左近衛府、中衛府を右近衛府となし、衛門府を廢して左右衛士府に併せ、嵯峨天皇の時、左右衛士府を左右衛門府と改稱した。是に於て、左右近衛、左右衛門、左右兵衛の六衛府の制度が全く定まり、禁中守護の任務は、兵衛府から、近衛府に移管せられた。近衛府の長官を大將といふ。

○軍團 諸國に置いて、地方の警備に任ずるものを軍團といふ。國司の指揮監督に屬した。軍團の兵士は、總て徵兵であり、交互して軍務に服し、その餘は、家にありて、農業に従事してゐる。衛士、防人は、軍團の兵士の中から選ばれた。凡そ四郡に一團の割合で配置せられ、一團に五百人乃至千人の兵士が附屬してゐる。

○大學 正しくは大學寮といふ。式部省に屬し、學生の數は、平均四百餘人あつた、諸王の子孫、諸臣五位以上の子孫が主である。明經、紀傳、明法、算の四道に分れ、明經道では、周易、尙書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、紀傳、論語、孝經等を授けた。修身及び政治の爲めの學問である。紀傳道では、史記、漢書、後漢書、文選等を教へた。歴史學及び文章學である。明法道では別に書目を定めない。我が國の律令を主とし、唐の律令を兼修した。法律學である。算道では、周髀、九司、孫子、五曹等を教へた。數學である。なほこの外に、やはり中務省の陰陽寮では、天文、曆學、宮内省の典藥寮では、醫學、藥學を教へた。

○國學 國ごとに一箇所あり、學科は大學に準じ、また醫學をも教へた。學生は、主として郡司の子弟である。國學も大學も授業料は徴收しない。

○刑罰 五刑の中、笞刑も杖刑も、笞を以て罪人の臀部を打つた。杖は笞の大きなものをいふ。刑具の相違によつて、刑名

をも異にしたのである。打つ數は、笞刑には十から五十まで、杖刑には六十から百までの各五等の區別がある。徒刑は、今日の懲役に相當するもので、牢屋に收容し、男子は土木の工事、道路の掃除などに使役し、女子は裁縫、米舂などの勞役に服せしめる。罪の輕重により、一年、一年半、二年、二年半、三年の五等に分つ。流刑は、京都からの距離によつて、近流、中流、遠流の三等に分ち、その地に於て、終身勞役に服せしめる。越前、安藝は近流、伊豫、信濃は中流、伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐は遠流である。併し實際には、この國々以外にも配流した例が多い。死刑は、絞斬の二等に分れ、斬を以て重しとする。なほ法の精神を考ふるに、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義を八處と稱し、その罪が最も重い。「謀反」とは、國家を危くせんことを謀るもの(斬)。「謀大逆」とは、宮闕及び山陵を毀つもの(絞)。「謀叛」は外國または敵軍と通ずるもの(斬)。「惡逆」とは、祖父母、父母を毆ち、殺さんことを謀り、伯叔父、姑、兄、外祖父母、夫、夫の父母を殺せるもの(斬)。「不道」とは、一家死罪に非らざるもの三人を殺し、人を殺して手足を支解し(斬)、蠱毒を蠱畜し(絞)、壓魅し(徒二年)伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を毆打し、若しくは告訴し、(徒一年乃至二年)、又は殺さん事を謀り、(外祖父母、夫、夫の母は斬、その他は遠流)、及び四等以上の尊長并に妻を殺せるもの(斬)。「大不敬」とは、大社を毀ち(遠流)、大祀神御の物、若しくは乘輿服御の物を盗み(中流)、神璽内印を盗み、又は偽造し(神璽ならば共に斬、内印ならば、盜めるは遠流、偽造は絞)、至尊の御藥を和合する時、誤て本方の如くならず、及び封題を誤り、至尊の御膳に誤て食禁を犯せる、至尊乘御の舟、誤つて牢固ならず(徒三年)、乘輿を指斥し、情理切實せる(斬)、詔使に對捍して人臣の禮なきもの(絞)。「不孝」とは、祖母、父母を告訴し(絞)、若しくは咒咀し、罵詈訕(徒三年)、祖父母、父母在りて、而して籍又は財を別にし、(籍を別にするものは徒二年、財を別にするものは徒三年)、父母の喪に居て嫁娶し(徒二年、而して各これを離す)、及び樂を作し、服を釋きて吉に従ひ、祖父母、父母の喪を置し、偽りて祖父母、父母の死を稱し(徒一年半)、父祖の妻妾を姦するもの(妻ならば徒三年、妾ならば一等を減す)。「不義」とは、本主、本國の守、業を受けたる師、

本部の官長を殺し(斬)、夫の喪を匿し(徒五年)、喪に居て樂を作し、若しくは服を釋き(徒一年半)、若しくは改嫁せるもの(徒二年、妾は二等を減じ、各これを離す)をいふ。我が國體を重んじ、敬神崇祖の國俗を尊びて、君臣の大義を犯し、人倫を亂るものを重刑に處し、大赦があつても、恩恵に浴しない事になつてゐる。

○平城京 平城京は、唐の都長安城を學んで、多少の改作が施されてゐる。その大きさは、東西八里(現今の約四十町)、南北九里(約四十五町)で、今の奈良市の西方に當つてゐる。大内裏の正面にある大路を朱雀大路といひ、この大路を中心として、市街を左右の兩京に分ち、更にその兩京は、東西に通ずる大路によつて九條に分たれ、その各條は、またこれを南北に通ずる大路によつて、四坊づつに分たれてゐる。また奈良の地を選ばれた理由は、土地が開けてゐて、大規模の國都を營むに適し、且交通にも便利な地點であつたからであらう。都は、その後擴大せられて、現在の奈良市をも、とり入れることになつた。

○平城宮に使用した瓦(圖版) 拓本に據る。

○平安京 はじめ天皇は、山城國長岡の地に、遷都せられようとなされたが、故障が續出し、遲々としてその經營が捗らな。遂に和氣清麻呂の建議に基き、改めて山城國葛野郡宇太の地に奠都せられる事となり、こゝに都城を經營せられたのである。喜田貞吉博士の「帝都」に、「抑平安の地は、東に鴨川を帯び、西は桂川に臨み、東西北の三面、青山を繞らし、特に東北、西北の二隅には、比叡、愛宕の兩峯相對立して偶櫓の狀をなし、南の方、平野開けて、巨椋池に達するのところ、寔に天子南面の相にかなふのみならず、所謂山河襟帯、自然に城を爲すの好地である」といへるが如く、形勝の地であつた。京城の區轄など、平安京を擴大したものと思へば間違はない。今の京都は、平安京の左京、即ち東半分を占めてゐる。但右京即ち西半分は、最初から發展せず、いつとなく荒廢して、田畠となつた。

○平安宮に使用した瓦(圖版) 拓本に據る。

○大陸制度の活用 大體本文の記事で分ると思はれるから、必要なものだけ、説明して置く。唐の官制では、尙書省、中書省、門下省があつて、政を總べたのを、我が國では、尙書、門下の二省を合せて、太政官を置き、別に神祇官を設け、また吏部、戸部、禮部、兵部、刑部、工部の六省で、政務を掌つたのを、中務式部以下の八省として、不用のものを除き、必要のものを置くなど、修正したところが多い。中務省は、唐の中書省に當る。また國司の長官たる守が、管内の祠社を祭ることとは、職員令に規定せられ、孝子、順孫、義夫、節婦を門閭に旌表して、課役を免すべき事は、賦役令に規定せられ、父祖に對する罪を重くしてゐるのは、上文の八虚の條に説明した所である。(四九頁參照)

○國分寺 聖武天皇の天平十三年、諸國に詔して、國ごとに僧寺、尼寺各一箇寺を分置せしめられた。通稱これを國分寺と呼ぶ習はしであるが、正しくは、僧寺を金光明四天王護國寺、尼寺を法華滅罪寺と稱した。奈良の東大寺は、僧寺の總國分寺であり、同じく奈良の法華寺は、尼寺の總國分寺である。されば東大寺にも、聖武天皇の宸筆と傳へられる「金光明四天王護國之寺」といふ勅額が掲げられてゐた。なほ國分寺創建の御趣旨は、この時發布せられた詔書に、

朕以薄德、忝承重任、未弘政化、寤寐多慚、……是以廣爲蒼生、遍求景福、……所冀聖法之盛、與天地而永流、擁護之恩、被幽明而恒滿。(續日本紀)

と仰せられたやうに、決して單純なる信仰上の對象としてではなく、これによつて、國家の平安と國民の幸福とを御祈願あらせられる大御心から出たものであることが知られる。なほ國分寺は、僧寺、尼寺共に、通例國府の所在地と一致し、またはその附近にある。左にその所在地を擧げて置く。郷土史的資料として利用せられたい。

國名	國分寺所在地	國分尼寺所在地
山城	京都府相樂郡瓶原村河原	京都府相樂郡加茂村法華寺野

大和 奈良縣奈良市
 河內 大阪府南河內郡國分村
 和泉 大阪府泉北郡南池田村國分
 攝津 大阪市
 伊賀 三重縣阿山郡中瀬村
 伊勢 三重縣河藝郡河曲村
 志摩 三重縣志摩郡國府村
 尾張 愛知縣中島郡明治村
 三河 愛知縣寶飯郡八幡村
 遠江 靜岡縣磐田郡見付町
 駿河 靜岡縣安倍郡安東村
 甲斐 山梨縣東八代郡一宮村
 伊豆 靜岡縣田方郡三島町
 相模 神奈川縣高座郡海老名村
 武藏 東京府北多摩郡國分寺村
 安房 千葉縣安房郡館野村國分
 上總 千葉縣市原郡市原村
 下總 千葉縣東葛飾郡國分村

奈良縣奈良市

大阪府大阪市
 三重縣阿山郡花ノ木村法花
 三重縣飯南郡伊勢寺村
 愛知縣中島郡明治村
 愛知縣寶飯郡八幡村
 山梨縣東山梨郡春日居村
 神奈川縣高座郡海老名村
 東京府北多摩郡國分寺村
 千葉縣夷隅郡上野村法花

常陸 茨城縣新治郡石岡町
 近江 滋賀縣滋賀郡石山村國分
 美濃 岐阜縣不破郡青墓村
 飛驒 岐阜縣大野郡大名町
 信濃 長野縣小縣郡神川村國分
 上野 群馬縣群馬郡國府村
 下野 栃木縣下都賀郡國分寺村
 陸奥 仙臺市木ノ下町
 出羽 山形縣山形市
 若狹 福井縣遠敷郡遠敷村國分
 越前 福井縣南條郡武生町
 加賀 石川縣能美郡國府村
 能登 石川縣鹿島郡德田村國分
 越中 富山縣射水郡伏木町國分
 越後 新潟縣中頸城郡春日村國分寺
 佐渡 新潟縣佐渡郡真野村國分寺
 丹波 京都府南桑田郡千歲村
 丹後 京都府與謝郡府中村國分

茨城縣新治郡石岡町

滋賀縣滋賀郡石山村國分
 岐阜縣不破郡青墓村
 岐阜縣大野郡大名町
 長野縣小縣郡神川村國分
 群馬縣群馬郡國府村
 栃木縣下都賀郡國分寺村
 仙臺市木ノ下町
 山形縣山形市
 福井縣遠敷郡遠敷村國分
 富山縣新川郡北加積村法花寺

但馬	兵庫縣城崎郡日高村
因幡	鳥取縣岩美郡宇倍野村國分寺
伯耆	鳥取縣東伯郡社村國分寺
出雲	島根縣八東郡竹矢村
石見	島根縣那賀郡國分村
隱岐	島根縣周吉郡中條村
播磨	兵庫縣飾磨郡御國野村
美作	岡山縣勝田郡河邊村國分寺
備前	岡山縣赤磐郡西高月村
備中	岡山縣都窪郡三須村
備後	廣島縣深安郡御野村
安藝	廣島縣賀茂郡吉土實村
周防	山口縣佐波郡防府町
長門	山口縣下關市
紀伊	和歌山縣那賀郡池田村
淡路	兵庫縣三原郡八木村
阿波	德島縣名東郡國府村
讃岐	香川縣綾歌郡端岡村

鳥取縣岩美郡宇倍野村法花寺
島根縣那賀郡國分村
島根縣周吉郡中條村
兵庫縣飾磨郡御國野村
岡山縣勝田郡河邊村日上
岡山縣兒島郡高島
岡山縣都窪郡三須村
廣島縣賀茂郡吉土實村
和歌山縣那賀郡池田村
兵庫縣三原郡八木村
德島縣名東郡八萬村
香川縣綾歌郡端岡村

伊豫	愛媛縣越智郡櫻井町
土佐	高知縣長岡郡國府村
筑前	福岡縣筑紫郡水城村
筑後	福岡縣三井郡國分村
豐前	福岡縣京郡豐津町
豐後	大分縣大分郡賀來村
肥前	佐賀縣佐賀郡春日村
肥後	熊本縣飽託郡出水村
日向	宮崎縣兒湯郡下穂北村
大隅	鹿兒島縣始良郡國分町
薩摩	鹿兒島縣薩摩郡東水引村
壹岐	長崎縣壹岐郡那賀村
對馬	長崎縣下縣郡嚴原

愛媛縣越智郡櫻井町
高知縣長岡郡國府村
福岡縣筑紫郡水城村
大分縣大分郡賀來村
佐賀縣佐賀郡春日村尼寺

○鑑眞 唐國揚州江陽縣の人。孝謙天皇の天平勝寶六年來朝して律宗を傳へた。天皇及び聖武上皇に、菩薩戒を授け奉り、公卿以下これを受くるもの四百三十餘人。唐招提寺の開山。天平寶字七年五月寂。年七十七。

○行基(圖版) 和泉大鳥郡の人、百濟歸化人の後裔。法相宗の高僧。聖武天皇が深く御歸依あらせられ、大僧正となつた。即ち大僧正のはじめである。天皇に菩薩戒を授け奉つたので、大菩薩の號を賜ふ。依て世に行基菩薩といふ。天平二十一年

二月寂、八十二。圖版は、奈良唐招提寺に安置せる木像である。

○**良辨** 俗姓は百濟氏、或はいふ淺部氏。近江志賀郡の人。はじめ義淵に従ひ、後、新羅の僧審祥に就きて華嚴經を學び、華嚴宗の開祖と仰がる。聖武天皇の東大寺を御建立あらせらるゝや、はじめてその別當となり、法務を兼ね、官は僧都から進んで僧正となつた。寶龜四年閏十一月寂。年八十五。

○**吉備眞備** 元正天皇の靈龜二年、二十四歳の時、留學生として、遣唐使に隨行し、在唐二十年の後、聖武天皇の天平七年歸朝した。聖武天皇、孝謙天皇、淳仁天皇、稱徳天皇、光仁天皇の五朝に仕へ、累進して正二位右大臣となり、寶龜六年に薨じた。年八十二。眞備、經史に長じ、詩文を能くし、天文、曆學、數學、兵學、音樂にも通じ、その頃の博識といはれた。筑前怡土城(福岡縣糸島郡怡土村)も、眞備の築くところ。學者で大臣となつたのは、古今たゞ眞備と菅原道眞の二人ばかりである。

○**淡海三船** 弘文天皇の曾孫。淳仁天皇の時、淡海真人の姓を賜はり、臣籍に列した。累進して從四位下刑部卿となる。桓武天皇の延暦四年卒。年六十四。群書に博通し、詩文を能くす。懷風藻は、孝謙天皇の天平勝寶三年に編纂したもので、弘文天皇以下、皇族、公卿、隱士、僧侶の詩百二十篇を輯め、我が國詩集のはじめといはれる。因にいふ、近時、懷風藻は三船の撰でない。また詩集としては、是より先、藤原宇合、石上乙麻呂の詩集があり、藻風藻は、現存する詩集の中の最古のものでないといふ説がある。今は姑く舊説に従つておく。

○**古事記** 太安萬侶が、元明天皇の勅命を奉じ、稗田阿禮の誦讀してゐた古傳説を、その口述によつて筆録したもの。和銅五年に撰進した。上中下三卷、神代より推古天皇に至る。我が國體の淵源を明かにし、上代の歴史、傳説を研究する上に、日本書紀と共に貴重な文獻である。その書法は、漢字の音と訓とを並び用ゐて、國語を表現してゐる。これから一變して、國語の發明となつた。安萬侶は、博學にして典故に通じ、漢文にも巧である。古事記の註釋では、本居宣長の古事記傳が名高い。

○**風土記** 元明天皇の和銅六年、諸國に詔し、その土地から生ずる銀、銅、草木、禽獸、魚蟲等の色目、土地の沃瘠、山川原野の名號所由、古老相傳の舊聞異事を撰進せしめたもの。古事記と同じ書法の國文である。出雲風土記のみ全部傳はり、常陸、播磨、肥前、豊後の四箇國は、比較的大部分が傳はつてゐる。世にこれを五風土記といふ。この外は、總て傳はつてゐないけれども、古書の中に、その逸文の存するもの三十餘國。栗田寛博士の、古風土記逸文に採録せられてゐる。

○**日本書紀** 元正天皇の養老四年、舍人親王が、太安萬侶等と共に、勅命を奉じて撰進せる勅撰の國史。紀三十卷、系圖一卷、系圖は傳つてゐない。純然たる漢文を用ゐ、神武天皇紀以下は、編年になつてゐる。また神代の卷には、「一書曰」として、多くの異説を併記してある。舍人親王は、天武天皇の第三皇子。淳仁天皇の御父君にまします。

○**六國史** 日本書紀の後、つぎ／＼に五度、勅撰の國史が出来た。通じて六國史といふ。下文七三頁参照。

○**萬葉集** 仁徳天皇の御代から、淳仁天皇の御代に至るまで、約四百五十年間の和歌、四千四百九十六首を集めた歌集。但天智天皇以前は極めて少い。その作者は、上は天皇を始め奉り、下は樵夫、海士に及び、社會のあらゆる階級を網羅してゐる。いづれも自然の心持は失はない、偽らぬ感情を、卒直に言ひ現はしたものであり、また短歌よりも長歌が勝れ、百數十句を、連ねた長篇もある。概ね五七調であり、七五調は少い。古簡雄健、少しも技巧を弄してゐないところに、萬葉の特徴がある。和歌は、この頃に發達した。古來大伴家持の撰と傳へられてゐる。またその書法は、漢字の音と訓とを併せ用ゐて國語を寫したこと、古事記、風土記と同じであるが、遙に變化に富み、阿伊宇衣於の如く、字音を用ゐたものがあり、麻を朝、有を蟻と書くやうな借字があり、天地をアメツチと訓ませたやうに、正訓を用ゐたものがあり、玄黄をアメツチと訓ませたやうな、義訓を用ゐたものがあり、蜂聲をブと訓ませたやうに、戲書したものもある。世にこれを萬葉假名といふ。

○**柿本人麻呂** 持統天皇、文武天皇に仕へ、嘗て草壁皇子の舍人となり、後に石見國司に任ぜられて、その地に歿した。椽か目であらう。父母、年齢、歿年など詳かでない。古くから歌聖といはれ、歿後には、和歌の神として世人の崇敬を受けた。

播州明石の海岸の人丸神社には、人丸を祭つてある。靈元天皇の享保十八年、一千年忌の時、正一位を贈られた。

○山部赤人 聖武天皇に仕へたが、經歷は詳かでない。その時代は、人麻呂よりも少しおくれてゐる。人麻呂と共に歌聖といはれた。紀貫之の古今集の序に、「人丸は赤人がかみにたゞんことかたく、あか人は、人丸がしもにたゞんこと、かたくなありける」と見えてゐる。

○山上憶良 文武天皇の大寶元年、遣唐使の一行に加はりて入唐してゐるから、漢學に通じてゐたことが知れる。元正天皇の靈龜二年、伯耆守となり、尋で筑前守となる。聖武天皇の天平五年歿。年七十四。著書に歌林類聚がある。今、傳はつてゐない。

○大伴家持 聖武天皇、孝謙天皇、淳仁天皇、稱徳天皇、光仁天皇、桓武天皇の五朝に仕へ、累進して従三位中納言となる。桓武天皇の延暦三年、征夷將軍に任ぜられて蝦夷を征した。翌四年薨す。年五十七。

○法隆寺金堂の壁畫(圖版) 金堂内の四方の壁面に、四佛淨土の圖が畫かれてゐる。いづれも壁面に白土(胡粉)を塗り、その上に描線を以て圖を作り、次第に彩色を施したもので、色料は、墨、朱、紅、黄土、青黛、緑色の液汁、綠青等であるといふ。圖版に示したのは、西方の大壁畫で、最も優秀なものである。

○佛像 金堂内部東壇に安置せる藥師如來像が最も名高い。推古天皇が聖徳太子と共に、用明天皇の御爲めに鑄造せしめられたことが、光背の銘文に記してある。

○玉蟲厨子(圖版) 佛像を納めるもので、宮殿形をしてゐる。推古天皇の御遺物と傳へられ、もと金色の光を放つ玉蟲(甲蟲)の羽を貼付してあつたので、玉蟲の厨子といふ。正面の扉と、後壁の一面と、臺座の四面には、密陀僧といふ塗料を用ゐ、青、黄、赤の彩色を施した佛畫が描かれてゐる。圖版は全景を示した。

○天壽國曼陀羅 推古天皇の三十年、聖徳太子の薨せられた時、太子の妃橘大女トウハクダイメノメノの御願により、勅して太子の往生せら

れた天壽國即ち極樂淨土の圖をつくらしめ給ひ、支那朝鮮の歸化人の子孫の畫いた下繪に、宮中の女官たちが、白、赤、黄、緑、樺などの色絲を用ゐ、人物、佛像、花鳥、殿堂などを刺繡したものである。もとは二帳、各長さ一丈六尺であつたのが、次第に朽損して、今は、漸く方二尺八寸ばかりしか傳はつてゐない。

○東大寺 東大寺は奈良市にあり。もと八宗兼學、現在では華嚴宗の總本山。その金堂即ち本堂が、大佛殿である。創建當時の規模は、重層瓦葺、高さ十五丈六尺、建物の面積千三百十五坪餘、内陣の面積三百八十坪餘に達する大建築であつたが、爾來二回(治承四年平重衡の焼打、永祿十年三好松永の戦亂)の兵燹に罹り、現在の建物は、江戸時代の寶永五年に落成した。その規模は、高さ十五丈五尺八寸、建物の面積八百七十二坪弱、内陣の面積百十六坪餘で、創建當時のものに比して、高さはほぼ同じであるが、建物面積は六割六分、内陣面積は四割四分に縮小せられたけれども、木造建築物としては、世界最大のものである。有名な大佛は、大佛殿の本尊盧舍那佛の、結跏趺座の金銅像で、高さは五丈三尺五寸。やはり數次の災厄に遭ひ、その度ごとに破損箇所クサレの補修が行はれ、創製當初のまゝの部分マタは、現在では、胴體の大部と、蓮座の花瓣數十枚に過ぎない。

○西大寺 奈良縣生駒郡伏見村大字西大寺にあり。眞言律宗の本山。稱徳天皇の天平神護元年建立。後屢々火災に罹り、今の本堂は、江戸時代寶曆二年の造營である。

○廣招提寺 奈良縣生駒郡跡村大字五條にあり。律宗の本山。淳仁天皇の天平寶字三年、唐僧鑑眞が、聖武天皇の御追薦の爲めに建立した。東西の兩塔は、既に失はれたけれども、金堂以下の堂舎は、今もなほ残つてゐる。その講堂は、平城宮の朝集殿を移した。後宇多天皇の建治三年に大修理を加へたので、天井の外は、鎌倉式になつてゐる。

○金銅 金を雜へた銅をいふ。

○印刷術 經文出版の爲めに開け、稱徳天皇が、寶龜元年諸大寺に御奉納になつた三重の小塔、世にいふところの百萬塔の

中にある陀羅尼といふ經文は、大部分印刷したもので、現存せる世界最古の印刷物といはれる。

○繪畫 奈良正倉院古文書の中に畫具の目録があり、金銀泥のことが見えてゐる。

○器具 金銀をちりばめたものは、正倉院の御物中に、琴、琵琶、厨子、箱など、數多藏められてゐる。

○蒔繪 金銀粉を漆器に撒きて、鳥獸草木等を畫きたるものをいふ。奈良時代に發達した。正倉院の御物中に藏められたものが多い。

○七寶 種々の色彩を焼付けた陶器をいふ。その彩の美、金銀等の七寶にて裝飾したやうであるから、七寶と呼ばれた。これも正倉院の御物中にあるので知られる。

○玻璃器 玻璃で製した器、玻璃は玉石の類。正倉院御物中に、白玻璃の水瓶、淺黄色玻璃の高杯、紺色玻璃の壺、盃、白色綠色の玻璃尺などが藏められてゐる。

○刺繡 上に挙げた天壽國曼荼羅（五八頁参照）を見ても、その進歩してゐた一斑が知られる。

○織物 綾、錦の類は既に製作せられ、正倉院御物、または法隆寺に傳はれる錦の裂は、三四種乃至十種に至る色糸を組合はせ、鳥獸草花の模様を造り、或は金銀糸を交へ、眞珠を織込みたるなど、精巧を極めてゐる。

○染物 纈、藤、夾纈等、著しく發達し、外國にも賞美せられた。纈は、糸を以て縋を絞りに染めたもの、藤は、縋に蠟を以て模様を畫き、染めてから後蠟を脱し、文を顯はしたもので、夾纈は板に模様を鏤り、その板二枚を以て、縋を夾み、彫り透した分を染めたものをいふ。

○鑛業 我が國は早くから、刀、劍、鏡等の製作が行はれてゐるから、鑛業も開けてゐた。古事記及び日本書紀の神代卷には、銅鐵を山中に採る事が見えてゐる。その後金山は、續日本書紀文武天皇の二年十二月の條に、對馬の金鑛があり、銀山は、日本書紀天武天皇の三年三月の條に、對馬産出の銀を貢進した事があり、銅は、續日本紀文武天皇の二年三月の條に

は因幡國、九月には周防國から、銅鑛を獻じた事があり、漸くその採掘が進んで來た。また元明天皇の和銅元年に、武藏國秩父から和銅を産出したので、年號を和銅と改め給ひ、また天平感寶元年、陸奥國小田郡から、金を産出したので、東大寺の大佛に塗られた事は、名高い事實である。和銅は自然銅をいふ。

○和同開珎 貨幣の事の古史に見えるのは、日本書紀顯宗天皇の二年の條に銀錢があり、天武天皇十二年の條に銅錢、銀錢があるけれども、鑄錢の明文を存し、またその實物の残つてゐるのは、和同開珎が最初である。元明天皇の和銅元年に、武藏國から和銅を獻じたので、新たに鑄錢司を設けて、銅貨と銀貨とを鑄造せられた。即ち和同開珎である。同と銅、珎と寶とは、古く同義に用ゐられた。金貨の鑄造せられたのは、淳仁天皇の天平寶字四年である。それから引きつゞいて、貨幣の鑄造があり、世上にも流通したが、その範圍は極めて狭く、概ね貴族富豪の間に限られ、一般の國民には、まだ使用せられなかつた。一般には、米布などによる交換が行はれてゐる。

○奈良時代に出來た貨幣 和銅錢の外、萬年通寶、太平元寶、開基勝寶は淳仁天皇、神功開寶は稱徳天皇の御代に鑄造せられた。

○商業 京都には、東西の兩市があり、こゝには商家があつた。また諸國の市には、奈良以前既に、大和の輕市、阿斗桑市、海柘榴市、河内の餌香市などがあり、奈良時代には、大和の海柘榴市、輕市、美濃の少川市、駿河の阿部市、豐後の海柘榴市などが、文獻に見えてゐる。

○貿易 支那、朝鮮との交通が開けてから後行はれてゐる。奈良時代には、外國の商船の來た時には、朝廷からまづ使を遣はして貿易し、然る後、官吏、商人の貿易を許した。

○光明皇后 御名は安宿媛、藤原不比等の第三女にまします。また光明子とも申上げるので、光明皇后とも稱し奉る。光明子の御名については、元享釋書に「體兒妹麗、似有光耀、故名焉」と見えてゐる。幼い頃から御聰明にましまし、聖武天

皇がまだ皇太子の御時に妃とならせ給ひ、天皇御即位の後には、御内助の功が多い。國分寺、東大寺の建立、また皇后の獻替にかゝるといふ。天皇の崩じ、孝謙天皇の立ち給ふに及び、御遺詔により、政を攝せられたのでも、御信任の篤かつた御有様が拜せられる。今奈良の正倉院に傳はる御物の中心をなすものは、皇后が、聖武天皇の御冥福を祈らせ給ふが爲めに、東大寺に施入せられた天皇の御遺愛品その他であつた。この時の御願文も正倉院にあり、堂々たる漢文で、御文藻の一端を拜し奉るべく、書道にも長じ給ひしことは、同じく正倉院に藏する御自書の樂毅論によつて拜察せられる。天平寶字四年六月崩す。御年六十。

○法華寺藏十一面觀音(圖版) 古來、光明皇后の御姿を寫し奉つたと傳へられてゐる。法華寺は、奈良市にあり、總國分尼寺であつた。

○悲田院 録寡孤獨并に貧窮の細民、頼る所のない病人を收養する所。孤兒院であり、養育院であり、無料宿泊所であり、慈善病院をも兼ねてゐる。光明皇后の思召で、天平二十年四月、奈良の京中に設置、遷都と共に平安京に移された。

○施藥院 藥草、藥種を貯へて、窮乏の病人を養治する所、施藥所であり、治療所である。やはり光明皇后の思召で、悲田院と同時に、奈良の京中に設置、遷都と共に平安京に移された。

○和氣廣蟲(圖版) はじめ葛木戸主に許嫁。既にして孝謙天皇に仕へ、弟清麻呂と共に御信任を蒙る。天皇位を淳仁天皇に譲り、尋で落飾せらるゝに及び、隨うて出家し、御弟子となりて名を法均と改む。天平寶字八年惠美押勝の亂があり、事平ぐの後、民飢疫に苦しみ、棄子するものが多い。廣蟲深く憐み、收容すること八十三人、子としてこれを養ひ、いづれも葛木首の氏姓を賜ふ。尋で孝謙天皇重祚せられ、稱徳天皇と申上げる。幾もなく僧道鏡、天位を覬覦するの志あり、天皇即ち廣蟲を宇佐神宮に遣はし、神教を請はしめ給ふべき思召であつたが、その軟弱にして遠路に堪へ難きを以て、特に清麻呂を遣はされた。清麻呂が身命を賭して、道鏡を挫いた時にも、謀議に參與してゐる。されば道鏡の憎む所となり、還俗して備後

國に流された。光仁天皇踐祚の後召返へされ、典藏となる。天皇また恩遇あり、嘗て、諸侍從臣、毀譽紛紜、未嘗聞法均語(他過)(日本後紀)と仰せられた。その人となりと思ふべきである。延暦十七年正月歿。年七十。姉弟の仲も睦まじく、互に財産を區別しなかつたといふ。圖版は、赤十字博物館所藏。

○額田女王 鏡王の女。鏡王の事は詳かでない。女王も、天武天皇に召されて、十市皇女を生みまゐらせたことの外、傳はつてゐない。萬葉集中の女流歌人として有名である。

○大伴坂上郎女 大伴安麻呂の女、旅人の妹、家持の叔母。はじめ藤原麻呂(不比等の子)に嫁し、麻呂の死後、大伴宿奈麻呂に再嫁した。額田女王と並び稱せられる萬葉集中の女流歌人。

○上代の衣服 多く布で製し、男女共に、上には、丈の短い衣(筒袖)を着け、下には、男は褌(ツボン形)、女は裳(スカート形)をつけてゐる。上下の二部に分れてゐた。衤は左り前である。大陸との交通が開けてから、支那の風が傳はり、奈良時代には、外國の模倣が甚しく、支那そのままの衣服を着けた。また左衤は、支那で、夷狄の風俗として賤んでゐるので、推古天皇の頃から、貴族社會では、右衤に改めたが、下級の細民は、なほ昔のままに左衤である。元正天皇の養老三年、天下萬民をして、悉く右衤とするやうに命ぜられ、左衤の風が漸く廢れた。

○大和藥師寺吉祥天像(圖版) 吉祥天女は、大和藥師寺所藏。容貌服裝など、奈良時代貴婦人の姿を寫したものといはれる。○奈良時代男子の服裝(圖版) 古來、野見宿禰の像として傳へられてゐる。日本風俗史所藏。

○頭髮 はじめ男子は、頭の中央から、髪を左右に分け、兩耳の邊で結んだ。これをミヅラといふ。女子は、長髪を束ねて、長く後ろに垂れた。櫛も既に使用せられてゐるが、その齒の長いのは、裝飾が主であつたからである。奈良時代に至り、男子は髪を頂上に結ひて冠を頂き、女子は結髪するやう、慶雲二年に命ぜられたが、容易に改らず、主として垂髪が行はれてゐた。

○家屋 大古には堀立柱で、梁桁などは藤葛で結び、家根は低く、茅葺などで葺くやうな粗末なものに過ぎない。然るに大陸の文化が傳はつてから、漸く進歩し、應神天皇の時には高臺があり、雄略天皇の時には、はじめて樓閣が作られ、二階建は墳輪に見られる。家根も高くなつた。殊に支那風の様式が輸入せられ、推古天皇の時には、法隆寺（教科書本文一八頁圖版参照）四天王寺の如き大建築が造營せられ、皇極天皇の時には、皇居の正殿たる大極殿が既に存在してゐる。礎の使用も、この頃から行はれたものであらう。

○歸化人の同化 三韓が服従してから後、新羅高麗百濟の人々、并に半島に移住せる支那人が、我が國を慕つて歸化したものも少なくない。中には弓月君（秦始皇帝の後、融通王ともいふ）のやうに、百二十七縣の民を率ゐて來り、阿知使主（後漢靈帝の後）のやうに、十七縣の民を率ゐて來るなど、大舉して、安住の地を我が國に求めたものもある。弓月君の子孫は、秦氏、太秦氏を賜はつた。薩摩の豪族島津氏（現公府）、對馬の豪族宋氏（現伯府）及び戰國時代の頃、四國を平定した長宗我部元親は、その子孫である。仁徳天皇の時、諸國に分置して、養蠶織物のことに従はしめ給ふ。諸國に秦、波多、幡多などの地名のある所は、概ねそれである。就中山城、大和、河内、和泉等に住するものが多い。京都府葛野郡太秦は、その根據地であり、京都市右京區松尾山の松尾神社（祭神大山咋命、中津島姫命）同市伏見區深草藪之内町の稻荷神社（倉稻魂神、猿田彦命、大宮女命）、葛野郡太秦の廣隆寺（太秦寺ともいふ）は、并にその奉祀にかゝる。明法博士として歴世朝廷に仕へた惟宗氏は、秦氏から分れ、薩摩の島津氏、對馬の宋氏は、惟宗氏から分れた。長宗我部氏も秦氏の分れである。阿知使主の子孫は、漢氏、檜前氏を賜ふ。坂上氏は、檜前氏から分れた。中にも桓武天皇の時、蝦夷を平定した田村麻呂が最も名高く、正三位大納言にまで累進してゐる。醫藥を以て、歴世朝廷に仕へた丹波氏も、阿知使主の後裔であつた。この外奈良時代の高僧行基（上文五頁参照）は、百濟國王の後といはれる高志氏の出身であり、平安時代の學者三善清行は、百濟國王の子孫である。いづれも朝廷に仕へて貴族に列し、或は地方に土着して豪族となつた。この外にも、朝鮮（任那、新羅、高麗、百濟）支那

（周、秦、燕、齊、韓、前漢、後漢、吳、魏、隋、唐）の歸化人の、近畿地方をはじめ、諸國に散布するものが多い。中にも武藏の新羅郡、高麗郡（今、兩郡ともに埼玉縣入間郡に併合）攝津の百濟郡（今、大阪市東成區）河内の百濟郷（今、南河内郡長野町彼方村附近）などは、新羅人、高麗人、百濟人の群居せる地域であつた。かくして土地の開発、産業の發達は、歸化人に負ふ所もまた尠くはない。殊に美術工藝の如き、歌舞音樂の如き、職を朝廷に奉ずるものは、概ね彼等の子孫である。

○蕃別 上文一〇頁参照。

○坂上田村麻呂像（圖版） 將軍塚繪卷の一部。傳鳥羽僧正の筆。京都高山寺所藏。

第四章 外來文化の醇化 (三二)

總說

○隋唐との交通が開けてから後、大陸文化の輸入が大規模に行はれてゐる。それが我が國民性によつて陶冶せられ、新文化として表現せられたのが、奈良時代の文化であり、平安時代の文化であつた。前者が、搖籃時代とも見られ、後者が、成熟時代とも見られるのは、おのづから新文化の建設に伴ふ過程を示すものであらねばならぬ。而もこれより先、聖德太子、孝德天皇、天智天皇が、模範を示されてゐるが如く、大陸文化を攝受する最初に於て、既に早く、これを醇化する端緒が開け、また常に皇室の御指導の下に行はれた。その後、奈良時代から、平安時代に至るまで、常に皇室が、その中心に御立ちになつてゐる。所謂宮廷の文化であつた。かくして我が國民は、皇室の御指導の下に、遂に外國の文化を克服して、新しい日本の文化をつくつた。その姿は、あらゆる生活様式の上に現はれてゐる。かくの如き新文化の建設こそは、我が民族の優越性を示すものとして、特に注意しなければならぬ。而もその一面には、土地國有の制度が崩壊して、庄園の發達を促が

し、國庫の収入が減退すると共に、藤原氏による攝關政治もまた頽廢を極め、遂に社會分裂の端緒を開いた。しかし、その頃貴族の家庭では、女子といへども、和漢の學問を學び、和歌、音楽の修養を重ね、男子にも努らないほどの教養を積んでゐたから、自然女性中心の文化が起り、特に文學の方面に於て、見るべきものが多い。我が國の女性が、文化の上に華々しい業績を残したのは、實にこの頃であつた。

解説

○遣唐使 隋が減んだ後、唐に遣はされた使節が遣唐使である。舒明天皇の二年、大上三田鎌の派遣からはじまり、仁明天皇の承和五年、藤原常嗣の派遣に至るまで、總て十七回、平均二十年に一回の割合であつた。はじめは、使節、隨員、留學生を加へて二百四五十人、二隻の船に分乗したが、後には五六百人となり、四隻に分乗することになつた。大規模の旅行であつたことが想像せられる。航路には、南北の兩路があり、博多から朝鮮の西海岸に沿うて北上し、勃海灣を横ぎり、山東省の登州に上陸、それから陸路洛陽を経て、唐の都長安に到るものを北路といひ、博多から、肥前の值嘉島附近を迂回し、支那海を横ぎり、直に江南の海岸に上陸し、運河に沿うて北上、洛陽を経て長安に達するものを南路といふ。はじめは北路に據り、後には、南路に據つた。使節派遣の目的は、文化の輸入であり、扶桑略記孝德天皇白雉五年の條に、「七月遣唐使長^{長舟}舟等、多得^{長舟}文書寶物歸朝」とあり、唐書東夷列傳に、「開元初、粟田復朝、……賀書以歸」と見えてゐる。

○留學生 遣唐使には、留學生と學問僧とが隨行するのが恒例である。彼等の中には、十年、二十年、三十年の久しい間、留學するものもあつた。經學詩文をはじめ、各種の科學は、彼等によつて將來せられ、我が文化の發達を助けたことは、明治年間歐米における留學生と同様の有様である。殊に書籍并に藝術品の將來せられたものが多い。吉備眞備は數百卷を携へ、僧玄昉は、五千餘卷を携へて歸朝した。遣唐使及び留學生、學問僧の、文化史上における功績は、誠に偉大なるものがあつた。

○遣唐使の中止 唐は玄宗皇帝の頃が最も盛んであり、我が國では聖武天皇の御代に當つてゐる。然るに晩年政を怠るやうになつてから、綱紀も紊れるやうになり、國力が次第に衰へた。殊に僖宗、昭宗兩帝の頃には、地方豪族の跋扈が甚しく、戰亂が相尋いで起つてゐる。その頃我が國では、遣唐使派遣の議があり、菅原道眞が大使に任ぜられた。會々在唐の僧中璣、書を寄せて、唐國擾亂の事を報ずるに及び、道眞は遣唐使の中止を奏請したのである。その文中に曰く、

臣等、伏檢^{舊記}、度々使等、或有^{渡海不堪}命者、或有^{遭賊遂亡}身者、唯未^見至^唐、有^{難阻飢寒}之悲。如^{中璣}所^{申報}、未然^{之事}、推而^{可知}。臣等伏願、以^{中璣錄記之狀}、遍下^{公卿博士}、詳被^定其^{可否}國之^{大事}、不^獨爲^身、且陳^{款誠}。(菅家文章)

誠に道眞のいへる如く、唐との往來には、多大の犠牲が拂はれてゐる。而もなほこれを敢てしたのは、文化を求めが爲めであつた。然るに今や、唐が衰亡に瀕したとすれば、もはやその必要がない。天皇は、道眞の意見を採用して、御中止になつた。殊に唐の衰亡、遣唐使の中止は、我が國民に、大陸文化の束縛から、解放せられる機縁を與へた。もしこの事がなかつたならば、なほいまだ、大陸崇拜の夢から、覺めなかつたかも知れない。

○豪族間の勢力争 藤原氏が中心となつてゐる。はじめ中臣鎌足は、蘇我氏の誅伐に、大化の改新に功を樹て、から、天智天皇の御信任を蒙り、大織冠を授けられ、藤原氏を賜ふ。その子不比等に至り、一女は、文武天皇の夫人となつて、聖武天皇を生みまゐらせ、一女は、聖武天皇の皇后となつて、孝謙天皇を生みまゐらせ、外戚の關係を生ずるに及びて、威權俄に強く、有力の豪族となつた。これが爲めに他の豪族との争が、爾來幾度となく繰返されたが、争はいつも藤原氏の勝利に歸し、奈良時代から、平安時代にかけて、大伴、佐伯、伴、紀、橘、在原など、新舊の名族は全く衰へ、最後に基經の時、菅原道眞を破るに及び、もはや肩を並べるものもない。藤原氏の勢力が、はじめて安定した。

○談山神社(圖版) 奈良縣磯城郡多武峯に鎮座。祭神藤原鎌足。はじめ鎌足の薨後、攝津國島下郡阿威山に葬られたが、尋でその子僧定惠、遺骸を多武峯に移して、塔を墓上に建てた。のち塔の南に妙樂寺を建て、またその南に聖靈院を建て、鎌足の木像を祭つたのが、本社起原である。もとは、單に多武峯とのみ稱し、神社の様式を備へるやうになつてからは、多武峯大明神、多武峯社などと呼ばれたが、やはり正しい稱號でない。明治七年十二月談山神社と改稱し、別格官幣社に列せられた。流布の寫眞に據る。

○攝關政治 文徳天皇の時、不比等六代の孫良房が攝政となり、宇多天皇の時、良房の養子基經が關白となつたのが、攝關政治のはじめである。天皇に代りて、萬機の政を總覽するものを攝政といひ、天皇を輔佐し、百官を總べて、萬機の政を行ふものを關白といふ。一は天皇に代り、一は天皇を輔佐することが、その相違點であるけれども、實務の上からいへば、天皇御幼少の時、或は御病氣などの場合に攝政といひ、長じ給ひては、關白と稱するだけの區別に過ぎない。しかし攝政も關白も、まだ常置の職ではなかつたのを、村上天皇以後、必ず置かれるやうになつた。これから攝政關白の地位は、藤原氏が獨占し、未だ嘗て他の豪族に譲つた事がない。是に於て、更にその一族の間に争が起り、基經五代の孫道長に至り、遂にそれに勝つてからは、その子孫ばかりが、攝政關白となつてゐる。されば道長は、一條天皇、三條天皇、後一條天皇の三代の間、外戚として榮華を極めた。

○藤原氏の榮華 道長の妹詮子は、圓融天皇の女御となりて、一條天皇を生み奉り、その長女彰子(上東門院)は、一條天皇の中宮となりて、後一條天皇、後朱雀天皇を生み奉り、次女研子は、三條天皇の中宮となり、三女威子は、後一條天皇の皇后となり、四女嬉子は後朱雀天皇の中宮となりて、後冷泉天皇を生み奉つた。皇室との關係がかくのごとく、また藤原伊周との勢力争に勝つてから後、政權を専らにすること、三十餘年の久しきに及んでゐる。藤原實資の小右記、寛仁二年十月十六日の條に、道長の女威子が、後一條天皇の皇后となつたことを記して、

今日以ニ女御藤原威子ニ立ニ皇后之日也。(前太政大臣第三娘、一家立ニ三后ニ未ニ曾有ニ)……太閤招ニ呼ニ下官ニ云、欲ニ讀ニ和歌ニ必可ニ和者。答云、何不ニ奉ニ和乎。又云、誇ニ歌ニになむ有。但非ニ宿構者。此世乎は我世と所 思望月乃 虧たる事も無と思へば。余申云、御歌優美也。無ニ方ニ酬答ニ滿座只可ニ誦ニ此御歌。元稹、菊詩、居易不ニ和深賞歎、終日吟詠。諸卿響應、余亦數度吟詠。太閤和解、殊不ニ責ニ和。夜深月明、扶醉ニ各々退出。

と見えてゐる。太閤は道長、下官は、實資をいふ。誠にこの頃が藤原氏榮華の絶頂であつた。榮華物語、大鏡なども、かくの如き榮華を頌する爲めに撰述せられたものである。かくて道長が志を得てから後、藤原氏の勢力が確立し、攝政、關白、太政大臣となるものは、必ず藤原氏のみ限定せられ、左右大臣より參議に至る顯官は、その九割を藤原氏の一族が占め、残りの一割を源氏の一族が占め、他の氏族では、たゞ僅かに、大江匡房が參議を経て中納言となり、平實親が、參議となつた異例を見るに過ぎない。

○國體の尊嚴 攝關政治は、武家政治の先驅を爲すものである。これから天皇親政の實が失はれた。而も天皇が、攝關政治の上に、また武家政治の上に君臨ましますことは、少しも御變りがない。いづれも皇室の上に戴いてゐるところに、尊い我が國體が輝いてゐる。國史に關する注意を怠ることが、如何に恐るべき結果を招來するかといふことに就いて、十分に説明しておきたい。

○國字の完成 假名の淵源は、漢字の音や訓を藉りて、國語を寫したことに始まる。それから一轉して平假名、片假名となつた。平假名は、漢字の草書體から起り、片假名は、草行楷の書體の一部を取り用ゐたものである。佛教の講説が行はれ、これを筆記するものが、漢字の不便を避ける爲めに、心覚えの符牒を設け、省略法を施したのが、次第に整理せられて、今日見るやうな字體が完成した。變體假名の多いのは、それが爲めである。もとより誰れが發明したといふのでもなく、自然の間に行はれた。またいろは四十七字は、同字なしの長歌であり、空海の作といはれ、また片假名を、アイウエオ、カ

キクテコなど、五十十行の五十音圖に作つたのは、吉備眞備であると傳へられてゐるが、作者については今なほ定説がない。とにかく假名の發明が、文化を普及する有力な手段となつたことは、特に注意を要する。

○空海 讃岐の人。最澄と同時に、勅許を得て入唐し、長安に於て眞言の奥義を極め、且詩文、書道等をも研究し、在唐二箇年にして、平城天皇の大同年に歸朝した。勅して、その教を流通せしめ給ふ。即ち嵯峨天皇の御代に、金剛峯寺を建て、鎮護國家の道場とした。尋で京都の東寺を賜はり、更に宮中に眞言院を設けて、皇室の護持祈禱を修するに至り、その勢力は教界を風靡したのである。承和二年三月寂。年六十三。醍醐天皇の延喜二十一年、弘法大師の諡號を賜はつた。

○金剛峯寺(圖版) 和歌山縣伊都郡高野山にあり。山號を高野山といふ。眞言宗の大本山。はじめ空海歸朝の後、嵯峨天皇の弘仁七年、奏請して高野山を開き、十年、金堂成る。その後諸堂舎も漸次建立せられた。名づけて金剛峯寺といふ。堂舎火災に罹ること數次、現在の金堂は、江戸時代、萬延元年の造營である。金堂は、本堂をいふ。圖版は流布の寫眞に據る。

○眞言宗 大日經、蘇悉地經、金剛頂經等の眞言經を所依とするが故に名づく。また密宗とも稱せらる。密宗とは秘密の義、法門の秘密なるをいふ。

○最澄 近江の人。早く比叡山に延曆寺を建て、爾が、延曆二十三年、勅命を奉じて入唐し、天台山に於て同宗の秘奥を極め、在唐八箇月で歸朝した。かくて支那の天台宗に、新たに種々の工夫を加へて、日本天台を確立したのである。弘仁十三年六月寂。年五十六。清和天皇の貞觀八年、傳教大師の諡號を賜ふ。

○延曆寺(圖版) 滋賀縣滋賀郡比叡山にあり。山號を比叡山といふ。天台宗の總本山。はじめ僧最澄、桓武天皇の延曆七年、天皇の御爲に、根本中堂を比叡山に建て、比叡山寺といふ。その後幾もなく一乘止觀院と改む。嵯峨天皇の弘仁十四年、勅額を賜はつて延曆寺と改稱した。創建以來數次火災に罹り、現在の建物は、江戸時代、寛永七年の改築である。根本中堂は、本堂をいふ。圖版は、流布の寫眞に據る。

○天台宗 開祖隋の智顛(智者大師)が、支那の天台山(浙江省)にありて教を説き、その地に入寂したので、地名を取りて天台宗といふ。最澄の弟子圓仁(慈覺大師)もまた、仁明天皇の時、唐に留學すること十二年にして、更に天台の教義を究め、歸朝の後、その教を弘めた。天台宗の大成せられたのは、この時である。また最澄と共に入唐せる義眞の門下に圓珍があり(智證大師)、空海の姪であつた。文徳天皇の時入唐して、同じく天台を學び、歸朝の後、清和天皇の時、近江の園城寺(三井寺)を再興した。園城寺は、天武天皇の二年に創建せられ、その後、いつとなく衰へてゐたのである。これから天台宗は、延曆寺と園城寺との二つに分れ、前者を山門派といひ、後者を寺門派といふ。

○佛教の日本化 佛教の日本化する姿は、既に聖德太子がその基を開かれてゐる。然るに天台、眞言の二宗共に、玉體の安穩と國家の豐饒とを祈願することに重きを置き、所謂鎮護國家の宗派として存在するやうになつた。故に最澄の定めた天台法華宗年分學生式の中には「護國衆經」の語を用ひ、また「爲國之寶」「爲國之師」「爲國之用」とも稱し、更に一實神道の名を立て、我が國神明の尊崇すべきをも説いてゐる。眞言宗もこれと同じく、承和三年五月九日の太政官符には、「宜令空海法師、於東大寺爲國家建立灌頂道場、夏中及三長齋月、修息災增益之法以鎮國家」とあり、并に國家的新佛教として、日本化せられたところに、その意義があつた。

○融通念佛宗 我一人所唱の念佛の功德は、普ねく衆人に鎔融し、衆人所唱の念佛は、亦我一人に通徹する。即ち自他融通の念佛を主とするによつて名づく。また融通大念佛宗ともいふ。念佛とは、南無阿彌陀佛の六字の名號を口に誦することであり、これによつて極樂淨土に往生が出來ると教へた。極樂淨土とは、萬物が具足し、希望と光明とに輝く理想の世界をいふ。良忍が開祖である。

○良忍 尾張知多郡の人。延久四年富田莊に生る。十二歳にして叡山に登り、天台を良賀に學び、二十三歳の時、山城愛宕郡の大原に幽居し、心を華嚴法華の二經に潛め、想を彌陀の淨土に運んで、常に阿彌陀經を讀誦した。かくすること二十餘

年、鳥羽天皇の承久五年五月十五日、はじめて融通念佛の教を開く。時に年四十六。崇徳天皇の天治元年、入京して教を説き、尋で諸國を巡行し、攝津の住吉に大念佛寺を創めたのが、その本山である。長承元年二月、大原の來迎院に寂した。年六十一。後桃園天皇の時、聖應大師の諡號を賜ふ。

○淨土宗 淨土を欣求し、所修の業を以て淨土に生れることを期するが故に名づく。たゞ彌陀の名號さへ誦すれば、何人でも極樂往生が出来るかと教へた。源空が開祖である。また念佛宗ともいふ。

○源空 正しくは法然房源空といふ。法然の房號が、一般に行はれてゐる。美作國久米南條稻岡莊の人（岡山縣久米郡稻岡南村）。崇徳天皇の長承二年四月に生れた。十五歳の時叡山に上りて受戒し、天台を學ぶこと數年、更に諸宗の碩徳を扣き、博學を以て稱せらる。後善導和尚の觀無量壽經の疏を讀んで、一心專念彌陀名號の釋文に至り、大に悟るところがあり、山を下りて、東山の吉水に棲居し、高倉天皇の承安五年三月、はじめて淨土宗を開いた。時に年四十三。その著撰擇本願念佛集は、淨土の教義を説いたものである。高倉、後白河、後鳥羽、土御門諸天皇の御歸依も淺からず、關白九條兼實も深くこれを信仰した。然るに興福寺の訴によりて流罪に處せられたが、幾もなく赦免せられ、順徳天皇の建曆二年正月、東山大谷禪房に寂した。年八十。東山天皇の時、圓光大師、東漸大師、桃園天皇の時、慧成大師、光格天皇の時、弘覺大師、孝明天皇の時、慈教大師、明治天皇の時、明照大神の諡號を賜ふ。

○法然の説教（圖版） 法然上人行狀繪圖の一部。京都知恩院所藏。

○本地垂迹説 本地は、佛の本來の地位。垂迹は種々の事跡を垂れあらはす意。本體が佛であるものが、衆生濟度の爲めに、假りに神になつて現はれるといふこと。神佛混淆の説である。この本地垂迹説の前に、神は佛を守護すると云ふ思想があり、奈良時代東大寺建立の際、宇佐八幡大神から、造佛を助けるとの神託があり、またその落成の後、京都に向つて、東大寺を拜したいとの神託があつたといふ傳へによつて表現せられてゐる。かくて宇佐八幡宮に最勝王經、法華經を納め、度

者十八人を置き、尋でまた神宮寺を建てた。神宮寺は神社に屬する寺をいふ。佛事を修して神に仕へるのは、この時がはじめてである。この思想が更に發展して、平安時代になると、明らかに、佛を本とし、神を末とする本地垂迹の説が成立した。是に於て、諸佛を以て一々神に配し、神に菩薩號を附し、神社の境内に寺の堂宇が建ち、寺院の境内に神社や祠堂が建てられるやうになつたのである。

○續日本紀 日本書紀のあとを承けて、文武天皇から、桓武天皇の延暦十年に至るまでの漢文の編年史。四十卷。藤原繼繩、菅野眞道、秋篠安人等が、桓武天皇の勅命を奉じて撰んだのを、その後、眞道、安道及び中科巨都雄等が重修し、延暦十六年に奏進した。

○日本後紀 續日本紀のあとを承けて、桓武天皇の延暦十一年から、淳和天皇の天長十年二月に至るまでの漢文の編年史。四十卷。概ね散逸し、その内十卷だけ傳はつてゐる。藤原冬嗣、良峯安世等が、藤原緒嗣と共に、嵯峨天皇の勅命を奉じて、撰修に着手したけれども、出來上らない内に、冬嗣等の薨去に逢ひ、更に清原夏野、藤原吉野、藤原良房等が員に加はり、仁明天皇の承和七年、緒嗣、夏野、吉野、良房等が奏進した。

○續日本後紀 日本後紀の後を承けて、天長十年二月から、嘉祥三年三月に至るまで、仁明天皇御一代の漢文の編年史。四十卷。藤原良房、春澄善繩等が、清和天皇の勅命を奉じて撰んだもの。貞觀十一年に奏進した。

○日本文徳天皇實錄 續日本後紀の後を承けて、嘉祥三年三月から、天安二年八月に至るまで、文徳天皇御一代の漢文の編年史。十卷。藤原基經、菅原是善、大江晋人、都良香、島田良臣等が、陽成天皇の勅命を奉じて撰んだもの。元慶二年に奏進した。普通には、略して文徳實錄と稱してゐる。

○日本三代實錄 文徳實錄の後を承けて、天安二年八月から、仁和三年八月に至るまで、清和天皇、陽成天皇、光孝天皇御三代の漢文の編年史。五十卷。源能有、藤原時平、菅原道眞等が、宇多天皇の勅命を奉じて撰修に着手し、一時中止せられ

たのを、その後、時平、大藏善行等が、重ねて醍醐天皇の勅命を奉じて撰んだもの。延喜元年に奏上した。普通には略して、三代實錄と稱してゐる。

○菅原道眞 道眞は政治家として立派な業績を残し、後遂に宇多天皇の御信任を蒙つたけれども、元來儒家の出身である。菅原氏は、野見宿禰の子孫で、はじめ土師氏といふ。道眞の曾祖父古人の時菅原氏を賜はり、それ以來儒道を以て朝廷に仕へてゐる。祖父清公は大學頭文章博士となり、勅命を奉じて、清原夏野等と共に令義解を撰び、小野岑守等と共に凌雲集（詩集）を撰び、名聲漸く高く、父是善もまた文章博士となり、參議に上り、勅命を奉じて、都良香等と共に文徳實錄を撰び、文章經學共に秀で、その門下と遊ぶもの少くない。道眞家學を受け、また田口達音、都良香に學び、詩文經學に長じ、文章博士となつた、後、右大臣に任ぜられたが、藤原時平との政争に破れて、太宰府に流されたことは、餘りにも有名である。またその本業に就いては、勅命を奉じて編纂せる三代實錄と、六國史の記事を、類聚編纂せる類聚國史とがあり、また詩文を集めたものを、菅家文章、菅家後草といひ、歌集を菅家御草といふ。

去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷賜、恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香、

といへる詩は、九月十日といふ題で、菅家後草に收めてある、類聚國史は。二百卷の内、六十一卷しか傳はつてゐない。門人頗る多く、學界においても、優に一方の勢力であつた。延喜三年二月太宰府に薨す。年五十九。

○三善清行 詩文の大家。かねて法律に明かに、算術に通じ、廣く經史に涉り、強記洽聞を以て稱せられた。備中守、刑部大輔、文章博士等を経て、參議兼宮内卿に至る。從四位下。延喜十七年十二月卒。年七十二。詩文集を善家集といふ。

○竹取物語 我が國最古の小説。竹取の翁といふ者が、竹の中から、美女を得て、赫突姫と名づけた。長ずるに及び、貴公子の婚を求めものが多かつたけれども應じない、八月の十五夜に、故郷なる月世界に歸つたことを述べたもの。二卷。作者は詳かでない。貞觀から延喜の頃に出來たといはれる。

○土佐日記 承平四年、紀貫之が、土佐の國司の任滿ちて、京都に歸る時の日記。一卷。文章が輕妙であり、間々諧謔の句を交へてある。百里の途上に五十日を費し、また途中、海賊の襲來を恐れたなど、歴史上からも参考とすべきことが多い。

○古今和歌集 紀貫之、紀友則、凡河内躬恒、壬生忠峯等が、醍醐天皇の勅を奉じて、延喜五年に撰進した歌集。萬葉集編纂の時代から、延喜五年に至るまで、百五十年間の歌を集めた。勅撰集のはじめである。

○紀貫之 醍醐天皇、朱雀天皇に仕へ、從四位下木工權頭となる。書に長じ、歌に長じ、文に長じた。嘗て土佐守となり、任滿ちて歸る時、その紀行土佐日記を著した事は、普ねく知られてゐる、天慶九年歿。年は詳でない。

○在原業平 阿保親王の第五子。淳和天皇の時、在原氏を賜はり、臣籍に列した。その後仁明、文徳、清和、陽成の諸朝に仕へたが、藤原良房、同基經と相容れないので、名族でありながら、榮達が出来ない。貞觀年中漸く右近衛中將となり、尋で相模、美濃の權守に歴任し、元慶四年歿。年五十六。世に在五中將といふのは、在原氏であり、第五子であり、中將であつたからである。

○凡河内躬恒 紀貫之と同じ頃の人。官位は卑く、漸く六位の和泉大様に過ぎなかつたけれども、和歌では、貫之と並び稱せられた。歿年は詳かでない。

○宮中の才媛 國文和歌の發達するに従ひ、宮中奉仕の女官からも、勝れた歌人文學者を出した。殊に一條天皇の頃が盛んである。天皇の皇宮は御名を定子と申し、藤原道隆（道長の兄）の御女にましまし、中宮は御名を彰子と申し、藤原道長の御女にまします（後一條天皇、後朱雀天皇の御母、後、院號を上りて、上東門院と申上げる。）清少納言は皇后に仕へ、紫式部、和泉式部、伊勢大輔、小式部内侍は上東門院に仕へ、才媛の譽が高い。また道長の妻倫子に仕へた赤染衛門もある。中にも紫式部、清少納言の才學は、群を抜いてゐるばかりでなく、古今に冠絶するほどの業績を残した。

○源氏物語 源氏の君といふ貴公子を中心として、貴族生活、宮廷生活を描寫した小説。全編を五十四帖に分つ。桐壺の卷

からはじまり、夢浮橋の巻で終つてゐる。但しその中の雲隠は、巻の名ばかりがあつて文章がない。雲隠の文字によつて、源氏の君の死を現はしてゐる。また正しくいへば、前半は源氏の君が中心であるが、雲隠の巻で終りを告げ、更に後半に於て、源氏の君の子匂宮が中心となつてゐるから、父子を中心としたものと見なければならぬ。叙事の時代は、醍醐天皇、朱雀天皇、村上天皇の御代に亙り、物語中の主要人物も、多少準據するところがあるといふ。その構想の雄大にして、文章の妙絶なる、寫實小説としては、我が國は勿論、外國でも、その例を見ないといはれてゐる。

○紫式部 藤原爲時の女、名は詳かでない。幼にして學を好み、兄惟親が史記を讀むのを聞いて、いつの間にかこれを覺えたと傳へられてゐる。和歌文章に長じ、和漢の舊記に涉り、かねて朝廷の典故にも通じた。はじめ藤原宣孝に嫁し、宣孝の歿後、上東門院に仕ふ。この時藤式部と稱した。父爲時が、式部承であるから、藤原の藤と式部承の式部とを採つたのである。然るに源氏物語の作中に於ける紫の上の事が、宮中に傳稱せられてから、紫式部といはれた。歿年は詳かでない、人となり温順貞淑、身を持つること謹嚴である。清少納言が、才を恃んで放縱であつたのとは、比較することの出来ないほど、節操に於ても勝れてゐた。著書に紫式部日記二卷がある。

○少女時代の紫式部(圖版) 百人一首一夕話所載。大石眞虎の畫く所。その事は、紫式部日記に、みづから左の如く記してゐる。

この式部承といふ人の、わらはにて文讀み侍りし時、聞きならひつゝ、かの人はをそう讀み、とり忘るゝ所をも、あやしきまでぞ、さとく侍りしかば、文に心入れたる親は、「口をしう、おのこにて持たらぬこそ、幸ひなかりけれ」とぞ、常に歎かれ侍りし。

式部承は、兄の惟親、親は爲時をいふ。

○枕草子 見聞、感想などを記した隨筆。百六十餘の小篇から成る。十二卷。觀察の奇警と行文の簡勁とを以て稱せられ

る。源氏物語と共に、後世の文學に至大の影響を與へた。

○清少納言 清原元輔の女。一條天皇の皇后藤原定子に仕へ、才學を以て稱せられた。或る雪の降つた日に、皇后は左右を顧み、「香爐峯の雪は如何に」と仰せられたのを、承ると、すぐに立つて、御前の御簾を掲げたといふ名高い話は、枕草子に見えてゐる。

雪いと高く降りたるを、例ならず御格子まいらせて、すびつに火おこして、物語などして集まりさふらふに、「少納言よ、香爐峯はいかならん」と仰せられければ、御格子あげさせて、みす高く巻きあげたれば笑はせ給ふ。人々も「皆さる事は知り、歌などにさへうたへど、思ひこそよらざりつれ、猶此宮の人には、さるべきなめり」といふ。

蓋し白樂天の詩に、

遺愛寺鐘歇、枕聽、香爐峯雪撥簾看。

とあり、和漢朗詠集の中に載せられてゐるのを、皇宮の、ふと思ひ浮べられて、御尋ねになつたのであらう。和漢朗詠集は、その頃人々に讀まれたものであるから、誰れでも知つてゐるけれども、即座には氣が付かない。然るに清少納言は、直に御尋ねの意味を曉り、而も動作によつて、無言の間に御答へ申上げた所に、その才が現はれてゐる。皇后崩御の後、宮中を退出した。古事談には、晩年零落の狀を傳へて、

清少納言零落之後、若殿上人アマタ同車、渡ニ彼宅前ニ之間、宅體破壞シタルヲ見テ、「少納言無下ニコソ成ニケレト」車中ニ云ヲ聞テ、本自棧敷ニ立タリケルガ、簾ヲ搔揚、如ニ鬼形之ニ女法師、顔ヲ指出云、「駿馬之骨ヲバ不賣ヤアリシト」云々。と見えてゐる。老いてなほ才氣の衰へなかつた有様を窺ふことが出来よう。歿年は、詳かでない。

○和泉式部 大江雅致の女。和泉守橋道貞に嫁して小式部内侍を生む。道貞歿する後、上東門院に仕へ、和歌を以て著はる。亡夫の官名に因んで、和泉式部といふ。後、藤原保昌に再嫁した。保昌が丹後守となつたので、隨行してゐるが、歿年は詳

かでない。保昌、驍勇絶倫、最も武藝に達し、源頼信と並び稱せられた。強盜袴垂を戒めたことは、名高い話である。著書に和泉式部日記二巻がある。

○伊勢大輔 神祇伯大中臣輔親の女。上東門院に仕ふ。輔親が、伊勢の祭主であるから、伊勢大輔と呼ばれた。官仕へのはじめ、門院の御父藤原道長が、その才を試みた話が、袋草紙に見えてゐる。

伊勢大輔、上東門院中宮ト申時初參。輔親娘也。「歌讀覽」ト心ニク、思食之間ニ、八重櫻ヲ或人進之。御堂御前御座之時、件花枝ヲ大輔許ヘサシツカハシテ、御視上ニ檀紙ヲ置キ、同サシツカハシタルニ、人々屬目、「イカマ申」ト見アヘルニ、トバカリアリテ、硯引寄セテ、墨ヲ取りテ、靜ニラシスリテ、歌ヲカキテ進之、御堂トリテ御覽ズルニ、誠キヨゲニカキタリ。

いにしへのならの宮古の八重櫻けふ九重にほひける哉

殿ヲハジメタテマツリテ、萬人感歎、宮中鼓動云々。又彼人第一歌也。率爾ニモ不レ寄事也。

この事があつてから、才媛の名が高くなつた。歿年は詳でない。

○赤染衛門 右衛門尉赤染時用の女。はじめ藤原道長の妻倫子に仕へ、氏名に父の官名を加へて、赤染衛門といふ。後、大江匡衡(詩文の大家)に嫁し、舉周を生んだ。最も和歌に長じ、和泉式部と並び稱せられる。今昔物語に、

今昔、大江匡衡ガ妻ハ、赤染時用ト云ケル人ノ娘也。其ノ腹ニ舉周ヲバ産マセタル也。其ノ舉周勢長ジテ、文章ノ道ニ止事无カリケレバ、公ニ仕リテ、遂ニ和泉守ニ成ニケリ。其ノ國ニ下リケルニ、母ノ赤染ヲモ具ツ行タリケルニ、舉周不ニ思懸ニ身ニ病ヲ受テ、日來煩ケルニ、重ク成ニケレバ、母ノ赤染歎キ悲テ思ヒ遣ル方无リケレバ、住吉明神ニ御幣ヲ令奉テ、舉周ガ疾ヲ祈ケルニ、其ノ御幣ノ串ニ、書付テ奉タリケル。

カハラントヲモフ命ハラシカラデサテモワカレンホドゾカナシキ

ト。其ノ夜、遂ニ愈ニケリ。

とあるのは、名歌の靈驗として、古來有名である。歿年は詳かでない。但詞花集には、

かはらんと祈る命はをしからでさてもわかれんことぞ悲しき

として收めてある。

○小式部内侍 和泉守橋道貞の女。母は和泉式部。上東門院に仕ふ。幼い時から、和歌を能くしたので、母が、代作または添削するのであらうとの噂が高い。大江山の歌は、その頃の作である。金葉和歌集九、雜部に、

和泉式部、保昌に具して、丹後國に侍りける頃、都に歌合のありけるに、小式部内侍歌よみにとられて侍りけるを、中納言定頼(藤原)局のかたにまうで來て、「歌はいかゞせさせ給、丹後へ人は遣はしてけんや、使まうで來ずや、いかゞ、心もとなくおはすらん」など、戯ぶれて立けるを、引きとめてよめる。

小式部内侍

大江山いく野の道の遠ければまだ文も見ず天の橋立

とあり、古今著聞集にも、同じ話を記して、定頼が、

思はずに淺ましく、「こはいかに」とばかりいひて、返しにも及ばず、袖を引きはなちて、にげにけり。

と見えてゐる。「返し」とは、返歌をいふ。この頃には、歌を讀みかけられた時、必ず返歌するのが作法である。これから才名が一時に高くなつた。大江山は、丹後(京都府與謝郡)にあり、今、千丈嶽(普甲山の最高峰)といふ。生野は、丹波(京都府)天田郡にあり、今、上六人部村の大字になつてゐる。昔からの歌名所の一。天橋立は、丹後與謝郡にあり、宮津灣の西側にある沙嘴。やはり歌名所の一。安藝の嚴島、陸奥の松島と共に、日本三景と併稱せられるのは、近世の事である。

○巨勢金岡 巨勢派の祖。清和天皇、陽成天皇、光孝天皇、宇多天皇の五朝に仕へ、官大納言に至る。嘗て仁和寺の障壁に

馬を畫いたが、夜になると脱け出して、近所の田や畠を荒らすので、その目を傷けたところ、それから出なくなつたとの傳説のあるほどの名工であつた。歿年は詳でない。

○藤原隆能 土佐派の祖。正五位下、繪所預となる。崇徳天皇、近衛天皇頃の人。歿年は詳かでない。遺蹟に源氏物語繪詞、百鬼夜行繪卷等がある。

○大和繪(圖版) 純粹の日本畫をいふ。圖版は、源氏物語繪詞の一部、柏木の卷。藤原隆能の筆。徳川侯爵家(尾張)所藏。

○宅磨爲成 佛畫の名手。後冷泉天皇頃の人。宇治平等院鳳凰堂本堂の四方の壁及び壁の繪は、爲成の筆と傳へられてゐる。事蹟は詳でない。

○唐様 支那風の意、こゝでは、支那をそのまま學んだ書風のこと。

○平安時代の平假名(圖版) 優美な假名文字の標本として示した。繼色紙の一部。益田男爵家所藏。
あまつか勢俱もの家よ非ち布きとら餘をとめ濃す閑たしハし度々め無

古來小野道風と傳へられるけれども、道風時代には、まだこれほどに發達してゐない。平安時代の末期のものである。なほ教科書本文四〇頁に、秋萩帖とあるは、繼色紙の誤植に付訂正しておく。繼色紙とは、色紙形の料紙を二枚つゞけて、一首の歌を散らし書きにしてあるからの稱。

○定朝 京都七條の人。七條佛師の祖。法成寺、山階寺、宇治鳳凰堂等の佛像を造つた。後冷泉天皇の永承三年、法眼に叙せらる。天喜二年歿。年は詳かでない。

○平等院 京都府宇治町にあり。後冷泉天皇の永承六年、左大臣藤原賴通が、宇治の別莊を寺としたもの。その内に阿彌陀堂を建て、天喜元年に供養したのが鳳凰堂である。堂全體を鳳凰の形に擬し、中央の本殿が體、左右の廊が翼、後の廊が尾となつてゐる。唐の建築様式を、日本人の趣味嗜好によつて陶冶した國民的藝術の、最も優秀なる代表的遺物として名高い。

國寶。圖版は、本殿の棟の兩端に置かれた鳳凰の一。高さ三尺二寸六分、重さ約十六貫目。體部は青銅の鑄物、兩翼と尾とは銅の打物である。

○平安時代に出來た貨幣 隆平永寶は桓武天皇、富壽神寶は嵯峨天皇、承和昌寶、長年大寶は仁明天皇、饒益神寶は清和天皇、貞觀永寶は清和天皇、寛平大寶は宇多天皇、延喜通寶は醍醐天皇、乾元大寶は村上天皇の時に鑄造せられた。この後鑄錢の事が杜絶したのである。

○貿易 遣唐使の中止以來、支那とは、公の交がない。醍醐天皇の時に、唐が亡び、尋で宋が興つてからも同様である。朝鮮では、新羅が久しく半島を統一してゐたが、朱雀天皇の時に亡び、高麗がこれに代り、やはり我が國との交がない。しかし彼我商人の私の往來があり、貿易も行はれてゐた。

○京都の商業 東西の兩市あることは奈良時代のごとく、毎月十五日以前は、東市に集まり、十六日以後は西市に集まり、半月ごとに交代して開かした。東市には、東繩、羅、絲、錦、幘頭、巾子、縫衣、帶、紵、布、苧、木綿、櫛、針、苧、菲、筆、墨、丹、珠、玉、藥、太刀、弓、箭、兵具、香、鞍橋、鞍褥、鞆、籠、障泥、鞆、鐵井金器、漆、油、染草、米、木器、鹽、醬、素餅、心太、海藻、菓子、蒜、干魚、馬、生魚、海菜、麥の五十一種、西市には、絹、錦綾、糸、綿、紗、橡帛、幘頭、縫衣、裙、帶幡、紵、調布、麻、綾麻、櫛、針、菲、雜染、蓑笠、染草、土器、油、米、鹽、未醬、素餅、糖、心太、海藻、菓子、干魚、生魚、牛の三十三種を商ふ店がある。しかし東市のみ榮えて、西市は遂に振はなかつた。諸國の市には、七條の市、大和の辰市、攝津の難波市、播磨の飾磨市などが文獻に見えてゐる。概ね日を期して立てる。辰市は辰日に開いた。

○陶器 嵯峨天皇の時、造瓷器生をおき、その業を傳習せしめられた頃から、青瓷、白瓷の類が、ますます精巧となつた。釉藥は、陶器にかけて、光澤を生ぜしめる藥をいふ。

○漆器 その器には、黒漆があり、朱漆があり、螺鈿があり、蒔繪がある。螺鈿、蒔繪は殊に精巧を極め、外國人にも誇つたことは、桓武天皇の天應元年僧喬然が、唐の徳宗に贈つたのでも知られる。この二種は、我が國の發明にかゝり、支那でも稱美せられた。蒔繪は、金銀粉を漆器に撒きて、鳥獸草木等の形を畫きたるをいひ、螺鈿は、青貝即ち蝸の殻を碎き、漆器に塗り込めたるをいふ。

○織物 綾、錦なども、奈良時代から製作せられ、平安時代には、漸く精巧になつた。また布織物は、調庸として貢進するまでに普及してゐる。

○東帯十二單 教科書に載せた挿入圖版平安時代の生活(其一)服裝の日本化の裏面に説明がしてある。

○女子の服裝(圖版) これまで上下二分につれてゐた衣服が、現代の如く、上下一枚つゞきになつた姿を示した。法然上人行狀繪圖の一部。土佐吉光の筆、京都知恩院所藏。

○男子の服裝(圖版) 女子の服裝と同じく、現代風になつて來た姿を示した。伴大納言繪詞の一部。酒井伯爵家(小濱)所藏。

○槍皮葺 檜の薄い板で葺いた屋根。ハダは皮のこと。

○寢殿造 主要の建物を寢殿と稱するから名付けた。寢殿とは、正殿の義である。寢は、家のこと。寢殿の周圍には、廂を繞らし、廂の外に、更に椽を繞らし、高欄を附した。また寢殿を中心として、必ずその東に東對、西に西對、北に北對といふ建物があり、長い廊下で、これを接続した。寢殿は主人、北對は妻、東西の對は、家族のある所、寢殿の南方には、廣い庭があり、池、築山などが作られてゐる。貴族の住宅。上代の遺風と、支那風とを渾和し、日本趣味の豊かな世界獨特の建築様式であり、大陸の模倣ではない。

○歌舞音楽 歌を主とするものを歌物(聲樂)樂器の奏樂を主とするものを管絃(樂器)といひ、兩者に舞を加へたものを舞樂といふ。管絃には、管器樂(笛、笙、篳篥の類)と絃器樂(琵琶、琴の類)がある。舞樂は概ね支那、朝鮮から傳來したが、

我が國でこれに倣ひ、新たに製作した太平樂、萬歲樂、延喜樂など、その數も尠くない。宮廷、貴族の間に行はれた。

○女子の教養 この時代、貴族の家庭に育つた女子が、高い教養のあつた事は、源氏物語、枕草子など、勝れた著作を残したばかりでなく、兩書の内容を検しても、和漢の學問に長じてゐた實際が窺はれる。また紫式部は、廣く和漢の舊記に涉り、朝廷の典故にも通じ、上東門院に、白樂天の樂府を授け奉り、清少納言は、白樂天の詩賦を暗んじて、雪の降る日に、上東門院の御感にも預かつた。和歌、音楽を學ばないものは殆んど一人もないほど、一般的なたしなみである。しかし他の一面に於て、男女の關係が亂れ、和歌の如きも、常に情交を結ぶ媒介として用ゐられた。その放縱な生活を語ることは、避けなければならぬけれども、如何に學問があり、藝術に長じてゐても、操行、節義に於て議せられるやうでは、無意義の人生である。却て社會國家をも賊するであらう。高潔なる品性こそ、女性の生命であることに就いて、特に注意しておきたい。

第五章 武士の勃興 (四二)

總説

○莊園の内部に巢立つた武士の勢力は、地方政治の紊亂に伴ふ鬭争に依つて、次第に社會の上部に現はれて來た。所在に發生した戰亂がそれである。またその戰亂を鎮めることによつて、武士の勢力は、加速度に加はり、遂に中央進出となつて、平氏の全盛となり、更に武家政治へと發展した。かやうな武士の地位境遇に即し、その社會的勢力を、完全に、且永久に支へて行く必要から起つた道徳が、即ち武士道である。武士道は、武士の精神生活の中心を爲し、おのづからまた國民道徳の中に織込まれるやうになつて、多大の感化を人心に與へた。日本精神の一部には、武士道が加はつてゐる。されば武士道で養はれた武士の家庭は、極めて嚴肅であり、婦人もまた貞節を重んじ、儉約を守り、平安時代の貴族生活に現はれて

ゐるやうな弊害が一掃せられた。かくの如き環境の感化が、幾多の賢母良妻を生み、能く風教を維持して、社會國家に貢獻した事は、特に注意しなければならない。弘安文永の役に、蒙古の大軍を破つたのも、建武中興の際、大楠公以下の忠臣義士を出したのも、半は、家庭に於ける賢母良妻の力である。

解説

○中央政治の紊亂 偉大なる権力を振ひ、限りなき專横を爲し得る境涯に達した藤原氏は、もはや緊張して政治に努める氣分にはなれなかつた。邸宅衣食には、豪奢の限りを盡し、詩歌管絃に耽るのが、その日の生活である。(教科書本文四二頁四三頁間に挿入せる圖版参照)殊に詩歌管絃の會には、群飲を催すこと日に甚しく、關白道隆は、大將藤原朝光、藤原濟時等を酒友として劇飲し、酔倒度を失ふに至らざれば已まない。左衛門督藤原誠信は、大醉して動きも出來ず、嘔吐して、有名なる巨勢弘高の畫いた樂府の屏風をも汚した。關白大臣大將の輩が、かくの如くであるから、諸司諸院の人もこれに倣ひ、群飲佚遊の弊害もまた甚しく、遂に紀綱の紊亂を促したのである。されば政府の威信は、全く失はれ、京都の市中さへも、群盜が横行してゐる。貞觀の頃、朱雀大路は、既に盜賊の巢窟となり、元慶の頃には、紫宸殿を犯すものさへもあつた。更に延喜天曆の頃には、近衛府を侵し、大藏省を侵し、官人を殺害する外、獄を破つて囚人を奪ふに至り、天元永觀の際には、白刃を携へて、宮中にも侵入するやうな有様であり、安寧秩序が保てなくなつた。これ明かに、不安に満たされたる社會の情勢を示すものである。

○地方政治の紊亂 地方官が政を怠り、不正の行の多かつたことは、尾張守藤原元命もとみことに對する任國の郡司百姓等の彈劾狀が代表的であるから、その要點を抄出して置く。即ち元命は、正税の外に、五萬餘束を加徴した。種々の名目で附加税を徴收し、且酷迫を極めた。國産の精巧な生絲は私用とし、調には兪惡な絲を代用した。窮民救済の費用、驛傳の費用、池溝修築

の費用を盗んで、私腹を肥した。國府役人の月俸さへも渡さない。百姓を驅使し、その財物を掠めた。檢田の際、一段の土地を、二段三段と注し、損田を熟田として、租税を取立て、その利益を私した。これが爲めに、國郡が凋弊し、人民の逃亡するものが多い。而も元命は、在任三ヶ年の間に、數ヶ所の田園を占有して、富有になつたと見えてゐる。しかし、かくの如きは、元命一人でない。この時代に於ける。一般的通弊であつた。

○神田寺田 神社に屬する私有地を神田といひ、寺に屬する私有地を寺田といふ。朝廷から御寄附になつたもので、租税が免除せられてゐる。はじめは、一般國民からの寄附并に賣與を禁止せられてゐたが、墾田の私有が許されるに及び、寄進施入するものが多く、社寺自らも、或は開發に従事し、或は墾田を買收し、次第に廣大なる神領寺領を有するやうになつた。

○墾田の私有 墾田は、開發の新田をいふ。大化改新の時、土地は總て國有となつたが、元正天皇の養老七年、新たに溝池を造りて、開發するものは、私田として三世に傳へ、舊溝池を逐ひて開發するものは、その一身に給はるることになつた。これを三世一身の法といふ。然るに三世一身の法は、その期限には、官に收める定めであるから、期限の近づくに従ひ、農民等は耕作を怠り、再び荒廢に歸するので、聖武天皇の天平十五年、永く私有地として、子孫に傳へる事を許された。耕地の増加するのは、これからである。しかし、これが爲めに、國地國有の制度が壞れた。

○莊園 公卿、社寺及び豪族等、所謂權門勢家の私有地をいふ。莊號を立てる事になつてゐる。伊賀の員辨庄、備前の鹿田庄などは、その一例である。莊號を立てるには、國郡の判を得て、證據とするので、これを券(證文)といふ。莊園は、總て領主の自治に任せてあるから、領主は、勝手に土地人民を支配し、租税を私し、職員を置いて、その權利を代理せしめた。莊園の領主のことを、本家または領家と稱し、その命を受けて、莊園を管理するものを莊司といふ。本家は、領家の上にあるが、所によつて一定してゐない。藤原氏が勢力を得たのも、多數の莊園を有して、豊かな經濟力を持つてゐたからである。

○山賊海賊 山賊、海賊の横行は、清和天皇の貞觀の頃から著しく、年と共に甚しくなつた。伊勢の鈴鹿山、相模の足柄山、信濃の碓氷峠などは、山賊の巢窟として知られてゐる。また鈴鹿山には、八十餘人もゐて、往來の人の物を奪ひ、公私の財物を取り、その人を殺して、年月を送つてゐた話が、今昔物語に見え、また強盜の首領袴垂の事を、盜人の大將軍と記してある。海賊の如きも、宇治拾遺物語に、淡路の六郎といふものが、安藝の海上にて掠奪を行ひ、「物のあるかぎり我が舟に取入つ、人どもはみな、男女みな海にとり入れ」たが、主人と思はれるものが、「よろづの物は、みなとり給へ、たゞ我が命のかぎり助け給へ」と手を合せて頼んだのを、「これかかないはせそ、れいの如くといふに、目をみあはせて、なきまどふさま、いといみじ。あはれにむさうに覚えしかども、さいひて、いかゞせんと思なして、海に入つ」とあるなど、慘忍を極めたものであつた。紀貫之が、任果て、土佐國から歸國する途上、常に海賊の襲來を恐れてゐたことは、土佐日記にも記るされてゐる。山賊は、東國の地方に多く、海賊は、瀬戸内海に多かつた。

○地方武士の邸宅(圖版) 武藏の豪族熊谷直實の第。法然上人繪傳所藏。土佐吉光の筆。京都知恩院所藏。

○源氏 清和天皇の孫で、貞純親王の子である經基が、村上天皇の天徳五年に、源氏の姓を賜はり、臣籍に降つた。その子孫を清和源氏といふ。經基の子に滿仲があり、滿仲の子に頼光、頼信があり、頼信の子に頼義があり、頼義の子に義家があり、累世武勳を立て、源氏繁榮の基礎を築いた。頼朝は義家の玄孫である。なほ源氏には、嵯峨天皇から出た嵯峨源氏、宇多天皇から出た宇多源氏、村上天皇から出た村上天源氏などがあるけれども、いづれも振はなかつた。

○平氏 桓武天皇の曾孫で、葛原親王の孫、高見王の子である高望が、宇多天皇の寛平元年、平氏を賜はり、臣籍に降つた。其子孫を桓武平氏といふ。高望の子貞盛、貞盛の子維衡、維衡五世の孫忠盛など武勳を立て、平氏繁榮の基礎を築いた。忠盛は白河天皇、堀河天皇、鳥羽天皇、崇徳天皇の四朝に仕へ、正四位下に叙し、播磨、備前、伊勢等の守を歴任し、檢非違使、左衛門大尉となる。大治四年、山陽、南海の海賊を追捕し、保延元年また西國の海賊を討つて、功を樹てた。是

より先、長承元年、鳥羽上皇が得長壽院を御造營の時、土木の事を掌り、その功によつて但馬守となり、幾許もなく刑部卿に進み、昇殿を許された。近衛天皇の仁平三年卒す。年五十八。平氏は、これから、その榮える途が開かれたのである。清盛は、忠盛の子である。なほ平氏には、仁明天皇から出た仁明平氏、文徳天皇から出た文徳平氏、光孝天皇から出た光孝平氏もあるけれども、いづれも振はなかつた。

○天慶の亂 平家の始祖高望の長子を國香、三子を良將といふ。國香の子が貞盛であり、良將の子が將門である。將門は下總の豊田相馬の兩郡に蟠居して、勢力を有してゐたが、承平年中私怨により、前常陸大掾源護、伯父常陸大掾平國香と戦ひ、遂に國香及び護の三子を殺した。護は國香の子貞盛と共に、將門を討たうとしたが、容易に手が出せない。護は遂にこれを朝廷に訴へ、朝廷からは將門を召された。將門は上京して、辯疏する所があり、許されて本國に歸つた。たゞ天慶元年、武藏權守興世王、武藏介源經基は、足立郡司武藏武芝と不和を生じ、將門がこれを和解せしめた際、行違ひの爲めに、武芝の部下が經基の營を圍んだ。經基は、將門が興世王と共に、己れを討つものと誤解し、上京して二人の謀叛を奏上したけれども、この時にも、將門の辯疏によつて無事に解決した。然るに常陸の住人藤原玄明といふもの、國司に反抗して國を逐はれ、下總に走つて將門に投ずるや、將門はこれを助け、却て常陸の國を侵し、國司を捕へ、印綸を奪つた。是に於て將門と懇意な興世王は、「一國を取るも誅せられ、八州を取るも誅せられる。同じ事ならば、寧ろ坂東の諸國を掠奪するが宜い」と勧めた。將門これに従ひ、更に上野下野の國衙から國司を逐ひ、自ら新皇と稱し、偽官を下總の亭南に營み、文武百官を定めた。天慶二年十二月の事である。朝廷即ち參議藤原忠文を征東大將軍として、將門を討たしめたが、まだ到着しない以前、貞盛は下野の豪族藤原秀郷と共に將門を破り、同三年二月これを誅し、興世王もまた誅せられた。かゝる折しも、西國の方に於てもまた、伊豫権藤原純友は、任滿みても京に歸らない。海賊の群に投じて、その首領となり、四國及び山陽の地方を荒らした。東西一時の騷亂に、朝廷でも大に驚き、小野好古、源經基を、山陽南海の追捕使としてこれを討たし

め、尋でまた藤原忠文を征西大將軍として派遣したが、忠文の到着以前、好古等は純友を誅した。天慶四年六月の事である。この兩事變を併せて、世に天慶の亂といふ。要するに、中央政府の威力の衰へた結果として、地方武士の横暴が、私闘掠奪の形に於て現はれたものといふべく、従つてかくの如き武士の横暴を制するには、更に強大なる武力が必要とせられ、遂に武家政治にまで進展する時勢の動きをも示すものであつた。

○前九年の役 陸奥の豪族安倍頼時は、累代の勢により、膽澤、和賀、江刺、稗拔、志波、岩手の六郡を領し、衣川（岩手縣膽澤郡衣川村）の險に據つて、賦貢を輸せず、徭役を勤めないのは、久しい事であるが、代々の國司も、これを制する事が出来ない。そこで後冷泉天皇の永承六年、源頼義（頼信の子）を陸奥守に任じてこれを討たしめた。たゞ大赦があり、頼時もその罪を許されたが、かねて威名の高いのを知つてゐる頼義に對して歸順の意を表し、暫くは無事であつた。尋で天喜元年に、頼義は鎮守府將軍を兼ねた。然るに天喜三四年の交、頼義が鎮守府（岩手縣膽澤郡佐倉川村）に赴き國府（宮城縣宮城郡多賀城村）に歸る途中、同行せる權守藤原説貞の子光貞の營を襲ひ、人馬を傷けたものがあり、審問の結果、頼時の子貞任の所爲と知れたので、頼義は貞任を捕へて罪に行はうとした。頼時これを聞いて、俄に軍備を整へ、衣川に據つて叛した。朝廷再び頼義に命じて、頼時等を討たしめ、同四月十二月、更に陸奥守に重任したのは、任期が満ちてゐたからである。かくして翌五年、頼時は誅に伏したが、貞任父に代つて衆を率ひ、驍勇能く戦ひ、兵連なること數年に及んでも、なほ平定しない。その内頼義の任期が満ちたので、朝廷は、高階經重を陸奥守に任じたけれども、將士皆頼義の威名を慕ひ、經重の指揮を受けないから、經重は已むを得ず京都に歸り、頼義は、なほ滞在して戰爭に従事した。而も貞任の勢が強いので、出羽の豪族清原武則の援を籍り、康平五年八月、大舉して衣川の柵を焼き、烏海柵（岩手縣膽澤郡金ヶ崎町）を抜いた。貞任退いて厨川柵（岩手縣岩手郡厨川村）に據つたが遂に敗れ、九月亂軍の間に斃れ、餘黨また平ぐ。同七年頼義はじめて歸京復命した。後三年の役に對して、前九年の役といふ。然るに永承六年から、康平五年安倍氏の滅亡までは、十二年にた

るから、前九年の稱は、當らないと説くものがある。併し永承六年には、戰爭はなかつた。戰爭のはじめは、天喜四年であり、それから算へて九年目は、康平七年頼義歸洛の年に當る。前九年と稱するのは、誤でない。頼義兵略に長じ、且士を愛する事子の如く、將士皆頼義の爲めには、命をも惜しまないやうになつた。かくして源氏の勢力が、次第に進展して行くのである。頼義は功によつて、正四位下伊豫守となり、白河天皇の承保二年に歿した。歳八十八。

○後三年の役（圖版） はじめ清原武則は、源頼義を助けて安倍貞任を討ち、功があつたので、安倍氏の舊領陸奥六郡の地を受領し、孫眞衡の時に至り、その勢力が盛んになつた。然るに眞衡は、異母弟家衡及び親族の藤原清衡と隙を生じたが、たゞ白河天皇の永保三年の秋源義家（頼義の子）が、陸奥守となつて入國し、眞衡を助けて、家衡、清衡を抑へてゐる内に、眞衡が歿した。然るに家衡、清衡もまた、義家に服従したので、義家は六郡を二分して、兩人に授けた。その後、家衡と清衡との間に不和を生じた時、義家は清衡を助けて、家衡を討つたのが、應徳三年の冬である。幾許もなく家衡は、叔父武衡と共に、金澤柵（秋田縣仙北郡金澤町）に據つた。義家はこれを攻めたけれども、容易に抜く事が出来ない。義家の弟義光は、變を聞いて京都から馳下り、共に力を合せて長圍の陣を張り、堀河天皇の寛治元年十一月、遂にこれを陥れ、家衡、武衡を斬つた。清原氏はこゝに滅び、その舊領は、藤原清衡の手に歸した。前九年の役に對して、後三年の役といふ。然るに永保三年から、寛治元年までは、五箇年になるから、後三年の稱は、當らないとの説が行はれてゐる。併し戰爭ともいふべきは、家衡、清衡の争以後の事であるから、誤りでない。義家武勇絶倫、英略世を蓋ふ。源氏の勢力は、この頃に確立した。後、檢非違使、左衛門尉、河内、相模、武藏、信濃、下野、伊豫等の守を歴任し、正四位下に叙せられ、鳥羽天皇の天仁元年卒す。年六十八。國版は、川端玉章の畫く所。第一高等學校所藏。義家が、飛雁の列を亂るを見て、伏兵のあるのを知つた事は、奥州後三年記に、次の如く記るされてゐる。

將軍のいくさ、既に金澤の柵にいたり着きぬ。雲霞の如くして、野山を隠くせり。一行の斜雁雲上を渡るあり、雁陣忽ち

やぶれて四方に散りて飛ぶ。將軍遙にこれを見て怪み驚きて、兵をして野邊をふましむ。あんの如く草むらの中より、三十餘騎のつはものを尋ねえらる。是隠しをけるなり。將軍のつはものは、是を射るに、數を盡して得られぬ。義家の朝臣先年宇治殿へ參じて、貞任を攻し事など申けるを、江帥匡房卿たち聞て、「器量はよき武士の、合戦の道を知らぬよ」と、獨りごち給ひけるを、義家の郎黨聞て、「わが主ほどの兵を、けやけき事いふおきなかな」と思ひつゝ、義家に此由を語る。義家これ聞て、「さる事もあるらん」とて、江帥の出られける所によつて、殊更會釋しつゝ。その後、彼卿にあひて、文を読みけり。義家、「われ文の道をうかがはずば、爰にて武術が爲めに破られなまし」とぞいひける。「兵野に伏時は、雁つらをやぶる」といふ事侍るとかや。

義家が、金澤柵を攻めた時の事である。將軍は義家、宇治殿は、藤原賴通、江帥匡房は、大江匡房をいふ。匡房は、太宰權帥であつたから、氏名と官名とを略して、世に江帥と稱した。名高い學者で、兵學にも通じてゐたのである。この話は、古今著聞集にも見えてゐるが、誤が多い。

○徵兵制度の崩壞 諸國軍團の兵士は、國司、軍毅などが私に使役し、徒らに公費を耗すばかりであるから、桓武天皇の延暦十一年、陸奥、出羽、佐渡、太宰府などの邊要の地を除く外、悉くこれを廢し、新らたに健兒と稱する少數の警備兵を置いた。健兒は、郡司の子弟、若しくは地方の帶勤者から取り、人數は、少きは二十人から、多きは三百餘人に達したが、三十人、五十人、百人の所が最も多い。しかし、いつしか有名無實となり、別に檢非違使と押領使とがあつて、盜賊追捕を掌つてゐる。それも後には、地方豪族の性質を帯び、國司と同じやうに私曲を弄するに至り、治安は全く亂れ、無警察の有様となつた。されば朝廷には、兵力がない。源平兩氏が、常に朝命を受けて、騷亂鎮定の任に當つた所以である。

○保元の亂 この事變は、皇室に關係があるので、説明の場合相當の注意を要する。姑く文部省の編纂にかゝる小學國史教師用から抄出して置く。

武士の京都に權勢を進むるにつれ。さなきだに、攝關の實權は、いよ／＼衰へたりしも、なほその名爵の貴きのみならず、この職に就くものは、氏長者として、同族を支配し、殊に殿下渡領とて、攝關の繼承すべき富裕なる莊園什器を獲得するを以て、その地位の競争は、常に絶ゆべくもあらず。されば左大臣藤原賴長は、博學多才にして、父忠實の寵を得、その兄忠通と善からず。遂に崇徳上皇に親近し、その御子重仁親王をたてまつりて、おのれ攝政となり、兄に代りて、權力を占めんとし、紀元一千八百十六年、保元元年、上皇に勸めたてまつりて、源爲義、爲朝らの諸勇士を招きて、白河殿に據りて兵を擧げたり。こゝに於て忠通は、^{第七十}後白河天皇を高松殿に奉じ、源義朝、平清盛らを召して守らしむ。爲朝勇敢にしてよく射る。すなはち獻策して、敵の備なきに乘じ、夜襲の利を説きしも斥けられ、かへつて義朝等の夜襲を受け、白河殿は焼かれて、全く敗北せり。よりて上皇は、讃岐に遷されたまひ、賴長は流矢に中りて死し、源氏の諸將多く捕斬せらる。(保元の亂)この變もと藤原氏が、攝關の地位を競望して、兄弟壻に圓きしに起り、遂には、累を皇室に及したてまつり、源平の武士また、その渦中に投げられたるものにて、父子、兄弟、叔姪、相分れて互に殺傷し、倫常を破却し、名分を蔑如して、實に空前の亡狀を極めたりき。

源爲義(義家の孫)は義朝の父、藤原忠通は賴長の兄、義朝は爲朝の兄、平忠正は清盛(忠盛の子)の叔父で、敵味方に分れてゐた。

○平治の亂 保元の亂後、平清盛は、後白河上皇の權臣藤原通憲と結んで次第に立身し、聲望義朝の上にあつた。義朝はこれに平かでない。また後白河上皇の近臣藤原頼も通憲と仲が悪い。そこで義朝、信賴は、清盛、通憲等を除かうとし、二條天皇の平治元年、清盛が紀州の熊野に參詣した留守に兵を擧げて、まづ院の御所に火を放ち、天皇及び上皇を奉じて内裏を占領し、また通憲をも殺した。清盛その報に接すると共に京都に歸り、謀を以て天皇を六波羅の第に迎へ奉り、尋で上皇もまた、密に宮を出で、仁和寺に幸せられた。清盛即ち兵を率ゐて、義朝を討つてこれを破る。信賴は捕へられて斬られ、

義朝は東國に走る途中、尾張で長田忠致に殺された。

○源平競争時代の武士の風俗(圖版) 平治物語繪卷の一部。傳佳吉慶恩筆。

○院政 院政は、是より先白河天皇が、應徳三年堀河天皇に御讓位の後、院中に於て政を開召されたのがはじめである。これから攝政關白も空名になつた。なほこの事に就いて、北畠親房の神皇正統記に説明がある。参考として記して置く。

此御代には、院にて政をきかせ給へば、執柄は、たゞ職にそなはりたるばかりになりぬ。されど、これより又ふるきすがたは、一變するにや侍りけん。執柄世をおこなはれしが、宣旨、官符にてこそ、天下の事は施行せられしに、此御時より、院宣、廳の御下文を、おもくせられしによつて、在位の君、又位にそなはり給へるばかりなり。

○平清盛の全盛 清盛は、平治の亂後、功によつて従三位參議に任叙し、尋で大納言に進み、その勢力が漸く盛んになつた。幾もなく永萬元年、二條天皇の御讓を受けて、六條天皇が御即位になり、後白河上皇が院政を行はれてゐる。上皇は、清盛の専横を憎ませられたが、遂に制し給ふ事が出来ない。御不満の餘り、御出家になつた。これから法皇と申上げる。仁安二年、従一位太政大臣に上り、藤原氏に代つて政權を掌握し、威權朝野を傾く。やがて高倉天皇の立ち給ふに及び、その女徳子を納れて中宮としたので、勢力がますます盛んである。法皇の執事大納言藤原成親等、密旨を奉じ、清盛を除かうとしたけれども、成功しない。清盛即ち成親を殺し、更に法皇をも、鳥羽殿に幽し奉らうとしたが、その子重盛の諫言によりて中止した。然るに重盛の薨じてから後、横暴を極め、遂に法皇を鳥羽殿に幽しまゐらせ、また天皇に御讓位を迫り、安徳天皇を擁立したのは、その女徳子の所生であるからである。この時に當り、清盛既に位人臣を極め、一門を以て朝廷の大官を占有し、所領の國郡は、天下の半を過ぎ、富皇室を凌いだので、漸く人心を失ふやうになつた。かくて治承四年、源賴政の擧兵は、失敗したけれども、源賴朝が伊豆に起り、源義仲が信濃に起るに際し、平家に不平を抱く武士にして、これに應ずるものが多い。清盛は、苦惱煩悶を重ねてゐる中に病に罹り、養和元年閏二月薨す。歳六十四。

○平氏の滅亡 安徳天皇の養和元年に、清盛の死する前年、即ち高倉天皇の治承三年八月、源賴朝が兵を擧げてから後、壽永二年七月には、平家一族の都落となり、同三年二月には一谷の戰、同四年二月には屋島の戰、三月には壇の浦の戰となつて滅亡した。六條天皇の仁安二年、清盛が太政大臣となつてから、僅に十八年目である。

○守護地頭 守護は、國內の狼藉を取締り、また大番催促の事を掌る。大番とは、諸國の武士が、交替して内裏を守護することをいふ。即ち大番催促、謀叛人の追捕、殺害人の追捕を主とするので、これを守護の三箇條と唱へた。また事があれば、地頭や御家人を率ゐて軍に従ひ、一方の將となるので、軍事、警察の兩方面に互つてゐる。地頭は、國、郡、または莊園に於ける狼藉の取締并に收税、課税などを掌る。しかし狼藉の取締は、守護の本務であるから、追捕の犯人は、これを守護に引渡した。かくして幕府は、軍事機關を統制して、兵馬の權を握り、土地の支配權をも、その手中に收めたのである。

○征夷大將軍 もとは、蝦夷を征する爲めの軍司令官の稱。その後、壽永三年(元暦元年)源義仲が征夷大將軍となつてから、武家の棟梁たるものを意味するやうになつた。しかし義仲の時は、まだその意味が確立してゐない。兵馬の大權を握つて、天下に號令するのは、後鳥羽天皇の建久三年、源賴朝が任命せられてから後の事である。即ち征夷大將軍は、幕府の中心となり、朝廷の御委任を受けて、政務を行ふものをいふ。

○幕府 征夷大將軍に任せられた武將が、武家政治を行ふ役所をいふ。將軍が中心となつて、大小の有司が置かれてゐる。

○鎌倉 嘗て源賴信、賴義、義家、義朝が居たことがあり、由緒の地である。また三方山に圍まれ、一方海に面する自然の要塞でもあつた。關東は、源氏の根據地であるから、特にその勢力を固める必要上、この地を揀定した。

○政所 幕府の政務を總攝する所。朝廷の太政官に當る。長官を別當といふ。

○侍所 軍務を管掌し、非違を檢斷し、罪人を糺斷する所。長官を別當といふ。

○問注所 訴訟裁判を掌る所。長官を執事といふ。

○執權 將軍を輔佐し、内外の機務を統べる重職。政所別當。はじめは大江廣元、北條時政が、相並んで補任したこともあるが、時政の子義時以來、北條氏の世襲となり、また侍所別當をも兼ね、文武の權力をその手中に握つた。

○武家政治 武士が、朝廷の御委任を受けて、國務を行ふ政治形態をいふ。概ね幕府を開くことになつてゐる。要するに、武家政治は、委任政治であり、幕府は、委任政府である。天皇の御委任があつて、はじめ、その効力を發生する。天皇が、昔のまゝに、國家の元首として、武家政治の上に君臨しますことは、少しも御かたがたない。この事は、我が國體上、最も注意すべき重要な事實であるから、授業の際、十分に理解せしめるやうに希望する。

○源氏三代 頼朝は、土御門天皇の正治元年に薨じて、その子頼家が家を繼ぎ、建仁二年征夷大將軍となつた。翌三年北條時政の爲めに弑せらる。弟實朝その後を受けて、征夷大將軍となつたが、順徳天皇の承久元年、頼家の子公曉の爲めに弑せられた。北條氏の手が動いてゐるものといはれる。かくて源氏は、三代二十八年で滅びた。

○空名の將軍 北條氏は、源氏滅亡の後、藤原道家（九條家）の子頼經（二歳—二十七歳）を迎へて將軍とした。世に攝家將軍といふ。後に廢せられて、その子頼嗣（六歳—十四歳）が將軍となつたが、また廢せられて、後嵯峨天皇の皇子宗尊親王十一歳—二十五歳）が將軍となつた。世に宮將軍といふ。宮將軍は、その後惟康親王（宗尊親王の御子、三歳—二十六歳）、久明親王（後深草天皇の皇子、十四歳—三四歳）、守邦親王（久明親王の御子、八歳—三十三歳）と四代つゞいたが、守邦親王の時、幕府が滅んで、廢職となつた外、悉く北條氏に廢せられた。分註は、將軍になつた時と、廢せられた時の年齢である。北條氏は、事情さへ許せば、自ら將軍となつたらうけれども、門閥を重んずる時勢であるから、地方の豪族に過ぎない卑しい身分では、それは不可能であつた。空名の將軍を戴くより外に、手段がなかつたのである。

○執權北條氏の邸宅（圖版） 法然上人行狀繪圖の一部。土佐吉光の筆。京都知恩院所藏。

○敏活の政治 武家政治は、形よりも實際を重んじた。されば公家の八省百官に對して、僅に政所、侍所、問注所などがあ

り、詳しい律令格式に對して、僅に五十一箇條の貞永式目がある。また秩序整然たる平城京、平安京に比べては、鎌倉の町は、山間の僻邑に過ぎない。殿中の儀式作法は簡易であり、事務の取扱も手輕である。故に政治は、簡易敏活に處理せられた。武家政治の特徴の存する所である。

○菅原道眞の編纂した大部の歴史 類聚國史をいふ。上文七四頁参照。

○武士の生活（圖版） 武士の生活も簡易である。家屋は、板葺、茅葺の、質素な建物であり、衣服は、直垂、水干など、手輕なものが用ゐられた。藤原氏をはじめ、京都の貴族が、勢にまかせて、奢に耽つたやうな有様は見られない。詩歌管絃の代りには、鹿狩に心を練り、碁、雙六の代りには、笠懸、流鏑馬、犬追物に、日の暮れるのを忘れた。これが爲めに、堅實な武士の氣風が維持せられた。されば弘安文永の役には、蒙古の大軍を破つて、國威を海外に輝かし、北條氏が滅びた時には、高時に殉ずるもの、六千餘人といふ壯烈な有様である。圖版は、男衾三郎繪詞の一部。笠懸以下の事は、教科書本文四八頁四九頁間の挿入圖版に説明がしてある。

○武士道と國民道德 武士道では忠義を重んじた。しかし、その忠義は、直接仕へてゐる主人に對するものであるから、天皇に對して、忠義の眞心を捧げる國民道德とは、同じでない。これが爲めに、承久の亂には、關東に屬して、官軍に反抗したものがあつた。吉野時代には、足利氏に屬して、反逆を敢てしたものがある。しかし、その心の目覺めたものは、これを深しとしない。承久の亂にも、官軍に屬し、吉野時代にも、勤王の義軍を起して、君國の爲めに殉じたものが多く、維新の際には、一人の逆臣もなかつた。かくして國民道德とも、一致することが出来たのである。

○三浦義明 相州三浦の豪族で、源氏の家人である。頼朝の兵を擧げた時、率先してこれに應じたが、幾許もなく頼朝が、石橋山の戰に敗れて、房總の地方に通れるに及び、平氏の大军は、その居所たる衣笠城を圍んだ。義明は防ぎ戦ひ、力盡きて、城の陥らうとした時、その子義澄等をして、頼朝の後を逐はしめ、獨り城中に留まり、悲惨なる最後を遂げた。年八十

九。源平盛衰記に、義明の教訓の言葉が記されてゐる。大介は三浦義明、佐殿は源賴朝。賴朝は左衛門佐であり、義明は、三浦大介と稱してゐた。

大介、子孫郎黨を呼居へて、老眼より涙を流しいひけるは、軍はすべき程は仕つ、人の笑はれ草にはよもならじ。又義明も、見るべき程は見つ。各疲れ給へり。殿原左右なく自害し給ふべからず。佐殿御心賢き人にて御座せば、よも討たれ給はじ。いかにも安房上總の方にぞ御座すらん。相構へて尋ね参りて、義明が有様をも語り申すべし。君に力を付け奉て、一味同心に平家を亡し、佐殿を日本の大將軍になし進らせて、親祖父が墓なりとて、骸所をも知行して、我孝養に得させよ。但し義明をば爰に捨よ。只身々を助けて、急ぎ落ちよ。我既に老耄せり、行歩も叫はず、馬にも乗得がたし。汝等は、今は落人なり、道狭き者ぞ。我勞り具せんとせば、俱に悪しかるべし。延び得ずして打捨てなば、無益の耻を見るべし、明日は人の笑ふべし。大介は、幾程命をいきんとて、終に死にける物ゆへに、衣笠にては死せずして、骸を徑にさらす無慙さなど、又三浦の者共が、父を具して、落ちけるが、責ての命の惜さに、老ひたる親を道に捨て、人手に懸けし甲斐なさよと、彼といひ、これといひ、我ため人のため、口惜しき事なるべし。さればとく／＼落てゆけ。我をば此に留め置け。老は悲しきものなりけり。あはれいと惜き子孫と相共に、佐殿の世に立ち給て、日本國を知行し給はんを見て死たらば、いかに嬉しからん。只今死なんする義明が、これほど君を思ひ進らするとは、知ろし召されずもや有らん」とて、直垂の袖を絞りければ、家の子も郎等も、最後の教訓を憐みて、音を擧げてぞ叫びける。

九十に近い老嫗を、累代の主人に捧げる義明の忠義、忠義の爲めに老父を捨て、落行く義澄の苦衷、正に一場の悲劇である。

○佐藤嗣信の戦死 屋島の戦に、平家方で第一の弓の上手といはれた能登守教経は、敵の大將義経を、たゞ一矢に射落さうと、ねらつてゐるのを、主人が危いと見た伊勢三郎義盛、佐藤三郎兵衛嗣信、同じく四郎兵衛忠信など、馬を進めて義経を

かばつた。眞先に進んだ嗣信は、遂に教経の爲めに射られて、生命に代つたのである。平家物語に、

判官（義経）は、嗣信を陣の後へかき入れさせ、急ぎ馬より飛んで下り、手を取つて、「如何覚ゆる三郎兵衛」と宣へば、「今はかうにこそ候へ。」「この世に思ひおくことはなきか」と宣へば、「別に何事をか思ひおき候ふべき。さは候へども、君の御世に渡らせ給ふを見参らせずして、死に候ふこそ、心にかゝり候へ。さ候はでは、弓矢取は、敵の矢に當つて死ぬること、もとより期する所にてこそ候へ。就中源平の御合戦に、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信といひけん者、讃岐の國屋島の磯にて、主の御命にかはつて討たれたりなど、未代までの物語に申されんこそ、今生の面目、冥途の思出にて候へ」とて、たゞ弱りにぞよわりける。判官は、猛き武士なれども、餘りにあはれに思ひ給ひて、鎧の袖を顔に押しあて、さめんとぞ泣かれける。もし此邊に尊き僧やある」とて尋ね出させ、「手負の、只今死に候ふに、一日經書いて弔ひ給へ」とて、黒き馬の太くたくましきに、よい鞍おいて、彼の僧にぞたびにける。この馬は、判官、五位の尉になされし時、これをも五位になして、大夫黒とぞ呼ばれし馬なり。一の谷の後、轡越をも、この馬にてぞ落されける。弟忠信をはじめとして、これを見る侍ども皆涙を流して、この君の御爲めに、命を失はんことは、全く露塵ほども、をしからずとぞ申されける。と記してあるのは、この時の事である。教経は、清盛の弟、忠度の兄、武勇の譽が高い。伊勢義盛は、伊勢福村の人、義経の家來。判官は義経、義経は、從五位下左衛門少尉であつた。少尉のことを判官といふ。朝廷の官は、必ず長官、次官、判官、主典の四等に分れてゐる。左衛門府の長官は督といひ、次官は佐といひ、判官は尉といひ、主典は志と稱した。五位の尉は從五位下左衛門尉である。部下をいたはる義経の慈愛、身を捨て義経をかばふ嗣信の忠義が、最も能く描かれてゐる。武士道は理論でない。心の底から湧いて出た、清く美はしい感情の現はれである。

○宇治川の先陣争 壽永元年正月、義経が頼朝の命を受けて、義仲を攻める爲めに京都に進軍した時の事である。平家物語に、

故に平等院の坤、橋の小島が崎より武者二騎、引懸け／＼出て來り。一騎は梶原源太景季、一騎は佐々木の四郎高綱なり。人目には、何とも見えざりけれども、内々先に心かけたるらん、梶原は、佐々木に一反ばかりぞ進みたる。佐々木、「いかに梶原殿、此川は西國一の大河ぞや、腹帯の延びて見えて候ふぞ、しめ給へ」といひければ、梶原「さもあらん」とや思ひけん、手綱を馬のゆがみに捨て、左右の鎧を踏みすかし、腹帯を解きてぞしめられける。佐々木そのひまに、其處をつと走せ抜きて、河へ颯とぞ打ち入たる。梶原誑られるとや思ひけん、馳て續きて打ち入たり。梶原「いかに、佐々木殿、高名せうとて、不覺なし給ふな、水の底には大綱あるらん、心得給へ」といひければ、佐々木「さもあらん」とや思ひけん、太刀を抜きて馬の足にかゝりける、大綱共をふつ／＼と打切り／＼、宇治川早しといへども、生食といふ世一の馬には乗りたりけり。一文字にさつと渡して、向の岸にぞ打ち上りたる。梶原の乗りける磨墨は、川中より篁繁形に押し流され、遙の下より打ち上げたり。其後佐々木鎧踏張り立ち上り、大音聲をあげて、「宇多天皇に九代の後胤近江の國の住人佐々木三郎義秀が四男佐々木四郎高綱、宇治川の先陣ぞや」とぞ名乗りける。

坤は、西南、腹帯は、馬の腹に締めた帯、延びるは弛むこと。ゆがみは揺髪、篁繁形は、スヂカヒ形、生食、源平盛衰記に生食に作る。磨墨と共に名馬の名、梶原も佐々木も、源氏の家人である。

○平敦盛の戦死(圖版) 敦盛は、經盛(清盛の弟、教經、忠度の兄)の子、眉目秀麗の貴公子である。一の谷の戦には、一門の人々に後れ、只一人沖合にゐる味方の船を目がけて、馬を海中に乗入れ、一町ばかりも進んだ時、敵將熊谷直實から呼びかへされた。そのまゝ進めないことはない。しかし名譽を重んずる武士には、それが出来なかつた。衰れ十七の蕾の花を自ら好んで散らしたのである。圖版は、傳矢野三郎兵衛筆。細川侯爵家所藏。

○平宗盛の臆病 平家の一門が悉く壇の浦で戦死した時、たゞ一人命を惜んで、捕虜となつたものが、首將宗盛である。宗盛は鎌倉に護送せられた。その卑怯未練の行が、世上の物笑ひとなつたことが、平家物語に見えてゐる。

さる程に、鎌倉殿(頼朝)、大臣殿(宗盛、この時内大臣)に對面あり。おはしましける所、庭を一つ隔て、向ひなる屋にすゑ奉り、簾の中より見出し給ひて、比企の藤四郎能員を以て申されけるは、「抑平家を、頼朝が私の敵とは、ゆめ／＼思ひ奉らす。その故は、故入道相國(清盛)の御赦され候はずば、頼朝いかでか助かるべき。さてこそ二十餘年まで罷り過ぎ候ひしか。されど朝敵とならせ給ひて後は、急ぎ追討すべき由の院宣を賜りて候へば、さのみ王地にはらまれて、詔命を背くべきにもあらねば、是へ迎へ奉りたり。さりながらも、かやうに御見参に入り候ひぬることこそ、返す／＼も本意に候へ」とぞ申されければ、能員此事を申さんとて、大臣殿御前参りけり。居直て畏り給ふぞ口惜しき。諸國の大名小名多く並み居りける中に、京の者幾らもあり、又平家の家人らしき者もあり、皆つまはじきをして、「あないとほし、あの御心にてこそ、かゝる御目にもあはせ給へ。居直り畏り給ひたればとて、今更御命の助かり給ふべきか。西國にて如何にもなり給ふべき人の、生きながら捕はれて、是まで下り給ふも理なるかな」といひければ、實にもと申す人もあり、又涙を流す者も多かりけり。

○源義家の風雅 前九年の戦の時の事である。義家の猛攻撃に堪へかねて、衣河の館が陥り、貞任は脱走した。これを見て義家は「きたなくも、うしろを見するものかな、しばし引きかへせ、物いはんと、聲をかけたので、貞任が見かへる所に、「衣の館はほころびにけり」と呼び掛けた。貞任は、聲に應じて、「年をへし絲の亂れの苦しさに」と付けたので、「其時義家は、はげたる箭をはづして歸りにけり。さばかりの戦ひの中に、やさしかりける事かな」と、古今著聞集に批評してある。はげたる矢とは、弦にかけて、射るばかりにした矢をいふ。

○梶原景時の風雅 景時は、景季の父。生田の森は、平家の居城一の谷の大手である。こゝの戦も、かなり激しかった。源平盛衰記に

梶原は、心の剛も人に勝れ、數寄たる道も、優なりけり。咲亂れたる梅が枝を、胡箴に副へてぞ指したりける。かゝれば、

花は散りけれども、匂は袖にぞ残りける。……平家の公達は、花籠とて、「優なり、やさし」と、口々にぞ感じ給ひける。と見えてゐる。胡箆は、矢を容れる器具をいふ。

○氏神 上文二一頁参照。

○一向宗 一向に阿彌陀佛に歸依して、往生を冀望し、その餘の佛、菩薩を信ぜず、現在の事をも祈らないので、一向宗といふ。一向専念の義。正しくは淨土眞宗といひ、略して眞宗と稱す。淨土宗門の中、眞實の教であるとの義。蓮如上人の御文章に「コノ宗ヲバ、淨土眞宗トコソ、定メ給ヘリ。サレバ一向宗ト云フ名言ハ、更ニ本宗ヨリ申サスナリト知ルベシ」とあるが如く、一向宗は、他より稱する所。しかし維新前までは、世上一般に、一向宗と稱してゐるから、本文にも、それに従つて置いた。現在では、眞宗といふのが公稱である。

○親鸞 京都の人。藤原有範の子。はじめ範宴、綽空、善信などと稱し、後に親鸞と改めた。早く天台宗を學び、尋で法然（源空）の弟子となり、淨土宗に歸し、元仁元年正月、常陸稻田の坊（茨城縣茨城郡西山内村）で、教行信證文類を著したのが、眞宗の開闢である。「阿彌陀佛を信するには、戒行を要しない」と稱し、僧體でありながら、肉食妻帯など、在家同様の生活をはじめ、遂に眞宗一派の習俗となつた。弘長二年十一月寂。年九十、京都大谷に葬る。明治九年十一月、明治天皇から、見眞大師の謚號を賜はつた。

○法華宗 専ら法華經に依りて教を立て、その經の題目を稱へるが故に名づく。また宗祖の名によりて。日蓮宗といふ。現在では、日蓮宗が、公稱になつてゐる。

○日蓮（圖版） 安房國長狹郡小湊浦の人。貫名重忠の子。はじめ天台宗を學び、後これを疑ふところあり、遂に建長五年、小湊の清澄山寺に於て、四箇の格言を説き、法華宗を開いた。四箇の格言とは、「念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊」をいふ。尋で鎌倉に赴き、自ら街頭に立ちて、法華經の題目を高唱し、その功德を説いた。所謂辻説法である。しかし四箇の

格言にもあるやうに、他の宗門を排斥すること、頗る過激であるから、遂に幕府の忌憚に觸れ、文應元年には伊豆の伊東、文永八年には佐渡に流されたが、少しも屈しない。能くこれを弘通し、弘安六年武藏の池上で寂した。年六十一。遺言により、荼毘して甲斐の身延山に葬る。大正天皇から、立正大師の謚號を賜はつた。圖版は國寶全集所載。

○時宗 臨終は即ち平生、平生は即ち臨終である。平素常に、いつ死するかも知れない、臨終するかも知れないと覺悟して、念佛稱名すべきであると教へるが故に名づく。臨命終時宗の略。

○一遍 名は智眞、一遍と號した。號を以て弘く行はれてゐる。伊豫の人。河野通廣の子。時宗の開祖。建治三年、宇佐八幡宮及び石清水八幡宮に參籠して、大いに奇瑞を感じ、深く他力の旨を了解し、遂に神託によつて、紀州熊野の本宮に祈り、悟る所があつて、はじめて時宗を開いた。爾來跡を一處に留めず、海内を遊行して道俗を導いたので、世上から遊行上人といはれた。正應二年八月、兵庫で寂した。年五十。

○禪宗 禪とは、梵語禪那の異稱。禪那は、靜慮と譯し、思慮を寂靜にして、心性を悟り顯はすことである。禪を修するが故に、禪宗と名づけた。

○臨濟宗 禪宗の一派。支那唐の時代、臨濟義玄禪師がはじめたので、宗祖の名を取りて、臨濟宗と名づけた。

○榮西 備中吉備津宮の人。姓は賀陽氏。はじめ天台宗を學ぶ。仁安三年入宋したが、僅に半年にして歸り、文治三年再び入宋して、臨濟宗の奥儀を究め、建久二年歸朝してこれを傳へた。後、京都の東山に建仁寺を創め、また鎌倉に壽福寺を営み、深く幕府の歸依するところとなる。建保三年七月、建仁寺で寂した。年七十五。

○曹洞宗 禪宗の一派。支那の曹谿山で教を説いた大鑑慧能、及びその法統を傳へ、洞山で教を説いた洞山良介から盛んになつたので、曹谿、洞山の冠字を合せて、曹洞宗と名づけた。

○道元 京都の人。内大臣久我通親の子。はじめ天台宗を學び、後に榮西の門に入る。貞應二年入宋、留ること三年、安貞

元年、歸朝して曹洞宗を傳へた。越前永平寺の開山。建長五年七月寂。年五十四。嘉永五年、孝明天皇から佛性傳東國師、明治十二年、明治天皇から承陽大師の諡號を賜はつた。

○源實朝 和歌を藤原定家に學び、名吟が多い。

武士の矢並つくるふ小手の上に霰たばしる那須の篠原

物いはぬよものけだものすらだにも哀れなるかな親の子を思ふ

箱根路をわが越えくれば伊豆の海や沖の小島に波のよる見ゆ

などは、代表作である。また

山は裂け海はあせなん世なりとも君にふた心われあらめやも

の詠も、尊王心の現はれとして名高い。歌集を金槐和歌集といふ。箱根路の歌が、續後撰集にある外、總て金槐和歌集に收められてゐる。

○梶原景季 宇治川に先陣を争つた景季も、勝れた歌人である。

秋風に草木の露を拂はせて君が越ゆれば關守もなし

文治五年七月頼朝が、藤原泰衡追討の爲めに、奥州に赴き、白川の關を越えた時の詠。吾妻鏡に載つてゐる。

○金澤文庫 神奈川縣久良岐郡金澤稱名寺の境内にあつた。北條氏の一族金澤實時(文永建治の交、越訴奉行、評定衆、引付頭等を歴任、建治二年十月歿。年五十九)學を好み、稱名寺の境内に文庫を建て、儒佛の書を貯へたのが、その起りであるけれども、年代は詳かでない。稱名寺も實時の建つるところ。金澤は、その所領である。實時の孫顯時、曾孫貞顯また能く遺業を守り、書籍の蒐集に努めた。元弘三年北條氏滅亡の際、貞顯も戦死してから後、文庫は、稱名寺の管理に歸したが、次第に衰へ、書籍の、或は散逸し、或は稱名寺に移されたものが多い。室町時代に、應永年間、關東管領上杉憲實が再興したと

も傳へられるけれども、確證はない。その後いつしか廢絶し、書籍の幾分は、稱名寺に傳はつてゐる。明治年間横濱の富豪平沼專藏氏が、これを復興した。今の建物がそれである。

○運慶快慶(圖版) 運慶は、佛師康慶の子、東寺大佛師職、法印。快慶は、康慶の門人、東大寺大佛師職、法眼。いづれも歿年は、詳でない。その遺品の存するもの、運慶は、安元より承元に至り、快慶は、文治より貞應に及んでゐる。二人ともに、前代の名工定朝の定めた木寄法に基き、更に實物寫生の新趣を加へて、細かな造像の法則を立て、佛工の巨匠と稱せられ、凡そ鎌倉時代の彫刻の勝れたものは、概ねその製作と傳へられるやうになつた。作品では、東大寺南大門にある金剛力士像(仁王)が最も名高い。古來運慶快慶作と傳へてゐるが、二人の合作か、一體づゝ各別に作つたのかは詳でない。快慶も、運慶と並び稱せられる名工である。建久年間に東大寺の南大門に安置せられた。その長二丈六尺五寸、仁王像中尤も巨大なものといはれる。圖版は、二體の内の一を示した。國寶。流布の寫眞に據る。日本帝國美術略史稿に「其の雄威なる面貌と、彫健なる體姿とは、能く相調和し、加ふるに彫法は、俊拔にして一々寫生に基き、筋骨より姿勢に至るまで、善く靈活の妙あるは、他に其の類を見ざるなり」と見えてゐる。

○金剛力士 佛教にて、佛法を守護する神。二神あり、一を金剛、他を力士と稱し、寺門に立つるものは、左が金剛、右が力士であるといひ、或は、左右を通じて、金剛力士と稱すともいひ、兩説が行はれてゐる。世に仁王といふ。

○明珍 本名は増田出雲守宗介。甲冑の製作に長じ、近衛天皇から明珍といふ稱號を賜はつた。はじめ京都の九條に住してゐたが、文治年間鎌倉に移り、鬼毒といへる名甲をはじめ、多くの甲冑をも製作して、名工の譽が高い。爾來明珍を以て家號とし、子孫永く、その業を傳へ、また、多くの名工を出した。

○粟田口吉光 京都粟田口の刀鍛冶。通稱を藤四郎といふ。正應四年歿。年六十三。

○岡崎正宗 はじめ鎌倉に住し、名工といはれた。北條氏滅亡後、京都に移り、薙髮して岡崎五郎入道といふ。歿年は詳で

ない。古刀銘盡大全には、康永二年歿。八十一歳と見えてゐる。

○郷吉弘 正宗の弟子。はじめ鎌倉に住し、義廣といふ。元中二年歿。年二十七。世上では、吉光、正宗、吉弘の作を併せて三作と稱し、刀劍中の名寶として、今に至るまで賞美してゐる。

○大和繪 上文八〇頁参照。

○肖像畫 肖像畫の發達したのは、實に鎌倉時代である。中にも藤原隆信が、最もその技に長じ、後白河法皇、平重盛、源頼朝、源頼政の像を畫いた。隆信は、藤原定家の異父兄、正四位下右京大夫となり、文久元年二年歿。年六十四。春日光長の門人。

○繪卷物 教科書五二頁五三頁間に挿入せる圖版に説明がしてある。前九年以下の繪卷物には、

前九年合戰繪卷殘缺 一卷 傳中務光弘筆

後三年合戰繪卷 三卷 傳飛騨守惟久筆

平治物語繪卷 三卷 傳住吉慶恩筆

蒙古襲來繪卷 三卷 傳土佐長隆筆

この中、前九年の繪卷は、殘缺であり、平治家語の繪卷は、一卷は、米國に輸出せられて、ボストン博物館の有に歸した。○禪宗建築(圖版) これまで宏大壯麗、優美であつた寺院建築も、禪宗と共に、宋から輸入の建築様式が行はれ、雄健奇抜の性質を帯び、非常に質素な建物となつた。鎌倉圓覺寺の舍利殿の如きは、代表的のものである。舍利殿は、佛舍利を藏する所。五間四方の二重の佛殿、屋根は茅葺、内外共白木造。北條貞時の造營にかゝる。圖版は、流布の寫眞に據る。

○軍記物 武士の生活を描いた文學書をいふ。主として戰亂を取扱つてゐる。保元の亂の始末を記した保元物語(三卷)、平治の亂の始末を記した平治物語(三卷) 平家一門の榮華とその没落の始末を記した平家物語(流布本十二卷) 源平兩氏の榮枯盛衰を記した源平盛衰記(四十八卷)がある。作者は、いづれも詳かでない。これまでの國文に、漢文の辭を取入れた力強い雄健な新國文である。

○鎌倉の商業

鎌倉は、幕府が置かれてから、武士の移住する者が多く、商工業者も集まり、次第に繁華の都市となつた。商業は京都よりも榮え、由比濱には、船の出入が繁く、市中には、絹座米座など、七つの座が設けられた。座は、同業組合であり、世に鎌倉七座といふ。また鎌倉で商ふものは、他より勝れてゐたので、その地に旅行するものに託して、買入れる風があつた。これを鎌倉の誂物といふ。商業の盛んであつたことが知られる。鎌倉七座は、絹座、炭座、米座、楡物座(材木)、千栗積座(雜貨)、相物座(鹽魚)、馬商座をいふ。

○義經の侍女靜 京都の人。舞の上手である。早くから義經に仕へて、その寵愛するところとなり、貞烈の聞えが高い。義經が頼朝の怒に觸れて、京都から吉野の山中に隠れた時にも隨行してゐる。やがて義經は、藤原秀衡を便つて奥州に下向し、靜は京都に歸るの際、山僧の捕ふる所となり、をりしも在京せる北條時政の取調を受けた後、鎌倉に護送せられた。頼朝は、義經の在所を尋ねたけれども、固く口を封じてこれを告げない。偶々頼朝の妻政子、靜が舞に巧なるを聞き、一曲を望んだけれども、義經の身内でありながら、藝人扱にせられることを憤り、病と稱して承知しなかつた。間もなく四月七日頼朝は、政子と共に、鶴岡八幡宮に參詣した序に、靜を廻廊に召し、神前奉納と稱して、強いてこれを促すに及び、已むを得ず、これに従ふ。工藤祐經が鼓を打ち、畠山重忠が銅拍子の役を勤めた。靜舞ひながら歌つて曰く、

芳野山峰の白雲踏み分けて入りにし人のあとぞ戀しき
靜や靜靜のをだまきくりかへし昔を今になすよしもがな

靜は、吉野の山中で、義經と別れたので、「峰の白雲踏み分けて入りにし人」と稱して、追慕の情を寄せ、また過去の楽しかつた頃を追憶して、「昔を今になすよしもがな」と歌つたのである。吾妻鏡に、その事を記し、「誠是社壇之壯觀、梁塵殆可レ動。上下皆催興感」と見えてゐる。頼朝は非常に不興であつたが、政子の執成しで、漸く機嫌を直したといふ。その後許されて京都へ歸つたが、晩年の事蹟は詳でない。

○鎌倉時代の舞の姿(圖版) 風俗畫報所載。川崎千虎の畫く所。靜の舞の參考として掲げた。

○源義高の妻大姫 義高は義仲の長子。妻は頼朝の長女大姫である。人質として鎌倉に留つてゐたが、壽永三年(元暦元年)正月、義仲の敗死するに及び、頼朝は、後難を恐れて、義高も殺さうとした。大姫大に驚き、女装して通れしめたけれども、遂にその途中で殺された。吾妻鏡四月廿六日の條に

此事雖_レ爲_ニ密儀、姫公已_レ令_ニ漏聞_一之給。愁歎之餘、令_ニ斷_ニ漿水_一給。可_レ謂_ニ理運、御臺所又令_ニ察_ニ彼御心中、御哀傷殊太。然間殿中男女多以含_ニ歎色_一云々。

と見えてゐる。御臺所は、母の政子をいふ。また六月廿七日の條にも、

其事已後、姫公御哀傷之餘、已_レ沈_ニ病床_一給、追_レ日憔悴、諸人莫_レ不_ニ驚駭_一。

とあり。思慕の情、歲月を経るに従つて濃く、涙のかはく隙さへもなく、後には、病床にある場合が多い。政子はこれを変へ、從弟の藤原高能(能保の子、頼朝の甥)に嫁せしめようとしたけれども、節を守つて應じない。及_ニ如_レ然之儀_一者、可_レ沈_ニ身於深淵_一之由被_レ申云々(吾妻鏡)と答てゐる。建久八年七月十四日、はかない生涯を終へた。吾妻鏡に、「貞女之操行、衆人所_ニ美談_一也」とあるから、その當時既に貞女として賞賛せられ、美談として語り傳へてゐたのである。年齢は詳でないけれども、まだ二十歳代であつた。

○松下禪尼 秋田城介景盛の女。義景の弟。徒然草に左の如く見えてゐる。

相模守時頼の母は、松下禪尼とぞ申ける。守をいれ申さるる事有りけるに、煤けたる明障子の、破ればかりを、禪尼手づから、小刀して切まはしつゝ、張られなければ、せうとの城介義景、其日のけいめいして候けるが、「給はりて、なにがし男に張らせ候はん、さやうの事に心得たる者に候」と申されければ、「其男、尼が細工によもまさり侍らじ」とて、猶一間づゝ張られけるを、義景「皆を張りかへ候はんは、はるかに、たやすく候べし。まだらに候も、見苦しくや」と重ねて

申されければ、「尼も後は、さわく〜と張りかへんと思へども、今ばかりは、わざと、かくて有るべきなり。物は、破れたる所ばかりを修理して、用る事ぞと、若き人に、見習はせて、心づけたためなり」と申されける。いと有がたかりけり。世を治むる道、儉約をもとゝす。女性なれども、聖人の心に通へり。天下を保つ程の人を、子にて持たれける、誠にたゞ人には、あらざりけるとぞ。

○阿佛尼 平度繁の女。はじめ安嘉門院(邦子内親王、後堀河天皇の准母)に仕へ、後、大納言藤原(冷泉)爲家に嫁した。出家して阿佛といふ。爲相の母。歌文に長じ、勅撰集に入るもの五十一首に及び、またその著述に十六夜日記がある。弘安四年九月歿。年は詳でない。

○庭の訓 また「めのとの文」ともいふ、紀の内侍に贈つて、女の心得を説いたもの。紀の内侍が、その女であり、この時二十歳未満の少女であつたことは、文中に見えてゐるが、事蹟は詳かでない。本書まづ

たゞ人は、心にて候なり。如何にみめかたら美しく、能世にならびなく聞え候も、心定まらず、うつゝとも候はねば、いたづら事にて候ぞ。御心に御心をそへて、如何に〜あらまほしく思しめし候御事にて候とも、おのづから世にもれ聞えて、人のもどきそしりぬべからんことをば、振舞はせおはしまし候まじく候ぞ。

如何に容貌才能があつても、心がけが悪くしては、無益であるとして、歸徳の重んずべきを説き、更に友人を擇ぶべき事。立居振舞をしとやかにすべき事。假令人から誘はれても、なるべく物見遊山などには出かけない事。物ねたみなどをしてない事。人を憐れむべき事などが記されてゐる。

○教訓書類 十訓抄が著作せられた。その序文に、

夫世中にある人、ことわざ繁き振舞につきて、高き賤き品をわかず、賢なるは得多く、愚なるは失多し。然るに今何となく聞見る事の、昔今の物語を種として、萬の言の葉より、聊其二の跡を取て、よき方をば是を勧め、悪き筋をば是を戒め

つゝ、未だ此道を學び知らざらん少年のたくひをして、心をつくる便となさしめむ爲め、誠に十段の篇を分ちて、十訓抄と名づく。

とあり、十段は、(一)可_レ施_二人惠_一事、(二)可_レ離_二橋慢_一事、(三)不_レ侮_二人倫_一事、(四)可_レ誠_二人上_一事、(五)可_レ撰_二朋友_一事、(六)可_レ存_二忠直_一事、(七)可_レ專_二思慮_一事、(八)可_レ堪_二忍于諸事_一事、(九)可_レ停_二懇望_一事、(十)可_レ庶_二幾才藝_一事。この中、第九は、希望志願を達するには、無理をしない事、第十は、學問技藝に心かける事をいふ。各段毎に訓戒の語を記してから、その参考となるべき和漢古今の史傳を掲げてある。我が國、教訓書の嚆矢であつた。三卷、建長六年に出來たけれども、著者に就いては、橋成季、菅原爲長、六波羅二藤左衛門入道などいはいはれ、詳でない。

○婦人の職業(圖版) 婦人の職業が、商工業の發達に伴ひ、家庭の内外において増加した事は、この時代に出來た繪卷物、假令一遍上人繪傳、餓鬼草子などに、商家の婦人、行商する婦人が畫かれてあり、また東北院職人歌合の繪には、紺搦、桂女、大原女に婦人を畫き、筵打には男女ともに畫かれてゐる。紺搦は、染物に従事するもの。今の紺屋、桂女は桂川の鮎を京都に賣りに來る山城葛野郡桂ノ里(京都府葛野郡桂村)の女のこと、大原女は、薪、炭などを京都に賣りに來る同郡大原(京都府葛野郡大原村)の女のこと。筵打は、筵を製造するものをいふ。この時の筵は、主として室内に敷く爲めに用ゐられた。以上は會々二三の文獻に現はれてゐるに過ぎないけれども、この外にも、數多くあつたであらうことは、容易に想像せられる。婦人と産業とは、この頃から、次第に密接の關係を生じた。こゝには、東北職人歌合から、紺屋(右)と桂女(左)とを示した。職人歌合は、建保二年九月十三夜、京都東北院の念佛講に集まつた人々の催した歌合をいふ。家藏の寫本に據る。

第六章 建武中興(五六)

總説

○建武中興は、國體の明徴の爲めに、また國民生活の安定の爲めに、後醍醐天皇の高遠なる御理想の下に行はれた。誠に千古の御偉業である。而も當時、多數の國民は、天皇の御指導に従つて、この千古の御偉業を贊襄しまゐらせるには、餘りにも教養が足りなかつた。彼等は、國史の教訓を等閑にして、國體に關する認識が足りない。徒らに經濟上の利益を追求して、土地爭奪の爲めに、逆賊足利尊氏を翼戴するやうな過失を犯してゐる。我等は、國史の教訓が、如何に國家の榮辱と重大の關係を有するかに就いて、深く思を致さなければならぬと思ふ。たゞ少數であるが、眞に國を憂ふる精忠の士があり、赤心を皇室の御爲めに捧げて、概ね國難に殉じ、女性もまた家庭にありて、その子弟に殉國の教育を施し、立派に軍國婦人としての任務を盡くした。その盡忠報國の精神は、永へに光を放ち、偉大なる感化を天下後世に及ぼし、明治維新を招來する思想的の原因を爲してゐる。我等國民たるものは、宜しくこの精神を學んで、御國の爲めに盡くし、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らなければならない。

解説

○幕府の衰頹 鎌倉幕府の施政方針は、質素儉約を守り、剛健なる士風を維持することに重心を置いてゐる。これが爲めに、源頼朝は、いふに及ばず、執權北條泰時、同時頼など、身を以てその模範を示した。しかし、平安朝の末期以來數百年に亘る混亂から救はれ、尠くとも形の上では、統制のある社會が見出されたので、泰平に伴ふ生活の向上は免れない。殊に公武關係の密接を加ふるに従ひ、鎌倉は、自然京都市化するやうになり、奢侈の風習さへも輸入せられた。その影響は、直に武士の窮乏となつて現はれてゐる。鎌倉の御家人で、賣却或は質入により、その所領を失ふものゝ多かつたのは、執權泰時

の時に於て、既に顯著なる事實であつた。かくの如き情勢は、元寇の後、ますます甚しく、御家人の生活が、次第に安定を闕くやうになつたけれども、幕府もまた、これが爲めに、巨額の軍費を要し、而もいつ再興するかも知れないから、警備を弛めることも出来ない。幕府の財政は、漸く困難を加へ、御家人の生活を保證し得なかつたのである。かくして次第に人心を失ひ、衰亡の途を辿るやうになつた。

○北條高時 十四代の執權。その人物は、「頗亡氣ノ體ニテ、將軍家ノ執權モ難ク叶カリケリ」(保曆間記)といはれる程、凡庸の器であり、また「政道正しからずして、民の弊を思はず、只日夜に逸遊を事として、前烈を地下に羞しめ、朝暮に奇物を翫びて、傾廢を生前に致さんとす」(太平記)と評せられたほど、放埒の有様である。されば、田樂を翫んでは、「宴に臨んで一曲を奏すれば、相模入道を始めとして、一族、大名、我劣らじと、直垂、大口を解て抛出す。是を集めて積に、宛も山のごとし、其費幾千萬と云數を知らず、(太平記)鬪犬を好んでは、「諸國に相觸て、或は、正税、官物を募りて犬を尋、或は、權門高家に課て是を求ける間、……肉に飽、錦を著たる奇犬、鎌倉中に充滿して、四五千頭に及べり」(同上)とさへ傳へられて、遊興と驕奢とに耽り、質素儉約に重心を置く幕府政治はこの時に破れた。かくして遂に内管領長崎高資が、これに乗じて専横を極め、「高時正體ナキ儘、高資心ニ任セテ天下ノ事ヲ行フ。人ノ歎キ積リケレバ、關東ノ侍ドモニ深ク疎レニキ」(保曆間記)といはれるが如く、人心全く離れて、衰亡の運命を助長し、幕府の倒壊にまで、導いたのである。

○後醍醐天皇の新政 天皇は、中納言北畠親房を拔擢して、檢非違使別當に補し、尋で大納言に任じ給ひ、中納言右大辨藤原藤房を拔擢して、藏人頭に補せられた。二人共に、御信任が最も篤く、新政を贊襄しまゐらせた所が多い。また記録所は、後三條天皇の頃には、莊園を取締り、券契を審議する爲めの設備であつたが、この時には、更に一般の訴訟をも受理審議する外、政務の事までも、こゝで開召された。新政としては、商業の發達を妨げる關所を廢して、交通の便を圖り給ひ、更に米價騰貴の際、米の法定相場を定めて、暴利を取締り、或は市場を設けて、米を廉賣せしめられるなど、商業政策、交

通政策、社會事業に、御力を盡くされたことが多い。されば、諸國の武士も、御徳を慕ひ奉り、神皇正統記に、「公家の古き御政に復るべき世にこそと、高きも賤しきも、兼てうたひ侍りき」とあり、保曆間記にも、「賢王ノ開エ渡セ給ケレバ、關東ノ政道ハ、正體ナカリケレバ、哀レ公家ノ御世ニヤ歸ランズラント諸人申ケリ」と見ゆるが如く、御賢徳の發揚と共に、人心の皇室に葵傾せることが想像せられる。

○後鳥羽天皇の御企 武家政治が、國體に背く變則のものである以上、朝廷が、これに對して、御不滿を抱かせらるべきことは當然である。かくして後鳥羽上皇の朝權回復の御企となつた。それが承久の變である。殊に北條氏が、三上皇を遠國に遷しまゐらせたのは、言語に絶する暴逆であつた。しかし多數の國民が、かやうな暴逆を承認しなければ、如何に北條氏でも、行ひ得なかつたはずである。國民もまた、當然その責を負はなければならない。一人の暴逆者よりは、暴逆者を支持する多數の力が、より以上に恐るべきを説き、十分の注意を與へておきたい。

○建武中興 後醍醐天皇の討幕の御企は、まだ十分御準備の出来ない内に、北條氏に洩れたので、元弘元年俄に笠置山(京都府相樂郡笠置村)に幸し、勅を傳へて勤王の兵を徵された。是に於て河内の豪族楠木正成は、率先して義兵を擧げ、諸國の武士もまた行在所に集まる。而も北條氏の大軍は、官軍を破り、天皇を隱岐に遷し奉るやうな大罪を犯した。世に元弘の變といふ。尋で正成は、赤坂城から金剛山に移り、山腹に千早城を築いて、屢々北條氏の軍を破り、皇子護良親王は、大和吉野(奈良縣吉野郡吉野村)の山中に據り、令旨を傳へて、勤王の兵を招かれ、更に隱岐の行在所からも、論旨を諸國の豪族に御下しになつた。されば播磨の豪族赤松則村、肥後の豪族菊池武時をはじめ、勤王の兵を擧げるものが多い。元弘三年天皇は、これを開召し、隱岐から伯耆に幸せられたので、同地の豪族名和長年が、天皇を奉じて、兵を船上山(鳥取縣東伯耆郡)に擧げた。この時、赤松則村は、既に京都に迫つてゐる。高時即ち、下野の豪族足利尊氏をして討たしめたが、尊氏は、その途中心を改め、則村と力を併せて、兩六波羅を滅ぼし、京都を回復した。同じ頃上野の豪族新田義貞も、義兵を擧

げて鎌倉に討入るに及び、高時は自殺し、北條氏も、鎌倉幕府も、こゝに滅亡した。天皇即ち京都に還幸あらせられ、王政はじめてに古に復す。(同年六月)世に建武中興といふ。中興の御政が、主として建武年中に行はれたからである。

○後醍醐天皇宸影(圖版) 吉野神宮所藏。更に御前に、白髪シラガの公卿が侍してゐる。今は、宸影のみを拜寫した。

○中興の御政治 記録所の事は、上文一〇頁にも述べたが、中興の際には、更に擴張せられ、梅松論に「大議を以ては、記録所に在りて裁許あり」とあるが如く、重要な政務を聞召されてゐる。關所については、兵庫關を廢止せられたことが、東大寺文書にあるから、その他にも及んだのであらう。また上下の服制を定め、猥りに綾羅錦繡を着ることを禁ぜられた。貨幣は乾坤通寶と稱し、銅貨である。しかし紙幣と共に傳はつてゐない。圓滿に流通しなかつたか、然らざれば、發行の運びに至らなかつたものであらう。

○楠木正成等の國司守護 楠木正成は、攝津兼河内守、新田義貞は、越後守兼上野介、播磨介、名和長年は、伯耆守となり、いづれもその國の守護を兼務してゐる。

○赤坂城 河内國南河内郡赤坂村大字水分スエヅミにあり、元弘元年に正成の築く所。北條氏の軍の來り攻むるに及んで、城遂に陥り、正成は、金剛山に隠れた。

○千早城(圖版) 河内國南河内郡千早村にあり、元弘二年、正成が金剛山の西腹に築く所。北條氏の大軍を惱まして少しも屈しない。その内に四方の義軍が起り、それが功を奏して、北條氏の滅亡となつた。圖版は、河内名所圖會所載。

○楠木正成 後醍醐天皇の討幕の御企の時、まづ關下に馳せ參じて、御味方申上げたのが正成である。赤坂、千早の兩城で、關東の大軍を支へたことは、天下の形勢を一變せしめるほどの力であつたもので、正成の勤王がなければ、建武の中興も、あれほど早くは出来なかつたかも知れない。同じ豪族とは云ひながら、源氏の名門から分れた新田、足利の兩氏に比べて、身分が遙かに低いので、中心勢力となる機會を得なかつたけれども、終始一貫して王事に盡した純忠無比の精神は、誠に國民

の模範とすべきである。後世忠臣の龜鑑として最も仰慕せられるのも、決して偶然でない。

○新田義貞 今の群馬縣新田郡世良田村附近に住つてゐた。元弘三年護良親王の令旨を奉じて義兵を擧げ、直ちに鎌倉に迫り、遂に高時を誅した。同年五月二十二日である。

○名和長年 今の鳥取縣西伯郡名和村附近に住つてゐた。元弘三年後醍醐天皇が、隱岐から伯耆に行幸あらせられた時、勅命を奉じて、兵を船上山(東伯郡)に擧げ、その地に行在所を設けた。

○菊池武時 九州の名族。剃髮して寂阿と稱した。元弘三年後醍醐天皇が船上山にまします時、勅命を拜し、兵を肥後に擧げて、九州探題北條英時を博多に襲ひ、衆寡敵せずして節に殉じた。年四十四。その子武敏、武光、その孫武政、曾孫武朝に至るまで、皇室の御爲めに力を盡した所が多い。菊池神社には、武時、武重、武光を祭つてある。熊本縣菊池郡隈府町鎮座。明治三年創建。同十一年別格官幣社に列せられた。

○足利尊氏の野心 新田、足利の兩氏は、共に源氏の支流である。義家の子を義國といふ。義國の長子義重は、上野の新田に住して新田氏となり、義重の弟義康は、下野の足利(栃木縣足利市附近)に住して、足利氏となつた。然るに足利氏は、北條氏と婚嫁を結び、姻戚であつたから、名門として世上からも重んぜられた。北條氏に代つて、政權を握りたいといふのが、尊氏の祖父家時以來の野心である。その事は、今川了俊の難太平記に、記るされてゐる。尊氏は最初からその志であつた。義兵を起したのも、勤王の美名にかくれて、野心を遂げようとしたに過ぎない。その謀叛は、自然の成行きである。かくて建武二年、自ら征夷大將軍と稱し、鎌倉に據つて叛旗を翻した、鎌倉は、古來源氏の根據地である。建武中興は、これが爲めに壞れた。

○吉野遷幸 延元元年湊川の戦に正成は斃れ、義貞は敗走するに及び、尊氏は大軍を以て京都を犯した。官軍利あらず、千種忠顯、名和長年等の勤王の諸將も戦死したので、後醍醐天皇は神器を奉じて、吉野に遷幸あらせられたのである。

○吉野神宮(圖版) 奈良縣吉野郡吉野町大字吉野山に鎮座。御祭神後醍醐天皇。明治二十二年六月創建、はじめ吉野宮と稱し、官幣神社に列せらる。同三十四年八月官幣大社となり、大正七年九月吉野神宮と改稱した。

○觀心寺(圖版) 眞言宗。後醍醐天皇、後村上天皇の御信仰が厚く、屢々所領を御寄進になつた。正平十四年後村上天皇、天野の行宮から本寺に行幸あり、寺中總持院を行在所に宛てられた。幾もなく住吉に遷幸あらせらる。總持院は、既に廢寺となり、その遺址には、建念碑の建てられた。御陵及び楠木正成の首塚も、金堂の後峯にある。

○北畠親房 後醍醐天皇の御信任を得て、大納言に任ぜられた事は、上文に述べた通りである。その後皇子世良親王の傳となつたが、元徳二年親王の薨じ給ふに及び、痛悼の餘り、剃髮して宗玄といふ。建武中興の際再び出でて仕へ、從一位に叙し、准大臣となる。またその子顯家が、義良親王を奉じて奥羽を鎮守するに及びて、これを輔けた。後、京都に歸る。延元元年足利尊氏關を犯し、車駕叡山に幸するの時に從ひ、幾もなく天皇が、尊氏の降を納れて、京都に還幸あらせられた時には、出て、伊勢に赴き、尋で義良親王を奉じて、海路奥州に下るの際、風波の難に遇ひ、諸船相失し、親房の乗船は、常陸に漂着した。即ち小田治久の小田城(茨城縣筑波郡小田村)に入り、尋で關城(同縣眞壁郡河内村關館)に移る。而も遂に志を得ずして、吉野に歸つた。この時、後醍醐天皇は既に崩じ、後村上天皇の御代である。爾來常に天皇を輔けまゐらせて獻替の功が多く、三宮に准ぜられた。世に北畠准后といふ。正平九年薨す。有名な神皇正統記は、延元四年常陸の陣中で起草、興國四年に修正したものである。神代から後村上天皇の踐祚に至るまで、御歴代の大要を記し、皇統の由て來たる所、國家の治亂盛衰のことなどを記し、吉野の朝廷が、正統にましましことを論じたもの。國體を説き、大義名分を明かにするの、その目的である。後村上天皇に上り、御參考に供したものと傳へられてゐる。

○北畠顯家 親房の長子。元弘三年陸奥守となり、義良親王を奉じて、奥羽を鎮守し、建武元年鎮守府將軍を兼ねた。延元元年尊氏の叛するに及び、西上してこれを京都に破り、また任國に歸る。尋で鎮守府大將軍となつた。同二年足利義詮を鎌

倉に破り、一舉に京都を回復しようとして西上したが、同三年高師直の兵と和泉の堺で戦つて破れ、遂に同國石津で戦死した。年二十一。大阪市住吉區北畠西一丁目鎮座の阿部野神社には、親房、顯家父子を祭つてある。明治十五年一月、別格官幣社に列せられた。

○北畠顯信 親房の次子。延元三年、鎮守府將軍となる。後、正平年間九州に赴き、征西將軍懷良親王に屬したが、同十四年八月、少貳頼尙と筑前大原に戦つて敗死した。年齢は詳でない。福島縣伊達郡靈山村鎮座の靈山神社には、親房、顯家、顯信等を祭つてある。明治十五年四月創建、同十八年四月、別格官幣社に列せられた。

○楠木正行 下文参照。

○菊池武光 武時の第八子。懷良親王が征西將軍となつて下向し給へる時、武光、親王を奉じて官軍の重鎮となり、屢々友氏時、少貳頼尙と戦を交へた。中にも正平十四年、頼尙を筑後川に破つたのは、所謂筑後川の戦と稱して有名である。文中二年歿す。年齢は詳かでない。菊池神社に奉祀せる事、上文一一三頁武時の條参照。

○結城宗廣 奥州白河の豪族。元弘三年護良親王の令旨を奉じて義兵を擧げ、新田義貞と共に北條氏を滅ぼし、後、鎮守府將軍北畠顯家に屬して、屢々賊軍を破つた。延元三年、病の爲めに伊勢安濃津(今の津)に歿す。年七十。三重縣津市八幡町鎮座の結城神社は、宗廣を祭つてある。明治十五年別格官幣社に列せられた。

○宗良親王 後醍醐天皇の第八皇子。はじめ尊澄法親王と稱して、天台座主におはした。延元三年遠江井伊城に赴きて、東國を經略せらる。尋で還俗して、名を宗良と改め、征東將軍となる。興國元年高師泰の來襲を受けて落城の後、各地を往來して再擧を圖り給ひ、文中三年吉野に赴かれ、尋で御出家になつた。その後の御事蹟は詳でない。和歌に長じ給ひ、御歌集を李花集といふ。有名な「君が爲め世の爲め何かをしまかむ捨て、かひある命なりせば」の御歌は、同書下雜歌に、「戰場に出侍りし道すがら、いさみあるべき事など、つはものどもに、いひふくめ侍りし次に、思ひつゞけ侍りし」と詞書して收め

られてゐる。但しこの御歌は、親王の編纂せられた新葉和歌集卷十八にも收め、それには、「おなじ頃、武藏國へうちこえて、こてさし原といふ所におりて、手分などし侍りし時、いさみあるべきよし、つはものどもに、めしおほせ侍し次に、おもひつゞけ侍し」との詞書があり、「君がため」を「君のため」と記してある。親王を御祭りした井伊谷宮は、静岡縣引佐郡井伊谷村に鎮座。明治四年創建、同六年六月官幣中社に列せられた。

○懷良親王 後醍醐天皇の第十六皇子。延元三年征西大將軍となり、九州に御下向、菊池武光の肥後八代城において、九州の官軍を指揮せられた。晩年の御事蹟は詳でない。熊本縣八代郡八代町の八代宮は、親王及び、後の征西將軍良成親王を御祭りしてある。明治十三年創建、官幣中社に列せられた。

○後龜山天皇の京都還幸 後龜山天皇の京都還幸が、萬民愛撫の勅諭に基いてゐることは、後日、吉田兼教に仰せられた勅語によつて明かである。兼教の日記、吉田日次記、應永九年三月十九日の條に、「所詮於聖運之泰否者、偏任天道神慮、可レ休民間之憂之條、爲御本意之趣、被仰下之。叙慮之奥旨、直被勅言。面目之至也」と見えてゐる。なほまた講和の議は幾度となく起つてゐるけれども、いまだ嘗て一回も、朝廷から仰出されたことはない。悉く足利氏から奏請せるものであつた。足利氏が、如何に不安を抱いてゐたかの實際を知ることが出来よう。

○護良親王 後醍醐天皇の第三皇子。はじめ尊雲法親王と申し、天台座主となられた。世に大塔宮といふ。夙に後醍醐天皇を助けまゐらせて、討幕の計畫を廻らされたが、元弘二年には、吉野の山中に據つて、諸將に令旨を傳へ、勤王の兵を擧げしめ給ふ。新田義貞、結城宗廣をはじめ、これに應ずるものが多く、建武中興の成る、半は親王の御力である。されば王政復古と共に、同三年征夷大將軍となり、御威望が頗る高くおはした。早くから尊氏の野心のあるを憂へ給ひ、これを除かうとなされたことも屢々であるが、尊氏の勢力が強いので、常に成功しない。却つてその讒するところとなり、建武元年鎌倉二階堂の東光寺に、御幽囚の御身となられた。たま／＼同二年七月、北條高時の子時行が、蜂起して鎌倉に押寄せた時、守

備してゐた足利直義は戦に敗れ、成良親王を奉じて、京都に走るの際、部下の士をして、弑し奉らしめたのである。御年二十八。神奈川縣鎌倉町鎮座の鎌倉宮は、親王を御祭りしてある。明治二年七月創建、同六年六月官幣中社に列せられた。

○恒良親王 後醍醐天皇の第六皇子。建武元年皇太子となり給ひ、延元元年尊良親王と共に、新田義貞、義興父子を従へて越前に赴き、金崎城に入り給ふ。同二年三月城陥るに及び、賊軍の爲めに捕へられて、京都花山院に御幽囚の御身となられた。翌三年四月、足利直義の奉る毒藥を飲んで薨去あらせらる。御年十五。明治二十五年十一月金崎宮に合祀。次項参照。

○尊良親王 後醍醐天皇の第一皇子。延元元年皇太子恒良親王を輔けて金崎城を守られたが、明年城陥るに及んで自刃せられた。御年二十七。福井縣敦賀市泉の金崎宮には親王を祭り、後に恒良親王を合祀した。明治二十三年創建、官幣中社に列せられた。

○楠木正成の戦死(圖版) 延元元年、一旦九州へ落延びた足利尊氏は、再び勢を盛りかへし、弟直義と共に大軍を部署して、海陸から並び進んで、京都に迫らうとした。新田義貞、楠木正成は、これを兵庫の海岸に防いだ。義貞先づ敗れて、京都に歸り、正成は湊川で戦死した。時に延元元年五月二十五日、年四十三。その奮戦に就いては、太平記に記されてゐる。

楠判官正成、舍弟帶刀正季に向ひて申しけるは、「敵前後を遮つて、御方は陣を隔てたり。今は遁れぬ處と覺ゆるぞ。いざやまづ、前なる敵を一散し追搦つて、後なる敵に戦はん」と申しければ、正季「然るべく覺候」と同じて、七百餘騎を前後に立て、大勢の中へ懸入りけり。左馬頭(直義)の兵共、菊水の旗を見て、よき敵と思ひければ、取籠めて之を討たんとしけれども、正成、正季、東より、西へ割つて通り、北より南へ追馳け、よき敵とみるをば馳並べて、組んで落ちては首をとり、合はぬ敵と思ふをば、一太刀打つてかけちらす。正成と正季と、七度合ひて七度分かる。其心、偏に左馬頭に近附き、組んで討たんと思ふにあり。遂に左馬頭の五十萬騎、楠が七百餘騎に懸馳けられて、又須磨の上野の方へぞ引返しける。直義朝臣の乗られたりける馬、矢尻を蹄に踏立て、右の足を引きける間、楠が勢に追攻められて、已に討たれ

給ひぬと見えける處に、藥師寺十郎次郎唯一騎、蓮池の堤にて返合せて、馬より飛んでおり、二尺五寸の小長刀の石づきを
を取延べて、懸る敵の馬の平頸、むながひの引廻、切ては刎倒し、七八騎が程切て落しける。其間に、直義は馬を乗
替へて遙々落延び給ひけり。左馬頭、楠に追立てられて引退くを、將軍(尊氏)見給ひて、「新手を入替へて、直義討たす
な」と下知せられければ、吉良、石堂、高、上杉の人々、六千餘騎にて、湊川の東へ懸出でて、跡を切らんとぞ取巻きけ
る。正成、正季、又取つて返へして此勢にかゝり、打違へて殺し、懸入つては組んで落ち、三時が間に十六度返闘ひける
に、其勢次第々に滅びて、後は僅に七十三騎にぞ成りにける。此勢にても、打破つて落ちなば落つべかりけるを、楠京
を出でしより、世の中の事、今は是迄と思ふ所存有りければ、一足も引かず戦つて、機已に疲れければ、湊川の北に當つ
て在家の一村有りける中に走入つて、腹を切らん爲に、鎧を脱いで、我身を見るに、斬創十一箇所までぞ負ひたりける。
此外七十二人の者共も、皆五箇所三箇所の創を被らぬ者はなかりけり。楠が一族十六人、手の者五十餘人、六間の客殿に
二行に並居て、念佛十返許り同音に唱へて、一度に腹をぞ切たりける。正成座上に居つゝ、舍弟の正季に向つて、「抑最後
の一念に依つて、善惡の生を引くといへり。九界の間に何か御邊の願なる」と問ひければ、正季からからと打笑ひて、「七
生まで唯同じ人間に生れて、朝敵を滅ぼさばやとこそ存じ候へ」と申ければ、正成よに嬉しげなる氣色にて、「罪業深き惡
念ねれ共、我も斯様に思ふなり。いざさらば、同じく生を替へて、本懐を達せん」と契つて、兄弟共に刺違へて、同じ枕に
伏しにけり。……抑元弘以來、忝くも此君に憑まれ進せて、忠を致し功に誇る者幾千萬ぞや。然れども此亂又出來て後、
仁を知らぬ者は、朝恩を捨て、敵に屬し、勇なき者は、苟くも死を免れんとて刑戮にあひ、智なき者は、時の變を辨ぜず
して道に違ふ事のみ有りしに、智仁勇の三徳をかねて、死を善道に守るは、古より今に至るまで、正成程の者は未だなか
りつるに、兄弟共に自害しけるこそ、聖主再び國を失ひて、逆臣横に威を振ふべき、其前表の驗なれ。
何ぞそれ壯烈なる。時に延元元年五月二十五日。四十三歳であつた。正成の生涯は、純忠を以てはじまり、純忠を以て終

り、出所進退、悉く忠君愛國の念を以て終始一貫してある。正成義兵を擧げてから、諸國響の如くに應じて、建武中興の業
はじめてなり、正成命を湊川に殞してから、官軍また振はず。數多き勤王の諸將の中、特に正成が、忠臣の模範として仰が
れる所以のものは、決して偶然でない。而もその死後に於ける偉大なる感化は、遂に明治維新をも招來する一原因ともなつ
た。苟も我が國民たるものは、悉く皆正成の心を以て、心としなければならぬ。

○楠木正成の墓(圖版) 水戸の徳川光圀の建てた嗚呼忠臣楠子之墓である。覆堂は、後に出來た。寛政頃の有様を寫したも
の。攝津名所圖會所載。今、繁華の街となつた湊川神社附近も、百年ばかり前までは、淋しい田園たるに過ぎない。湊川神
社は、この墳墓の地に、明治四年創建、楠木社と稱し、五年湊川神社と改め、別格官幣社に列せられた。因にいふ。こゝに
は正成の遺體を葬つてあるが、その首は、河内觀心寺に葬られた。次頁参照。

○楠木正成の首塚 觀心寺の後峯にあり。正成が湊川で戦死した時、足利尊氏は、特にその首を遺族に送り届けた。正行が
これを埋めたのが、即ち首塚である。

○楠木正行の戦死 正成の長子。父の志を繼ぎ、吉野の朝廷を守つて、屢々賊軍と戦かつたが、正平二年賊將高師直の、大
軍を率ゐて來り迫るに及び、後村上天皇に、最後の拜謁を遂げ、更に後醍醐天皇の御陵に詣でて、御暇を申上げ、死を決し
て出陣した。如意輪堂に、辭世を書き残したのはこの時である。如意輪堂は、御陵の側にある後醍醐天皇の御影堂をいふ。
御像が安置してある。太平記に、

正行、正時、和田新發意、舍弟新兵衛、同紀六左衛門子息二人、野田四郎子息二人、楠將監西阿子息、關地良圓以下、今
度の軍に、一足も退かず、一處にて討死せんと約束したりける兵百四十三人、先皇の御廟に參つて、今度の軍難儀なら
ば、討死仕るべき暇を申して、如意輪堂の壁板に、各名字を過去帳に書連ねて、その奥に、

返らじとかねて思へば梓弓なき數に入る名をぞとむる

と一首の歌を書留め、逆修のためと覺しくて、各鬢髪を切つて佛殿に投入し、その日吉野を打出でて、敵陣へぞ向ひける。

かくて翌三年正月五日に、四條畷の戦が開けた。正行の兵は三千餘人、師直の兵は二萬餘人、衆寡敵すべくもないけれども、奮戦して漸く師直の陣營に迫つた。太平記には、次のやうに記してある。

去程に、師直と楠とが間、一町ばかりになりけり。是ぞ願ふ處の敵よと見澄して、魯陽二度白骨を連ねて、韓と難を構へ戦ひける心も、是には過じと勇み悦んで、千里を一足に飛んで懸らんと、心ばかりは早りけれども、今朝の巳の刻より申の時の終まで、三十餘度の戦に、息絶え氣疲るゝのみならず、深手淺手負はぬものもなかりければ、馬武者を追攻めて、討つべき様もなかりける。されども多くの敵共、四角八方へ追散して、師直七八十騎にて控へたれば、何程の事かあるべきと思ふ心を力にて、和田、楠、野田、關地良圓、河邊石掬丸、我先に／＼とぞ進みたる。餘に辭理なく懸けられて、師直已に引色に見えける處に、九州の住人須々木四郎とて、強弓の矢つきばや、三人張に十三束二伏、百歩に柳の葉を立て、百矢をはづさぬほどの射手のありけるが、人の解き捨てたる箴、尻籠、胡籬を搦抱くばかり取集めて、雨の降るがごとく、矢坪を指してぞ射たりける。一日著暖めたる物具なれば、あたると當る矢、窺深に立たぬはなかりけり。楠次郎眉間ぶえのはづれ射られて、抜くほどの氣力もなし。正行は、左右の膝口三所、右の頬さき、左の目尻、窺深に射られて、其矢冬野の霜に伏したるが如く、折れかゝりたれば、矢すくみに立ちてはたらかず。其外三十餘人の兵ども、矢三筋四筋射立られぬ者もなかりければ、今はこれまでぞ、敵の手に懸るな」とて、楠兄弟刺違へ、北枕に伏しければ、自餘の兵三十二人、思ひ／＼に腹掻切つて上が上に重り伏す。……總て今日一日の戦に、和田、楠が兄弟四人、一族二十三人、相従ふ兵四十三人、命を君臣二代の義に留めて、名を古今無雙の功に残せり。

正行この時二十三歳。大阪府北河内郡四條畷村鎮座の四條畷神社には、正行を祭つてある。明治二十二年創建、別格官幣社

に列せられた。

○新田義貞の戦死 義貞は、延元元年皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じ、その子義顯と共に、越前金崎城に據つたが、賊軍に包圍せられ、救を求めざる爲め、同國杣山に赴いた。金崎城は、その留守中に陥つたのである。その後義貞は、北陸の官軍を率ゐて、再擧を圖つたが、延元三年閏七月二日、足利高經と、越前燈明寺畷（福井縣吉田郡中藤島村大字燈明寺）に戦つて戦死した。（戦死の場所は、次頁参照）年三十七。福井市足羽山鎮座藤島神社には、義貞を祭つてある。はじめ萬治三年、福井藩主松平光道が、燈明寺畷戦死の地に碑を建て、その後小祠が設けられたが、明治九年十一月、藤島神社の號を賜ひ、別格官幣社に列せられた。同三十一年、福井市に移轉したが、現在の社殿である。

○藤島神社（圖版） 福井市足羽山に鎮座、祭神新田義貞。萬治三年三月福井藩主松平光通、義貞戦死の地と稱せられる福井縣吉田郡西藤島村大字三ツ屋に碑を建て、尋で祠堂を設けたのが淵源である。明治九年十一月藤島神社の號を賜ひ、別格官幣社に列せられ、尋で同十四年、同村大字牧の島に移し、同三十一年、再び今の地に移した。

○新田顯義の戦死 義顯は、義貞の長子。延元元年、父と共に皇太子恒良親王を奉じて、越前金崎城を守り、落城の際、恒良親王に殉じた。年は詳でないが、二十歳前後と推定せられる。

○名和長年の戦死 元弘三年、後醍醐天皇を船上山に奉じて、義兵を擧げたが、京都回復の後、京都に還御あらせられるに及び、長年また聖駕に従うて入京、建武中興の新政を贊襄しまゐらせたところが多い。延元元年、足利尊氏が、新田義貞、楠木正成を兵庫に破り、直ちに京都に迫るや、車駕これを避けて、叡山に行幸あらせられ、長年は行在を警固した。やがて義貞及びその弟脇屋義助と共に、京都回復の事を圖り、京中に攻入つたけれども、尊氏の爲めに破られて戦死した。戦死の場所は、太平記には、大宮とあり、梅松論には、三條猪熊と見えてゐる。時に延元元年六月晦日であつた。年齢は詳かでない。鳥取縣西伯郡鎮座の名和神社は、長年を祭つてある。もと氏殿權現、また名和社と稱したのを、明治七年名和神社と改

め、別格官幣社に列せられた。

○名和氏の子孫 長年の孫顯興、九州に下りて、征西將軍懷良親王に従ふ。その後裔は、再び伯耆に歸り、名和社の祠官となる。明治に至り、特に男爵を授けられた。

○菊池氏の子孫 菊池武時が、義兵を擧げてから後、その子武重、武敏、武光など、相尋で王事に盡くしたが、天下一統の後も、なほ肥後の豪族として重きを爲した。然るに戰國時代の頃から漸く衰へ、同國米良に移り、一時米良氏を名乗つたこともある。明治に至り、特に男爵を授けられた。

○後世に及ぼしたる感化 江戸時代に學問が開け、建武中興前後の史實の闡明せられるに及び、最も國民の心を引付けたものは、護良親王をはじめ奉りて、各皇子の方々、并に楠木正成父子、新田義貞父子、名和長年、菊池武時父子の事蹟であり、いづれも國民崇拜の的となつた。中にも正成の精忠無比なる行は、偉大なる感化を與へ、正成を慕つて、七生報國の精神を學ぼうとするものが多い。徳川光圀の湊川の建碑も、その一つの現はれであり、またこの建碑があつてから、ますます正成を慕ふ心を強くしてゐる。正成の行を學ぼうとするものが、勤王の心に篤いのは、いふまでもない。武士といはず、百姓町人といはず、何か事があれば、命を捨て、皇室の御爲めに盡したいといふ真心は、いつとなく國民の間に行き渡つた。維新の際國事に努めた勤王の士は、悉く皆正成をはじめ、吉野時代の忠臣を慕ふ人々である。かくして明治維新を招來する思想的原因となつたことは、特に注意しなければならぬ。

○楠木正成の妻、姓名歿年等は、傳はつてゐない。正行、正時、正儀の三子を育て上げた賢婦人である。なほ正行を戒めたことは、太平記に見えてゐる。

其後尊氏卿、楠が首を召されて、「朝家私日久しく相馴れし舊好の程も不便なり、跡の妻子ども、今一度空しき貌をもこそ見たく思ふらめ」とて、遺跡へ送られける情の程こそありがたけれ。楠が後室、子息正行を見て、判官今度兵庫へ立ち

し時、様々申し置きし事ども多かる上に、今度の合戦に、必ず討死すべしとて、正行を留置きしかば、出しを限りの別なりとは、かねてより思ひ儲けたることなれども、貌を見ればそれながら、日塞り色變じて、替りはたたる首を見るに、悲の心胸に満ちて、歎の涙せきあへず。今年十一歳に成りける帯刀、父が首の、生きたりし時にも似ぬ有様、母が歎のせんかたもなげなる様を見て、流るゝ涙を袖に押へて、持佛堂の方へ行きけるを、母怪しく思ひて、即ち妻戸の方より行きて見れば、父が兵庫へ向ふ時、形見に留めし菊水の刀を、右の手に拔持ちて、袴の腰を押下げて、自害をせんとぞし居たりける。母急ぎ走寄つて、正行が小腕に取附いて、涙を流して申しけるは、「梅檀は二葉より芳しといへり。汝をさなくとも、父が子ならば、これ程の理に迷ふべしや。小心にも能くこのやうを思つて見よかし。故判官が兵庫へ向ひし時、汝を櫻井の宿より返留めしことは、全く跡を弔はん爲めにあらず、腹を切れとて残置きしにもあらず、われ縦令運命盡きて、戰場に命を失ふとも、君いづくにも御座ありと承らば、死残りたらん一族若黨どもを扶持し置き、今一度軍を起し、御敵を滅ぼして、君を御代にも立て進らせよと云置き處なり。其遺言具に聞て、我も語りし者が、何時の程に忘れけるぞや。かくては父が名を失ひはて、君の御用に合ひ進らせんことあるべしとも覺えず」と、泣く／＼諫留て、抜きたる刀を奪ひとれば、正行腹を切り得ず、禮盤の上より泣倒れ、母と共にぞ歎きける、其後よりは、正行、父の遺言母の教訓、心に染み、肝に銘じつゝ、或時は、重部共を打倒し、首を取る眞似をして、「是は朝敵の頸を取るなり」といひ、或時は竹馬に鞭を當て、「是は將軍を追懸け奉る」など云ひて、はかなき手ずさみに至るまでも、唯此事をのみ業とせる心の中こそ恐しけれ。

判官は、正成を云ふ。左衛門尉であるからである。(上文九七頁参照) 帯刀は、春宮坊の職員、正行はその職を帯びてゐた。

○爪生保の母 爪生保は越前の豪族である。延元元年脇屋義助(新田義貞の弟)の子義治を奉じ、柚山城(福井縣南條郡南柚山村)に據つてゐたが、翌二年の春、新田義貞が、恒良親王(皇太子)、尊良親王を奉じて守備せる金崎城(敦賀市)の危急

に迫れるを知り、里見時成を大将とし、弟僧義鑑と共に赴援の途中、賊軍の爲めに遮られて、時成、保、義鑑等悉く戦死した。敗兵柚山に還るの際、士氣の阻喪せんことを憂へ、上下を激勵したものが保の母である。太平記に

爪生判官が老母の尼公ありけるが、敢て悲める氣色なし。此尼公、大将義治の前に参つて、「此度敦賀へ向つて候ものどもが、不覺にてこそ、里見殿を討たせ進らせて候へ。さこそ無念に思召され候らめと、御心中推量り進らせて候。但し是を見ながら、判官兄弟いづれも恙なくしてばし歸り参りて候はゞ、如何に今一入うたてしさも遺方なく候べきに、判官が伯父甥三人の者、里見殿の御供申し、残りの弟三人は、大将の御爲めに活残りて候へば、歎の中の悦とこそ覺えて候へ。元來上の御爲めに、此の大事を思立ち候ぬる上は、百千の甥子どもが討たれ候とも、歎くべきにては候はず」と、涙を流して申しつゝ、自ら酌を取つて、一獻を進め奉りければ、機を失へる軍勢も、別を歎く者共も、愁を忘れて勇をなす。

爪生判官は保、敦賀は金崎城、判官兄弟は、保と義鑑、伯父甥三人は、保、義鑑とその甥の七郎、残りの弟は、保の弟、源琳、重、照の三人、敗軍を収めて柚山に歸つた。此一大事は、勤王の義兵を擧げた事をいふ。

第七章 東山文化 (六六)

總説

○武士が社會の中心勢力となり、實權を握るやうになつてから、武士を中心とする文化が起つた。鎌倉時代の文化がそれである。かくて鎌倉時代を過ぎて、室町時代に及んでは、公家の文化との交渉が行はれ、更に大陸の文化をも受入れて、独自の文化を作つた。世にこれを東山時代の文化といふ。大陸の文化は、既に鎌倉時代から傳はつてゐる。しかし、元寇の爲めに、その傳來が十分でなかつた。多大の影響を與へたのは、明との交通の開けた室町時代であり、また明の文化よりは、寧

ろ宋元の文化を採用したところが多い。殊に禪宗の流行と、茶の湯以下各種藝道の發達とは、生活の様式を變化せしめると共に、その内容を豊富ならしめ、現代の文化とも、密接の關係を有してゐる。かくて藝道の發達すると共に、女性にも、これを學ぶものが多く、その趣味の生活は、豊かになり、更に世運の進歩に伴ひ、商工業に従事する範圍もまた擴大せられ、その地位が、次第に重要視せられるやうになつたことは、特に注意しなければならない。

解説

○足利氏の無勢力 はじめ足利尊氏が謀叛した時、諸國豪族の力を藉りなければならぬので、功のある者には、惜しげもなく、廣大の領地を與へ、また豪族を取締ることも、非常に寛大であつた。これが爲めに、豪族の勢力が強くなり、少しでも不平があれば、謀叛を企てるなど、内訌が絶えない。されば尊氏の孫義滿の時、元中九年(明德三年)、後龜山天皇の京都還幸を仰ぎ、天下一統の御代を迎へ、再び征夷大將軍となつて、幕府を開いたけれども、その頃の豪族は、もはや恐るべき實力を有してゐる。幕府は、十分にこれを統制することが出来ない。故に義滿の如きも、幕府を開く前に山名氏清を誅し、幕府を開いてから大内義弘を誅し、一時幕府の勢力を示したけれども、永續性が缺けてゐる。義滿の死後には、關東管領足利持氏さへも謀叛を企て、將軍義教の爲めに誅せられたのが、永享の亂であり、また義教が、播磨の豪族赤松滿祐を抑へようとして、却て滿祐に弑せられたのが嘉吉の變である。社會分裂の端緒は、この頃から開け、遂に將軍義政の時に、應仁の大亂が起つた。

○足利義滿畫像 京都相國寺所藏。

○應仁の亂 應仁元年から文明九年まで、前後十一箇年に亙る長期戰爭。守護大名として勢力を有する細川勝元と山名宗全とが、幕府の衰頽に乗じて試みた利權獲得の争である。將軍義政の子義尚と、弟義視との家督争に原因してゐるけれども、

要するに、それは動機たるに過ぎない。幕府の統制が行はれない爲めに、豪族をして、權勢を争ひ、領土を擴張する野心を起さしめたのである。勝元は、讃岐、土佐、攝津、丹波四箇國の守護であり、その一族の領地を合せると、十一箇國に及び、宗全は、但馬、播磨、備後三箇國の守護であり、その一族の領地を合せると、八箇國に及ぶ二大勢力であつた。更に同じやうな野心を有する他の豪族が、利害關係から、或は勝元に與し、或は宗全に與してゐる。これから世の中が全く亂れた。

○金閣 京都市にあり。將軍義滿が北山の別荘内に設けた三層の樓閣。柱、壁、戸、障子に、金箔を塗つたので、世に金閣といふ。別荘は、義滿の歿後、遺命によつて寺とした。即ち鹿苑寺である。もと十三棟の殿舎が並び、敷寄を凝した庭園と共に、壯麗を極めたが、應仁永祿兩度の兵災にかゝり、金閣と不動堂との外は、全部焼失した。

○銀閣 京都市にあり。將軍義政が東山の別荘内に設けた二層の樓閣。柱、壁、戸、障子などに、銀箔を塗る考であつたけれども、費用がないので、志を果さなかつた。併しその意を付度して、世に銀閣と稱してゐる。義政の歿後、別荘を寺とした。即ち慈照寺である。もと十二棟の殿舎が並び、庭園と共に壯麗であつたが、銀閣と東求堂との外は廢絶した。

○明との交通 義滿が、使を明に遣して交通を開いたのは、應永八年である。翌年明から使が來て、國書を義滿に呈した。その書中に「茲爾日本國王源道義（義滿の法名）心存王室、懷愛君之誠云々」と書いてあつた。義滿これを喜び、爾來明への書中には、常に「日本國王源道義」と記し、明の年號を用ゐてゐる。明から封冊を受けたといふ説は、誤であるけれども、國王の稱を、そのまゝ受入れて、自ら臣と稱してゐるから、大した相違はない。國體に背き、國威を損じ、名分を紊るの甚しき、慨歎に堪へない。故にその子義持の時、一旦交を絶つたけれども、義教の時から復活し、義政の時に至りて、交通の盛んになつたのは、貿易の利益にあこがれたからである。利益に追従して國辱を顧みないのは、最も耻づべき行である。

○朱子學 南宋の學者朱熹のはじめた儒學の一派をいふ。間合早學間に、

朱學を朱子學とも云ふ。宋の朱子といふ人にて、名熹、字は元晦といふ。此翁の學問もつばら性理の事を説たり。性理とは、人々生れてよりそなはりたる性を明らめさととりて、道を行ふをいふ也。

と見えてゐる。また性理學、理學、宋學ともいふ。儒學の事は、上文三〇頁参照。

○陽明學 明の學者王陽明のはじめた儒學の一派をいふ。間合早學間に、陽明學とは、明の王陽明といふ人の學文なり。もつばら良知良能といふ事を説たり。人々生れつきたる知恵をやしなひそだて、よるづのことを、とりおこなふことなり。

と見えてゐる。

○京都五山 五山は、禪宗の寺格。京都にあるを京都五山といひ、鎌倉にあるを鎌倉五山といふ。宋の五山に擬したのである。鎌倉時代に淵源してゐるけれども、そのはじめは詳でない。また五山の順序及び寺も幾たびか改まり、足利義滿の時、元中三年に漸く確定した。教科書本文六九頁に註してあるのが、それである。

○夢窓(圖版) 名は疎石、號を夢窓といふ。號を以て世に行はれてゐる。臨濟宗。伊勢の人。はじめ圓覺寺、南禪寺、臨川寺の住職となる。足利尊氏の天龍寺を創立した時、その開山となり、貞和二年、法席を弟子無極志玄に譲つて雲居菴に退き、觀應二年九月寂。年七十七。建武二年、夢窓國師の號を賜ひ、後また貞和二年に正覺國師、觀應二年に心宗國師、延久三年に普濟國師、應安五年に玄猷國師、寶徳二年に佛統國師、文明三年に大圓國師の號を追賜せられた。圖版は、鎌倉圓覺寺塔頭黃梅院所藏。

○一休 名は宗純、字を一休といふ。字を以て世に行はれてゐる。山城嵯峨の人。臨濟宗。はじめ妙心寺に住し、後に大徳寺に移つた。文明六年、兵亂を避けて和泉に赴き、同十三年十一月寂。年八十八。

○蓮如 名は兼壽、蓮如と號した。本願寺第八世。久しく衰へてゐた本願寺を再興し、また諸國を遊歴して、武士及び庶民

の教化に努め、道場を開いたことが多い。殊に辯舌に長じたばかりでなく、平易な御文章を作つて門徒を誨へたので、老若男女の歸依尊崇する所となり、一向宗の勢力が、これから盛んになつた。本願寺の中興といはれる。明應八年二月寂。年八十五。明治十五年、慧燈大師の勅諭を賜ふ。所謂御文章と稱するものは、澤山あるけれども、中にも白骨の御文章が最も名高い。

○本願寺 宗祖親鸞の歿後十一年、即ち文永九年、その女覺信、孫如信と共に、洛東大谷なる親鸞墳墓の側に堂宇を營み、親鸞を開山としたのが、本願寺のはじめである。その後蓮如の時に及び、叡山の衆徒の爲めに焼かれたが、文明十一年に至り、山科の地に土木を興し、翌年落成した。十一世光佐顯如の時、また兵災にかゝり、暫く大阪の石山（後の大阪城のある所）、紀州鷲の森の別院などを、本山としたこともあるけれども、天正十九年、京都堀川に移つた。本願寺派の本山であり、西本願寺といふ。十二世光壽教如、弟光昭准后と隙あり、席を譲つて退隱してゐたのを、慶長七年、徳川家康が、教如の爲めに一寺を京都烏丸の地に建立した。大谷派の大山であり、東本願寺といふ。かくして本願寺は、東西の二つに分れた。

○義堂（圖版） 名は周信、字は義堂、號を空華道人といふ。字を以て世に行はれてゐる。臨濟宗。土佐高岡郡の人。入京して臨川、建仁、南禪の諸寺に學び、後に南禪寺に住した。嘉慶二年四月寂。年六十四。詩文殊に文章に長じ、かねて儒學に涉り、朱子學を唱ふ。五山文學を代表する學僧として有名である。圖版の本像は、京都南禪寺塔頭慈氏院安置。

○絶海 名は中津、字は絶海、號を蕉堅道人といふ。字を以て世に行はれてゐる。臨濟宗。土佐高岡郡の人。入京して南禪寺に學び後、鎌倉の建長寺に移る。正平二十三年、明に遊んで金室和尚の門に入り、また諸大家を歴訪し、天授二年に歸國した。尋て天龍寺、等持院、相國寺に住し、應永十二年四月寂。年七十。詩文殊に詩を能くし、義堂と並び稱せられる五山文學の代表的學僧である。

○上杉憲實 鎌倉管領の執事。山内家四代の主。管領足利持氏が、將軍足利義教と協はず、密かに目立の志を抱いたので、

これを諫めたことから隙を生じ、永享十一年に至り、幕府の命を受けて、持氏を殺した。されば幾許もなく寶徳元年、持氏の子成氏が、再び鎌倉管領となるに及び、その忌憚する所となり、遂に諸國を巡錫して、長門國大津郡深川村大密寺に隠れ、文正元年三月歿す。年齢は詳でない。

○足利學校 足利市にあり。小野篁、足利義兼、足利尊氏などを、創立者に擬する説もあるが、いづれも確でない。永享年中、上杉憲實が、これを再興して書籍を寄附し、また鎌倉圓覺寺の僧快元を迎へて校主とした。それ以來、禪僧が管理の任に當つてゐる。尋で憲實の子憲忠、孫憲房も、その志を繼いで、書籍を寄附するに及び、基礎漸く固く、來學するものが多い。上杉氏が滅んでからは、北條氏、豊臣氏、徳川氏など、引つゞいて保護を加へたが、維新の後、廢校となり、建物及び書籍は、栃木縣の所轄に移され、更に足利市の有に歸した。

○教育普及の端緒 寺で學問をする事は、早く鎌倉時代から起つてゐるが、室町時代に漸く盛んになり、五山をはじめ、諸國の寺で、書を読み字を習ふものが多い。太田道灌が鎌倉五山に學び、織田信長が尾張の天王坊、豊臣秀吉が同地の光明寺、徳川家康が駿府の智源院で學んだのはその一例である。また僧侶が、私塾の如きものを開き、子弟に教授するものもあり、教育普及の端緒が、その頃から開けた。

○連歌 一首の短歌を、上下の二句に分ち、兩人にて合作するをいふ。また多數の連歌を、互に連続して詠じたのを、その數によつて、五十韻連歌、百韻連歌などといふ。この場合、前後の二句が、それ／＼の意味を持つてゐるので、全體を一貫した意味はない。遠く上代にはじまり、鎌倉時代から五十韻百韻の連歌が流行し、更に室町時代に至り、應安五年には二條良基、享徳元年には一條兼良が、それ／＼法式を定め、更に宗祇（文龜二年歿。年八十二）、宗長（享祿五年歿。年八十五）の出づるに及んで、隆盛の極に達した。その法式は、百韻を標準としたものである。上代のやうな、二句一首の連歌は尠い。廣く世上に行はれ、公家、武家、庶民の間にも行はれた。

- 明兆 京都東福寺の僧。臨濟宗。殿司職ツカサとなつたので、世に兆殿司といふ。宋の李龍眠の手法を學び、佛畫に長じた。永享三年八月歿。年八十。
- 如拙 京都相國寺の僧。臨濟宗。南宋の馬遠、夏珪、牧溪マクシ、元の顏輝の手法を學び、山水、人物、花鳥に長じた。歿年は詳でない。周文とほぼ同時代の人である。
- 周文(圖版) 京都相國寺の僧。臨濟宗。如拙の門人。山水、人物、花鳥に長じた。將軍義教の寵を受けたといふから、その頃の人である。歿年は詳でない。圖版は、東京帝室博物館所藏。
- 雪舟(圖版) 備中赤濱の人。臨濟宗。名は等楊、雪舟と號した。早く僧となり、京都の相國寺、鎌倉の建長寺に學んだ。少年の頃から畫事に長じ、周文等の後素を模したが、應仁元年明に遊び、留ること五年にして歸朝した。その間、當時の能畫を求めて、師とする積りであつたが、悉く意に適はないので、専ら山水に親しみ、おのづから發明する所があり、遂に一派を爲し、漢畫を大成した。後、周防山口の雲谷寺に住し、また石見益田の萬福寺大喜庵に移り、永正三年八月歿。年八十七。晩年幕府の命を受けて、芦屋釜の下繪を畫き、世人から贊翫せられた。(芦屋釜の事は、七四頁挿入圖版の説明参照。)圖版は、山内侯爵家所藏。
- 漢畫 南畫に對する北畫をいふ。詳しくは、第九章文藝の復興の條に説明してある。
- 土佐光信 繪所領。從四位下、刑部大輔。覺猷(鳥羽僧正)、藤原信實及び巨勢、託摩、住吉諸派の筆意を研究して、大和繪を再興し、狩野元信と並び稱せられた。世に光信(鎌倉時代初期)、光起(江戸時代初期)と共に、土佐の三筆といふ。大永五年五月歿。年九十二。
- 大和繪 上文八〇頁參照。
- 狩野元信 京都の人。將軍足利義政の近臣、狩野家の二代。はじめ父正信(初代)に學び、また周文に私淑する所あり、

後、土佐光信の女を娶りて、土佐派の筆意を受け、更に、宋元の名畫をも研究して、狩野派を大成した。義澄、義植、義晴にも歴仕し、法眼に叙せらる。世に古法眼といふ。永祿二年十月歿。年八十四。

○目貫等小柄(圖版) 刀身の抜けない爲めに、柄に穴を明け、刀身を貫く金具を目釘といひ、更に目貫の抜けない爲めに、柄の両面にある穴をふさぐ金具を目貫といふ。家の紋、物の形など、一定してゐない。笄は、髪を掻き上げるに用ゐるので、笄の如き形をなし、刀の鞘にはめ込むやうになつてゐる。長さは六寸七八分から七寸位。小柄は、脇差の鞘に添へた小刀、雑用の爲めである。以上の三つを合せて三所物ミツコロモノといふ。圖版は、日本帝國美術略史稿所載。但し小柄は、刀身を略してある。

○後藤祐乘 美濃の人。名は正奥、通稱を四郎兵衛といふ。足利義政に仕へたが、彫刻に巧みであるので、特に命ぜられて、刀劍装具の彫刻に従ひ、名工といはれた。剃髮して祐乘と稱し、法印に叙せらる。永正九年九月歿。年七十九。

○幸阿彌道長 本姓は土岐、通稱を四郎左衛門といふ。足利義政に仕へ、その命によりて時繪の法を學び、雙びなき名人といはれた。文明十年十月歿。年七十一。

○山田祥瑞 伊勢松坂の人。通稱を五郎太夫といふ。明に遊びて青磁の法を學び、永正十年に歸朝した。青磁は青色を帯びた磁器である。磁器は、これから開けた。

○書院造 書院は、もと禪家で讀書學問する所である。これまでの寢殿造は、採光の工合が悪く、薄闇いので、葎格子シロコを止めて明障子を用ひ、折戸に代へるに遣戸を以てし、また書院を突き出して、明りを取るに便にした。この風は、鎌倉時代からはじまり、應仁亂後、武家の邸宅は概ね兵災に罹り、簡便を旨とする必要に迫られた爲め、遂に寢殿造を廢して書院の制を移し、書院造といふ建築様式が完成した。その主要なる特色は、玄關、床、棚、并に書院の存在である。書院ははじめ僧侶勤學する所であつたが、書院造では、客殿、對客の所をいふやうになつた。

○床の裝飾 平出鏗次郎藤岡作太郎共著日本風俗史所載。

○庭園 庭園に自然を寫す事は、平安時代に於ける寢殿造にも見られるけれども、まだ幼稚である。然るに室町時代には、禪宗の影響を受け、茶の湯の流行に伴うて、著しく發達した。いづれも林泉の調和、木石の配置に心を用ひ、人をして、或は深山幽谷にあるの思あらしめ、或は廣々とした海濱にゐるやうに感ぜしめるなど、巧妙を極めた。殊に庭中を廻覽して、どこからでも、詠められるやうに工夫するのは、これからである。禪僧夢窓、畫聖雪舟、義滿の同朋相阿彌などは、その逆の達人であつた。

○茶の湯 茶の湯を弄ぶことは、既に吉野時代から行はれてゐるが、まだ取立てゝいふべきほどの事はなかつた。足利義政またこれを好み、近臣を集めて、屢茶會を催してゐる。殊に奈良の村田珠光といふものが、その道に堪能であつたので、義政もこの人に師事した。茶の湯の盛んになつたのはこれからである。珠光は、義政の保護を受けて、その方式を定め、所謂茶道をはじめた。故に茶道では、珠光を開祖としてゐる。珠光の孫弟子が武野紹鷗、その弟子が名高い千利易である。

○抹茶 茶を賞するに、抹茶と煎茶との二つがある。抹茶は、製茶を碾いて粉末としたものに湯を注ぎ、かきまぜて飲用に供するもの、煎茶は、葉茶を湯にて煎じ出して、飲用に供するものをいふ。茶道は、即ち抹茶である。煎茶のことも、類聚國史帝王部弘仁十四年の條に見え、古くから行はれてゐるが、一種の藝道となつたのは、江戸時代で、石川丈山（寛文十二年歿）を鼻祖とし、高遊外（賣茶翁、寶曆十三年歿）を中興の祖としてゐる。

○千利休 和泉堺の人。名は宗易、號を利休といふ。茶道を武野紹鷗に學び、遂にこれを大成したのが、千家流である。はじめ織田信長に仕へ、後、豊臣秀吉に仕ふ。茶道の巨匠として世上に重んぜられたが、晩年秀吉の怒に觸れ、天正十九年二月自刃を命ぜられた。年七十一。

○東求堂 銀閣の境内にある建物。居室、持佛堂、茶室などがある。茶室は同仁齋といふ。所謂四疊半茶室のはじめといは

れる。

○妙喜庵茶室（圖版） 妙喜庵は、京都府乙訓郡大山崎村にあり、明應年間山崎宗鑑が建てた。またその茶室は、千利休が造營したので、模範として尊ばれてゐる。

○華道 花枝を瓶中に挿入して賞美する風は、平安時代から、文獻に見えてゐるけれども、法式を定めて弄ぶことは、室町時代からである。足利義政の頃に盛んになり、義政の同朋相阿彌、茶人珠光。京都六角堂の執行池坊專慶などが、その技に長じてゐた。華道に立花、投入、生花の三種がある。立花は、枝、葉、花の不具なるものには枝葉を添へ、釘、針金を以て形を整へ、投入は、枝葉自然の姿を失はず、そのままに挿入し、生花は枝葉を整へるに器物を用ひない。總稱してまた生花ともいふ。東山時代には、重に立花が行はれ、池の坊が、この頃有名であつた。古流、遠州流、石州流などは、千家流から出で、所謂立花の一派である。

○香道 香には、沈香、麝香など、數種の香物を合劑した合はせ香を賞美するものと、天然一本の香材を賞美するものとの二つがある。合はせ香は、また薫物ともいふ。平安時代に行はれた薫物合はせは、人數を左右に分ち、香によつて合劑の優劣を争つたもので、室町時代に行はれたのも、やはり薫物であり、香合と稱して優劣を争ふこと、薫物合と同じである。足利義政特にこれを好みて、屢々その會合を催し、作法なども、この頃から定まつた。尋で文龜の頃、三條西實隆、志野宗信がその技に長じ、實隆の流を御家流、宗信の流を志野流といふ。組香も文龜の頃から流行してゐる。數人相會し、十種の香包を開き、その異同を辨するものをいふ。十炷香、無試十炷香などがそれである。

○能狂言 猿樂から發達した舞樂の一種。猿樂は、もと諧謔を主とするものであつたが、鎌倉時代に、大和の猿樂師圓満井が、田樂、曲舞、延年舞を取入れ、新曲を工夫したのが、能のはじめである。かくて室町時代には、大和に外山（後の養生結崎（後の觀世）、坂戸（後の金剛）、圓満井（後の金春）の四座があつて、春日の神事に従ひ、近江には山階、下阪、比叡の

三座があつて、日吉の神事に従ひ、河内に新座、丹波に本座、攝津に法成寺の三座があつて、加茂、住吉の神事に従ひ、伊勢に和田、勝田、主門の三座があつて、大神宮の神事に従つてゐた。この中、大和の結崎座の結崎次郎といふもの、その技を以て、足利義滿に仕へ、同朋となりて觀阿彌と稱し、更にこれを改善したのが、猿樂の能であり、略して能ともいふ。また舊に據つて、猿樂の稱も並び行はれてゐる。觀阿彌は、觀世の始祖である、その子世阿彌もこの技に長じ、父子の力で、漸く高尚の藝術となつた。(觀阿彌の觀と、世阿彌の世とを取つて、觀世流と云ふ。)樂器には、笛、大鼓、鼓が用ゐられる。尋で義政の頃には、觀世の外に、金春、寶生、金剛の諸流も出來た。また昔のまゝに、諧謔を主としながら、幾度かの改良を施したのが、狂言である。狂言は、能と能との間に演奏した。因にいふ、喜多流は、江戸時代に金剛流から分れ、梅若流は、明治時代に觀世流から分れたものである。

○女性と商工業 教科書本文七四頁七五頁間に挿入せる圖版、室町時代の文化の裏面に説明がしてある。

○小袖 ウハ着の服。その下に下着を重ねることもあれば、中着を加へて、三枚重ねることもある。單物、袴、綿入のあるなど、今と變りがない。丸袖で、殆んど筒袖に近いほど短かく、八ツ口は、明けてなかつた。袖の長くなり、八ツ口を明けるのは、江戸時代になつてからである。教科書本文八八頁圖版参照。

○細い帯と垂髪 教科書本文七四頁七五頁間に挿入せる圖版、室町時代の文化の裏面に説明がしてある。

○東山文化の後世に及ぼした影響 儒學は、この時にはじめて開け、江戸時代に發達する基礎を作り、その思想は、今日にまで傳はつてゐる。能は、後の演劇にも影響する所があり、連歌は、俳諧のもとを爲すものである。佛教は、その民衆化する勢が漸く強く、江戸時代に、國民の總てが、これを信仰する淵源を爲した。繪畫も、江戸時代に至りて、ますます發達し、更にそれが分れて、色々の流派が起り、現代の藝術とも、密接の關係がある。建築は、書院造が、現代の住宅に入られて、玄關、床の間を作らないものは殆んどない。香道は、衰へたけれども、茶の湯、生花は、現代人の生活とも密接の交

渉を有してゐる。これを見ても、現代の文化、現代の生活様式が、東山時代の文化の影響を、多分に受けてゐることが理解せられるのであらう。

○外國錢の輸入 義滿が明と貿易を開いたのは、貿易の利を求めらるゝ爲めであり、また貿易の利は、輸出商品の賣却に對する巨額の銅錢を輸入することによつて報いられた。その利益は非常に多く、元金の三倍乃至四倍になつたと傳へられてゐる。これが幕府の財源に宛てられた。殊に義政の如きは、銅錢の贈與を明帝に哀願してゐる、幕府が屈辱を忍び、不名譽の外交を餘儀なくせられたのは、これが爲めであつた。

○永樂錢 明錢は多數の輸入せられた。その中最も廣く流通したのが永樂通寶である。明の永樂年間に鑄造する所。我が國では永樂錢と呼んでゐる。

○貿易商の遠征 鎌倉時代に於ける元寇の刺激は、國民の海外進出となつて現はれ、四國、中國、九州あたりから、高麗、南清の沿岸に出かけて、貿易するものが多く、室町時代には、ますます盛んになつた。支那朝鮮でいふ所の倭寇がそれであり、通商を目的とし、而も武力の準備を以て渡航した武士并に商人の集團である。武力の行使は、自由貿易の禁壓に原因して行はれた。自由貿易が不可能になれば、密貿易の方法が撰ばれ、密貿易を爲すが爲めに、武力を以て解決の道を求めた。しかし自由貿易禁壓の爲めに、利益を失ふものは、日本人ばかりでない。支那の貿易商も同様である。是に於て日支共同の倭寇があり、日本人を頭目とする倭寇があり、名をそれに借る支那人だけの倭寇もあつた。明史日本傳に、「大抵眞倭十の三、倭に従ふもの十の七、戦へば則ち掠る所の人を驅りて、軍鋒と爲す」といへるは、日支共同の倭寇であり、湖中雜記に「倭始めて入寇するや、實に福建に起り、江南に熾んに、類多くは徽(江蘇)、浙(浙江)閩(福建)、廣(廣東)下海の徒、一二の眞倭を勾引て、酋首となし、自ら號して以て從ふ」といへるは、日本人を頭目とする支那人の倭寇であり、「倭報急なり、各賊遂に二千餘の徒を糾集す、内に二百有奇、號首して、伴つて倭と爲る」といへるは、支那人ばかりの倭寇である。

(注意) 文部省の方針で、倭寇の事は、中等學校の學生に教へないことになつたので、昭和十五年の改訂版からは、削除してある。

○織物 織物は、和泉の堺が最も盛んであり、明德應永の頃から、羅、綾、紗の類を織り、京都の織工と競争してゐたが、その後、京都の機業が衰へ、堺ばかりが榮えた。尋で天正年間、明の織工が堺に来て、明様の紗、紋紗、金紋紗、綿、縮緬の織法を傳へたから、ます／＼精巧になり、やがてこれが京都に傳つて、西陣機業の發達する淵源を爲してゐる。

○染物 染物も次第に世上の需要が増加し、加賀の梅染、遠江の茜染などが文獻に見えてゐる。

○鑛業 鑛業の開けたのもこの頃であり、佐渡の金山は、上杉謙信の時から採鑛せられ、石見の銀山(銀峰山)は、そのはじめは詳かでないが、大内義隆の頃から、漸く盛んになつた。また但馬の銀山(生野)は、織田信長の時から採鑛してゐる。

第八章 社會の革新(七六)

解説

○應仁の亂後 社會の秩序は、全く亂れて、世にいふ所の戰國時代となり、諸國到る所で戦争ばかりしてゐる。その間に、力のあるものは榮え、力の無いものは滅び、遂に少數の英雄豪傑によつて代表せられる割據の時代を迎へた。而もそれ等の英雄豪傑は、心を民政に用ひ、經濟文化の開發にも、力を盡したので、革新の機運が、まづ地方から現はれてゐる。なほまた都市の發達は、更にこの勢を助けた。しかし、それよりも、大きな力となつたものが、皇室の御稜威である。「皇室があつての日本である。分裂した社會は、皇室の御稜威を仰いで、統一しなければならぬ」と氣の付いた國民の自覺こそは、正に社會革新の重心を爲すものである。敬神尊王の思想は、これが爲めに發揚せられ、社會の革新を目的とする統一運動は、

これが爲めに起つた。かくして百年餘りも亂れてゐた社會は、皇室の御稜威を仰いで、はじめて統一せられ、革新せられたのである。而もその間に於て、婦道もまた發達し、或は一命を捨て、或は一命を捨てる覺悟で夫に仕へ、内助の功を完うするものが多かつた。

解説

○戰國時代 應仁の亂後から、織田信長が、皇室を奉じて、四方に號令するまでをいふ。凡そ百年餘りである。

○戰國時代の幕府(圖版) 三條公爵家所藏。洛中洛外屏風の一部。

○將軍義輝の遺難 應仁の亂後、足利氏は全く衰へて、權力は、管領の細川氏に移り、まもなく細川氏も衰へて、その家宰三好長慶が幕府の實權を握り、長慶の歿後には、三好氏の家宰松永久秀が專横を極め、永祿八年、遂に將軍義輝を弑して、義榮を立てた。幕府は、もはや滅びたも同様の有様である。



○北條早雲 伊勢の人、本姓伊勢氏、名は長氏、通稱を新九郎といひ、入道して宗瑞と改め、早雲菴と號した。小田原北條

氏の始祖。はじめ駿河の今川氏に身を寄せてゐたが、延徳三年、堀越公方足利政知の死後、内訌の起るに乗じ、その子茶々丸を滅ぼして、伊豆を定め、明應四年、小田原城主大森藤頼を滅ぼして、小田原城に據る。尋で永正十三年、三浦道寸をも斃し、伊豆相模の二國を手中に収めた。同十六年八月歿。年八十八。神奈川縣足柄下郡湯本町早雲寺は、その遺命により、子氏綱が建立したのである。因にいふ、北條の苗字は、氏綱の時から稱したので、それ以前は、伊勢氏である。故に正しくは、伊勢長氏といはなければならぬ。併し世上普通、北條早雲と呼んでゐるから、本文にも暫くこれに従つて置いた。

○北條氏綱 長氏の長子。北條氏の二世。通稱を新九郎といふ。天文六年、上杉朝定(扇谷)と武藏に戦ひ、河越、松山の二城を抜いて、武藏の大半を降し、同七年また足利義明、里見義弘と下總鴻の臺に戦ひ、義明を斬り義弘を走らしたので、房總二州の豪族の來り屬するものが多い。同十年七月歿。年五十五。

○北條氏康 氏綱の長男。通稱を新九郎といふ。天文十三年、上杉憲政(山内)、上杉朝定(扇谷)、足利晴氏(古河公方)の連合軍の來襲を、武藏河越に擊破し、朝政を斃したので、兩上杉氏部下の豪族等氏康に降り、武藏はじめて北條氏の領有に歸す。同二十年、また憲政を平井城に攻めて、上野の大半を、その手に収めた。憲政が越後に走り、長尾景虎(後の輝虎)に據つたのはこの時である。尋で同二十三年、足利晴氏を逐ひ、その子義氏を立てるに及び、古河公方もまた、空名を存するに過ぎない。かくて氏康は、伊豆、相模、武藏及び上野下總の大部分を奄有し、威名を關東に振ふやうになつた。元龜二年歿。年五十七。

○今川義元 駿河の豪族。氏親の子。駿府の城主であつた。遠江、三河の二國をも併有してゐる。桶狭間の戰参照。

○徳川家康 三河の豪族。父廣忠の時からその勢が衰へ、今川義元の附庸となつてゐたが、義元が桶狭間で戦死するに及んで漸く獨立した。はじめ岡崎城に居り、永祿十一年、武田信玄と連合して今川氏を滅ぼし、遠江をその手に収め、元龜元年濱松に移つた。尋で天正十年、織田信長と共に武田氏を滅ぼして、駿河を領有してゐる。かくて海道第一の弓取といはれ、

遂に一方の勢力となつた。

○織田信長 尾張の豪族。信秀の子。名古屋の城主、後に清須城に移つた。しかしその勢力の盛んになるのは、桶狭間の戰以後のことである。桶狭間の戰(下文一四四頁)参照。

○武田信玄 甲斐の豪族。實名は晴信、法名を信玄といふ。甲府の城主であつた。早く南信の地方を略取し、天文十一年今川氏を滅ぼして駿河を奪ひ、また屢々上杉謙信と戰を交へ、覇權を争つたことは、餘りにも有名である。天正元年四月歿。年五十三。

○上杉謙信 越後の豪族。長尾爲景の子、實名は景虎、後に輝虎と改めた。法名を謙信といふ。春日山の城主であつた。天文二十年、上杉憲政が、北條氏康の爲めに、その領國上野を失ひ、來りて被護を求めるに及びて、これを城中に返へ、尋で憲政の讓を受けて上杉氏を冒し、關東管領と稱した。後に、越中、加賀、佐渡を略して、威名北陸に振ふ。屢々武田信玄と兵を交へたが、信濃川中島の戰は、特に有名である。天正六年三月歿。年四十九。

○大内義隆 義興の子。周防、長門、豊前、筑前、安藝、備後の七箇國を領し、中國に於ける屈指の名族である。周防山口の城主であつた。天文十九年九月、家臣陶晴賢の爲めに弑せらる。年四十五。大内氏は、この時に滅亡した。

○毛利元就 大江廣元の子孫。世々安藝國高田郡を領してゐた。元就の時大内義隆に屬し、義隆が陶晴賢に弑せられるに及び、直に晴賢を誅して、周防、長門、安藝の地方を定めてから、周防山口に移り、大内氏に代る新興の勢力となつた。尋で尼子氏を滅ぼして、出雲、伯耆、因幡、隱岐をも、その手中に収め、また備中をも取り、領地の廣大なる事に於て、元就に及ぶものがない。元龜二年六月歿。年七十五。

○長宗我部元親 世々土佐國長岡郡岡豊を領してゐた。元親の時、遂に一國を從へ、更に阿波、讃岐、伊豫をも攻略し、天正十三年に至り、ほゞ四國を平定した。はじめ岡豊城に居り、後に吾川郡浦戸城に移る。慶長四年五月歿。年六十一。

○島津義久 九州の氏族。世々薩摩、大隅、日向の三國を領し、鹿兒島の城主であつた。義久の時に及び、更にその附近をも攻略する所多く、島津氏歴代の中でも、最も隆盛といはれる。慶長十六年正月歿。年七十九。

○京都の衰微 應仁亂後、京都の荒廢した事は、應仁略記に、

不レ計萬歲期セシ花ノ都、今何ンゾ狐狼ノ伏土トナラントハ。適殘ル東寺、北野サヘ灰土ナルヲ、古ニモ治亂興亡ノナラヒアリトイヘドモ、應仁ノ一變ハ、佛法王法トモニ破滅シ、諸宗皆悉ク絶ハテヌルヲ、不堪ニ感歎、飯尾彦六左衛門尉一首ノ歌ヲソ詠ジケル、

汝ヤシル都ハ野邊ノ夕雀アガルヲ見テモ落ルナミダハ

洛中の大半は焦土と化し、萬民離散するものが多い。かくして信長、秀吉の出るまでは、永い間復興が出来なかつたのである。

○群雄の民政 戰國時代の群雄は、武事に長じてゐたばかりでなく、勝れた政治家である。いづれも民政には力を用ひ、農民の保護、土地の開拓、租税の整理、産業の奨励などに力を盡くした。中にも北條氏の民政は、最も能く行届き、北條五代記に、

新九郎（北條早雲）高札を立る。前々の侍、年貢過分の故、百姓つかるゝ由聞及ぬ。以來は、年貢五ツ取所をば一ツゆるし、四ツ地頭におさむべし。此外一錢にあたる義なりとも、公役なすべからず。もし法度を背くともがらは、百姓等申出べし。地頭を取はなさるべき者也と云々。是によりて、百姓共よろこぶこと限なし。他國の百姓此由を聞、あはれ我等が國も、新九郎殿の國にならばやとねがふと云々。

とあるが如く、百姓の歸服する所となり、武田信玄も、民力の涵養に力め、産業を奨励したので、甲州の民は、永くその徳を慕ふものが多い。また信玄は甲州金（大判、小判）、上杉謙信は佐渡金（小判）、大内義隆、毛利元就は石見銀（種類未詳）

と稱する金銀貨幣を鑄造して、領内金融の便を圖り、更に北條早雲二十一箇條、信玄家法など、治民の法制を定め、武士の心得を戒諭したのものもある。されば、永く亂れてゐた社會も、まづ群雄の領國から、統一の機運が動きはじめた。因にいふ、早雲二十一箇條は、「第一佛神を信じ申すべき事」、「上下萬民に對し、一言半句も、虚言を申すべからず」、「文武弓馬の道は常なり、記すに及ばず、文を左にし、武を右にするは古の法、兼て備へずんばあるべからず」など、武士としての心得を述べ、信玄家法は、上下二卷に分れ、上卷は、五十七箇條、その中五十五箇條は、天文十六年六月、末の二箇條は、同十三年五月に定めたもので、治民の法制が記してあり、下卷は、九十八箇條、武士としての心得を記したもので、永祿元年、信玄の弟信繁の筆録にかゝる。その訓戒の如きも、武士の教養を高めて、領内の治平を圖るにあつた。并に群書類從武家部に收めてある。

○山口の繁昌 大内義隆の頃は、大内氏全盛の時代であつた。その所領は、中國から九州に及び、瀬戸内海の高瀬を握つて商權を左右し、更に明との貿易を掌り、朝鮮との貿易をも行ひ、その富に於て、その武力に於て、更に父祖傳來の聲望に於て、海内に雄視してゐる。されば應仁亂後、縁故を尋ねて、地方に流寓することを餘儀なくせられた京都の貴族等の、大内氏を頼つて來るもの多い。攝家の二條尹房、一條兼冬をはじめ、大内義隆記に、

歌道ノ師範ニ、二條家ニハ飛鳥井大納言雅俊、冷泉家ニハ堯淵僧正、有職ノ方ニハ日野大納言資宣、廣橋大納言兼秀、郢曲方ニハ持明院中納言基親、裝束ノ習ニハ冷泉紹惠入道、管弦ニハ天王寺ノ樂人東木因幡守、岡兵部、儒書ノ講尺ニハ外記清三位、官務伊治、四書五經ノ抄ヲバ、外記ノ菅スハ入道ニ、五萬匹青銅ヲ與ヘテ、是ヲカ、セラル。

とあるが如く、儒學、和歌、管弦、有職の大家が集まつた。義隆は、この人々と共に、絶えず講習せるばかりでなく、明朝鮮から、多數の佛書儒書を輸入し、更に山口に於て複製印刷したのが、有名な大内版である。また費用を惜しまないで、京都堺などから、優秀な美術工藝品を購ひ、山口でもこれを製作した。中にも蒔繪は、大内蒔繪と稱せられてその美を極め、

大内椀といはれる色蒔繪もある。外國貿易もまた盛んであり、大内義隆記に「異朝ヨリハ是ヲ聞、唐土、天竺、高麗ノ船ヲ數々渡シツ、…唐人ノ進上ハ、數ヲ盡シテミエケリ」といへるほどの有様であつた。かくして山口は、繁華な都市として知られ、地方文化の中心となつた。

○小田原の繁昌 北條早雲以來、氏綱、氏康、氏政、氏直に至るまで、五代の城下町である。威力を關東に振ふ北條氏の存在は、早くもその城下町を、立派な都市たらしめた。小田原記に、

相州小田原の守護の私なく民を撫しかば、近國の人民恵みに懐つき移家、津々浦々の町人、職人、西國北國より群來、昔の鎌倉も、争かは程あらんやと見る計に見へにける。東は一色より板橋に至迄、其間一里の程に店を張、買賣數を盡しけり。山海の珍物、琴碁、書畫の細工に至迄無不盡、異國唐物未及聞、未及見目物幾等と云事なし。積置たる交易買賣の利潤は、京四條五條の辻にも過たり。民の竈も豐饒して、東西の業繁昌せり。その繁華の有様が想像せらる。

○後柏原天皇 明應九年十月踐祚、二十一年目の大永三年三月に即位あらせられた。

○後奈良天皇 大永六年四月踐祚。十年目の天文五年に即位あらせられた。

○正親町天皇 弘治三年十月踐祚。三年目の永祿三年に即位あらせられた。

○戰國時代の皇居(圖版) 三條公爵家所藏、洛中洛外屏風の一部。

○後柏原天皇の御製 柏玉和歌集卷八雜歌の部に、「寄雲述懷」として、收められてゐる。「太陽も月も、普ねく世の中を照らして、少しの隔てのないのと同じやうに、御自分にも、どうかして、平和の社會を見出したいものだ」との思召をを詠まれたものと拜察する。「雲の上」は、禁中いふ。月日に因んでの縁語に御用ゐになつた。「世を照らす」は、世を治めるの意。

○後奈良天皇の御製 後奈良院御製集に、「神祇」と題して收められてゐる。石清水八幡宮に御祈願の御歌。「かやうに亂れた

世の中を、再び泰平にするには、神様の御力を拜借する外はない。願はくは八幡宮の御加護によつて、泰平を迎へたい。この上は、神様に御任かせ申して、時の來るのを待たう」との思召を詠まれたもの。「澄む」は、世を清くする、泰平にすること。

○後奈良天皇宸筆の心經(圖版) 天皇の御代には、災疫屢々起り、黎民これに苦しんだので、深く大御心を惱まされ、御祈禱あらせられた。尋で天文八年には、關東奥羽から中國九州にかけて、大洪水があり、その上季節度を失ひ、蝗害も甚しく、非常の凶作である。翌九年また、飢饉に加へて悪疫が流行し、慘狀を呈したので、同年六月、山城醍醐三寶院の義堯僧正を宮中に召され、五日の間不動法を行ひて、供養せしめ給ひ、その初日たる十七日に、般若心經を御書寫遊ばされて、同寺に御奉納になつた。更に諸國の一宮にも納められたものが、甲斐の淺間神社、周防の國分寺、肥後の西巖殿寺、伊豆の伊豆山神社などに現存してゐる。三寶院に御奉納の心經には、卷末に

今茲天下大疫、萬民多陷於死亡。朕爲民父母、德不能覆、甚自痛焉。竊寫般若心經一卷於金字、使下義堯僧正供養之。庶幾康爲疾疾之妙樂一矣。

于時天文九年六月十七日

と記るされてゐる。海内混亂の極に達して、皇室御式微の際、なほ萬民の上を思召されての救慮の御發露は、「朕爲父母、德不能覆、甚自痛焉」と仰せられた御言葉によつても、その億萬分の一を拜察することの出来る。誠に恐多い次第である。圖版は、醍醐三寶院所藏。卷末を示した。

○豪族の尊王 周防の大内義隆は、天文四年九月、皇居日華門御修理の費用として、錢萬疋を獻じ、越前の朝倉孝景は、同九年九月、皇居御修理の費用として、錢百貫文を獻じ、尾張の織田信秀は、同十二年二月、皇居御築地御修理の費用として、錢四千貫文を獻じ、駿河の今川義元も、同年六月、皇居御修理の費用として、錢五萬疋を獻じた。更にまた、後柏原天皇御

即位の際には、文龜元年、上杉謙信が錢五千貫、永正七年、朝倉貞景(孝景の父)が錢五千疋、山科の本願寺光兼が、永正年間錢一萬貫を獻じ、後奈良天皇御即位の際には、天文二年十月、相模の北條氏綱が錢五萬疋、駿河の今川氏輝が錢三萬疋、同三年四月には、大内義隆が錢四千疋、北條氏綱が一萬疋、今川氏輝(義元の父)が三萬疋を獻じ、同五年正月義隆が、また錢二十萬疋、同年二月には、加賀の白山が錢百疋を獻じ、朝倉孝景も同じ頃錢一萬疋を獻じ、正親町天皇御即位の際には、安藝の毛利元就が、米千石を獻じた。

○豪族等の敬神 織田信秀は、天文十年、錢七百貫を獻じ、同年九月、外宮の假殿遷宮が行はれた。蓋し外宮は、内宮と同じく、二十年ごとに御造替あらせられるのが、古來からの定であり、これを式年遷宮といふ、然るに永享六年に正遷宮があつてから後、またそのことがなく、常に略式な假殿遷宮のみ行はれてゐたのである。されば伊勢慶光院の尼僧清順、深くこれを慨き、後奈良天皇の勅許を得て、淨財を諸國に募り、永祿六年、はじめて正遷宮の御儀が行はれた。永享以來、實に百三十年の久しきに及んでゐる。慶光院は、宇治にあり、禪宗で、勅賜紫衣の尼寺であつた。世に伊勢の上人といふ。明治の初年に廢寺となつた。

○社會革新の機運 應仁亂後、社會が解體して、戰亂の衝となつた時、實力競争による自然淘汰が行はれ、遂に少數の英雄豪傑によつて代表せられる群雄の割據となり、統一の機運が、漸く動きはじめた。この時、群雄の心を支配したのが、皇室の御稜威である。「社會の統一は、皇室を中心としなければならぬ」とは、彼等の信念であつた。その信念の現れが、やがて豪族等の敬神尊王の事實となり、織田豊臣兩氏の、上に皇室を奉戴せる社會統一の事業となつた。その端緒を開いたものが、桶狭間の戦である。社會が不安に陥つた時、國民の心が、力強く皇室に葵傾するのは、國史の教ふる所、そこに我が國體の尊嚴があり、我等の幸福がある。

○桶狭間の戦 駿河三河遠江の三箇國を領し、威名の高い今川義元が、かねての希望である西上の志を遂げるが爲めに、大

軍を率ゐて駿府を發し、その途上まづ織田氏を攻めたのは、永祿三年五月である。かくて尾張に入り、丸根鷲津の二城を抜き、同月十九日桶狭間(知多郡)に滯陣し、人馬を休め、戰勝を祝してゐた。信長はこれを知ると共に、居城清洲から馳付け、大暴風雨に乗じて、義元の本營を襲ひ、遂にその首級を擧げた。尾張の一豪族に過ぎない信長が、名門の義元を斃したことは、世上を驚かした。信長の威名の高くなるのは、これからである。

○正親町天皇の内勅 桶狭間の戦後、信長は、三河の徳川家康、甲斐の武田信玄、近江の淺井長政等と結んで、後顧の憂を絶ち、更に美濃の齋藤龍興を斃して、居城を岐阜に移し、その勢力が漸く盛んになつた。正親町天皇は、これを聞召し、永祿十年十一月、立入頼隆(タテ入りヨシトカ)を勅使として、内勅を信長に賜ひ、御料所の回復、皇居の御修理、公卿の扶助に就いて御依頼遊ばされた。勤王の心に厚い信長は、感激措く所を知らず、直に内勅を奉じ、必ず宸襟を安んじ奉るべき旨を奏上してゐる。かくして信長の西上となつた。

○正親町天皇宸影(圖版) 京都泉涌寺所藏。

○織田信長の西上 信長は内勅を拜してから、まづ北伊勢の地方を定め、更に近江の六角義賢を破り、蒲生賢秀を降し、西上の途を開くの後、永祿十一年九月、足利義昭を奉じて入京した。義昭は故將軍義輝の弟で、この頃信長の保護を受けてゐたのである。松永久秀は、その兵威に恐れて降り、河内攝津の二國も平定した、偶々義輝の後を承けて、將軍となつた義榮も、阿波で薨じたので、信長は、奏請して義昭を將軍とした。然るに間もなく不和を生じ、天正元年七月に至り、遂に義昭を放逐し、足利氏に代つて政治の實権を握つた。室町幕府は、この時に減んだのである。

○信長の尊王 永祿十二年、信長は、朝山日乘上人及び村井貞勝に命じて、皇居の造営に着手せしめ、元龜二年に至り、紫宸殿、清涼殿、内侍所に至るまで、悉く落成した。その間三箇年を費してゐる。この年また、米を京都の市民に貸付け、その利息を朝廷に納めしめて、供御の料に宛て、天正七年九月には、その頃朝廷唯一の御料地として知られてゐる丹波の山國

庄(北桑田郡)をも回復して進獻した。また公卿等の領地に就いては、天正三年四月、徳政を行ひ、本主に還付せしめた。是に於て内勅に仰せられた三箇條は、總て皆實現せられた。なほまた同六年正月、久しく行はれなかつた小朝拜、節會等を復舊し、尋で加茂祭、同競馬をも再興してゐる。京都の市街を整理し、離散せる人民を呼戻したのも、この頃の事であつた。

○織田信長の敬神 石清水八幡宮の造營は、天正七年から著手、翌八年五月に至りて落成した。同十年正月以來、更に内宮の御造營をも企て、經費は如何程要しても差支ないと稱し、その準備を進めてゐたが、六月に本能寺の變が起り、遂に中止せられたので、その後、秀吉がこれを繼承してゐる。

○安土築城 信長は、はじめ尾張の名古屋城に居たが、その勢力の擴大するに従ひ、弘治元年には、同國清洲城に移り、永祿十年、齋藤氏を滅ぼしからは、美濃の岐阜城に移り、次第に本據を京都の方面に進めてゐる。かくて足利氏に代り、政權を握るに及び、天正四年から近江の安土城の建築に従ひ、五六年の交に落成して、これに移つた。

○信長右大臣就任 天正五年十一月である。六年四月にこれを辭した。

○本能寺の變 信長は、着々として經略の歩を進め、遂にその版圖は、五畿内及び舊領の尾張をはじめ、伊勢、近江、美濃、飛騨、若狹、越前、并に紀伊伊賀の一部に及び、中部日本を掩有する勢であつた。かくて更に中國の地方を定めようとして、部將羽柴秀吉をして、安藝の毛利氏を討たしめ、尋で自らもまた征途に上り、居城安土を發し、上京して本能寺に入つたのは、天正十年五月のことである。この時、部將明智光秀も、出征を命ぜられてゐた。然るに居城丹波龜山から、兵を率ゐて京都に至り、六月二日、俄に本能寺を襲つた。信長は近臣僅に二三十人しか連れてゐないので、防ぐことが出来ない。火を放つて自殺した。歳五十九。光秀が信長に對して、不快の念を抱いてゐたのは、事實であるけれども、謀叛の原因は、詳かでない。しかし信長が、寛宏の徳に乏しく、諸將に對して、過酷に失したことに、由來するといはれてゐる。

○建勳神社(圖版) 祭神織田信長。京都市上京區紫野北船岡町鎮座。別格官幣社。

○豊臣秀吉の統一(圖版) 秀吉は、はじめ木下藤吉郎といふ。尾張中村の人。早く信長に仕へて、自ら苗字を羽柴と改めた。深く信長の信任する所となり、中國征伐の大任をも托せられたが、本能寺の變の起るに及び、直に軍を班へして、光秀を山城の山崎(京都府乙訓郡大山崎村)に誅し、尋で、秀吉と勢力を争へる織田氏の老臣柴田勝家を滅ぼしてから、威名漸く高く、將來霸業の基礎は、この頃に定まつた。即ち信長の志を繼いで、群雄の征服に力を盡し、天正十三年には、土佐の長宗我部元親を討つて四國を定め、同十五年には、薩摩の島津義久を討つて九州を定め、同十八年には、相模の北條氏政を滅ぼして東國を定め、またこれと相前後して、三河の徳川家康、越後の上杉景勝(謙信の養子)、陸奥の伊達政宗をも、幕下に服従せしめ、ほゞ國內を平定した。なほ關白となつたのは天正十三年、太政大臣となり、豊臣氏を賜はつたのは同十四年である。同十九年、關白の職を養子秀次に譲り、太閤と稱せられた。前關白で、その子が、更に關白となつたものを太閤といふ。圖版は、高野山蓮華定院所藏。

○大阪築城 秀吉は、もと近江長濱の城主であつたが、天正十年、柴田勝家に譲り、山城山崎天王山の寶寺に城を築いた。然るに十一年、勝家を滅ぼすに及び、同年更に大阪に築き、同十二年八月に移轉した。後、また伏見にも築き、文祿元年起工、同三年に落成した。晩年は自らこゝに住し、大阪城には、實子秀頼が住つてゐる。

○秀吉の敬神 信長が、内宮御造營の準備に手を着けながら、本能寺の變によりて、中止せられた事は、上述せる所であつた。秀吉は、その志を繼ぎ、天正十二年、内宮の外、外宮の御造營をも圖り、錢一萬貫文、米千石を獻上した。かくて翌十三年十月十三日には内宮、十五日には外宮の正遷宮が行はれた。外宮の正遷宮は、前に永祿六年に復興せられ、今年再び行はれたものであるけれども、内宮は、寛正三年の御遷宮以來、百二十三年目で、復興せられたのである。これから後、式年遷宮の御式が、正しく行はれるやうになつた。外宮のことは、上文一四四頁參照。

○皇居の造營 天正十三年、正親町天皇御讓位の爲めに、まづ仙洞御所を造營し、尋で同十八年、更に内裏を造營し、文祿元年、内裏の地域をも擴大して、漸く宮闕の體を備へるやうになつた。

○聚樂第行幸(圖版) 聚樂第は、京都に於ける秀吉の邸宅。天正十四年工を起し、同十五年に落成した。北は一條から、南は二條を限り、東は堀河から、西は内野に至る。四方には、石垣を築き、堀を圍らすなど、城郭の制によつた。かくてその翌十六年、奏請して、後陽成天皇の行幸を仰ぎ、四月十四日から、五日間御滞在になつてゐる。その間、管絃の御遊、和歌の御會、舞樂の天覽など、御心のゆくばかり慰め奉り、連日の御饗應も、また善美を盡したものである。この時、京中の銀子地子五千五百三十餘兩を禁裏御料として、同米地子八百石の内、三百石を正親町上皇の御料、五百石を皇弟智仁親王の御料として進獻し、また近江國高島郡に於て八千石を、公家門跡に配分し、更に供奉の豪族、徳川家康、前田利家、織田信雄、宇喜多秀家、長宗我部元親等二十六名をして、朝廷を崇敬して、永世不臣の行がなく、また關白即ち秀吉の命には、何事も違背しない事を、御前で誓約せしめた。嘗て應永十五年、後小松天皇が、足利義滿の北山第に行幸あらせられた事は、未曾有の盛儀といはれるけれども、聚樂第行幸は、遙にそれに勝り、且特に尊王の實を擧げた所に、秀吉の美はしい精神が現はれてゐる。最初三日間御滞在の御豫定であつたのを、更に二日の延期を仰出され、十八日に還御あらせられたのを拜察しても、御満足の歡慮を窺ひ奉る事が出来よう。因にいふ、聚樂第は、文祿元年秀次に譲つたが、同四年秀次自刃の後、幾もなく破却せられた。圖版は佐野伯爵家所藏聚樂第屏風の一部。

○社會の改劾 皇室の御稜威を仰ぐ事によつて、永い間亂れてゐた社會が、統一せられ、革新せられたのは、誠に尊い教訓である。萬世一系の皇統を載く國家なればこそ、實現せられたといふ正しい意味を、理解せしめるやう、細心の注意を拂はれたい。

○秀吉の妻 杉原氏、名はね、吉子、寧子ともいふ。定利の子。杉原氏は、後に木下と改稱した。關白の妻を北政所と稱

するので、秀吉が關白になつてからは、北政所といはれてゐる。その事蹟は、渡邊世祐博士の「豊太閤と其の家族」が、最も要領を得てゐるから、左に抄録しておく。

天文十七年戊申に生れ、永祿四年八月三日に、太閤と結婚したのである。時に太閤二十六歳であつた。其の婚禮は、前田犬千代、即ち利家が媒酌したと、太閤記には傳へてあるが、森家先代實錄には、織田信長の従兄弟名古屋因幡守が取持つたといふことに傳へられてある。果して何れであるか審かでない。其の婚儀は、淺野家の長屋に、太閤が入婿となつて行かれたのであつて、長屋は、茅葺であつて、簀スサキ蓆シヤを布き、その上に薄縁を布いて祝言したと、後に北政所が、常に戯れて、侍女等に話して居られたと云ふ事であるから、餘程手軽な婚儀であつた様に思はれる。爾來太閤夫婦の間は、洵に親しく、漆膠の如き間柄であつた。此の後、世に時めくに至つて、卑賤の昔を少しも隠さず、夫婦親しく語らひ、侍女等にも、常に戯れて、語合つて居られたと云ふことである。北政所は、非常の才媛であつて、常人の企て及ぼさる所が、妙くなかつたといふことである。それで、常に、太閤に内助の功を盡くされた所が多く、太閤の政治向に對しても助言をされ、遊宴亂舞の席にても、天下の大事、大名の黜陟、國郡の興廢をも、多く説かれたと傳へられてゐる。夫婦共に、英氣潑刺として居られたのであるから、互に話合はるゝ場合などには、言葉が迫つて、軽々しく聞え、恰も夫婦喧嘩の様にあつたと云ふことである。傳ふる所によれば、一日亂舞の席にて、太閤夫婦が、何時もの例の如く、話合はれるので、恰も喧嘩のやうに聞えたので、太閤は、其の座に居合はせた能役者に、「之をば何と云ふぞ」と云はれたれば、太鼓打が取敢ず、「夫婦喧嘩が、太鼓の撥に當りましたよ」と言つたのに對し、笛吹が、私が脇を申上げると、「誰方が理やら非やらひやら」と云つたので、夫婦共に笑はれたと云ふことである。かゝる間柄であるから、下の訴をも、夫婦で共に聞いて、少しも苦とされなかつたので、兩者心裡朗々として、少しも物に拘る事がなかつたのである。斯く夫婦が親しかつたのは、卑賤の時よりして、北政所が、糟糠の妻として、能く太閤を助けて、其の大業を爲さしめたからであらうと思はれる。

秀吉の薨後、落髮して高臺院と稱し、京都三木木の邸に住してゐたが、慶長十一年、東山に高臺寺を建て、こゝに移り、徳川家康并に豊臣氏恩顧の大名から尊敬せられて餘生を送り、寛永元年九月六日に歿した。年七十六。

○柴田勝家の妻(圖版) 織田信秀の女、信長の妹。はじめ近江の豪族淺井長政に嫁して三女を生み、淺井氏の滅亡するに及び、家に歸つてゐたが、本能寺の變後、三女を伴ひ、再び織田氏の宿將柴田勝家に嫁した。小谷の方といふ。絶世の美人である。然るに勝家は、秀吉と勢力を争ひ、天正十四年四月、その居城越前北の庄(後の福井)を包圍せられて、落城が旦夕の間に迫つた。勝家は、小谷の方に、速に城から遁れることを勧めたけれども應じない、家臣をして、三女を城外に出さしめ、遂に勝家と共に自刃した。年三十七。圖版は、高野山持明院所藏。なほ柴田退治記に左の様に見えてゐる。

小谷御方、勝家雖爲妻女、將軍御一類而所緣多。殊更秀吉者、至三相公后孫、憐愍無不相親者。明朝敵陣按內落給、有如何妨乎、同其儀給、慥打語可送届由。小谷御方不聞敢泣、詢一樹陰一河流、依他生緣、況我多年契乎。冥途黃泉誓未從、雖爲女人、意不可劣男子、諸共自害、同相對蓮臺事所希也。其後成昔語、閑然而少眞眠程、半天聞杜鵑音信。

さらぬだに打ぬる程も夏のよの夢路をさそふ時鳥かな

小谷 御方

夏の夜の夢路はかなき跡の名を雲井にあげよ山郭公

勝 家

如此讀替心程可ニ想像。

文中に將軍といひ、相公とあるのは信長のこと。小谷の方は、勝家の妻ではあるけれども、秀吉の主人筋に當つてゐるから、決して疎略の取扱はしないといふ意味の言葉である。因にいふ、三人の女の中、長女は秀吉の側室淀君、次は京極高次の妻、その次は、二代將軍徳川秀忠の妻となつた。

○武田勝頼の妻 北條氏康の女、氏政の妹。天正五年、武田信玄の長子勝頼に嫁した。同十年、織田信長、徳川家康の包圍

する所となり、連戦皆敗れ、一旦天目山に登らうとしたが、路が塞つてゐるので、山麓の田野で自刃したのは、同年三月である。はじめ勝頼は、妻の北條氏に、小田原に歸ることを勧めたけれども、節を守つて應じない。亂軍の間に、佛名を唱へながら夫に殉じた。

黒髪の亂れたる世ぞはてしなき思ひにきゆる露の玉の緒

とは、その辭世である。左に理慶尼記の一節を抄出して参考に供する。

田野と申所に、御馬を寄せ給へて、休らひ給へば、御台所仰せけるやうは、「かゝる野山の有様思ひもよらずや、かくあるべき事知るならば、菰崎にて、如何にもなるべき身の、これまで來りて、かばねの上の口惜しさよ」と、御涙を流し仰せければ、勝頼聞召し、「みづからも、さこそ思ひつれども、かの者に、たばかれしと申も、御身いたはしと思ひまいらせし故也。ことは、いかにと申すに、かのつるの郡と申は、相模近き所なれば、如何なる風の便にも、御身故郷相模へ送りまいらせ、我身は、如何にもならんと思ひし故なり」と宣へば、御台所聞召し、「こは如何なる仰ぞや。たとへば、人のゆるし、輿車にて故郷相模へ送るとも、歸らん事思ひも寄らず、一つ蓮の臺の縁を思ひ染たる、紫の雲の上までかわらじと、契りを結ぶたまの緒のあらん限りは、もとよりも、たへての後も、別れめや」と宣へば、頼頼聞召し、「いしうも仰せけるもの哉。御身の御心、まだきより、かくこそ見奉れ」とて、……かくて敵間込く來りけるよし申ければ、「法華經五の巻たてまつれ」と召されて、御心しづかに遊ばし給ふ。既に御經もすぎければ、勝頼、土屋を召され、「御台所の御最後の御介錯」と仰せければ、「うけ玉はる」と申て、御前には出けれども、はじめて見奉るに、御年のころ、はたちのうちと見へさせ玉ひて、色々の装束召され、容顏美麗の有様昔の楊貴妃、衣通姫、吉祥天女と申も、かほど、なまめいたる形はましますまじ、いづこへ劍をたちまいらせんと、あきれはてゝいたりしに、御みづから御守刀を抜かせ給ひて、御口に含ませ玉ひて、うつむきに臥したまふ。

○細川忠興の妻

明智光秀の三女。その事蹟は、宮内省編纂婦女鑑の記事が、簡單で要を得てゐる。

越中守細川忠興の夫人惟任氏は、日向守光秀が三女にて、容貌殊にうるはしく、資性絶れて、かしこかりけり。天正七年の二月に嫁して、忠興の夫人となれり。かくて同じき十年の夏、光秀其主信長を弑せしにより、忠興これを悪みて、夫人と婚を絶ち、三戸野の山中におき、人をつけて守らせけり。いくほどもなく、山崎の戦に、光秀秀吉の爲に亡ぼされて、つき従ふものも、悉く討死しけり。此時夫人のもとにある者、自殺を勧めしに、夫人いなびて曰く、「いまだ良人の命あるにあらず、いま自殺して、身の屑よきを人に示さんは、いと易きことなれど、これを貞節といふべからず、謀で夫の命あるを俟んにはしかに」とて、年月を重ね、其艱苦にたへて、節を守りしかば、同き十二年の二月に至り、秀吉其節操を感で、これを許し、忠興に諭して、故の如くぞすましめける。慶長五年夫忠興は、徳川氏に従ひて關東にありしが、その年の七月に、石田三成、豊臣氏の命を矯りて、事を擧るに先だち、人を遣りて、夫人を城中に迎へとり、これを質とせんと思ひ、其由をいひおくれり。此時家臣河北石見、小笠原秀清など、いかゞせましと、此事を夫人に聞えしに、夫人曰く、「わが夫、今は東軍にあり、われこれに背きて、貞節を傷ること能はず」とて、やがて令を家臣に傳へて曰く、「われ今自殺すれども、秀頼に負くにあらず、されば敵兵攻來るとも、必ずこれに弓引くことなかれ」と、いひさとして、その後門を鎖さしめ、匕首をとりて、十歳の男子と、八歳の女子とを刺し殺し、その身も刃に伏してはてにけり。家臣等もこれを見て、館に火を放ち、思ひ／＼に自殺しけり。三成この由を傳へ聞きて大に驚き、却て人心を動搖せんことを恐れ、人質を城中にとる事をば止めにけり。されば、その父光秀の悪逆の行をば憎むといへども、この夫人の貞烈をば、世擧りて稱揚せり。

明智氏の死は、忠興をして、後顧の念を絶たしめ、ます／＼徳川氏の爲めに、力を盡さしめる機縁を作り、關ヶ原の戦争にも、特殊を建てしめた。忠興が小倉三十萬石の大封を得たのも。明智氏の死に負ふところが多い。時に年三十八。但右の文に、二子を刺殺したとあるのは誤、この時大阪には、明智氏一人しかゐなかつた。

○山内一豊の妻 若宮氏、名はてふ。天正年間、一豊がまだ微賤の時代から、内助の功が多い。その織田信長に仕へてゐた頃、東國第一の名馬といふのを、安土に牽き來れる時、奮の内から、黄金十兩を取出して、これを買はしめたことは、有名な話である。その後一豊も、次第に立身して、遠州懸川の城主となつた。たま／＼慶長五年、徳川氏と豊臣氏との間に勢力の争が起り、その結果、同年七月、家康は、その子秀忠と共に、會津征伐の途に上り、家康は、下野小山に陣し、秀忠は、宇都宮に陣し、一豊またこれに従ひ、諸川に陣した。たま／＼廿四日の夜半、その頃、大阪にゐた若宮氏からの密書が到着して、詳かに形勢を報じ、「留守の事などは少しも心配せずに、忠節を抽んでるやうになされたい。こちらでも、決して御名を汚すやうな事は致しません」と、激勵の言葉が記してあつた。蓋し細川氏の事件があつたので、一豊の心を安んぜしめる意味が含まれてゐる。一豊は、封のまゝ、これを家康に呈した。家康は大に喜び、直に一豊を招いて、感謝の意を表した。山内家の記録に

家康公御喜悅の上被仰出候は、上方より書狀、文箱の封の儘を見せらるゝ、まだ何方よりも、左様の書付不參候。殊に文箱の内に、内室の文も有之之處、御喜悅無限の上意なり。且又一豊様御内室様より御文言には、大阪の事少も不_レ被_レ思召_レ而、無二に可_レ被_レ御忠節、且御留守の義、御名をけがされまじきの條、御留守を御忘可_レ被_レ成由の旨也。

この時に當り、從軍諸將の妻子は、概ね大阪にあり、その安危は、諸將の憂ふるところである。而して家康の憂ふところもまたそれであつた。蓋し家康をして、覇業を爲さしめると否とは、諸大名の向背であり、諸大名の向背を定めるには、大阪にゐる妻子の態度によるものが多いからである。然るに家康が、最も知りたいと思つてゐる過般の情報は、若宮氏によつて、いち早く小山の陣中に傳へられた。この情報が、形勢を有利に導き、家康の作戰計畫に役立つところの多かつたのは、いふまでもない。かくして若宮氏の注意深き、また敏捷な行は、一豊立身の糸口を開き、更に關ヶ原の戦功もあり、土佐二

十萬石の地位を贏ち得たのである。

○戦國時代の小袖 山口子爵家所藏。天文年間、その先祖盛政の妻が着用したものと傳へられてゐる。紗綾形綸子の地に、黒と淺黄との鹿の子絞りと、櫻、楓、鹿、若松などを總繡にしてある黒條とを、雁木にかみ合せ、染分けの間は、三本の金糸でくぎつてある。袖口、裏は、共に紅絹、綿入仕立、留袖、裾二尺、丈九尺八寸九分餘。世にこれを天文小袖といふ。上文一三四頁参照。

第九章 文教の復興（八八）

總説

○江戸時代二百餘年に亙る太平の隆治は、文教の復興を促し、學問に、藝術に、燦然たる光を放ち、殊に教育が、百姓町人などの庶民階級にまで、普及したばかりでなく、女子の間にも、また異常の發達を遂げ、社會の上に、文化の上に、重要な役割を勤めるやうになつたことは、特に注意しなければならぬ。されば女性の文化生活は、各種の方面に影響し、或は幾多の才媛を出して、文藝史を飾り、或は艶麗優雅な服飾美となつて、我が國の特色を發揮し、殊に最も重要視せられた賢母良妻の理想は、現代の生活とも、密接の關係がある。

解説

○封建制度の由來 平安時代に、土地の私有が盛んになり、庄園の勃興したのは、地方政權の發端であり、更に鎌倉時代に、守護地頭の置かれたことは、地方政權の基礎をつくり、封建の形が現はれて來た。しかし守護も地頭も、土地人民を私

有するものでなかつたけれども、武力の背景を有してゐたから、次第に庄園の本質が失はれて、土地の私有が行はれ、更に室町時代に至り、名は守護地頭であるが、事實上土地の領主となり、地方政權が確立した。かくして封建制度の社會にまで到達したのである。而も室町幕府は、實力に於て缺ける所があり、社會の統制が出来ない爲めに、封建制度も空名に過ぎない。これが爲めに叛亂が相繼いで起り、遂に應仁亂後の戦國時代ともなつた。かくて織田信長、豊臣秀吉が、封建制度修正の任務に就き、最後に徳川家康がこれを完成した。

○徳川家康の創業(圖版) 豊臣秀吉は徳川家康を服従せしめ、また島津、毛利、伊達、上杉、長宗我部など、有力の大名をも威服せしめて、ほぼ群雄割據の社會を統一した。しかしまだ十分でない。殊に家康の如きは、表面服従の態度を装うてゐるけれども、心密かに獨立の機會を窺つてゐる。たゞ偉大なる秀吉個人の力で、平和を保つことが出来た。秀吉の死後、その統制の施ぶであらうことは、豪族等の豫期する所である。されば秀吉が眼を閉ぢると共に、不穩の形勢が醗酵せられた。而もこの時に當り、家康は、關東八州の大部分を領し、官位は、從三位内大臣に至り、地位、名望、實力に於て、肩を並べるものがない。是に於て豪族等も、また、或は豊臣氏に屬し、或は家康に屬し、おのづから對立の姿を呈した。この二大勢力の、遂に衝突したのが、慶長五年の關ヶ原の戦である。關ヶ原の戦は、天下の大勢を決したものであり、徳川氏に反感を有する豪族は、或は滅び、或は服従を餘儀せられた。この勢に乗じて、江戸幕府が創設せられ、家康の將軍就任に見たのは、同八年二月である。慶長十九年、元和元年の兩次に亙る大阪の役は、その當然の結果ともいふべく、こゝにはじめて、完全なる社會の統一が行はれ、更に完備せる封建制度にまで到達した。圖版は、上州館林善導寺所藏。

○階級制度 國民の間に、貴賤上下の差別を設けてある仕組を、階級制度といふ。階級とは、貴賤上下の差別の事である。○武士と百姓町人 この時代には、武士と百姓町人とは、劃然として區別せられ、武士ばかりが、治者階級として、社會の實權を握つてゐる。農村に住して、農業に従事するものを百姓、都市に住して、商工業に従事するものを町人といふ。百姓

町人は、被治者階級として、社會の下積となつた。政治軍務に參與することが出来ない、苗字を名乗ることが出来ない。刀を指すことも出来ない。しかし武士の監督の下に、町村の自治を許るされてゐる。我が國の自治制度は、百姓町人の間から發達した。自治制の事は、第十一章に記してある。参照。

○公家 公家は、もと朝廷のことである。後には、朝廷に仕へてゐる貴族をも稱するやうになつた。公家衆の略である。凡そ百三十軒ばかりあつた。その筆頭が五攝家であるが、家祿としては、近衛家が二千八百石、九條家が二千四百餘石、二條家が千七百餘石、一條家が二千餘石、鷹司家が千五百石に過ぎない。武家貴族たる大名とは、比較することの出来ないほど、貧しい生活をしてゐる。而も、皇室の御被護があるから、社會上の地位は頗る高く、世間からも非常に尊敬せられた。しかし經濟上の實力がなく、政治にも關係しないので、その勢は、誠に微々たるものである。

○政務御委任 朝廷は、政を擧げて、一切これを幕府に御任せになつた。幕府は、朝廷の御委任により、國家の政を行つてゐる。これを政務御委任といふ。しかし皇室が、幕府の上に君臨しますことは勿論である。故に十五代將軍慶喜の時に至り、御委任の政權を皇室に奉還した。これ我が國體の然らしむるところ、諸外國と異なる所以である。

○封建制度の相違 外國では、封建の君主が、同時に帝王であり、封建の貴族は、その土地を、自己の領地として貰ひきつたものである。然るに我が國では、朝廷の土地を御預りしてゐるのであり、封建の君主ともいふべき幕府の上には、皇室がまします。皇室は、外國の如く、封建社會の中心とはなつてゐられない。封建社會の上に、主權者として君臨しますところに、國體に基く大きな相違があつた。この點に就いて、明確の理解を與へることが必要である。

○海外諸國との交通 これまで交通してゐる支那朝鮮の外に、新たに、西洋諸國との交も開けた。葡萄牙とは、天文十二年、その商船が、大隅の種子島に來た時から始まり、西班牙とは、天正八年、その商船が、肥前の平戸に來た時から始まり、爾來貿易を營んでゐる。貿易は、秀吉の時から、特に盛んになつた。これが爲めに、全國の都市港灣を開放して、自

由貿易を行ひ、江戸幕府の時にも同様である。また支那朝鮮との交は、秀吉の朝鮮征伐によつて、一時杜絶してゐたのを、家康は、その回復を圖り、慶長十二年、朝鮮との和議が成立し、その後、對馬の宗氏が、幕府の命を受けて、通交の事を掌り、朝鮮に於ける貿易をも獨占した。支那とは、遂に和議が成立しない。通交はなかつたけれども、その國の商人ばかりは、依然我が國に來て貿易してゐる。また家康が、幕府を開いた前後の頃に、暹羅、安南、東埔寨との交通貿易が行はれ、更に慶長十四年には、和蘭人、同十九年には英吉利人も渡來して商館を設け、交通貿易が次第に盛んになつた。但英吉利ばかりは、貿易の利益が尠くないといふので、元和九年、商館を閉鎖して引揚げてゐる。

○國民の海外發展 鎌倉時代に於ける元寇の反動は、國民の海外進出となり、遂に支那朝鮮でいふ所の倭寇となつた。(上文一三五頁参照) 秀吉の時、これを取締る爲めに、朱印を捺した外國渡航免狀を授けることにしたのが、所謂朱印船である。朱印船の制度は、江戸幕府も踏襲してゐる。朱印船は、これから盛んになつた。南支那の沿岸から、媽港(葡萄牙の東洋貿易の根據地)、安南、交趾(安南の南部)、東埔寨、暹羅、印度、臺灣、呂宋(フィリピン群島の首島、西班牙の東洋貿易の根據地)、瓜哇(首府をバタビヤといふ。和蘭の東洋貿易の根據地)、馬來半島などが、その通商區域である。されば日本人の海外に住するものも多く、暹羅には八千餘人、呂宋には三千餘人が居住して、日本町をつくり、安南の日本町は、二町餘りつゞいてゐたといふ。殊に山田長政が、暹羅國王の爲めに亂を鎮め、濱田彌兵衛が、臺灣で、和蘭總督の不法を挫いたことは、名高い話である。

○耶蘇教の傳來 天文十八年、西班牙人で、印度に於て、布教してゐたザヴィエルが鹿兒島に來て、耶蘇教を傳へたのが、はじめである。その後、西班牙、葡萄牙兩國宣教師の來るものが多く、信者も年と共に増加し、江戸時代には、ほぼ日本全國に弘まつた。

○耶蘇教の禁止 耶蘇教傳來の後、その宣教師等は、豊富なる傳道資金を融通し、長崎及び附近の諸村を買収して、耶蘇會

領としたことがあり、また西班牙商船の船員が、「西班牙では、常に耶蘇教によつて人心を收攬し、然る後に他國を侵略してゐる」と公言したことがあり、深く我が國民の反感を招いた。これが爲めに秀吉は、天正十五年及び慶長元年に禁令を布いたけれども、取締が嚴重でないから、依然として盛んである。然るに江戸時代に及び、和蘭人、英吉利人等は、新教を奉ずる關係と、商業上の競争とに基き、葡萄牙、西班牙兩國の、日本に於ける勢力を破壊することに心をを用ひ、遂にこの二國が、耶蘇舊教を利用して、日本を侵略する野心のある旨を宣傳し、幕府にも忠告した。故に幕府でも、またこれを疑ひ、慶長十七年、遂に禁令を布き、翌十八年にも、重ねてこれを禁じ、宣教師及び信者等を海外に放逐した。その後取締は、ますます嚴重になり、改宗を肯んじないものは、悉く死刑に處するやうになり、禁止令が徹底的に行はれてゐる。

○鎖國 幕府は、耶蘇教を禁じたけれども、外國貿易は、もとの如くに許してある。然るに外國商人と宣教師とは、密接の關係があり、容易に禁止の目的を達することが出来ない。是に於て、はじめて貿易をも縮少する方針を執り、まづ内地の開放を止めて、貿易港を、長崎平戸の二箇所に限り、寛永元年には、西班牙人の渡來を禁じ、國民の呂宋に赴く事を禁じた。呂宋は、西班牙の植民地であり、東洋貿易の根據地である。西班牙との交通は、この時に絶えた。尋で同十二年、國民の海外渡航を禁じた。國民の海外發展の勢の挫けたのは、この時である。また同十三年には、出島を長崎の海岸に築いて、葡萄牙人を收容した。然るに耶蘇教取締の嚴重なるに堪へかねて、肥前の島原を中心とする信者等は、同十四年に宗教一揆を起して、幕府に反抗した。それが島原の亂である。幕府はこれを見て、ますます宗教の力の恐るべきを知り、同十六年、葡萄牙人の渡來を禁じ、出島在留の同國商人をも國外に放逐した。葡萄牙との交通の絶えたのは、この時である。ほどなく同十八年、和蘭人を平戸から出島に移して、平戸を鎖した。かく數回の施設によつて、鎖國が完成したのである。その目的は、耶蘇教の禁止にあつた。故に渡來を禁じたのは、布教に熱心な葡萄牙、西班牙の二國に限り、一人の宣教師も送らない英吉利和蘭の二國をはじめ、その他の諸國には及んでゐない。然るに英吉利人は、商業の不振により、既に早く日本を去り、(前

頁参照)暹羅、安南、柬埔寨なども、いつしか來なくなつて、後には、支那和蘭二國の商人ばかりが、長崎で貿易してゐる。

要するに葡萄牙、西班牙兩國の領土的野心と、兩國宣教師の布教とは、密接の關係があるとの推測、并にその推測を成立せしめる事件の存在とが、鎖國禁教の原因を爲すものであり、國家自衛の手段であつた。

○鎖國の得失 鎖國以來、外國との間に、面倒な事件の起ることもなく、國內が能く治まり、三百年に近い泰平を樂むことの出來たのは、これまでも見ない所であり、また日本の文化が、圓熟したといふ利益があつた。その代りには、國力發展の勢が挫け、國力の次第に衰へる原因をなしたのは、最も大きな損失である。若しあのまゝで進んだならば、我が國は、近世史の示す所よりも、もつと早く、世界の強國となつてゐたに相違ない。而もこの大事件を斷行するの際、當時一人も異論を唱へるものゝなかつたのを見れば、明かに國民全體の意志であつた。永い間戰亂に惱まされて、一向に泰平を希望せる國民全體の意志が、自然鎖國として表現せられたものといふべく、已むを得ない結果である。

○藤原惺窩(圖版) 冷泉爲純の子。早く僧となつて、相國寺の塔頭妙壽院に寓し。法名を宗舜以肅といふ。五山文學の感化を受けて。心を儒學に潜め、朱子學を京都に唱へ、文藝復興の端緒を開いた。諸大名の教を受けるものが多い。また徳川家康の爲めに、書を講じたこともある。晩年還俗して名を肅と改め、藤原氏を稱した。元和五年九月歿。年五十九。門人に林羅山、松永尺五、堀杏菴、那波活所、石川丈山、菅得菴、角倉素菴があり、朱子學は、これから盛んになつた。圖版は、東京堀鏡之丞氏所藏。

○林羅山 京都の人。通稱は道春、名は信勝、羅山と號した。藤原惺窩の門人。慶長年中幕府に仕へ、最も家康の信任する所となり、政治外交に關する文案の如き、その手に成るものが多い。その間、門人の爲めに學を講じ、後また寛永九年には、聖堂を上野忍岡に營み、同十一年には、書院を聖堂の傍に建て、弘文館といふ。明曆三年正月歿。年七十五。羅山博覽強記にして、詩文に長じ、兼て國典にも通じてゐた。江戸時代に文教の興る、羅山に負ふところが多い。

○山崎闇齋 名は敬義、通稱は嘉右衛門、闇齋と號した。京都の人。幼にして妙心寺に入り、僧となり、後ち土佐高知の郊外（現市内）吸江寺に移る。時に谷時中、野中兼山、小倉三省等が、朱子學を講じてゐたので、その感化を受け、寛永十九年に還俗した。尋で京都に歸りて朱子學を唱ふ。門人三千餘人、諸大名の教を受けるものも多い、中にも會津藩主保科正之は、賓師の禮を以てこれを迎へるなど、世上からも重んぜられた。門人に鶴飼練齋、三宅尙齋、淺見綱齋、佐藤直方等がある。天和二年九月歿。年六十五。

○朱子學 南宋の學者朱熹のはじめた儒學の一派をいふ。上文一二七頁参照。

○中江藤樹 近江高島郡小川村の人。通稱は與右衛門、名は原、藤樹と號した。早くから學に志し、はじめ朱子學を修めたが、正保元年三十七歳の時、陽明全書を読んで發明するところがあり、遂に陽明學を唱ふ。慶安元年八月歿。年四十一。學徳共に高く、世上から近江聖人といはれた。享保年中、三輪希賢が小川村を過り、藤樹の墓を弔はうとして、道を農夫に尋ねた。農夫は手にせる鋏を捨て、家に歸り、衣服を改めて來り、墓所へ案内して掃き清め、丁寧に禮をしたので、「御親類ですか」といへば、農夫は、これを否定し、「藤樹先生をお慕ひするのは、私だけでは御座いません、この村に、夫婦喧嘩もなければ、兄弟争ひもなく、一同仲善く、平和に暮らしてゐるのは、先生が教へ導いて下さつたからです。それゆゑ先生を尊敬しないものは、一人もありません」と答へたので、「なる程世間から近江聖人といはれるのも、不思議はない」と、希賢も、ひどく感心したと傳へられてゐる。また藤樹の教を受けた橋夫が、誤つて客から、二文多く賃錢を受取り、氣が付いて大に驚き、追かけて返却したといふ話さへもあるほど、その感化力は偉大なるものがあつた。

○陽明學 明の學者王陽明のはじめた儒學の一派をいふ。上文一二七頁参照。

○伊藤仁齋 京都堀河の商家に生る。通稱は源吉、名は維禎、仁齋と號した。はじめ朱子學を學び、後漸くこれを疑ひ、寛文二年三十六歳の時、恍然自得するところあり、はじめて古學を唱へた。論語を以て典據とし、孟子を以て注脚とし、論孟

の二書を通じて、儒教の本體を明かにしようとしたのである。門下に遊ぶもの三千餘人、その塾を堀河塾といふ。寶永二年三月歿。年六十九。

○荻生徂徠 江戸の人。通稱は總右衛門、名は雙松、徂徠と號した。はじめ朱子學を以て柳澤吉保に仕へ、その信任するところとなり、後また八代將軍徳川吉宗の知遇を受けた。晩年漸く朱子學を疑ひ、遂に古學を唱ふ。而も古文辭を以て、古學の階梯となし、目を東漢以下の書に觸れない。専ら易經、書經、詩經、禮經（禮記、儀禮の類）樂經（今傳はつてゐない。）及び春秋など、即ち六經によつて説を立てた。故に古文辭學派ともいふ。古文辭學派とは、明の時代に、李攀龍、王世貞等が、「詩文を作るには、先秦（秦始皇帝以前の時代）を模範としなければならぬ」と主張した文學上の一派であるが、徂徠は、更にその意味を、儒學にも適用したのである。享保十三年正月歿。年六十三。或はいふ六十五。

○古學 朱子學、陽明學を以て、聖人の眞意を傳へるのでない稱し、古典に遡つて、儒學の眞相を發揮しようとする儒學の一派をいふ。

○契沖 攝津尼崎の人。本姓は下川氏。眞言宗。十三歳の時、僧となつて高野山に修業し、延寶七年、同國妙法寺の住職となる。晩年寺を退き、大阪の東高津に菴室を結び、圓珠菴といふ。契沖佛典に該く、かねて慈雲に通じ、和漢の學に涉り、且最も國典に明るい。嘗て水戸光圀の依頼を受けて、萬葉代匠記、同總釋を著はし、また古今集餘材抄、源注拾遺、勢語斷の著があり、古典の研究に一生面を開き、更に和字正濫抄を著はして、假名遣の統一をも圖つた。就中萬葉代匠記は、萬葉集全部の歌に、詳細の註釋を加へたもので、萬葉研究の上に、勝れた業績を残してゐる。古典の研究は、これから發達した。元祿十四年正月歿。年六十二。圖版は、三哲小傳所載。鋏形紹眞の筆。

○北村季吟 近江國北村の人。通稱は久助、拾穗軒、湖月齋などと號した。幼より古典を研究し、和歌を飛鳥井雅章に、俳諧を松永貞徳に學び、最も力を註釋に用ゐ、源氏物語湖月抄、枕草子春曙抄の如きは、引證博洽にして、學界の指針といは

れる。元祿二年、幕府に仕へて歌學方となり、法印に叙し、再昌院と稱した。就中湖月抄は、源氏の研究に、一生面を開いたものとして名高い。その外にも、土佐日記抄、百人一首拾遺抄、伊勢物語拾遺抄、大和物語抄、萬葉集拾遺抄、八代集抄、徒然草文段抄等の著述がある。寶永二年歿。年八十二。

○夏寛 越後出雲崎の人。俗名は山本榮藏。その家は、名主で神職を兼ねてゐた。十八歳の時、出家して禪僧となり、各地を流浪すること多年、四十八歳の時、歸國して、菴室を西蒲原郡國上山（かみやま）に結び、尋で鳥崎村に移る。俳諧を能くし、また特に和歌に長じ、幾多の名吟を残した。良寛全集に採録せられてゐる。天保二年歿。年七十四。

○香川景樹 因幡鳥取藩下士の家に生る。本姓は林氏、通稱は眞十郎、名を景樹といひ、桂園と稱した。京都に上りて苦學し、徳大寺家の家來香川氏の養子となつた。後ち養家を去つたけれども、別家格として、なほ香川氏を稱してゐる。爾來歌道に専心し、遂にその大家と仰がれ、門人千餘人に達した。その歌風を學ぶ者を、世に桂園派と稱し、幕末から明治にかけての一勢力であつた。天保十四年三月歿。年七十六。歌集に桂園一枝がある。

○戯曲 淨瑠璃本、芝居の臺本などいふ。

○井原西鶴 大阪の町人。本名は平山藤五、井原西鶴は、その雅名である。はじめ俳諧を西山宗因に學び、談林派の俳諧師となつたが、その後、筆を小説に染め、天和二年から著作に従事してゐる。爾來その死に至るまで、十餘種の名著を残し、元祿六年八月に歿した。年五十二。舊い物語の傳統を破り、鋭い觀察と、古今を獨歩する名文とを以て、深刻に人間生活の諸相を描き、小説に新生面を開いた功績は、偉大なるものがある。町人の生活を描いた日本永代藏、世間胸算用は、その代表作といはれる。その外武家義理物語、武道傳來記等も、傑作として名高い。

○近松門左衛門 本名は杉森信盛、通稱を平馬といひ、巢林子と號した。生國は詳でない。京都、越前、長門など、色々の説があるが、近頃の研究によれば、京都であるといふ。武家の出身といはれるけれども、それも詳でない。近松門左衛門

は、後に自ら稱するところ。大阪の人形芝居竹本座の作者。寛文延寶の頃から著作に従ひ、またその著作は、人形芝居に、歌舞伎芝居に用ゐられ、義太夫に語られて、一世を風靡した。戯曲は、近松が大成したのである。世話物は二十四曲、時代物は百餘曲、合計百數十曲の名作を留めた。世話物は、庶民の生活を描いたものである。時代物では、曾我兄弟の仇討を描いた曾我會稽山、國性爺といはれた鄭成功（母は日本人）が、明室を再興する始末を描いた國性爺合戦などが傑作といはれる。國性は國王の姓、即ち朱氏のこと。爺は敬稱、性は姓と通ずる。明帝から朱氏を賜はり、國性爺と呼ばれた。

○竹田出雲 人形芝居竹本座の座主。大阪の町人。名を清定といふ。近松の門に入りて、自らも淨瑠璃本を書いた。名作が多い。中にも假名手本忠臣藏が、最も有名である。忠臣藏は、大石内藏助良雄をはじめ、赤穂浪人の敵討の始末を述べたもの。並木千柳、三好松洛が補助したといはれる。

○瀧澤馬琴 江戸の町人。通稱は瑣吉、名は解、曲亭馬琴、著作堂主人などと號した。山東京傳の援助により、はじめて小説に筆を執つたのが寛政二年である。おもに歴史物を書いた。歴史物とは、歴史小説をいふ。中にも南總（下總）の豪族里見氏の忠臣たる八人の豪傑、即ち八犬士の活躍を叙し、武士道精神を高揚せる南總里見八犬傳は、その代表作である。嘉永元年十一月歿。年八十二。

○山東京傳 江戸の町人。本名は岩瀬傳藏醒といふ。山東菴、醒齋、京傳などと號した。京傳は京屋（屋號）傳藏を略したのである。主として人情物を書いた。人情物とは、人情を寫し、世相を描いた小説をいふ。町人の生活を取扱ひ、著書が多い。文化十三年九月歿。年五十六。

○柳亭種彦 幕府の御家人。本名は高屋彦四郎知久。柳亭種彦。足薪翁などと號した。文化四年から著作に従事してゐる。源氏物語を翻案し、名を足利氏に藉り、實は徳川氏大奥の生活を描いたといはれる修紫田舎源氏は、その代表作として名高い。天保十三年歿。年六十。

○十返舎一九(圖版) 駿府(靜岡)の人。幕府御家人の家に生れたが、放浪して江戸に出で、町人生活を送つた。本名は重田貞一、十返舎一九と號した。はじめは人情物を書いたが、後に滑稽物に轉じ、東海道中膝栗毛の作にその才を認められ、つき／＼に同じ種類の書を書はしてゐる。膝栗毛は、徒歩で旅行すること、膝を以て栗毛の馬に代へる義。栗毛は、馬の毛色をいふ。彌次郎兵衛、喜多八(また北八とも書いてある)が、東海道から伊勢参宮をして、京都に上り、更に大阪に赴くまでの道中に於ける種々の失策奇行などを記してある。天保二年八月歿。年六十六。圖版は、膝栗毛の挿繪。

○俳諧 五七五の三句、十七字から成る短詩。

○松尾芭蕉 伊賀上野の人。通稱は忠右衛門。名は宗房、芭蕉または桃青と號した。はじめ伊勢津の城主藤堂氏の一族で上野の城代藤堂氏に仕へ、後辭して京都に赴き、北村季吟に和歌俳諧を學び、後また江戸に移る。延寶二年三十歳の時出家して、素宜または風羅房などと稱してゐる。この頃から俳諧を以て門戸を張ることになつた。當時談林風(西山宗因の流派)の俳諧が、世上を風靡してゐたので、芭蕉もこれに化せられたが、天和元年三十八歳の時、「枯枝に鳥のとまりたるや秋の暮」の名句に人を驚かし、はじめてその面目を發揮した。(鳥のとまりけりとあるのは、後の改作)、また「古池や蛙とび込む水の音」の句は、貞享二年の作、枯枝の句と共に、俳諧を革新したものとして名高い。かくてこの前後に行脚の旅に上り、到る所に名吟を残し、元祿七年十月大阪で歿した。年五十一。句集に芭蕉句集がある。これまで殆んど遊戯的であつた俳諧を、純文學となしたものは、實に芭蕉である。世に正風體といふ。俳諧は、これから盛んになつた。

○狂歌 和歌の一體、諷刺と滑稽とを主としたもの。狂體の和歌即ち本格的でない和歌の意である。

○太田蜀山人 幕府の御家人。通稱は直次郎、名は覃、南畝または蜀山人と稱した。狂歌では四方赤良ともいふ。和漢の學に通じ、狂詩、狂文に巧に、狂歌にも長じた。これまで閑人の遊戯に過ぎない狂歌を、純文學にまで引上げたのは蜀山人である。その得意の狂歌百首を自撰したものを、蜀山人自筆百首狂歌といふ。文政六年四月歿。年七十五。

○庶民文學 和歌は、庶民の間にも行はれたけれども、歌を詠するものは、比較的教養の高い人々に多い。従つて、學問と縁の遠い庶民の階級には尠なかつた。若しあつても、それは、富豪の人々である。然るに狂歌、俳諧などは、現代語でも、古語でも、方言でも、自由に使用せられるので、學問が無くとも不便を感じないから、主として庶民の間に行はれた。西鶴、一九、京傳、三馬なども、やはり庶民の生活を描くことが、中心となつてゐる。西鶴には、武家義理物語、武道傳來記の如く、武士を取扱つたものもあるけれども、その最も力を入れたのは、町人生活の描寫であつた。馬琴、種彦の作も、庶民の爲めに筆を執つたことは、その讀者層の最大多数が、庶民階級であつた事實に徴して明かである。況や芝居、淨瑠璃などは、武士の間では、これを賤しめてゐる。即ち庶民の文學として發生した所に、その生命があつた。

○狩野探幽 名は守信、通稱は采女、剃髮して探幽齋といふ。孝信の男。幕府に仕へ、宮内卿法印に叙せられた。宋人牧溪、その他宋元古畫の筆意を研究し、可翁(南禪寺の僧)、雪舟等を慕ひ、遂に一機軸を出した。狩野派中興の祖といはれる。本朝畫史に「筆墨飄逸、傳彩簡易、而して自然に狩野派を一變し、自ら一家を爲す」と見えてゐる。延寶二年十月歿。年七十三。

○土佐光起 畫所領。從五位下左近將監。雜髮の後法眼に叙せられ、常昭と稱した。夙に和漢諸名家の奥儀を窺ひ、また狩野派の筆意をも取入れて、土佐派を一新した。人物花鳥に長じ、特に鶉が有名である。光長(鎌倉時代初期)光信(東山時代)と共に、土佐三筆といはれた。畫乘要略に「是より先土佐派の畫格漸く衰ふ。光起に至りて、また大に振ふ」と見えてゐる。元祿四年九月歿。年六十五。

○住吉具慶 幕府の繪師。通稱は内記、名は廣澄、雜髮して具慶と改めた。法眼に叙せらる。人物鳥獸に長じた。寶永二年四月歿。年七十五。

○本阿彌光悅 京都の町人。本業は、刀劍の鑑定。かねてその磨礪、淨拭にも長じた。なほ本業の傍、各種の藝術に涉り、

繪畫は、狩野派の海北友松（一に狩野永徳）に學び、更に古土佐の風を應用して、嶄新の意匠に裝飾畫を開き、就中金銀の泥畫に妙技を發揮した。この外書道では、近衛信尹、松花堂昭乗と共に、三筆と稱せられ、蒔繪は、鉛、錫、青貝を装工する手法をはじめて、新機軸を出し、陶器は、茶盃の製作に日本一といはれ、茶道は諸流の奥儀を極めて、おのづから一派を爲し、彫刻、鑄物に巧に、また造庭術にも長じた。京都本法寺の庭は、特に有名である。寛永十四年二月歿。年八十六。

○依屋宗達 出自は詳でない。本姓は野々村氏。京都に寓した。狩野永徳に學び、また古土佐の筆意を會得し、本阿彌光悅にも私淑するところあり、妙技を裝飾畫に振ひ、光悅と並び稱せられる。寛永二十年八月歿。年も詳でない。

○尾形光琳 京都の人。染物屋。屋號を雁金屋といふ。通稱は藤重郎、名は惟富、光琳と號した。畫法を狩野派の山本素軒に學び、更に本阿彌光悅、依屋宗達を慕ひ、豪壯にして華麗な模様畫に一家を爲した。金碧燦爛たる濃彩のものが多く、殊に流し込みと稱し、水墨に金泥を和する技術に妙技を示した。世に光琳派といふ。その畫風は、陶器、漆器、織物などの模様に應用せられて、元祿時代の藝術を飾つてゐる。世に光琳模様といふ。また蒔繪を能くし、中にも硯箱、茶器の類には、傑作が多い。世に光琳蒔繪といふ。後ち法橋に叙せらる。享保元年六月歿。年五十六。

○池野大雅 京都の町人。通稱は秋平、名は無名。大雅と號し、その居を大雅堂といふ。清人伊孚九の畫に私淑して、文人畫を能くし、また祇園南海、柳澤淇園にも學んだ。人物、花鳥、山水など、皆その奥旨を極め、逸品高格を以て稱せられる。與謝蕪村と共に、文人畫を大成した。安永五年四月歿。年五十四。

○與謝蕪村（圖版） 攝津東成郡毛馬村の人。本姓は、谷口氏、後、與謝と改めた。名は長庚。はじめは江戸に住し、晩年に京都に住した。元明の名家を慕ひ、また彭城百川に學び、最も山水に長じ、氣品が高いので有名である。池野大雅と共に、文人畫を大成した。かねて俳諧を能くし、世上から、その中興といはれた。天明三年十二月歿。年六十八。圖版は、蘭亭曲水圖六曲屏風の一。

○文人畫 南畫をいふ。支那では、繪畫の描寫様式に、南畫北畫の二分派がある。南畫は、形式よりも精神を重んじ、詩趣氣韻を尊び、北畫は、形象の明確なるを主眼とし、寫實を尊ぶ。故に南畫は、學者文人の間に行はれ、北畫は、専門の畫家の間に行はれた。古來我が國に傳はつたのは、いづれも北畫であり、室町時代が、その隆盛期といはれる。我が國では漢畫と稱し、雪舟がこれを大成した。南畫は、江戸時代になつて漸く傳はり、元祿年間、李笠翁の芥子園畫譜も舶載せられ、尋で十竹齋、佩文齋の畫譜も舶載せられ、享保年間には、南畫の大家伊孚九が來てから、心を南畫に傾けるものが多く、祇園南海（紀州徳川氏の儒者）、柳澤淇園（大和郡山藩主柳澤氏の一族、名は里恭）などが、主としてこれを唱へた。やはり學者文人の間に行はれてゐる。

○圓山應舉 丹波國桑田郡宍太村の農家に生れた。通稱は主水、名は氏、後に應舉を以て名とした。早く京都に上り、繪畫を狩野派の石田幽汀に學び、また元明の畫法を究めて一家を爲し、寫生に於ては、古今獨歩といはれる。はじめ三井寺圓滿院宮に仕へ、尋で後桃園天皇の御愛眷を蒙り、禁裏の御繪師となつた。世に圓山派といふ。畫乘要略に「凡そ花鳥、草獸、蟲魚、皆其生を寫し、曲さに其狀を盡くす。筆姿娥媚、設色の精緻、匠心の微妙、畢く顯はして遺すことなし。兼ねて山水、人物を巧みにし、遂に一代の作者となり、名を海内に馳す。諸士争うてこれを慕ふ。これによつて平安の畫格一變す」と見えてゐる。寛政七年七月歿。年六十三。

○松村吳春 京都の町人。通稱は嘉右衛門、名は春、月溪と號した。後に氏を吳と改めたので、吳春で行はれてゐる。はじめ與謝蕪村に學び、後に圓山應舉に従ひ、南畫と寫生畫との調和を圖り、別に一家を爲した。世に四條派といふ。京都四條通東洞院に住してゐたからである。最も花鳥に長じ、また山水、草木をも能くした。文化八年七月歿。年六十。

○谷文晁 江戸の人。田安家の家來。通稱は文五郎、名は文晁、名を以て號ともしてゐる。はじめ狩野派を學び、後に、宋元明の畫法を取入れて、別に一家を爲した。山水、花鳥、人物など能くせざる所なく、最も山嶽の描寫に力を致し、好んで

富士を畫く。また松平定信の眷遇を蒙り、その命を受けて、石山寺縁起の缺畫二卷を補寫し、古社等を歴訪して、古器、法書、名畫の調査と模寫とに従ひ、集古十種の圖稿をも畫いた。天保十一年十二月歿。年七十八。

○渡邊華山 參河田原藩(三宅氏)士。通稱は登、名は定靜、華山と號した。谷文晁の門人。後専ら明清の文人畫を宗とし、傍ら西洋の寫生法をも取入れて、獨特の妙境に達し、おのづから一家を爲す。華山また家老となつて治蹟が多く、更に蘭學者を保護して、西洋文化の移植を圖り、新人としても有名である。天保年間、時事を論じた爲めに、幕府から贅居を命ぜられ、同十二年十月自刃した。年四十九。

○司馬江漢 本姓は安藤氏、後ち司馬と改めた。江戸の芝に住してゐたからである。通稱は孫太夫、名は峻、江漢と號した。はじめ狩野派を學び、更に鈴木春信の門人となり、暫く浮世繪を畫いてゐたが、後、長崎に遊んで、蘭人から西洋畫法を受け、はじめて油繪を畫いた。また西洋銅版の術をも修めて、銅版畫家となつた。銅版畫も江漢がはじめである。文政元年十月歿。年八十一。(或はいふ七十二)。

○浮世繪 浮世、即ち世の中の姿を寫した繪畫をいふ。風景畫、武者繪もあるが、風俗畫殊に市世の風俗を畫いたものが多し。岩佐又兵衛が始祖といはれる。又兵衛、名は勝以、越前福井の松平氏に仕へ、土佐派の奥旨を極めて、新しい風俗畫をはじめた。慶安三年歿。年七十三。

○菱川師宣 江戸の町人。通稱は吉兵衛、師宣と號した。晩年禿髮して友竹といふ。父は安房國保田の縫箔師。師宣の時江戸に移り、やはり縫箔を業としてゐる。縫箔の下繪を畫く必要から繪畫に志し、狩野、土佐をはじめ、和漢の名畫を學んで、おのづから一派を開き、浮世繪を大成した。菱川派といふ。肉筆畫もあるが、概ね文藝的な著書の挿繪、または繪本として行はれてゐる。浮世繪が版畫となつて世上に弄ばれ、遂に錦畫にまで發達する淵源は、この頃から開けた。歿年は詳でないけれども、元祿七年頃と推定せられる。然らば七十七歳であつた。

○宮川長春 江戸の町人。尾張海西郡宮川村で生れたので、宮川と稱したといふ。通稱は長左衛門。はじめ土佐派を研究し、後に菱川師宣の畫風を學んで、浮世繪師となつた。肉筆のみを畫いてゐる。寶曆三年十一月歿。年七十一。

○西川祐信 京都の人。通稱を右京といふ。はじめ狩野永納、土佐光祐に學び、後に浮世繪師となつた。世に西川流といふ。やはり、多くは繪本として行はれてゐる。寶曆元年九月歿。年八十一。

○歌川豊國 江戸の町人。本名を倉橋熊吉といふ。歌川豊春の門人。繪本または錦繪として行はれた。錦繪が華美となるのは、豊國がはじめである。俳優の似顔繪が最も得意で、世上から歡迎せられた。文政八年歿。年五十七。その後、門人等が、代々豊國の畫名を繼承したので、初代豊國と稱して、區別することになつてゐる。

○安藤廣重 (圖版) 幕府の御家人の家に生れた。通稱を徳兵衛、畫名を歌川廣重といふ。歌川豊廣の門人。はじめ肉筆畫や小説の挿繪なども畫いたが、あまり世に行はれない。是に於て新機軸を出して、風景畫を畫き、天保五年三十八歳の時、東海道五十三次の錦繪を出版してから名高くなつた。その後、錦繪に、繪本に、多數の風景畫を畫いてゐる。安政五年九月歿。年六十二。圖版は、京都名所の一。

○喜多川歌麿 幕府御家人の家に生れた。本姓を鳥山といふ。通稱は勇記、名は信美、畫名を喜多川歌麿と稱した。父の鳥山石燕は、狩野派の繪畫を能くしたので、はじめ父に學んでゐたが、後に浮世繪師となつた。美人畫家として最も名高く、いづれも錦繪として出版せられてゐる。繪本も尠くない。世に歌麿派といふ。文化三年九月歿。年五十四。

○葛飾北齋 江戸の町人。本姓は中島、通稱を八右衛門、畫名を葛飾北齋といふ。勝川春章の門に入りて浮世繪を學び、また狩野住吉并に光悅流の諸派を修め、更に司馬江漢の油繪、銅版畫をも研究し、明人の遺法をも窺ひ、和漢洋の長所を採つて、遂に一派を開いた。世に北齋派といふ。風景に、人物に、歴史畫に、風俗畫に、いづれもその長所を發揮し、肉筆、錦繪、繪本、小説の挿畫など、色々の形で世に行はれてゐる。嘉永二年四月歿。年九十。

○錦繪 華麗な色摺にした浮世繪の木版畫。一枚摺もあれば、二枚つゞき、三枚つゞき、五枚つゞきもある。鈔きは四五遍から、多きは十餘遍の彩色摺とし、彫刻と印刷（摺り）との技術が、巧に調和して、精巧美麗を極め、遂に江戸の名物となつた。錦の如く美しいとの意。また東錦繪とも、江戸繪ともいふ。

○三味線 室町時代の末期に、琉球から傳はつた。その年代に就いては、色々の説があるけれども、信用しがたいもので、たゞ文祿以前であることだけは明かである。その後、幾度か改良を加へて、我が國獨特の樂器となつた。

○淨瑠璃 起源は、詳でないけれども、享保天文の頃には、既に存在してゐた。はじめは盲人が語り、扇子で拍子を取るやうな、極く幼稚なものであつたが、三味線が傳はつてから、長足の進歩を遂げ、淨瑠璃には、必ず三味線の伴奏を要するこゝとなつた。而も淨瑠璃が、藝術として價値づけられるのは、薩摩淨雲が出てから後の事である。淨雲は、泉州堺の町人で、寛永の頃江戸に下り、淨瑠璃を語つた。これを薩摩節といふ。この薩摩節が、淨瑠璃の源流を爲すものであり、遂に、江戸と大阪との二大系統に分れ、江戸に於ては、大薩摩節（正徳享保の頃）、豊後節（享保元文の頃）、常盤津節（寶曆明和の頃）、新内節（明和安永の頃）、富本節（寛延寶曆の頃）、清元節（文化文政の頃）が起り、大阪に於ては、義太夫節（貞享元祿の頃）が起つた。操芝居に用ゐられた淨瑠璃は、即ち義太夫節である。

○人形芝居 淨瑠璃に合はせて人形を操る芝居。略して操ともいふ。大阪で發達した。はじめは、淨瑠璃を語るもの、三味線を弾くもの、人形を操るものは、舞臺の後、樂屋の内にあるから、見物人には見えない。また人形には足がなく、裾から手を差し込んで使つてゐた。その後、貞享の頃、漸く足を付けることになり、寶永年間には、淨瑠璃の出語り、人形の出使がはじまり、人形遣ひは、上下を付けて、舞臺に現はれ、享保年間には、人形の眉を動かし、指を動かし、腹をふくらすなど、次第に精巧になつた。また貞享年間には竹本座、元祿年間には豊竹座が創立せられてから、劇場としての設備が整ひ、人形の衣装なども立派になり、殊に淨瑠璃語りには、竹本筑後掾があり、淨瑠璃作者には近松門左衛門、竹田出雲があり、人形

師には辰松八郎兵衛があり、名人が揃つたので、操人形は世上の人氣を集め、發達の基礎が、この際に築かれたのである。

○歌舞伎芝居（圖版） 江戸時代の初期、出雲大社の巫女阿國のはじめた歌舞伎踊と稱する舞踊から發達した演劇をいふ。劇としての體裁の備はつたのは、元祿の頃、江戸に初代市川團十郎が出て、大阪に坂田藤十郎が出てから後の事である。二人は、東西を代表する名優であつた。圖版は、聲曲類纂所載。所謂歌舞伎踊である。

○幕府の學校 寛永九年林羅山は、上野忍ヶ岡の私第内に聖堂を設け、尋でその傍に書院を建て、弘文館と稱し、講學の場所に宛てた。聖堂は、孔子を祀れる祠堂、先聖堂の略、先聖は孔子の事である。元祿四年、五代將軍徳川綱吉の時、公費を以て、并にこれを本郷湯島に移して、篤く保護を加へ、また林信篤を大學頭として、幕府の學政を掌らしめた。しかし學校も、聖堂も、林家の私有にかゝり、半官半民の姿である。寛政九年、十一代將軍徳川家齊の時に及び、悉く幕府の手に收め、弘文館を改めて學問所と稱し、はじめ、純然たる幕府の學校となつた。

○諸藩の學校 諸藩の學校は、寛永の頃、設立せられたものもあるが、その數は、まだ尠ない。元祿の頃から、次第に、各地に設立せられ、享保以後、文化文政天保の頃に至りて、ほぼ全國に普及した。尾張名古屋（徳川氏）の明倫堂、（寛延二年）、奥州會津（松平氏）の日新館（天明八年）、出羽米澤（上杉氏）の興讓館（安永八年）、水戸（徳川氏）の弘道館（天保九年）などが有名である。

○寺子屋 室町時代の末期、士庶等の、寺院に於て、讀書習字するものが多い。（上文一二九頁参照）寺子といふ稱呼は、それから起つた。江戸時代には、寺院で學ぶ風が衰へ、武士、浪人、醫師、神職、僧侶などのあらゆる階級で、文筆に長じたものが、私塾を開いて、青少年に、讀書、習字、算術、（珠算）の初歩を教へ、女子には、特に、その妻女が、裁縫の手ほどきをした。これを寺子屋と稱し、教師を手習師匠、生徒を寺子、入學を寺入といふ。習字がおもであつた。殆んど日本全國に設けられたが、田舎よりは都市に多く、就中江戸が最も盛んである。武士にも、入學するものがあるけれども、極めて

少い。教場は、教師の私宅を用ひ、稀に寺の一室を借用するものもある。授業時間は、概ね朝五ツ時(午前八時頃)から、晝八ツ時(午後二時頃)まで、就學の年限は、三年乃至六七年。概ね五六歳から入學した。机は銘々に持參する。月々の授業料は、徴收しないけれども、五節句または盆暮に、身分に應じて、相當の心付をすることになつてゐる。師は弟子を、我が子の如くに愛し、文字の上ばかりでなく、一舉一動にも注意して、教育を怠らない。故に弟子もまた、終生その恩を忘れなかつた。なほ弟子の家庭も、師家と親しみ、祝事があれば酒肴をおくり、或はこれを招いて饗應する外、四季折々の贈物をした。農家などは、晝で出来たものを贈るものが多い。今の遠足の如く、春秋には、師匠が弟子を伴ひ、花見、紅葉狩、茸狩などを催すのも、一般の習慣である。教科書は、

習字 いろは、數字、五十音、假名短文、幼童心得文、童子訓、國盡、江戸方角、商賣往來、番匠往來、農業往來、消息往來、庭訓往來。

素讀 三字經、實語教、童子教、古狀掬、孝經、四書、(以上男)百人一首、女今川、女大學、女庭訓往來、(以上女)の如きものであつた。素讀は、訓み方を、師または師匠代りの兄弟子が、口に誦するを合唱するのである。また女子には、茶湯立花を教へる所もあつた。因にいふ。文政四年に出来た筆道師家人名録によれば、江戸府内の手習師匠四百七十九人、その中、男が三百十人、女子が百三十九人であり、女の教師も、多かつたことが知られる。

○和漢學者の私塾 漢學者では、中江藤樹の藤樹書院(滋賀縣高島郡青柳村大字小川)、伊藤仁齋の堀河塾(京都市上京區堀川)が最も名高く、和學者では、本居宣長が、伊勢松坂に私塾を開いてゐた。この外にも多い。藤樹、仁齋の事蹟は、上文一六〇頁、宣長の事蹟は、下文一八五、一八六頁参照。

○淺見綱齋 第十章一八四頁参照。

○石田梅巖 丹波桑田郡東縣村の農家に生れ、通稱を勘平といふ。梅巖と稱した。京都に出で、商家に仕へる傍、神儒佛の

諸學を修め、享保十四年四十五歳の時、はじめて心學を唱へ、講席を開いた。延享元年九月歿。年六十。門人手島堵菴は京都の商人で、更にその教を弘めた。心學の盛んになるのは、これからである。天明六年二月歿。年六十九。中澤道二も京都の商人、堵菴の門人である。江戸に出で、教を説き、心學を關東の地方に弘めた。享和三年歿。年七十九。その後また布施松翁、柴田鳩翁などが出で、ますます盛んになり、遂に武士の階級にまで、進出したのである。

○心學 石田梅巖のはじめた實踐道德説、無學のものにも分るやうに、平易な言葉で教を説き、卑近な實例を擧げて、おもしらく述べたところに、その生命がある。教化の對象は、百姓町人であつた。神道、佛教、儒教、老莊學など、總て取入れて教を立てたもので、「我が國は神國であるから、神は敬ぶべく、先祖傳來の宗旨も、守らなければならない。父母に孝に、兄弟を愛し、主人を敬ひ、奴僕を憐み、朋輩とは仲宜くし、殺生を止めて、慈悲を専らとし、自分を抑へて人を恵み、何事も我慢することが大切である。貪欲、奢侈は、身を過る基である。農となつては農事を務め、商となつてはその業を勵み、能く國の法度を守らなければならない」といふのが、教の主要である。橘南谿の北窓鎖談に、

婦人小供などの耳にも入りやすく説き聞かせて、孝悌忠信の事より、家業、商業、家産、儉約、農業耕作の事に至るまで、手近く教ふる故に、是にて中惡しき家内も、此講話を聞きしより、家族睦まじく、わんぱくなりし小兒も、父母を尊敬することを知りて、手習を精出し、酒興に耽りし手代も、俄に篤實謹厚の行ひになりし事、予常に甚だ多く見及べり。

とあるのでも、教化の力の偉大であつた一般を知ることが出来よう。また道話ともいふ。多くは講席を聞いて、その教を説き、また或は家庭に出張して、話をしたことも多い。

○女大學(圖版) 古來貝原益軒の著述といはれてゐる。但益軒が書いたといふ確證はないけれども、これを否定すべき反證もない。故に益軒全集にも、姑くその著述と認めてある。女子の世に處する心得を説いたもの「女は容よりも、心の勝れたるを善とすべし」とて、品性の重んずべきを説き、「婦人は、別に主君なし、夫を主人と思ひ、敬ひ慎て事ふべし」とて、夫

に對して、温順なるべきを説き、「人の妻と成ては、その家をよく保つべし」とて、家産を治むべきを説き、「假令命を失ふとも、心を金石のごとくに堅くして。義を守るべし」とて、貞節の重んずべきを説く。その外「言語を慎で、多くすべからず、假にも人を誹り、偽を云べからず、人の謗を聞ことあらば、心に修めて、人に傳へ語るべからず」、「女は、常に心遣して、其身を堅く謹んで護るべし」、「衣服飲食なども、身の分限にしたがひ、用ひて奢ることなかれ」、「男女の隔を固くすべし」といへるなど、婦徳を養ひ、賢母良妻となるべき心得が述べてある。圖版は、天保十三年刊女大學教鑑の一部。下にあるのが女大學の本文、上部は、編者の補足にかゝる。益軒、名は篤信、通稱を久兵衛といふ。益軒また損軒とも號した。筑前福岡藩士。朱子學の大家。和漢の學に通じ、德行を以て知られてゐる。著書百餘種、概ね國文を以てこれを草し、世を益するのを主眼とした。その中、教訓に關するものも多く、大和俗訓、家道訓、初學訓、文武訓、家訓、樂訓、童子訓、養生訓、五常訓、神祇訓があり、通して十訓といふ。正徳四年八月歿。年八十五。

○江戸時代の女子教育(圖版) 母の膝下で裁縫を學んでゐる。文化五年刊女今川教訓狀所載。

○野中兼山の女婉子 兼山、名は良繼、土州藩の家老。朱子學に長じ、儒學を興したのが、世にいふ所の南學である。藩主山内忠義忠豐を輔けて、治績の見るべきものが多い。寛文三年八月反對派の陥るゝ所となつて職を辭し、尋で十二月に歿した。明年藩命を以て、兼山を追討し、その家族を幡多郡宿毛に幽閉す。婉子は兼山の四女、三歳の時父を失ひ、翌年宿毛に赴いたが、長するに及んで、和歌、經學、詩文を學び、殊に詩文を能くした。號を安履亭、賁趾亭、柳陰亭などいふ。終生嫁せず、醫を以て業とし、享保十年十二月歿。年六十六。

○貝原益軒の妻東軒 秋月藩士江崎廣直の女。名は初、東軒と號した。經史に精通し、文墨に嫻ひ、隸書に長じ、和歌を能くした。常に益軒に従つて四方を遊歴し、益軒著はす所の紀行には、その代作にかゝるものがあるといはれる。家庭の婦人としても、内助の功が多く、伊藤東涯の如きは、賢母良妻の模範として嘆賞した。正徳三年十二月歿。年六十二。

○荒木田麗女 伊勢大神宮の神職釜谷權之進の女、伯父荒木田武邁に養はれた。號を紫山また清瀟といふ。長じて學を好み、詩を作り、連歌に長じ、殊に國史に明るく、その著月の行方(高倉天皇安徳天皇二代の歴史)、池の藻屑(後醍醐天皇から後陽成天皇に至るまでの歴史)は、最も有名である。文化三年正月歿。年七十五。

○池野大雅の妻玉蘭 父は江戸の浪人徳山某、母は祇園の百合。名を町といひ、號を玉蘭といふ。畫法を大雅及び柳澤淇園に學び、山水を能くし、蘭、竹、梅、菊に長じた。天明四年九月歿。年五十八。

○加賀の千代 加賀松任の表具師福益屋六左衛門の女。俳諧を各務支考に學び、女流俳人として有名である。婚嫁説と否婚嫁説とがあつて、まだ定説がない。子を失へる時の「蜻蛉つりけふはどこまで行つたやら」夫に死別せる時の「起きてみつ寐てみつ蚊帳の廣さかな」の二句も、果して千代の作であるか否や、疑問とせられてゐる。安永四年九月歿。年七十三。句集に、千代尼句集、四季帖、松の聲などがある。

○太田垣蓮月 京都の人。太田垣傳右衛門光方の女。名は誠。近藤某に嫁したが、文政二年二十九歳の時夫を喪ひ、四子も夭折したので、佛門に入り、法名を蓮月といふ。早く歌を千種有功に學び、女流歌人として有名である。出家の後、粟田天王社の邊に住し、手づから陶器を作り、自詠の歌を刻したものが、世に傳はつてゐる。晩年には西加茂に住した。明治八年十二月歿。年八十五。歌集に海士の刈藻、蓮月歌集がある。

○井上傳 筑後御井郡久留米通外町の米穀商平山源藏の女。井上次八に嫁したが、二十八歳の時夫を喪つた。久留米耕の發明者である。明治二年四月歿。年八十二。

○春日局 齋藤利三の女。名は福。稻葉正成の妻。正成はじめ宇喜田秀家に仕へたが、故ありて致仕し、美濃に住した。偶々幕府、將軍秀忠の子竹千代(家光)の乳母を求めてゐたので、自ら進んでこれに應じ、召出されたのは慶長九年である。その後、竹千代の弟國千代(忠長)父母の鐘愛を受けて、最も勢力があり、世上望を屬するものが多い。福、その或は、兄を

越えて家を嗣がんことを恐れ、密にこれを家康に訴へ、遂に竹千代の地位を安んずることが出来た。また家光を輔導には、特に心を用ひ、綏嚴宜しきに協ふ。家光が名君といはれたのも、その輔導に負ふ所が多い。されば家光も、殊にこれを重んじ、將軍となるに及び、大奥の事を總理せしめた。寛永五年、幕府の命を奉じて上京し、後水尾天皇に拜謁したことがある。その時三條西實枝の妹分として、緋袴を免され、從三位に叙せられ、春日局と稱した。尋で從二位に進んだ。寛永二十年九月歿。年六十五。

○婦人の風俗 この時代の婦人風俗の特長は、衣服では、模様がはでになり、袖のたけが長く、帯の中が廣くなつた事、結髪が一般に行はれた事、化粧道具の發達した事などが數へられる。髪形、帯の結び方も種類が多い。髪は、少女は、煙草盆、兒輪などに結び、やゝ長すれば、蝶々髻、桃割れ、銀杏返し、島田、年開けては丸髻に結つた。島田も、丸髻も、この時代のはじめから行はれてゐる。帯は、少女は、だらり結び、やの字結び、成年のものは太鼓結びが流行した。帯地にも、金襴、天鷲絨、繻子、縞珍、毛織、風通、琥珀、博多など色々ある。櫛笄は、昔から用ゐられてゐるけれども、この時代には、純然たる飾具と化して、象牙、玳瑁(鼈甲)の蒔繪など、贅澤なものが出来るやうになり、簪は、もと髪搔に、耳搔を合せたものであつたが、いつしか粧具として、髪に挿むやうになつた。金銀銅などで作り、一本數百金に及ぶものもある。花簪は、寶曆の頃から行はれた。はじめは、草花の類を主とし、三絃の撥、青龍刀の形などであつたが、後には、消防夫の纏、金棒、箒、山葵おろしなどの形を擬し、更に高價な珊瑚珠を飾つて、誇るものも多い。元結は、はじめは、紙を細くたち、紙捻として用ゐたが、今のやうな摺元結は、寛文以後の事である。油も伽羅の油が製出せられて、その種類も次第に多く、紅脂、白粉もますます發達した。白粉は、慶長元和の頃、堺の商人が、明からその製法を傳へて、改良せられ、紅脂は、頬、唇、指端に施したが、頬紅は、見苦しいといふので、後には行はれない。(教科書本文九八頁九九頁間に挿入の圖版参照)。されば化粧術も進み、化粧の法を説いた書籍も出版せられた。また男子の結髪には、早くから髪結職があつたけ

れども、婦人は、自ら結ぶのが習慣である。女髮結の出來たのは、江戸では、安永の頃が、はじめである。

○元祿時代の婦人(圖版) 菱川師宣の筆。見顧り美人として有名なものである。世の中が漸く奢侈になり、風俗の美しくなつた頃の、婦人の姿を描いた。東京帝室博物館所藏。

○桃山時代の貨幣 貨幣の鑄造は、平安時代の末期を最後として中絶し、爾來支那の輸入錢が行はれた。殊に室町時代から、永樂錢が、廣く流通してゐる。(上文一三五頁参照)また戰國の頃、甲斐の武田氏、越後の上杉氏が、貨幣を鑄造したことがあるけれども、領内だけの金融に用ゐたので、法定の通貨ではない。然るに豊臣秀吉の時に及び、天正十五年には天正通寶(銀、銅)、同十六年には大判小判(金)、文祿元年には文祿通寶(金、銅)を鑄造した、貨幣統一の緒が開けたのは、實にこの時である。しかしまだ、世上一般に流通する機運には達しなかつた。

○江戸時代の貨幣 江戸時代には、貨幣を、金、銀、錢の三種に分ち、總稱して三貨といふ。金は金貨であり、銀は銀貨であり、錢には、銀、銅、鐵、真鍮の四種がある。慶長年間には大判、小判、一分判(以上金)、丁銀、豆板銀を鑄造し、元和年間には元和通寶(銀、銅)寛永年間には寛永通寶(銅)を鑄造し、永樂錢を禁じてから、貨幣制度が漸く備はつた。その後、金では二朱判、一朱判、銀では五匁銀、二朱銀、一分銀、一朱銀が鑄造せられ、錢では、寶永通寶(銅)、天保通寶(銅)、文久通寶(銅)が鑄造せられた。但寛永通寶は、寛永年間ばかりでなく、その後幾度となく鑄造せられてゐる。中にも元文年間には鐵錢、寛保年間、天明年間には真鍮錢があつた。計算法は、金は一兩を單位とし、それ以上は、十進法を用ひ、以下は、一兩の四分一を分、分の四分の一を朱と稱した。即ち小判は一兩であり、二分判の二枚、一分判の四枚、二朱判の八枚、一朱判の十六枚を以て一兩に換へた。大判は十兩である。但し儀禮の時に用ゐるので通貨でない。銀は目方で通用する秤量貨幣で、定位がない。その内丁銀は、生海鼠形の銀塊で、一枚の目方が、四十三匁内外であつた。豆板銀は、親指のサキ位の小さな銀塊で、小粒ともいひ、小額の支拂に用ゐられる。一匁を單位とし、千匁を一貫目と稱した。その後五匁銀が出來て

から、その十二枚を以て金一兩に換へることになり、はじめて定位貨幣となつた。錢は、一文を單位とし、千文を一貫目と稱した。その中寛永通寶は一文錢であるが、寶永通寶は十文錢、天保通寶は百文錢、文久通寶は四文錢である。いづれも無制限の通用を許されたが、実際には大量の取引には、金銀が用ゐられ、小額の取引には錢が用ゐられた。また金銀錢を換算する時は、概ね錢四貫文、銀五十目を以て、金一兩に宛てることになつてゐる。元祿の頃から、ほぼ全國に流通した。

○五街道 江戸日本橋を基點とし、品川から箱根を越え、静岡、濱松、岡崎、桑名、草津等を経て、京都に達する東海道、板橋から、輕井澤を越え、信濃を経て、京都に達する中仙道（草津で東海道と合した。）千住から、宇都宮、白河、二本松、白石、仙臺、森岡等を経て、青森に達する奥州街道、奥州街道の中、宇都宮から分れて、日光に達する日光街道、内藤新宿（今の四谷區大木戸附近）から、府中、八王子を過ぎ、小佛峠を越え、猿橋、大月、勝沼等を経て、甲府に達する甲州街道をいふ。主要の交通路である。この外、京都、大阪、下ノ關、小倉、長崎に通ずる街道も開け、なほまた、全國の主要都市を連絡する街道は、縦横に通じ、交通往來が、自由になり、便利になつた。街道には、一里ごとに、往來を挟んで兩側に、一里塚と稱する小さな塚を築き、榎を植えて、里程を示し、道路の兩側には、松の並樹を植えて、或は木蔭で休息し、或は夏の暑を防ぐ用意となし、更に二里三里を隔て、宿場が設けられ、旅客の爲めに、宿泊、飯食の便を圖り、駕籠、馬を用意し、貨物の運搬をも取扱つた。馬と駕籠とは、この時代に於ける主要の交通機關である。

○海上の交通 江戸大阪間には、貨物輸送の爲めに、早くから航路が開けてゐる。また奥羽地方と、江戸大阪間の連絡は、太平洋方面と日本海方面とに分れ、太平洋方面は、奥州の荒濱から、同國の平潟、下總の銚子、房州の小湊を過ぎ、更に相模の三崎、伊豆の下田に至り、西南風を利用して、江戸に入る航路であり、これを東廻しと稱した。日本海の方面は、出羽の酒田から、越前の敦賀に至り、更に西に進んで、關門海峡を過ぎ、周防灘を経て、瀬戸内海に入り、大阪に着し、更に大阪から江戸に入津する航路であり、これを西廻しと稱した。寛文年間、河村瑞賢の開く所である。奥羽の産物、中にも米穀

を、大阪に輸出販賣するのが目的である。

○城下町 教科書本文七七八頁参照。現在の都市には、もとの城下町が多い。東京（徳川氏）、名古屋（徳川氏）、廣島（淺野氏）、福岡（黒田氏）、仙臺（伊達氏）、熊本（細川氏）、金澤（前田氏）、鹿児島（島津氏）、和歌山（徳川氏）、岡山（池田氏）、濱松（井上氏）、豊橋（大河内氏）、尼崎（松平氏）、小倉（小笠原氏）、高知（山内氏）、姫路（酒井氏）、徳島（蜂須賀氏）、福井（松平氏）、久留米（有馬氏）、宇都宮（戸田氏）、高松（松平氏）、前橋（松平氏）、富山（前田氏）の如きが、それである。

○貨幣經濟 貨幣が一般に使用せられ、それによつて經濟生活を營んで行く現象を指して、貨幣經濟といふ。今少し専門的にいへば、貨幣が、凡ての財の價値の標準、交換の媒介物として、一般に使用せられることである。物と物との交換による自然經濟の不便を除く爲めに、はじめて貨幣が使用せられ、貨幣の使用が、世上一般に、廣く行はれる時に、貨幣經濟の段階に達する。江戸時代がそれであつた。要するに、貨幣の全國的な流通を意味するものである。

○大阪 この時代、米穀をはじめ、各地の産物は、一旦大量に大阪に輸送せられ、更に大阪から各地に散布せられた。要するに物資集散の中央市場ともいふべきものである。故に大阪は、全國の商權を握り、金融事業も、信用制度も、大阪を中心として發達した。

○問屋仲買小賣 問屋は、生産者の委託を受け、または、生産者から直接に品物を仕入れて、これを仲買人に賣渡すものであり、仲買は、他國の商人、または小賣商人の注文を受け、問屋から品物を仕入れて、これを賣渡すものであり、小賣は、仲買から品物を仕入れて、直接これを需要者に賣渡すものである。いづれも消費者と生産者との間で、媒介の役を勤めるものであつた。

○廣告 文政の頃、仙女香、その他、藥や白粉などを製造販賣する坂本某といふ者が、草雙紙の版元と謀り、馬琴種彦などの小説の中に、或はその巻尾に、機能を述べて廣告した。三馬も自著の中に、手製の「江戸の水」といふ化粧品を廣告をし

たことがある。これが今日の新聞雜誌書籍などに、廣告を載せるはじめてであつた。引札も、同じ頃、大坂屋平六といふ者、諸風散といへる風藥を製し、その機能を認めた紙片を、辻々で配つたのははじめてである。これから引札が、一般に行はれるやうになつた。番傘に屋號を記し、俄雨の時、顧客や、往來のものに貸すのも、一種の廣告であり、書籍の廣告、引札よりも早く、安永の頃、日本橋駿河町の越後屋呉服店(今の三越)が、これをはじめたといはれてゐる。

○兩替屋 兩替者の需に應じて、金銀錢を交換し、手数料を徴収するものをいふ。その大なるものは、預金、貸付を爲し、手形を振出し、爲替を取組むなど、今の銀行と同じ業務を營んでゐる。

○金融業者 商業に、必要な資本を融通することを金融と稱し、金融を營業とする者を、金融業者といふ。

○手形 一定の時期に、一定の場所に於て、一定の金額の支拂はるべき有價證券(有價物件を代表する流通證券の一種)を手形といふ。信用制度の發達と共に、大阪を中心として行はれてゐた。手形は、總て振出し手形と稱したけれども、これを區別すれば、今の預證書に當るもの、小切手に當るものと、兩替屋同士の差引に用ゐる振出手形とがあつた。今の小切手は、銀行に當座預金をしてゐる者(振出人)が、銀行へ宛て、名指人か、または小切手持參人に、一定の金額を支拂ふことを委託した證券をいふ。

○信用制度 信用とは、將來必ず約束を履行するであらうと、他人を信認すること、信用に基く取引を信用取引といふ。信用取引には、普通、手形や小切手などの信用證券が使用せられる。かくの如く信用取引が行はれ、信用證券の使用せられる仕組を信用制度といふ。

○商品の大量取引 普通問屋の手によつて行はれる。またこれが爲めに、各地に市場が設けられた。市場では、大坂の堂島の米市場、天満の青物市、雜喉場の魚市、江戸日本橋の魚市が最も有名である。

○陶器 京都の仁清焼、乾山焼、肥前の伊萬里焼、加賀の九谷焼が、茶器、香爐、花瓶、置物などの高級美術品を製して、

精巧といはれた。仁清焼は、京都の陶工野々村仁清が、江戸時代のはじめ、窯を、御室、御菩薩、清閑寺、岩倉等に開いて製する所、乾山焼は、尾形乾山が、元祿前後の頃、同じく京都に於て製する所、伊萬里焼は、肥前伊萬里(佐賀縣西松浦郡)に於て産出する所、但窯は、郊外の諸村にあり、伊萬里は、販賣市場で、産地ではない。九谷焼は、加賀の九谷(石川縣江沼郡西谷村)に於て製する所、寛永年間創業、萬治年間から盛んになつた。

○漆器 青貝、寶石類を、蒔繪に塗込めることが發明せられ、また青海波形(波の模様)の模様が巧に利用せられて、ますます優美になり、日用品は、能登の輪島(石川縣鳳至郡)、加賀の山中(石川縣江沼郡)、飛騨の高山(岐阜縣大野郡)、出羽の能代(秋田縣山本郡)をはじめ、各地で作られた。

○織物 縮緬、縞子の製法が、支那から傳はり、羅紗の製法が和蘭から傳はり、天鵞絨、羽二重も、はじめて出来るやうになり、錦の製法も進んだ。かやうな高級品は、京都の西陣が名高い。普通の絹織物は、關東、奥羽の地方で生産せられ、また木綿織物は、關西の地方で生産せられた。木綿織物が漸く普及して、これまでの布織物に代り、士民の常用となつたのは、江戸時代である。

○農業 商業に比べては、見劣りがするけれども、幕府も大名も、特に農事には、心を用ゐたので、田畠の開けた所が多い。米の生産は、この時代二百六十餘年の間に、約五百萬石の増額を示してゐる。畠の作物では、甘藷、甘蔗が、琉球から傳はり、藥用の爲めに、人參が、朝鮮から傳はり、また茶は、飲料として、木綿は、織物の原料として、桑は、養蠶の爲めに、各地に植ゑられた。山城宇治の茶、紀州の蜜柑、近江の蕪菁、尾張の大根、阿波の藍も、名産として知られてゐる。

○庶民の擡頭 町人が巨萬の富を有する事は、元祿前後の頃から、著しく目に著くやうになつた。貞享元年の頃、町人の内で、銀五百貫目以上を有するものを分限といひ、千貫目以上を有するものを長者といふ。然るに兩替商善六は三十萬兩、井川善五郎は百萬兩位の資産を有し、五萬十萬位の金持は、數へ切れないほど澤山にあつた。またそれほどの富豪でなくとも、

教育の普及と共に、一般に教養が進んでゐる。町人の地位が進み、町人を中心とする文化の起るのは、その自然の結果であり、幕末の頃、庶民の階級から、多數の志士を出したのも、それが爲めであつた。

第十章 勤王思想と明治維新（一〇二）

總説

○幕府が朝廷に代つて國家の政を行ふことは、明かに肇國の精神と矛盾してゐる。而もかやうな變態の政治が、鎌倉以來行はれたのは、色々な原因があるけれども、要するに、祖國に對する認識が足りないからである。また認識の足りないのは、國史を顧みなかつた過である。故に江戸時代に、文教が興り、國史を學び、古典を研究するに及んで、勤王の精神が力強く復活し、漸く國體に關する正當なる理解を得た。丁度そのをりに、西洋諸國との關係が再び起つた。然るに我が國は、鎖國の爲めに、海外諸國から受ける刺激を失ひ、且泰平が永く續いた爲めに、國力が衰へてゐる。この時、洋學が既に開けてゐたので、識者階級の人々は、幸にして世界の大勢に通ずると共に、西洋諸國の勢力の恐るべきことをも知つた。是に於て國力回復の説が、識者によつて主張せられたけれども、まだ目的を達しない内に、外國の迫る所となつて國を開いた。西洋諸國と交るには、なほ更國力の回復が必要である。然るに既に衰へてゐる幕府には、國力回復の責任を完うすることが出来な

い。幕府改造の運動は、それが爲めに起つた。而も幕府の役人等の容れる所とならず、安政の大獄を生じたので、識者等の護國の精神は、勤王の思想と相合し、はじめて、正しい團體の姿に歸るより外に、國力を回復することの出来ないといふ最後の結論に達した。即ち國力回復の前提としての國體の闡明である。勤王運動は、これが爲めに起つた。勤王運動に参加したものは、武士階級ばかりでなく、庶民の階級からも、多數の志士を出してゐる。殊に、直接または間接に、女性の盡くした力も、また偉大なるものがあつた。國家の非常時に處する女性の覺悟に、その模範を示してゐる。中にも和宮の御事蹟こそは、最も仰望しなければならぬ。かくして四民協力の結果、遂に王政復古となり、版籍奉還となり、神武天皇の御創業に基ける維新の政が行はれ、現代日本の基礎が築かれた。非常時の克服と、國體の闡明とが、明治維新を貫く精神である。

解説

○林羅山 羅山は、「源賴朝が守護地頭を置いてから後、朝廷は遂に衰へ、武臣の跋扈を促がし、爾來武を耀かして國に據るものは、賴朝を以て模範と仰ぐやうになり、君臣の義は、あれどもなきが如くである」と稱して、武家政治の起つた事を慨いてゐる。幕府に仕へてゐる爲めに、その思想は、十分に發達しなかつたけれども、國體觀念は、著しく明確なるものがあり、門下を通じて世上に影響した力は少くない。水戸の徳川光圀なども、間接にその感化を受けてゐる。羅山の事蹟は、上文一五九頁参照。

○山崎闇齋 闇齋の學派が、儒學の中でも、特に日本を中心とする考へ方であつたことは、嘗て門人に對し、「支那から、日本を征服する爲めに、軍隊を派遣するやうのことがあれば、假令聖人といはれ、我々の尊敬する堯舜文武が、大將となつて來ても、大砲で打拂ふのが大義である」と教へたのでも明かである。即ち精神的にも、物質的にも、海外から克服せられてはならない。外國文化を攝受するには、日本精神を基調としなければならぬといふのが、その主張であつた。かくの如きは、今日では、もはや、國民一般の常識であるが、闇齋の頃には、決して左様でない。支那崇拜の弊害は、闇齋をして、この言を爲さしめる一心配があつた。「孔子が大將となり、孟子が副將として、日本に攻めて來た時には、どうするか」と、闇齋が多く門人に尋ねたところ、一人も返事が出来なかつたといふ名高い話は、明確にこれを裏書きしてゐる。またその創めた垂加神道は、日本書紀神代卷と、中臣祓とを、所依の經典として教を立てた。闇齋は、「道は則大日靈貴の道にして、教は

則猿田彦の教なり」と説いてゐる。小林建三學士の研究によれば、大日靈貴の道とは「天照大神の勅し給うた御本旨」であり、猿田彦の教とは、「皇統に對し奉り、絶對の忠順を表明することに歸する」ものであるといふ。(垂加神道の根本思想)かくして神道の方面からも、國體が闡明せられ、勤王の精神が養はれた。されば、夙に尊王賤霸の説を唱へ、門人友松氏興の畫像の贊に、「曾記貴周禮、羞稱撓楚權、事君忠潔志、欲學伯夷賢」と記してゐる。霸者として楚が、周の王室に禮を失へることを咎め、王室を尊び、霸業を賤しむの意を寓せるを見ても、その一斑を知ることが出来る。

○淺見綱齋 近江國高島郡太田村の人。通稱は重次郎、名は安正、綱齋と號した。本姓は高島氏、淺見氏に養はれた。山崎闇齋の門人。その尊王の説に於ては、遙に闇齋に勝り、常に皇室の式微を慨き、靖獻遺言を著して、尊王の大義を説いた。靖獻遺言は、綱齋が自ら説明したやうに、「古より大義の明かにして、尤その著き者」八人(屈原、諸葛亮、陶淵明、顏真卿、文天祥、謝枋得、劉因、方孝孺)を撰び、その詩文を掲げて、その行實を附載し、節義に殉ずる覺悟を教へ、忠君愛國の精神を鼓舞した。八卷。貞享四年刊行。なほまた、「幕府は、天皇の御名代として、國を治めるものである」と稱し、幕府あるを知つて、朝廷あるを忘れた國民に、君臣の別、儼として侵すべからざることを意識せしめたのは、綱齋の力であつた。正徳元年十一月歿。年六十。

○徳川光圀(圖版) 水戸第二代の藩主。頼房の子、家康の孫。夙に尊王の志を抱き、大日本史を著はして、大義名分を明かにし、楠公の墓を修して、勤王の精神を振興した。元祿十三年十二月薨。年七十三。圖版本像は、茨城縣太田西山莊安置。

○大日本史 神武天皇から、後小松天皇までの歴史。漢文。三百九十七卷。本紀、列傳、志、表の四部から成る。本紀は、御歴代の天皇を中心としたその御代の編年史、列傳は、著名な人物の傳記、志は、地理及び制度文物の記述、神祇、氏族、職官、國郡、食貨、禮樂、兵、刑、陰陽、佛等の十篇に分ち、表は、朝廷幕府の重なる官職員の在職年表、臣連二造、公卿、國郡司、藏人檢非違使、將軍臣屬の五篇に分けてある。明暦三年、光圀が、まだ世子の頃から編纂に着手したが、その在世中

に出来たのは、本紀并に皇妃、皇子、皇女の傳で、その他は、つぎつぎに成り、全部完成したのは、明治三十九年である。光圀の嗣子綱條の書いた大日本史序に、光圀の言を記し、「亂賊の徒をして懼るゝ所を知らしめ、將に以て世教を裨益し、綱常を維持せんとす」といへるのを見て、修史の精神を知ることが出来る。要するに、大義名分を明かにするが爲めであつた。

○淺川の建碑 嗚呼忠臣楠子之墓と題し、自から書する所。また碑陰には、明人朱舜水の書いた文章が刻してある。光圀が隱居の後、元祿五年に建てた。楠子の子は、學徳の勝れたものに對する敬稱、孔子、孟子などと同じである。この碑の建つまでは、小さな塚があり、塚の上に、梅松二本の樹を植ゑて、僅に標識としたに過ぎない、大忠臣に報ずる所以でなかつた。然るに光圀の建碑以來、參詣人が俄に多くなり、天保年間には、毎日平均千人に及んだといふ。それだけ國民に偉大なる感化を與へた。

○荷田春滿 京都伏見稻荷神社の神職。通稱は齋宮、名を春滿といふ。古典によつて、古道を明かにしようと思つたものは、春滿がはじめである。元文元年七月歿。年六十八。

○賀茂眞淵 遠州濱松の郊外伊場村の人。家は神職である。本姓は岡部氏。通稱を衛士、名を眞淵といふ。その居を縣居と號し、また賀茂氏の末裔であるから、賀茂氏を稱した。荷田春滿の門人。田安宗武に仕へた。明和六年十月歿。年七十三。

○本居宣長 伊勢松坂町の人。後、醫を業とし、紀州の徳川氏に仕へた。通稱は中衛、名は宣長、家の號を鈴の屋といふ。賀茂眞淵の門人。享和元年歿。年七十二。

○平田篤胤 秋田藩(佐竹氏)士。本姓は大和田、平田氏に養はれた。通稱は大角、名は篤胤、家の號を伊吹の屋といふ。天保十三年九月歿。年六十八。

○國學 古典の研究によつて、日本精神を明かにする學問をいふ。荷田春滿が、そのもとを開き、賀茂眞淵がこれを興し、本居宣長が大成した。春滿は、「六國史、三代格、萬葉集、古今集等の古典を研究しなければ、古道を明かにする事が出来な

い」と稱し、宣長は、「すべて後世の説にかゝはらず、何事も古書によりてその本を考へ、上代の事を、つまびらかに明らかにする學問」であり、古の道をあきらむる學問である」と稱し（うひ山路）、平田篤胤は、「上代の事實の上に備はれる眞の道を、純粹なる古意古語を以て、すなほに説明」する學問である（入學問答）といへるにて明らかである。然らばその「古の道」、「眞の道」とは何であるか、春滿は、

踏みわけよ倭にはあらぬ唐鳥のあとを見るのみ人の道かは（春葉集）
と詠じ、眞淵は、國意考に於て、

たゞすめ神をたふとみ、すべらきをかしこむべし。臣（民）たみも、神をたふとめば、心の内に、きたなき事を隠すことを得ず、すべらぎを恐るれば、身にあやしきふるまひをなし難し、よりてこの二つのたふとみかしこきを、常忘るまじきてふ外に、世の治り、身のとよのはんことはなきにや。

といひ、宣長は、直毘靈に於て、

天照大神高天原に大坐々て、大御光は、いさゝかも曇りまます、此世を御照しまし〜、天津御願はた、はふれまます傳はり坐て、事依し賜ひしまに〜、天の下は、御孫命の所知食て、天津日嗣の高御座は、あめつちのむた、ときはにかきはに動く世なきぞ、此道の靈く奇く、異國の萬の道にすぐれて、正しき高き貴き微なりける。

といひ、更に、

この道は、いかなる道ぞと尋ねるに、天地のおのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず、此道はしも、可畏きや高御産巢日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐大神、伊邪那美大神の始めたまひて、天照大神の受たまひ、たもちたまひ傳へ賜ふ道なり。故是以神の道とは申すぞかし。……人はみな産巢日神の御靈によりて、生れつるまに〜、身にあらべきかざりの行は、おのづから知りて、よく爲る物にあれば、いにしへの大御代には、しもがしもまで、たゞ天皇の

大御心を心として、ひたふるに大命をかしこみ、みやまひまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくろひて、おのも〜祖神を齋き祭りつゝ、ほど〜に、あるべきかざりのわざをして、隠しく樂しく、世をわたらふほかなかりしかば、今はた、其道といひて、別に教を受けて、おこなふべきわざはありなんや。もししひて求めむとならば、きたなきからぶみごころを祓ひきよめて、清々しき御國ごゝるもて、古典どもをよく學びてよ。然せば受け行ふべき道なきごとは、おのづから知りてむ。其をしるぞ、すなはち神の道をうけおこなふにはありける。

と説明し、篤胤もまた、古史傳に於て、

天の下に、上なく貴き天皇の御心のまに〜、各々等が爲には善くも悪しくも、伏従ひ奉仕るぞ、道ちふ道の大道なれば、下の下まで、此の大道を受持ちて、臣は臣として、其君に忠やかなるべきこと、千世萬世に動きなきぞ、浦安國の尊き御國柄なる。

と説明してゐる。即ち敬神、尊王、忠君、愛國といふことが、その中心思想であり、國體を説き、日本精神を明かにするものが、その生命であつた。

○蒲生君平 宇都宮町人の家に生れた。通稱は伊三郎、名は秀實、字を君平といふ。字を以て世に行はれてゐる。本姓は福田氏、蒲生氏郷の庶族から出たので、後自ら蒲生と改めた。常に皇室の式微を慨き、九志編纂の志を起し、長谷川進物への書中に素懷を述べ、「僕生涯願ふ所は、邦家の爲めに名分を正すにあり」と告げてゐる。九志は、神祇、山陵、氏族、職官、服章、禮儀、民、刑、兵の諸篇であるが、山陵志、職官志のみ成りて、他は出来上らなかつた。就中山陵志は、最も力を盡し、親しく、近畿地方の陵墓を探り、更に遠く佐渡に赴くなど、調査の爲めに心を勞したことが多い。また高山彦九郎と同じく、足利尊氏の墓に鞭打つて、その罪を責めたこともある。文化十年七月歿。年四十六。

○高山彦九郎 上野新田郡細谷村の人。通稱は彦九郎、名は正之、仲繩と號した。常に四方に遊んで名士と交り、また忠臣

孝子の顯彰に心を用いた。頼山陽の書いた彦九郎の傳に、「正之又喜んで文學の士に交はり、人の孝子義僕の事を説くを開けば、遠隔と雖も往いてこれを問ひ、轉じてこれを人に述べ、殷々涙聲に隨つて墮つ。古今君臣順逆の跡を談する、慷慨己の時を同じうし、其事に關するが如し。少にして平安に入り、三條橋の東に至り、皇居は何方と問ふ。人これを指示すれば、即ち地に座し拜跪して曰く、草莽の臣正之と。行路聚り觀、怪しみ笑ふも顧みざる也。京郊に遊び、足利尊氏の墓を過ぎ、其罪惡を數め、大いにこれを鞭つこと三百。故に平時、人の惡を見る、これを疾むこと仇の如し」と記してある。(原漢文)その人となりを知ることが出来よう。寛政五年六月、時勢に憤る所あり、久留米で自刃した。年四十七。

○頼山陽(圖版) 藝州藩士頼春水の子、杏坪の姪。通稱は久太郎、名は襄、山陽と號した。夙に家學を承けて、儒學に涉り、最も詩文に長じ、早くから名聲を馳せたけれども、故ありて家を繼がず、京都に出で、子弟に教授した。日本外史の外、その詩文にも、勤王の精神を鼓舞したものが多し。天保三年九月歿。年五十三。圖版の畫像は、京都頼龍三氏所藏。

○日本外史 武家の盛衰興亡を、家別に記した漢文の歴史。家ごとに評論が加へてある。二十二卷。前後二十年の歲月を費して完成した。平氏、源氏、北條氏、楠氏、新田氏、足利氏、後北條氏、武田氏、上杉氏、毛利氏、織田氏、豊臣氏、徳川氏に分つ。敘事評論の間、おのづから尊王の大義を寓し、武士道の精神を發揮することに努めた。殊にその勝れた文章の力により、世人に感化を與へたところが多い。凡そ幕末維新の際における勤王の志士で、日本外史を讀まないものは、殆どないといはれるほど、流布せられてゐる。維新の大業に寄與したことも、誠に偉大なるものがあつた。

○露西亞の勢力 露西亞の東亞經略は、西紀一五八一年コサツクの頭目エルマークの遠征からはじまり、利益の多い毛皮獸(狐、貂、獺、熊、鹿、狼、野兔)の捕獲に従ひ、十七世紀末には、その勢力が確實にカムチャツカに達し、十八世紀のはじめから、漸次千島列島の蠶食が行はれ、我が明和安永の頃には、得撫以北は、既にその勢力範圍となり、寛政文化の頃に至りては、樺太、北海道本土さへも、危險を感じるまでになつた。

○英吉利の勢力 英吉利は西紀一六〇〇年東印度會社を立て、東方經略の事に着手し、尋で莫臥兒帝國の衰運に乗じて、印度の侵略を企てゝゐる。かくて一八五七年には、遂に同帝國を滅ぼし、英國女王ビクトリアは、印度女王の位をも兼ねるやうになつた。是より先英國商人は、印度の阿片を盛んに支那に輸出してゐる。阿片の害毒を恐れた欽差大臣林則徐は、一八三九年、廣東における英商の阿片を焼き、その貿易をも禁じたので、翌年英國艦隊は、廣東、厦門、寧波の諸港を封鎖攻撃し、遂に南京に迫つた。支那は、連戦連敗の結果降を請ひ、償金二千一百万弗を支拂ひ、香港を割讓し、上海、寧波、厦門、福州、廣東の五港を開いた。我が國の天保十三年に當つてゐる。

○西洋學 八代將軍徳川吉宗は、天文曆學に通じ、その頃世上に行はれてゐる曆本に、誤りの多いのを見て、改正の志があつた。これが爲めに、學者を集めて、調査してゐる際、西洋の曆學の進歩せることを知り、こゝにはじめて、洋學研究の必要を認め、元文五年、青木昆陽をして、和蘭語を學ばしめた。昆陽は、幕府の御家人である。通稱を文藏、名を敦書といひ、昆陽と號した。命を受けてから、和蘭の通詞に就いて、和蘭語を學んだが、漸く、文字、單語、綴字法などを覺えた位で、まだ自由に讀書するまでには、至らなかつたけれども、洋學發達の基礎は、この際に築かれたのである。

○前野真澤 中津藩(奥平氏)の醫師。名は真、通稱を良澤といふ。蘭化と號した。はじめ青木昆陽に學んだが、不十分であるから、更に長崎に赴いて、通詞の吉雄幸作(耕牛)に従ひ、後更に獨學して、一通り蘭書を読めるやうになつた。更に和蘭の解剖圖を購ひ、門人の杉田玄白と共に、翻譯に着手したのは、明和八年三月五日である。玄白は、若州小濱藩(酒井氏)の醫師で、名は翼、通稱を玄白といふ。かくて解剖書の翻譯は、年を閱する事四箇年、安永二年に至りて稿成り、翌三年に出版した。即ち有名な解體新書(四卷、附圖一卷)で、人體の構造及びその機能の事を記したものである。良澤は、名を好まない性質であるから、特更に杉田玄白譯として、公刊したけれども、事實は、その力による所が最も多し。蘭書翻譯の事業はじめてこゝに起り、和蘭の學問は、これから開けた。解體新書の出版は、洋學發達史上に於ける劃期的の事實であ

り、良澤玄白の功績もまた、著しいものがある。良澤は、享和三年十月、八十一歳で歿し、玄白は、文化十四年。八十五歳で歿した。

○大槻玄澤 奥州一ノ關藩(仙臺伊達氏の支族田村氏)の醫師、後に仙臺藩(伊達氏)の醫師となつた。名は茂實、通稱は玄澤、號を磐水といふ。前野良澤、杉田玄白の門に入りて、蘭學及び醫學を修め、また長崎に赴いて、通詞にも學んだ。天明八年に出版したその著蘭學階梯は、世界の大勢を述べ、蘭學研究の必要を論じ、文字、發音、綴字、譯文、文法の事を説明したもので、蘭學の普及する途は、これから開けた。要するに蘭學は、吉宗、昆陽が、その糸口を開き、良澤、玄白が、その基礎を築き、玄澤が、これを大成したのである。文化十四年四月歿。年八十五。

○洋學の發達 天文學には、本木良永の二球儀用法(寛政五年)、曆學には、中野柳圃の曆象新書(同十年)、植物學には、宇田川榕菴の植物啓原(天保四年)、化學には、同人の含密開宗(同十年)、物理學には、青地林宗の氣海觀瀾(文政十年)がある。いづれも安政開國以前の著作にかゝり、歐洲學術の傳來に關する蘭學者の努力は、驚くべき成果を示した。

○地理歴史兵學の研究 地歴には、佐藤信淵の西洋列國史略、前野良澤の魯西本紀略、桂川甫周の魯西亞志、鶴峯戊申の米利幹新誌、荒木審の嘆咄喇紀略、小關三英の那波列翁傳、司馬江漢の萬國略說、地球全圖略說、箕作省吾の坤輿圖說等があり、兵學には、宇田川榕菴の海上砲術全書、本木正榮の海岸備要、市川齋宮の遠西武器圖略、鈴木春山の兵學小識、三兵活法、海上攻守略説等がある。砲術、築城法が傳はり、大小砲、火藥が製造せられ、軍艦の模様が作られ、洋式の訓練も開始せられた。いづれも安政開國以前の事にかゝる。我が國の識者は、早くから世界の大勢にも通じてゐた。これ皆洋學の開けた賜である。かくして我が識者は、西洋の勢力の恐るべきを知り、はじめて國力回復の説を唱へ、更に進んで、勤王運動となり、明治維新となつた。

○國防の不備 永い間の泰平の爲めに、幕府の政は漸く亂れて、海内統御の實を失ひ、士氣が衰へ、外國に對する備が出来

てゐない。即ち幕府の衰頹、士氣の頹廢、大砲小銃の不完全、軍艦の絶無、砲臺の不備がそれであり、要するに、國力の不振から導かれてゐる。かくして國力回復の説が、識者によつて主張せられた。

○徳川齊昭(圖版) 水戸の藩主。天保年間、藩政の大改革を行ひ、文武を奨勵し、士氣を引立て、産業を起すなど、事業の見るべきものが多い。最も國力の不振を憂へ、敬神尊王の説を唱へて、人心を鼓舞し、軍艦を製造し、大小砲を鑄造するなど、國防を整へることの急務なるを論じて、世上を指導した所が多い。弘化三年隱居、ペリー渡來の後、幕政に參與し、國力回復の事に力を盡したが、安政の大獄の時に處罰せられた。萬延元年八月薨。年六十一。諡して烈公といふ。圖版は、徳川公爵(水戸)家所藏。

○藤田東湖 水戸藩士。徳川齊昭の謀臣。幽谷の子、名は彪、通稱は虎之助、後に誠之進と改めた。號を東湖といふ。齊昭を輔けて藩政の改革を行ひ、また敬神尊王の説を唱へ、國力の回復を説き、著書に、言論に、海内の青年を感化した力は、偉大なるものがあつた。西郷隆盛をはじめ、諸藩有志の教を受けたものが多い。安政二年十月歿。年五十。

○金澤正志齋 水戸藩士、通稱は恒藏、名は安、正志齋と號した。徳川齊昭の侍讀。東湖と同じく、齊昭を輔けて、敬神尊王、并に國力の回復を論じ、著書に、言論に、海内の青年を感化したところが多く、その門人からは、多數の勤王の士を出してゐる。文久二年七月歿。年八十二。

○ペリー ペリーは、メキシコ戰爭に驍名を馳せた勇將である。特に日本の開國を促すが爲めの使節に選ばれた。海軍代將(Commodore)。海軍代將は、大佐と少將との中間に位する階級、現在はない。また米國が日本の開國を促がしたのは、支那貿易が盛んになつて來たので、航路の中間に、商船の寄港地を必要としたのと。太平洋方面に出動せる捕鯨船の爲めに、避難所を求め、薪水食料を供給する必要をも感じたからである。かくてペリーが、艦隊を率ゐて、浦賀に來たのは、嘉永六年六月三日、國書を呈出したのは同月九日、それから一旦香港に引上げ、安政元年正月二十七日、再び神奈川沖に來り、幾度

か交渉を重ね、三月三日和親條約が締結せられた。因にいふ、ペリーが一旦香港に引上げたのは、幕府への贈物を載せた運送船が、まだ到着しないのと、支那に長髮賊の亂が起り、自國の居留民を保護する必要を生じた爲めであつた。

○米國艦隊の威力 米國艦隊は、嘉永六年には四隻、安政五年には九隻であつた。幕府はこの時、諸般の準備を整へる爲めに、數年間開國を延期したい考であつたけれども、意志を曲げて、米國の要求に應じたのは、艦隊の威力に屈したからである。

○日英約定 安政元年八月二十三日締結。この條約は、他國の條約よりも、非常に簡單なものであり、約定と稱してゐる。

○日露和親條約 安政元年十二月二十一日締結。

○日蘭和親條約 安政元年十二月二十三日締結。

○和親條約 日米條約に、亞墨利加合衆國と帝國日本、兩國の人民、誠實不朽の親睦を取結び、兩國人民の交親を旨とし、向後可守箇條を相定候ため、……雙方左之通取極候」とあるが如く、兩國互に懇親を結ぶ爲めの條約である。

○開港場 米國には、下田、箱館、露蘭二國には、下田、箱館、長崎、英國には、箱館、長崎であつた。しかし、最惠國條款が設けられてゐるから、結局四國共に、三港を開いたのである。

○日米通商條約 安政五年六月十九日締結、

○日蘭通商條約 安政五年七月十日締結。

○日露通商條約 安政五年七月十一日締結。

○日英通商條約 安政五年七月十八日締結。

○日佛通商條約 安政五年九月三日締結。

○通商條約 正しくは修好通商條約といふ。懇親を結ぶと共に、通商上の取極めを設けた條約。通商の細則を記した貿易章程が附屬してゐる。開港場は、神奈川、箱館、兵庫、長崎、新潟の五港、開市場は、江戸、大坂の兩市。五國共に同じであつた。

○安政の大獄 安政開國の後、國力の回復は、ますます必要になつた。然るに幕府は既に衰へて、その責に任ずることが出来ない。殊に將軍家定は、病身であり、國事多端の際、政務を決裁する手腕にも乏しい。故に賢明の人物を將軍の養子として、これを輔佐せしめ、幕府の基礎を固め、その勢力を回復することによつて、國力の回復を圖らうとした。これが繼嗣問題の起る原因である。然るに幕府の役人等は、この運動に参加した人々が、幕府の政權を私する野心があると疑ひ、こゝに大衝突が起つた。それが安政の大獄の原因である。

○一橋慶喜 徳川齊昭の子。一橋家を嗣いだ。少年の頃から英邁の聞えが高い、故に慶喜をして將軍を輔佐せしめ、幕府の基礎を固めようとする運動が起つたのである。一橋家は、田安、清水の兩家と共に三卿と呼ばれ、十萬石の領地を有してゐるけれども、大名ではない。幕府の家族としての取扱を受けてゐる。將軍の養子となるのは、三卿と三家とに限られてゐた。

○徳川齊昭 この時永蟄居を命ぜられた。永蟄居とは、生涯一室内に閉居して謹慎してゐること。外出することも、他人と交通面會することも出来ない。

○松平慶永 號を春嶽といふ。この時隱居慎を命ぜられた。隱居は、家督を讓つて隱退すること、慎は、家内に閉居してゐること。外出することも、他人と交通往來することも出来ない。

○山内豊信 號を容堂といふ。やはり名君として知られてゐる。はじめ幕府の内命によりて隱居を請ひ、ついでまた慎を命ぜられた。

○橋本左内(圖版) 越前藩士。松平慶永の謀臣。通稱は左内、名は綱紀、號を黎園といふ。この時死刑となつた。年二十